國史叢書

評議員
文學博士 萩野由之　文學士 笹川臨風
文學博士 黑板勝美　文學士 菊池謙二郎
文學博士 松本愛重　文學博士 三宅米吉
（イロハ順）

黑川真道編

古郷物語（黑田家）　全
大友公御家覺書　全
從道鑑五代記（島津家）　全

國史研究會藏版

解題

古郷物語　三卷

本書は、黑田家の記錄にして、初代美濃守職隆法名宗圓・二代官兵衞孝高法名如水・三代筑前守長政・四代右衞門佐忠之の事蹟を知らしめたるものなれども、特に初二三代の創業者を主として記したるものなり。

本書は、黑田家の或舊臣が、主家を離れ、虛無僧となり諸國を行脚し、關東に到り、或る禪寺に宿り、不圖是も黑田家の舊臣にして、禪僧となれる老人に出會し、古鄕播州の事より、己が舊主の黑田家の事に及び、虛無僧より老禪僧に、黑田家の播州に起れる事蹟を問ひ、且つ自身の得心せざる點につきては、老僧の辯明を請ひ、一々其の物語を聞くといふ躰にして、一書に綴りたるものなり。されば玆に古鄕と云ふは播州を指していへるなり。

本書內容は、黑田家の初代美濃守職隆、備前國福岡の人なりしが、播磨に來り、五着城主小寺政職に仕へ、追々登用せられ、家老職となり、信任厚く、子の官兵衞孝高も亦小寺家に仕へたり。孝高、後主家に背き、小寺家に敵對し、勢漸く盛大となり、織田信長に欵を通ず。信長、命じて羽柴秀吉に屬せしめ、屢〻軍功を建つ。秀吉亦之を信任す。秀吉志を得るに及び、孝高の軍功を賞し、豐前國六郡を封ず。然るに孝高非常の宏度あるを以て、秀吉の嫌忌を恐れ、祝髮して如水と號し、子長政をして、軍國の事を視せしむ。長政は、慶長四年、欵を德川家康に通じ、同五年關ヶ原の役に德川氏に屬し、非常の軍功を建つ。亂平ぎて、筑前國五十二萬石に封ぜらる。福岡城に居り、筑前守と稱す。元和九年卒す。子忠之封を襲ぐ。以上黑田家四代間の內、初二三代の所々の合戰・軍功・言行、或は自家の仕置・家臣の事蹟等の顯著なるものを、悉く記したり。

本書作者詳ならず。本書最初に記せし如く、黑田家の舊臣の、虛無僧の問に答へて、同じ舊臣の老禪僧が、己が記憶を物語し、又は虛無僧の問に答へたる體に書

きなしたるものにして、作者の名を掲げず。されば何人の作なるか、知る由なし。隨つて時代も知るべからず。按ずるに、本書下卷に、四代目忠之の事を『黒田家四代の內右衞門佐殿は、泰平の御代に生立ち給へば、武邊の覺なきも理なり』と記せり。忠之は、元和九年家を繼ぎ、寛永中、島原の役に參加し、長崎戍衞を承りたる事あり。承應三年卒す。これらの事蹟により考ふれば、本書は寛永より以下、承應より以前の著作なるものと思ひて、大差なかるべし。但し本書、忠之の事蹟につきては、島原役に功ある事に對し、武邊の覺なきも理なりと、記したるは、あまり簡短なれば、恐らくは忠之家督を承はりたる時代の、寛永初期の作ならんとも、亦思はるゝなり。記して後賢の高敎を竢つべし。此の書、黒川藏寫本を採收す

大友公御家覺書　一卷

本書は、九州の豪族大友氏の盛時に於ける種々の由來を記したるものなり。大

友氏の祖先は能直といひ、源頼朝の子と稱す。子孫連綿義統に至る。義統豐臣秀吉に屬し、朝鮮の役に從ひ軍功あり。秀吉薨後、慶長五年、石田三成に與し、軍敗れて降參し、常陸國に配流せらる。慶長十年、配所に逝去し、累代の名家も、一時絶斷の悲運におちいりぬ。

本書内容は、大友家年中儀式次第、方違の事、代々定めの家職の事、大友氏系圖幷同紋衆の事、豐後國侍の事、九州所々城主・郡主等の事、大友家幷に幕下衆、豐・筑・肥・薩・隅・日の間に於ける軍場聞書、後奈良院の御時、大友義鑑和歌の難題を賜はりし事、大友家の家寶の事、最終に九州探題幷評定衆次第、京都守護九州探題等の事を掲げたり。何れも順序といふ事なく、書き記したるものなり。

本書作者詳ならず。元和年中迄の事蹟を記せり。按ずるに、大友義統の遺臣などの、主家に傳はれる由來の一端を、覺書として記したるものなるべし。

本書黑川藏寫本を採收す。原本は、元塙氏の群書類從の又續本の材料として、蒐集せしものなり。そは表紙の側に又續と記しあればなり。然れども又續は、編

纂に至らずして止みたり。因つて今回紹介することゝなしぬ。此の書、世間稀珍の書と思はる。

島津家 從二道鑒一五代記 一卷

本書は、島津氏の五代目貞久法名道鑒・六代目氏久法名齡岳・七代目元久法名恕翁・八代目久豐法名義天・九代目忠國法名大岳の五代間の事蹟を、記したるものなり。

貞久、足利尊氏に屬し、屢〻軍功あり。老年薩州に歸り、經營するところあり。子孫皆足利氏に屬し、忠勤を抽ず。本書は、此の五代間に於ける種々の軍功・合戰、或は薩州附近の出來事等、順序なく覺書したるものにして、文章も一種の文體をなせり。要するに本書は、足利時代に於ける島津家の記錄なり。

今玆に、諸家系圖に採收するところの島津系圖により、右五代の略歷を掲げ、本書一覽者の參考に供すべし。

貞久。上總介法名道鑑。觀應二年七月三日卒八十三歲。屬二尊氏卿一數有二軍功一。尊氏書二扇面於歌一授レ之曰、『九つの國より御代は治りてめでたき事を白菊の花』即爲二家紋一云。

氏久。三郎左衞門、修理亮、越前陸奥守、法名卽宗院齡岳玄久。此時畠山禮部圍二日州平郡城一、氏久垂圍レ之、夾擊殺二禮部一。又善二騎射一撰二馬書十八條一。嘉慶元年閏五月四日卒、年六十歲。按南浦文集以レ擊二禮部一爲二久經之時一。

元久。陸奥守。應永中上洛謁二勝定院殿一。十八年八月六日卒、四十九歲。號二恕翁一、法名福昌寺玄仲。

久豐。陸奥守、修理亮、法名義天存忠惠燈院。朱書云、應永三十二年正月二十日卒、五十一歲。

忠國。修理亮、陸奥守、元名貴久、法名深固院玄譽大岳。文明二年正月二十日卒、六十八歲。

本書作者詳ならず。但上卷の內に、文明十四年六月日沙彌聖榮歲八十五と一箇所記

し、猶同人が、文明十四年八月吉日云々と、三箇所記せり。上巻巻尾に、沙彌山田聖榮と記してあれば、山田氏の人が出家して、沙彌云々と記せしこと明けらし。此の人八十五歳と記せれば、隨分長生の人なり。これ恐らくは、島津家の家臣にして、主家五代間に於ける己れが見聞のまゝを、書記せしものなるべしと考へらるゝなり。此の書、黑川藏古寫本を採收す。

大正五年一月　　黑川眞道識

例言

一、本編には、古郷物語三巻、大友公御家覺書一卷、島津家從道鑒五代記とを採收す。

一、古郷物語は、原本片假名なるも、今悉く平假名に改めたり。

一、大友公御家覺書は、原寫本極めて讀み難く、而も對照すべき途なかりしを以て、校訂に際し、頗る困難を重ねたり。文字疑はしきものに限り、止むなく原本の儘としたるも少なからず。文字全く不明なりしものは、時に□を箝入したり。

一、從道鑒五代記は、文體一種の調を帶び、古雅掬すべきものあり。多少疑はしき文字と雖も、多くは其儘となし、字體不明にして誤寫と認むべきものに限り、稀に□を箝入せり。

一、語尾を補ひて、讀誦を平易ならしめたるもの例の如く、多きに從ひて、文字の一定を討れること亦同じ。

目次

古鄕物語〔黑田家〕

卷之上

卷之中

定衆次第

島津家 従二道鑑一五代記

目次 終

古郷物語　上

或時、關東の傍知らぬ里を、獨歩きけるに、俄に雨降り來りぬ。邊を見れば、古跡と思はしき寺あり。雨降らずともと嬉しく思ひ、客殿緣の邊に立寄れば、住持と見えたる老僧出合ひ、是は何方よりと問はれければ、何處とも定めなき世に、捨てられし者なり。雨の晴れ候內、休ひたき由申しければ、是へ御入候へとて、茶堂へ呼入れけり。亭坊は、禪宗の長老と見えたるが、心樣むつかしからず、飽迄無造作に、人相能く、殊勝なる體なり。住持申されけるは、此分にて、雨も止み申すまじ。縱ひ晴れ候ても、今日は日も傾き、何方へ御越し候とも、捗も參るまじく候。浮世の外の思出に、何方にても、日を送り給はぬか。總別世の中は、成次第に持成したるが能しと、覺え候と申されけり。又茶を立て居たる禪門は、年更け瘦衰へたれども、如何樣侍の果と見えたる遁世者なり。和尙是に向つて、其方は何と思はれ候やと、問

はれければ、某も世に捨てられたる者なり。あなたは年若く、遁世も此頃の様に見え候間、未だ道心しみ申すまじく候。和尚様御意の様に、憂世は行當りたる時、夫程になりたるが能く候。油斷せぬぞ、拔かるまじと思當りぬ。先の初より、自然能き事も候はめども、多くは何の用にも立たぬ氣盡し、畢竟身の爲め損多し。世にある時は、人界の業なれば、面曲の惡しき所へも行き、又出合ひ候はねば、一日も送り難く、世を遁れたる一徳には、面曲の能からぬ所へは、重ねて足向もせず、懇に不便がり候所には、幾日も居たるが能く候。某も、元は侍の數にも入りたる者なりしが、中年の頃仔細ありて、譜代の家を引切り、深く構へられ候に付、行方なく乞食となり、諸國流浪の身となりて、此寺へ參り候へば、和尚様御慈悲深く御懇に付、一日一日と、早三年居候と、申しける所へ、虛無僧一人來り、是も雨の晴間と申しければ、亭坊頓て聞きて、夫へ入られよと、茶堂へ呼び入れけり。互に四方山の咄をしけるが、虛無僧申しけるは、あれなる御禪門は、播州の人と聞えし。其分にて候やと問へば、其方も播州なり、御懐しやと申しければ、御禪門は、播磨にては何と申す所の

人にて候か。姫路の者にて候。黒田家譜代の者なりしが、若き時の習、さもあらずともと思ふ事を、不足に思ひ、譜代の家を立出て、構へられ候により、力及ばず、此姿になりたりと申せば、虚無僧申しけるは、あら懐しや、某も、親は黒田家に居たりしが、某若年の時に、連れられ罷出で、排き廻り候ても、仕合惡しく、行方なく斯樣になりたり。親は定めて、御知人にてもあるべし。某は若年にて出て候へば、古鄕の事、曾て存ぜず。返すぐも珍しき人に、參會候ものかなと悅びければ、禪門申しけるは、黒田、今こそ大名なれ。播州にては小身にて、渡り奉公人なれば、家中の者、親緣に離れたるは稀なり。適〻他人ありといへども、兄弟同前に、親しからぬはなし。御親父の名字を聞きたらば、親類か、又は親しく咄したる衆にてもあるべしと、互に懷しがるを聞けば、世を遁れ、何事にも心引かるまじと思へども、昔の友を忘れぬにやと、身に知られ哀れなり。斯く物語の內に、おとなしき同宿、庫裏より出でて申しけるは、和尚は人に飽かぬ人にて、誰の御出候ても、退屈せぬ住持にて候。御心安く御休息候へ。常々淋しがられ候。伽にもなり、慰み給はり候へ。折

節黒米飯の物相出來候、早や出し申すべし。虛無僧も夫へと、申して入れけるが、飯臺抔持ち來る。申したろに違はず、如何にも眞黑なる物相飯を出しけり。糯味噌汁に、味のある菜もなけれども、器など如何にも綺麗にして、氣味能かりし。扨非時も過ぎて、虛無僧申しけるは、以前申す如く、黑田家より出でたる者の末とは申し乍ら、若年の事なれば、曾て存ぜず候。彼家の成立、語り聞かせ給へ。禪門申しけるは、いやとよ、我等國を出でしは、中年の頃なれば、其時分の事は、大方覺え候。黑田家の成立をと所望申され候。夫は見もせぬ京物語、假令聞覺えたる事を語り候ても、信薄かるべし。僞に似たる眞は、聞き給ひて信あるまじければ、入らざる事なりと申しければ、和尙仰せられ候は、禪門の申分けらるゝ分、尤も至極せり。さり乍ら、其遠慮は入らざる事なり。堯・舜・禹の昔、孔・孟・老子の道、釋迦・達磨の善言、誰あつて今の世に、直に聞く事に非ず。然れども我等が所作なれば、佛道の事、直に敎へられ候樣に、佛は何と說き給ひ、祖師達は斯くいはれたと、虛言を取集め、人を進め候。又若侍衆眠覺しに、儒書の事を尋ねられ候へば、是も孔子・孟子直傳

の樣に、名人顏にて、孔子・孟子は斯く謂はれ候。又老子は是と、知らぬ事を、物知顏にて語る。愚僧一人に限らず、僞も多かるべく候へば、誠に淺ましく、恥しき樣にも候へども、僞の中に眞深きにより、今の代の人、眞實に聞き候へば、今生・後世の爲め、宜しきに極れば、和漢共に止む時なく用ひ來れり。大家の發の事は、愚僧も聞きたく候。殊にあの虛無僧一向若き人、先祖の出でたる家の事、聞きたく思はれける志、哀れにも痛ましく候。急ぎ候てとありければ、和尙樣の御意は有難し。さらば語り申すべく候。某語り聞かせ候。人餘多にて候へば、傳說に誤もあるべし。無き事添へては、語り申すまじく候とて、日も暮れければ、語り明し暮しけり。我も亦、黑田家より出でたれば、虛無僧と同じ心根なり。取分所望にあり乍ら、斯といはんもうたてければ、餘所の事の樣に聞きたる事共、筆に任せて書留めける程に、年月の次第も分けず、まして智惠分別文字もなければ、言の續き、面白く綴立て候事も、叶はず候。若し此聞書落散りて、人の御覽候はゞ、笑草ともなるべき事と、痛ましくは思へども、人に見よとて書かざれば、よし夫も夫も。

黒田家の初代

一、黒田美濃守と申せしは、備前國福岡の人なり。年老い入道仕り、宗圓と申しけり。若年の時播磨へ來り、小寺と申す人を賴み、纔なる體にて、五着と申す所に居られ候。美濃守、心底正直に慈悲深く、謙讓を專にして、武道の心懸深かりけり。萬の直なる道は、此儀より起る事なり。小寺、平人にあらざれば、美濃守が作法心に叶ひ、次第々々に取立てられ、頓て家老職に迄任じ、子息官兵衞成人の後、父子立並び、一家を治め民を憐み、四方の仇を防ぎ、小寺の家を守立つる事、疎ならざりしと承り候。

黒田家と姫路城

一、播州姫路の城は、太閤樣御居城になされ、今に於て名城の聞え之あり。元は黒田殿の城の由、承り及び候。眞にて候や。

仰の如く、姫路は、舊は黒田の城にて候。其頃は、播磨我々持になり、屋形赤松殿は、ある甲斐もなき時代なれば、時の運に依り、他領を討取る時もあり、又は五着構際迄押込み、難儀に及ぶ時もあり。不運・好運定め難きに付きて、姫路城を築かる。揺上城に拵へ、黒田父子に、侍共少々差添へ、一方を堅めさせけり。黒田父

子平人にあらざれば、隣郷を討取り、或は懐け、押領の地過分なり。君恩の外に、大分の身體になり、附隨ひたる侍共にも、恩賞怠らざるに依り、愈〻威を逞しくして、小寺の家を守りけると承り候。

一、威を逞しくして、主君を守りたりと、仰せられ候か。後には主從不和になり、姫路と五着と、敵對の思をなしたる樣に聞傳へ候。臣下富貴に威強くなり過せば、奢る心强くなり、主を馬鹿に仕り、禮を亂すに依り、後には主君を倒し、國にても郡にても、我物に仕る例あり。黒田が富貴にて威の强かりしは、却て不義の媒、惡名の種となりたるや。但さもなき仔細あるや。

若き人には能き不審なり。黒田父子不義無レ之仔細、段々有レ之。長物語退屈あるべく候へども、語り申すべく候。抑尾張國織田信長公、天下一統の御志深きに依り、大方京都迄は治まり、近江國安土を御居城に築きなされ、御旗下に屬せざる國々を攻討たるべき御手立最中なり。又其頃中國の毛利、大國餘多領し、攝津國荒木攝津守・同國大坂の一向宗本願寺門跡、毛利と成合ひ、攝州山崎表又大坂邊、

小寺約を變じて毛利に與す

兵革止む時なく、或時は和睦、又は合戰、正體なき砌、播州の侍・三木の別所・宍粟の宇野を始め、殘らず毛利の味方となり。小寺は最前より、信長方と約諾成り、取次は木下藤吉、後に太閤、小寺使は官兵衞なり。御味方仕るべき御請相調ひ、證人を差出すべきに定まりけり。然る所に小寺死去仕り、若代となり、證人に出すべき子なかりければ、官兵衞男子一人ありと、聞召届けられ候間、夫を小寺證人に差上げて然るべき由、木下殿御差圖に任せ、主從相談を以て、筑前守長政、其の頃松千代、十二歲になりけるを、信長公へ差上げられ、則ち藤吉殿に御預けなされ、近江國長濱の城に召置かれ候。其後小寺約を變じ、毛利一味の內談最中なり。小寺家來當出頭人、其外の徒者共申しけるは、中國よりは、御懇の御使者度々參り、又我等も御使に參り候刻は、小寺殿御使者とて、中々言語に述べ難き御馳走、歷歷の侍衆を送迎に出し、結構なる作法、御存知の前に候へば、申上ぐるに及ばず。信長よりは、今に於て、御使一度も參らず、安土へ御使に參り候へば、美濃・尾張の徒者共寄合ひ、嬲者に仕り、油斷仕り候はゞ、鼻を彈き申すべき體なり。漸く藤吉

が出頭人に取入り、數日隙を入れ、腹の立つ事を倣へ、馬代太刀を渡せば、袴をも着けず、髮も結はざる奴原、鷲鵰に太刀請取り、中々侍のすべを曾て存ぜず、疑ひなく百姓の成上りなり。侍の筋目、能く御存知なされたるは、毛利殿なり。物も知らず、傍若無人なるは信長なり。禮儀正しく、有道無雙なる毛利殿に背き、徒者共の集りたる信長の味方を遊ばさるべきは、偏に見る、穴へ落ちたると齊しかるべしと、利口振に一同に申しけり。小寺も內意は、毛利方を好きければ、尤と同心仕られけり。官兵衞は、悴松千代を、小寺の爲めに、信長へ出し置かれ候へば、毛利一味の談合に、加られざるも理なり。此の事隱れなかりければ、官兵衞間濟し、小寺殿へ申しけるは、眞にて候か、毛利一味の御內談の由、御勿體なき儀にて御座候。其雙方へ度々御使者に參り、見及び候處は、毛利猛勢なりと申すとも、又如何程慇に仕り候とも、毛利家の弓箭、成立つべしとは、曾て存ぜず候。信長は無理多く候て、荒き仕置のみに候間、往々は亂れ候とも、一先づは天下御手に入り申すべく候。あの荒き鋒先にて、蹴散らされ候はゞ、小身根も入らず、當家の滅

亡疑なく候。其時毛利も心底には、見繼ぎたく思召さるべく候へ共、備前の浮田敵對、是に飽み居られ候間、心計りにて押移り申すべく候。來鋭なれば、先づ只今の分にては、信長が一味然るべく候。信長とても、行末賴み少く候。持毀され候はゞ、時の宜きに隨ひなば、逆心の名はあるまじく候。只今毛利と御一味なされ候はゞ、約を變じ證人を捨て、表裏者の惡名、御家の疵になり申すべく候。某悴捨り申すべき事を、不便に存じ候て、申上ぐる事にては、軍神も御照覽あれ、御座なく候。悴の儀、御用にさへ立ち候へば、少しも惜しからざる事と奉ㇾ存候由、心底殘さず申しければ、小寺內意は、同心なけれども、流石捨て難き官兵衞なれば、能き頃に會釋ひ、又出頭共召集め、官兵衞意見の趣、一々申聞かされ候處に、官兵衞は彼徒者の藤吉日にたらされ、第一悴不便に存じ、御家の立たんには構ひなく、信長方然るべしと申上候を、聞召入られ候事、御若氣とは申し乍ら、御運の末と存候。官兵衞頻に、信長御一味の御意見申上候はゞ、御討果しなされ、然るべく存ずる旨、口々に申しけり。元來此事密談なりと雖も、其座に連りたる者の內

より、官兵衞に斯くと告げければ、聞かぬ體にて、急ぎ姫路に來り、父宗圓に語りければ、宗圓淚を流し、やよ官兵衞、能く聞き給へ。運の盡、其家の亡ぶべき時至れば、諸事斯樣に成行くものなり。殿樣御若氣故、老功も入らず、連々御意見をも申上ぐべき者は、むつかしく思召され、御傍へ寄付かぬ樣になされ、若き者御心次第になされ、不能者を吉と思召し、御身近く召仕はれ、剩へ其身不相應の御加增を下され、我儘に御働き候に付、彼惡人共、無道を取持つに依り、百姓共にも疎ぜられ、敵を引入れ、五着の構際迄蹴散らされ、御城危き事度々なれども引退け、百姓共我等威に恐れ、人見せに忠節振を仕り、其日の役を勤め、表向の間を合せ候。是も全く殿樣御存知なされざる事なり。近習の徒者共、當出頭を鼻に當て、朝暮御酒の御伽を仕り、申したき儘の事を言散らし、主を馬鹿に仕る。夫を御制道なきに依り、下々は、何某殿は、御出頭一の御相口、此人の氣に入りなば、御取合に預り、御加增も下さるべく、又は科に落つる者の一類共は、御詫言を賴入るべしと、己が欲心に引請け、追從を專とす。又人に依り、能き臣下と思はぬ

ども、背けば一日も暮し難きに依り、其糟を喰ひ空醉をして、日を暮す類あるべし。夫を大たはけめ、我が智惠分別人に勝れたるに依り、傍輩共貴がり、或は恐れ、手を束ね廻る。さりとては氣の藥と思ひ、肩にて風を切り臂を張り、鼻の先を守り、寄合評定の場にても、痛みもせぬ腰肩を打ち頬を皺む。是れ皆いたか者の藥なれば、一座押なめ惡がれども、權威强ければ、力及ばず。まして謙讓の心得曾てなきに依り、傍輩の善惡を論ぜず、追從是式にめで、我に懇なる者、切々出入仕候者、能き侍と思ひ、取合ひ申上げ、御懇に預り、正念もある者は、媚び諂はぬに依り、當家中にて、似たるきなき能き侍と思へども、結句讒言度々に及べば、腹を切りたるも多し。大殿樣御代、我等一人に、諸事仰付けられ候時の作法、若年乍ら見置かるべく候條、語るに及ばず。扨此談合は、いつの事ぞと問はれければ、此中、毎日の儀に御座候。しまりは昨晩の儀にて、夕夜更け、何某密に知らせ候間、御內談、且は御心得の爲と存じ、唯今參りたりと申す。宗圓申されけるは、其方是へ來りたる事を、殿樣も御不審に思召さるべし。尤も傍輩共、臆病神が附添

ひ、兎や角氣遣仕り、談合最中たるべし。急ぎ五着へ歸り、如何にも別儀なく、兎にも角にも、殿樣次第と身を抛ち、御奉公を專一に仕らるべし。若し談合の座に、召出され候はゞ、何樣になりとも御家相續き候樣に、各御計り候へ。我等父子の儀は、多分に付き申すべしと、何たる心もなき樣に、申成して居らるべしと、申聞かされけり。

一、官兵衞に、斯くの如く申聞け、勿論官兵衞も父同意なり。然れども一大事の儀なり。殊に行末計り難き事なれば、年寄共、其外にも、老功の入りたる者共、五七人急に呼寄せ、前後の樣體、官兵衞に語らせ、父子の內談具に申聞かせ、扨各存寄られ候趣、遠慮なく申され候へと申しければ、家老共申しけるは、是非に及ばざる所は、申上候ても入らざる事なり。先づ官兵衞樣、五着へ御出成され候事、御無用に奉レ存候。其仔細は、松千代樣は、信長へ質人に出し置かれ、殊に信長方然るべき旨、御意見仰上げられ候はゞ、何れも官兵衞樣を、敵に仕るべき事必定なり。其中へ、うか〳〵と御越なさるべき事は、何より以て、御勿體なき儀と存じ候

由、頻に意見仕りければ、官兵衞、各の意見尤も至極。さり乍ら事も見えざるに、此城に引籠りなば、籠城合戰に及ぶべし。主從敵對の事は、不義の第一なり。五着にて、なるべき程難を凌ぎて見るべし。夫にても叶はずは切腹なり。宗圓御老體の儀なれば、各頼み存候由、申されければ、年寄共申しけるは、五着にて御切腹遊ばされ候はゞ、姫路と五着との合戰一通りにて、何の分別も入り申すまじく候。宗圓樣を押立て、某共罷り居り候はゞ、小寺殿何程に思召し候とも、御手ひしぎには、なり申すまじく候。五着の奴原、常々我等の手竝能く存知候。構の外へは打出で申さず、城を取られざるを、能き事に仕り、毛利家へ加勢は請はるべし。毛利も、信長と申す大敵を持ち乍ら、小事に人の損ずる事、仕るまじく候。殊に備前の浮田を押倒す事叶はず、當國の侍共同士爭にて、互に身を抱き居たる折柄なり。攝津國荒木は多勢にて、無二の毛利方なれば、如何程か堪へ難く思召さるべく候へども、山崎表へ出張仕り、信長の先手梶川・和田と合戰の最中にて、互に隙を窺ふ時分なれば、助勢の儀は、念もなく候。然れば小寺殿と、相手向の合戰

に、五着の奴原に、手に物を持たせ候事にてはなく候へども、取籠められさせ給ひ、御父子押隔てられ給ひ候はゞ、心根片付き難かるべし。天下の安否も、頓て知れ申すべく候。當家の興亡は、夫に從ふべき事なるに、官兵衞樣を差捨てられ候事、さりとては口惜しき御事なり。返々官兵衞樣・松千代樣、兩方へ取られさせ給ひ候はゞ、宗圓樣は、何方へ向ひ、弓箭を御取なさるべく候や。官兵衞樣、唯今此城へ御越なされ候事、天の與ふる所なり。虛病を御構へなされ、出仕を止められ、日々五着へ御使遣され、御取合賴み思召す旨、御老中近習の衆へ、御追從を專に遊ばされ候はゞ、元來欲に耽る惡人共、後の大事は打忘れ、官兵衞は全く別心は無レ之、眞實の煩にて候と、結句强かるべきか。若し又騙されずば、是非に及ばず、合戰に取結び、五着を黑土に仕るべく候。尤も主君に弓を引き候事は、大惡逆の最一なり。然れども不義の主を討ち、天下窮民を安んじたる例、唐土にて、聖人の上にもありしとなり。國を取り、榮華に誇るべき爲め、謀叛を企て候こそ不義たるべけれ。是は主君を大切に思召され、御諫めなされ候金言寇になり、忠臣

を討つべしと、御企なされ候。其難を御遁れなさるべき爲めの御働は、全く以て天理に違ふべからず候。何と思案候ても、唯今官兵衞樣、五着へ御越し候儀に、分別に能はざる旨、一同に申しければ、官兵衞申されけるは、各意見の趣、少しも惡しゝとは存ぜず候。助言に任せたき事とは存候へども、各も亦分別仕返しても見給へ。以前申す如く、見えたる事もなきに、此城に楯籠り候はゞ、謀叛人となるべし。又病と申したりとも、眞實の煩とは、如何なるたはけも思ふまじ。黑田こそ謀叛を發し、主を覆し、小寺の家を奪はんとするはと、謂はれん事、侍の本意に非ず。是程主君の御爲を深く思ひ入りたる忠心、徒になり、討果され、或は取込められ候はゞ、運の盡きたる所なり。我こそ左樣に成行きたりとも、此事信長へ聞え申すべし。御代になり候はゞ、第一の忠節、義を守る侍の最一たるべし。我等一人身命を捨て、家の佳名を顯さん事、惜しからざる命なり。五着にて、如何にもなりたらば、宗圓樣御老體と申しても、未だ御老耄はなされず。各事は、我等童部より、取飼はれ、人となりたる事なれば、諸事心元なくも候はず

候。猶も主從の禮を專ら守り、姬路より手を出し、慮外の働無用なり。何卒して、此城を取られぬ樣に手賦をし、身構一遍にて、日を送り給ふべし。其內天下の片付、程あるまじと、申されければ、宗圓申されけるは、各老中の助言、尤も至極なり。然れども官兵衞申し候樣に、家の名を大切に思ひ、命を捨て候事は、士たる者の本意なり。理に暗き子ならば、親の身にても、遠慮あるべき事なれども、其方程の者なり、殊に思定めたりと見えたり。殘る所なき覺悟、急ぎ五着へ行き、なるべき程難を凌ぎて見給へ。ならざる時は腹を切れ。跡の事は心易く思へ。家に少しも疵は付くまじきぞ。家の名に命を替へん事、惜しからずと思はれける所存、返々神妙なり。殊に殿樣よりの御仕懸、何程違ひ候とも、其方は、上意に背き候事は、惡しかるべきぞ。其故は、大殿樣より御名字下され、小寺と名乘り候。御志淺からざる所なり。高下に依らず、主の紋織し候者は、其覺悟あるべき事なり。討果され候はゞ、御馬の先にて討死を遂げたりと、唯今より思ひ定めらるべし。我もたけ頃の人に越え、賴みある一子を、殿樣の御用に立てたりと、思ふべ

きぞ。くどき申す事なれども、走馬に鞭と申す事もありと、繰返し〳〵申されければ、官兵衞機嫌能く打笑ひ、宗圓樣理に御紛れ候て、是非共五着へ遣さるまじと、頻に仰せられ候はゞ、御暇を申請け候に、隙入り申すべく候。理に晴からぬ御覺悟を見屆け、五着へ參り候事、生中の滿足、是に過ぎず候。我等心中、各推量して給はり候へ。さらば打立ち申すべく候。皆々是に居殘られ、宗圓樣を慰め給へと、申しける時、又家老共申しけるは、官兵衞樣御切腹の後迄、主從の禮を重んじ、姬路よりは手を出さゞる樣にと、仰付けられ候は、分別に能はず候。某共所存は、萬一左樣に成行き候はゞ、五着・姬路兩城の內、一方は黑土と覺悟を定め候と申しければ、其中に又申しけるは、夫は差定りたる事なり。今は入らざる事、其時に當り、各申談すべしと申しければ、いや〳〵夫は、性の靜りたる妙句、殊勝には聞え候へども、唯今官兵衞樣仰置かれ候は、御遺言なり。假にも遺言は破られざる事なり。後日に破るべしと存候事は、各一同に破り、主從相談の堅りたる所を、聢と御遺言を守らるべしと、重ねて申しければ、尤も然るべく存候。銘

孝高五着に赴く

銘所存、殘らず申出し、主從相論數遍に及び、落着の所は、官兵衞様切腹なされ候はゞ、五着の城を枕とし、殘らず戰死を遂ぐべしと、我も〳〵と金を打ち候程に、宗圓父子共に、夫程各思定められ候上は、是非に及ばず候と申しけり。皆一同に是こそ望む所の御遺言よと悦びける。扨官兵衞打ち立ちて以後、家老を始め、其外の侍共、宗圓の所へ來りけり。宗圓申されけるは、扨も〳〵官兵衞所存、返々神妙なり。子ながらも恥しき事なり。年老いたる親こそ、先へ立つべきを、五着へ行きて、死跡に生殘り、合戰をして、天下の安否を守るべしと申す事、人非人なり。各心中、返々も恥しく候。然れども我等若年にて、當家へ轉び入り候刻より、大殿様御厚恩、淺からざるに依り、今是程の身體に罷成り、各も此頃迄、傍輩肩を竝べたる衆なり。家を大切に思ひ給ふ志、生々世々忘れ置き難く候。是も偏に、大殿様御恩の末なり。誠に官兵衞儀は、二代とも別けて御懇、剩へ御名字を下され、若き者一老の座を穢し、當家に又人もなき樣に見えたり。今又御機嫌惡しくなりたる事、少しも殿様御心よりは發るまじ。近習の惡人共、官兵衞を倒

したらば、殿樣計りは、たらし能かるべし。又姬路の城我にこそ、黑田の知行は、我こそ取るべしと思ひ、讒言を專らに仕候を、御若年にて、能き事と思召入らせられたるなるべし。返々も御痛はしき儀なり。官兵衞五着へ行きて、死ねと申す事、難儀千萬の所なれども、參らずば、色立ち申すべし。引籠り謀叛人になれ、命は大切の物ぞと意見するは、能き親にはあるべからず。兎角恥程、侍の敵になる物はなしと見えたり。第一中國方の御內談に、同意仕り候はゞ、當時は此難儀あるまじけれども、各分別して見給へ。殿樣と我等父子相談を以て、松千代を信長へ證人に出し置き候。之を捨て候は、不義なり逆なり。松千代を助け、官兵衞を捨て候は、義なり順なり。總別弓箭も、逆には取らざる者なり。逆にして自然は、能き事にもせよ、侍の名を失ひ、多分末長久ならざる例多し。順にして、當時は惡しき事もあるかなれども、侍の佳名强し。大方長久なき事必定なり。順にして、若し惡しく成行きたらば、運の盡きたる所と、始めより思定めたらば、物事後悔はあるまじく候。返々官兵衞を手に付け、此城に籠居候はゞ、播州一國を相

手に仕候とも、苦にはならざる事なるに、義といふえせ物に羈され、老後に斯くの如きの仕合、遺恨千萬口惜しき次第とて、さめ〴〵と泣かれけり。先づ各私宅へ歸り、暮時分登城あるべし。彼是内談を遂ぐべしとて入られけり。

一、扨暮時分に、老共申合せ、出仕しければ、早速出會ひ、官兵衞、五着へ行きぬ。此以後の樣體、何程に仕らるべく候や。我等存知寄り候へども、先づ各覺悟の通り、遠慮なく申され候へと、申されければ、家老共申しけるは、別に仔細は候まじ。此後は、合戰になり申すべく候。計らず押込められ候はゞ、防禦に手間入り申すべく候。先づ五着へ犬を入れ、物音能く承り、塀に物見を出し、人數を揃へ、道具を改め、籠城の時は斯くの如しと、持口を定め、平場の合戰ならば、備の段々、左右前々の如く、愈々家中へ申渡し、聢と合戰用意の外はあるまじく候。但し思召寄はいかゞに御座候やと申しければ、宗圓申されけるは、往々は左樣にもあるべき事なれども、當時は其覺悟惡しかるべし。我々存寄候は、姫路は例より優に見せ、備の心もなく、武義は勤め失ひたる振、然るべく候。官兵衞若く候へども、心の

利きたる者なれば、五着にて、隨分だまり成程たらし見申すべき所に、是にて色を立て候はゞ、夫も徒事になるべし。犬を入れ、物音を聞き候事は能かるべし。官兵衛に腹を切らせ、又は捕へ、押込め候はゞ、姫路へ通用なき樣に、前廉密に道を塞ぐべし。然らば常の心得にては、詮あるまじ。五着にて、侍共・町人、往々は我等父子へ、取分懇切の者あり。今は惡くは思ふまじ。此所へいひ通し、自然事あらば、道を替へ、裏より通り候樣に、堅く相計るべし。構へて〳〵色の立たぬ樣に、第一下々に惡心のなき樣に、各分別肝要なり。然らば金剛又兵衛、完粟の宇野の所へ行きたり。急ぎ呼寄せ、日々能をさせよ。各子供を始め、夫々の儀を申開けられ、先づ退出致され、萬々年の覺悟にてと申捨て、入られけり。

一、五着にては、官兵衛、姫路通ひは、常の事なれば、頃日談合違却に付きて、老父内談に行きたる事必定なり。其儘色を立つべきか。さもあらば、五着の大事、是に過ぎずと、仔細を知りたる者は、爰彼に片付き呼きけり。知らざる者は、若年より俄出頭衆、爰彼に寄合ひ呼き給ふ。顏付・眼色、唯事と見えず。何樣大事が出

來たげなり。あら笑止やと申す者もあり。又若者は、すは事が出來ぞ。日來は家へ行きても出合はず、道にて逢うても、しとけなき頰をして、目鼻にも懸けぬが、唯今行逢ひたるが、殊の外の懇振に、俄に分別者、おとなしくなられたと見えたり。誠や黑田と、中惡しくなりたりと申すか。黑田と合戰に及び候はゞ、我等式の者に、何程の懇情輕薄を盡されたりとも、一支もなるまじく候。我等も日來、命を惜まず挊ぎけるも、黑田引廻しに依つてなり。あの腰拔目、俄出頭人共、何事か仕出したる事があるぞ。今更蚤取眼にて、膝を震はするは理かなと、憚る所なく申す者多かりけり。斯る所へ官兵衞は、歩行の者少々、持鎗計りにて、如何にも取繕はず、ぼと〳〵としたる體にて歸りけり。是は思の外の事共かなと、諸人不審を立てける所へ、取分心をも置き用心も仕るべき者共の所へ、申遣しけるは、姬路へ參り、珍らしき者共求め來り候。元來各へと、志し候ての儀なり。誰々仰談ぜられ、唯今より御出て候へかし。料理仕るべく候。且は此間、しみ〳〵と申承らず候間、御懷かしく候。互に心靜かに咄し申すべし抔、いかにも睦しく、自

筆に捻文を調へ遣しけり。出來年寄共も、官兵衞をたらしたく思ふ折柄なれば、嬉しく思ひ、急ぎ官兵衞へぞ行きける。態と大勢呼集め、常より如何にも打解け用心もせず、客も寛ぐ樣に、諸事馬鹿氣に、又何とやらん濕やかに、底根腹藏なく見えければ、何れも安堵仕り、歸り樣に近き家に集り、扨も今日の官兵衞の亭主振、目を驚せり。如何に繕ふといへども、心底に事のある者は、紛れぬ者にて候が、能々心を付け見候ひしか。少しも心に懸る事のなき人なり。扨は先づ安堵、殿樣御爲め然るべき事なりと申せば、其座に功の入りたる者の申しけるは、仰の如く、見及び申す所、少しも違はず候。去り乍ら年こそ若く候へども、心は古狐·古狸·古猿とも謂ふべき程の曲者なり。あの男產れ落ちてより、能く御存知の前なれば、今迄の作法を以て、往々を御分別候へかし。各此方類の一重智惠の者に、奥意見取られ候者にてはなく候。彼人父子共に、唯人に非ず、其上能き人餘多持ちたり。殿の御用にも立つべき骨柄·一智惠ある者は、姬路は大手なり、一大事の所なりと、黑田に附置かれ候。近年別して懇に心を盡して忝がらせ、剩へ討取り

たる領地共、大分に配分仕り、殘る所なく懇切にし、若代にならせられ候て、殿樣はあるもなきも、御存知なされざる體なり。此者を以て、大殿樣御代には、御身近く召仕はれたるに依り、唯今の御仕懸、恨を含まざる者候まじ。斯くある程に黒田の爲めに命を捨て候事、露塵程にも思はざる樣に仕懸け置き候。此者共、是程の大事を、浮とは思ふまじ。姫路籠城の用意、相調ひ候中、官兵衞是へ遣し、思ふ樣に騙し、能き頃に仕濟し、いつ失せるともなく姫路へ歸り、楯籠るべし。さらば人を遣し、委しく聞けとて、町中の傳次第に、幾筋も人を遣し聞きければ、一兩日中に、金剛又兵衞に能をさせ候とて、家中の子供、誰は鼓、是は脇・連抔とさゞめき、家々にて、能の習試半なり。舞臺は城中、棧敷も結構に構へたりと申す。扨こそ五着は先づ安堵なり。長物語御退屈あるべしとて止みぬ。

一、是迄の儀は、委しく承り候。古鄉の事にて、猶以て戀しく候。此以後の事、語りて御聞かせ候へ。

近頃根問くどき人に參會候。さり乍ら物每、始めより終り迄聞き候はぬは、却て

不審發る事に候へば、御所望も理なり。殊に若き人は、大家興亡をば、能く御聞き馴れ候へば、後學にもなり候。今こそ虛無僭にておはすとも、年若に候へば、何たる身體になり給ふべきも、後の事計り難く候。扨此物語、僞も多かるべしと思召し、大抵理の詰りたる所計り聞き給へ。御退屈御眠付き候はゞ、止み申すべく候。

一、黑田父子、斯くの如く仕懸けしに依り、小寺一家いかにも評議、下々迄、安堵の思に住し、君臣、水と舟とに異ならず。然れども、表向は見事なれども、信長方・毛利方の談合、締りなきに依り、上下の內意計り難く、徃々心許なしと、心ある者は、油斷はせざりしとなり。

一、信長と毛利と、爭牛ばなりければ、備前の浮田直家病死以後も、家老共、愈々信長方を仕り、備中・備後の間、合戰止む時なし。勝負は時の運に依りければ、いつ落着仕るべしとも知らず。攝津國荒木攝津守毛利方にて、信長と戰ひ、攝津國高槻山崎表、軍止む時なし。一向宗本願寺、大坂の城に籠り給ひけるを、信長猛勢

孝高、有岡に囚せらる

を以て、攻め給へども屈せず。斯りける所に、荒木は、山崎へ出張し戰ひけるが、折々利を失ひ、叶ひ難くや思ひけん、居城有岡へ引取り居けり。其時小寺殿、官兵衞に申されけるは、我等も毛利方を仕るべく候やと、存候も、連々荒木と諸事言合せ來るに依り、荒木勸め候へば、斯くの如くなり。其方申され候如く、毛利方仕るべき事は、分別違と覺え候間、急ぎ有岡へ參られ、荒木に意見仕り、同じならば、直に木下所へ行き噯を調へられよ。攝州、信長へ隨ひ候はゞ、備前は、元來信長方なり。某も毛利方を引切り、信長御味方を仕るべし。左樣に成行き候はば、首尾なき表裏者の名に落つまじきぞと、誠らしく申聞かされ候。主命なれば兎角に及ばず、有岡へ行き、小寺使に、同名官兵衞參りたる由、町より申入れければ、官兵衞殿御出ならば、御案内にも及ばざる事なり。急ぎ御登城候へ。早々御目に懸るべしとて、如何にも隔心なき樣に申懸け、本丸へ呼入れ、靜かなる座敷に、取手を隱し置き、押へて生捕り、其儘籠に入れにけり。遺恨千萬、口惜しき次第、此上あらじと思ひけれども、兼て姫路にての内談、遲速は知らず。斯樣にある

べしと、思設けたる道なれば、今更驚くべきにあらず。父宗圓心中、又は姫路の樣體、何程に仕るべくやと、是のみ心許なく思はれける。扨此事、五着へ聞えければ、小寺殿を始め年寄共、内談首尾能く調ひたりと、密に悦び、表向は、荒木の所行心外なりと、空齒嚙をぞしたりける。官兵衛供の者共、落ち來りければ、姫路へは疾く聞えけれども、宗圓は、聞かざる振にて居られける所へ、小寺殿、慥なる使を以て、申遣さるゝは、荒木理不盡に、官兵衛を捕へ候事、是非に及ばざる儀なり。遺恨の次第、言語に述べ難し。校量の分は、官兵衛は、信長方然るべしと申し、此旨有岡へ聞え、官兵衛を質に取り候はゞ、我等も毛利方に、碇と片付き申すべくやと思案して、捕へたると覺えたり。此上は信長一味の心を引替へ、毛利方に片付き給ひ、官兵衛を此方へ引取り候覺悟專一なり。勿論松千代は、捨り申すべく候。何より難儀に思へども、一向悴なれば、何卒才覺もあるべき事なり。官兵衛は、長子といひ一老といひ、智惠才覺人に越えたる者といひ、小寺の守ともなる官兵衛を、助け候分別專一なり。其方は、杖柱と賴まれ、我は兄弟にも替ふ

まじと思ふ官兵衞を失ひては、一家の滅亡疑なしと、彼是取繕ひ、實にもと思ふ樣に申されけり。眞を能く似せたる僞なれば、尤も斯くこそと、思はざる者はなし。宗圓、使に面談、上意の趣承り、連々堅りたる分別なれば、思案に及ばず、頓て御請をぞ申しける。上意の旨、謹んで承知致候。官兵衞儀、是非を申上ぐるに及ばず候。此上は尙以て、信長方にひしと御片付なされ、然るべく候。御同意に於ては、老體不似合ながら、隨分御奉公を相勤め、御家成立ち候手立を仕り候て、見申すべく候。猶中國方と、思召上げられ候はゞ、愚老儀は、御暇を申請け候外、有レ之まじと、一途に申されける。使者申しけるは、功者に意見は、似合はざる事に候へども、申さゞるも亦如何に候。宗圓老御存分、然るべからず候。信長方をなされ候はゞ、官兵衞殿をば必定殺し申すべく候。官兵衞程の臣を、犬死をさせ、賴もしからざる主君の惡名、誤なく候ても、殿樣に付き申すべく候。貴老も人に超え、公私の爲めになられ候長子を捨て、いつ迄の齡を持つべき所行ぞやと、諸人に笑はれ候はゞ、今迄、疵も付き申さゞる御身體の此事にて、捨り申すべく候。

縦ひ官兵衞殿を捨てられ、小寺の家、末長く榮え候とも、不義の富貴たるべし。況や一家の滅亡疑なし。此趣、皆以て貴老只今の御覺悟に、依るべき所なり。一大事の儀なれば、早合點にては如何に存候。繰返し〳〵御思案の上、御返答然るべく候。今日相延び候ても、苦しからざる事の由、理を詰め申しければ、宗圓、重ねて申されけるは、御助言畏り存候。尤も金言感じ入候。仰の如く官兵衞を失ひ候ては、殿樣の御爲は、何と可ㇾ有ㇾ之や存ぜず候。某事は、盲目の杖に離れ、暗夜に燈の消えたるよりも、猶力なき事なり。御存なき事に候へば、申されざる儀なり。官兵衞成人以後、公儀内證、御爲能き樣に、萬事取沙汰仕り、事に臨めば、若輩より自身不相應の拵、爰彼度々身命を抛ち、比類なき高名、隣國にも隱なし。夫に就き大殿樣、別けて御不便を加へられ、剩へ御名字下され、某は姬路に在宅仕り、一方を押へ申すべく候。官兵衞は、若年に候へども、萬事功の入りたる者なればとて、五着へ召置かれ、御家の押を仰付けられ候。君臣共に、冥加强く候や、御家次第に逞しくなり候。御蔭を以て、老體も、一身の安樂、此上あるまじと

存候。是れ偏に、官兵衛が忠孝の所爲なり。然るを捨てさせられ候へと、申上候に、條々仔細有レ之候。先づ松千代を、信長へ質に出し候事、殿樣・某・官兵衛三人の談合にて、小寺一家の證人に、御出しなされ候。今度官兵衛、有岡の城にて召捕へられ候は、荒木狼藉なり。何ぞ潤熟にて出し候證人を捨て、召捕へられたる者を助くべくや。潤熟の質を捨てざるは、順なり道なり義なり。捨て候は、逆なり無道なり不義なり。此道を辨へたるを人倫、知らざるを、木石とも畜類とも謂ひ候て、取るに足らざる所なり。弓箭は猶以て、逆に取らざる物なり。松千代を御殺しなさるべく候は、逆なり。逆の行に、若し仕當り候事も候へども、長久ならず、不義・非禮・表裏者の惡名あり。順にして物事成立たざる事も、自然はあるべきか。されども侍の本意に背かず、成立ち候へば、長久なり。若し又順義正しく守りても、惡しく成行き候はゞ、夏は雪が降りたりと、前方より覺悟を相定め候へば、後悔無レ之者なり。總別大身・小身に限らず、下﨟に至る迄、物事大小事共に、假初の事にも、順逆・義不義の詮議、事に應じて有るべき事なりと、申させ給

宗圓毛利方の味方たるを斥く

へ。返す〳〵も殘多く存候は、我等若年より、當家へ走り入り、是程に取立てられ候大殿樣の御恩を、捨て候事、又某も、隨分御奉公を勤め御家危かり候事も、度度に候ひつれども、大殿樣、有道に御座候に付きて御下知を請け、方々辛勞仕り、其難を凌ぐのみならず、次第に討廣め、一倍餘の御分限に仕なし、只今信長・毛利方の違却に付、光忠を空しくなし、賴み切つたる一子を失ひ候事、是れ長生の業なり。此上は法師首を拔かれ、骨を摺びしにせられ候とも、毛利一味の御覺悟に於ては、御暇申請け候旨、涙を流し申しけり。使者笑止に思ひ、重ねて意見仕りたく思ひけれども、第一は理に屈し、第二に、此人互に若き時よりの友なれば、平生柔和、人次第の樣に見え、大事に臨み、理を見定め候ては、何程意見仕候ても、聞入れざる覺悟を、能く知りたるに依り、重ねて申す旨もなく、あら恐しの行末や、足許の明るき內に、歸りたるがましとて、から〳〵と笑へば、宗圓申されけるは、や、あのをのこ、氣遣なせそ。緩々語り給へ。五着にて人が問はゞ、一寸の蟲にも、五分の魂ありというたと語れ。隱す事は、能く知るゝものぞ。若き衆、自

今以後心得給へと、言傳をしたといへと、申されければ、いや麝香に甕の交りたる樣な言傳は、いひたくもなしとて立ちければ、大たはけめ、さらば〳〵命なりけりとて別れけり。此の使は、若き時より親しく咄し、取分相口に依り、意見を申しけりとなり。扨五着へ歸り、宗圓返答覺悟の體語りけるにぞ、君臣不和の色は立ちける。

孝高の幽閉は小寺の僞計

一、官兵衞、有岡の城にて捕へられ候事は、荒木一存分にてはあるまじく候や。仰の如く、小寺殿、愈〻毛利一味に堅め給ふ。官兵衞は、父と内談の旨に任せ、一應所存の趣申上げ、諫め候へども、同心なきに依り、兎角にもと申居候へども、表向にこそ、左樣申し候とも、松千代を、信長へ出し置きたる事なれば、內意は信長方疑なし。此者を其儘置きては、往々小寺家の大積聚、殊の外寇になるべし。急ぎ討果すべしと、評定しけれども、後の難を思ひ、討果したらば、卽時に事を引出すべし。いかにも結構に仕懸け、有岡へ前方申合せ置き、使を遣して生捕らせ、荒木狼藉にいひなし、君も臣も虛啼虛齒嚙をして、宗圓をたらし毛利方へ引入るべ

し。官兵衛を捨つべき事を難儀に思ひ、毛利方に仕るべき事、必定なりと、巧み濟してしたる事の由。

一、官兵衛有岡にて生捕られ候以後、姫路にて、父宗圓又年寄共、覺悟は如何仕候や、心許なく候。

官兵衛生捕らるゝ事、聞くや否や、老共、宗圓に申しけるは、官兵衛樣御事、始めより斯く御座あるべしと存じ、差出をも申上候へば、今更仰天無レ之所なり。此上は、御弔合戰と存じ、五着へ取懸け、叶はずば討死に相極め候由、一同に申しければ、各士、今に始まらざる儀とは申し乍ら、感じ入候。さり乍ら官兵衛に腹切らせ候か、又は籠の內にて、病死仕候ても、堪忍ならざる所なり。其刻は、法師頭に申を戴き、逆なる弔合戰仕り、討死仕り、本望を遂ぐべく候。其時は取分賴むべく存候。官兵衛儀、小寺殿御賴に付きて、荒木生捕にはしたりとも、以來弓箭の行を知りたらば、麁相にはよも殺すまじく候。分別あらば、能き弓箭の種を求めたりと悅び、いかにも息災なる樣に、會釋ひ置くべし、然る所に、各申され候樣に、合

宗圓戰備を整ふ

戰に取組み候はゞ、五着の城を取るべき事、一朝の業なり。さもあらば、荒木も笑止に思ひ乍ら、官兵衞を殺すべし。此理を聞分け靜まり給へ。時分は、我等差圖仕るべく候。先程迄も能をさせ、亂舞にて優に持成し給へと申しけるも、此上に入らざる事なり。舞臺棧敷を打崩し、武具一片の用意、專一なり。一年二年籠城仕候とも、兵糧・彈藥、其の外武具にも、事の缺くまじき事は、各存知の前なり。五着の者共に、常々心の通じたる衆、參りたくば、心次第に呼取れ。何程取込み候ても、糧は澤山に拵へ置きたり。五着より使來るべし。夫迄はだまれ。使歸らば、官兵衞屋形に火を懸け、留守居の士、急ぎ引取り給へ。斯くあるべしと存候て、官兵衞女房は、頃日是へ越したり。何事も氣遣はなきぞ。五着の屋形自燒をし、留守居の者引取りたらば、五着境にて辻切をせよ。自今以後、若者共の面白がる樣に然るべしと、法師頭を打振り〳〵、方々の手賦ども、緩なく申付けられけりとなり。

一、官兵衞、有岡の城にて、殺し申すべき所に、何として生きられ候や、不審に存

知候。

御不審尤に候。荒木滅亡の儀は、他家の事に候へば、委しく存ぜず候。先づ宮兵衞、萬死の中の一生の趣、計り語り申すべく候。譬へば信長衆、有岡の城を取卷き附城を構へ、日夜遠攻に、數日攻めけるに依り、城中、矢種・糧も詰り、難儀に及び候。其頃毛利の代官吉川・小早川、備中表へ出張候て居られけり。是へ後卷の勢を請はれ然るべき由、評議相極め、使は誰彼と相談候處に、攝津守申されけるは、いや〳〵使を遣し候ても、兩川能く引請け候樣に、なり難かるべし。連々申合せたる首尾あれば、我等參り直談仕り、不日に人數を出させ、後攻をさせ、敵を追拂ひ申すべく候。餘り日數は經まじく候間、當城堅固に賴み存候由申し、夜に紛れ、一人忍び出で備中を越え、吉川・小早川に面談仕り、有岡難儀の樣體、委しく語られければ、兩川も、後攻仕り度思ひけれども、備前の浮田、信長方にて備中を爭ひ、やゝもすれば毛利に臨付け、强敵道を塞ぎければ、心計りはあり乍ら、有岡へ助勢の儀は、ならざりけり。攝津守、力及ばず歸りけり。其儘城へ駈入り候

はゞ、後代迄、名を失はるまじきを、行方知らずなりけるこそ淺ましけれ。扨有岡には、今や〳〵と待ちけれども、早や約束の日數も遙過ぎ、彌々退屈仕候處に、寄手の大將瀧川左近將監、智謀深き老將なれば、城中の者、少し昵ある者に申付け、幾筋となく計策を懸け、繰割行を專に仕候。未だ何れも調ひたるはなけれども、互に聞傳へ、城中内心は區になり、兄弟にも心置き、しどろに見えたり。主はなし、早や爰彼、囁き止む時なし。斯りける所に年寄共の中より、敵を引入れ、城を取らすべき内通、明朝に極りたりと聞澄し、星野左衞門・舍弟山脇勘左衞門・中西新八を始め、其外足輕頭共、彼是五六人相談しけるは、年寄共心替仕り、明朝敵を引入るべきに極れり。律儀立をして、彼等が進物に、我々が首をやられん事、口惜しき事なり。此城、迚も長持はなるまじ。殿も歸り給はず、所詮此中、内通の方へ人を遣し、今夜宵の間敵を引入れ、彼等が首を切り、本望を遂ぐべし。勿論表裏者の唱、迷惑には候へども、主人さへ年寄さへ、いかに況や我等輕きの身體なれば、後難も輕かるべし。茲は眼を明くる所なりと、口々に申合せ、寄手内通の方

へ、斯くと申遣し、延引候へば、首尾惡しく候。今夕暮時分、俄攻をし給へ。我等持により、引入れ申すべしと申しければ、寄手悦び、其刻限に攻寄せたり。案の如く此者共が手より、心變り仕り、敵を引入れ城中に火を懸け切立てければ、恥を思ふ者は討死仕り、大方は落失せ、或は生捕らるゝも多し。有岡の城一時に破れ、町屋迄燒拂ひければ、誰ありて籠に心を賦る者なきに依り、宮兵衞籠の內にて途方もなく、番の者も落失せ、寄手衆も、籠に心を懸けざれば、寄付く者もなくして、世間の樣體心許なく、呆れ居られける所に、栗山備後、（其頃善介、）取立の恩を忘れず。折々有岡へ忍び行き、形を弊し、籠の邊を立廻りけれども、番稠しくして、寄付くべき樣もなければ、徒に日數を送りけり。玆に銀屋に、少し昵あるに依り、此者を賴みければ、安々と賴まれ、己が寢所に善助を隱し、夜に入れば、善助を連れ、籠の邊を立廻りけれども、表は番稠しくして寄付かれず。後に溜池あり、是をば手明と思ひけるや、番を置かざりけり。此所を見立て、夜紛れに、池を密に泳ぎ越し、漸々に近付き、國の樣體・世間の成行、折々聞かせけるにぞ、少し心も慰

孝高身を以て免がる

みけり。銀屋才覺にて、番の者に取入り、後には通用も自由になりけり。有岡落居の砌も、寄手衆、近付の方に行きて居たりければ、急ぎ籠の邊に走り來り見れば、人一人もなし。官兵衞殿と呼べば、內よりありと答ふ。嬉しく思ひ、番衆の捨置きたる鉞を取りて、鎖を打放し內へ入り、引立てけれども、三年居僂み、殊に膝に唐瘡出て、片足僂みければ、立つ事叶ひ難かりけるを、無理に引立て、此頃籠に入りたりと見え、達者なる囚人を雇ひ負はせける時、宿の銀屋も、己が家の燒跡見んと思ひけるか、又官兵衞に心を附けけるか、來り、彼是三人にて、漸く邊近き銀屋が近付の民屋へ行き、色々に勞はり、銀屋幷に主の百姓に、堅く賴み置き候て、善助は又、官兵衞常々昵みける寄手衆の所へ行き、斯くと申しければ、信長へ忠節の仁といひ、殊に日來知音なれ。殊の外嬉しく、食類・衣類結構に沙汰し、人を餘多差添へて、播州へ送られけり。

一、官兵衞殿、萬死を遁れ一生の事、運の强き侍、冥加至極に存候。さり乍ら父子共に、正理を守り給ふ上は、斯くあるべしと存候。扨太閤樣へ召出され候事、第一出

頭の儀は、何として、程なく左樣にはなり候や。扨又小寺は、何となられ候や。

荒木は、居城を蹴散らされ、行方知れず。大阪の門跡は勅定にて、信長と和睦相調ひ、京都へ御引越し候に付きて、五畿內に御敵なければ、中國を御退治あるべしとて、木下藤吉を、羽柴筑前守になされ、播州一國下され、彼是十六箇國の管領職に任ぜられ、浮田敗亡なき內にと仰出され、急ぎ播州へ遣されけり。先づ別所何某、威を逞しくして、三木の城に楯籠り、宇野は完粟郡淨水と申す城に籠り、其外毛利方の侍共、己々が居城に籠居候を、或は攻殺し追落し、又は引靡け、少々遲速はありけれども、御手間も入らず候。扨小寺の小身者、御眼にも懸けられずと雖も、身の科遁れ難きに依つて、人も追はざるに、獨逃を致し、美作·因播·但馬隣國、呪み次第に北げ失せ、山林にかゞみ、後に御詫言仕候へども、一旦御味方、又御敵になりたる表裏の侍とて、召出されず。何方にても、心次第に罷居候へ。先々迄は御妨なさるまじき由、仰出され候に依り、しも馴れぬ商賣農業、心々に營みければども、渡世續かねば、詮方なく道心を發し、心に染まぬ念佛の行者となり、人の慈

孝高、秀吉に召出さる、

悲を賴みけれども、誰ありて、殊勝とも哀れともいふ人なければ、餓死に及びたるもあり。家中の者、人がましきは、似合に主を取り、後には拔群の人立ちたるも多し。扨黑田父子は、初中後、御味方約を變ぜず、主人小寺に、重々意見を加へけれども、承引仕らず。剩へ荒木内談仕り、有岡へ遣し、押捕禁獄に及ぶ事、返々不便。然れども正理天道に叶ひ、萬死の中の一生、一入御滿悅に思召され候。急ぎ罷出で候へと、京都より先立つて御使者を下され、父子共に中途迄出迎へ、御目見仕り、官兵衞儀は、久しく御存知なされ候者なれば、奏者も入るまじく候。急ぎ御前へ罷出で候へと仰出され、近年方々の體勢、殊に有岡籠中の儀、第一小寺と主從違却の趣、彼是委しく御尋なさる。扨宗圓は、姫路を堅固に持ち、殘黨を押へ申すべく候。官兵衞は、御傍に相談、御奉公仕候へと、仰付けられ、國中方々御退治の砌、度々の高名忠節淺からず。以後播州書寫山を、御本陣になされ候。

一、其後黑田父子を召出され、御居城は、何方然るべしと存候や。案内者といひ

老功の入りたる仁なれば、見及び候、言上致候へと、仰出され候時、宗圓申上候は、何方と申しても、某罷居候姫路程の御城は、御座あるまじく候間、差上申すべく候由、申候へば、御諚には、重々忠を盡したる者の居城を、召上げられ候へば、時に取つての御不義、且は向後御弓箭の礙になるべしと、思召され候條、黑田を、今の分に召置かれ、御城は他方とに、堅く仰出され候處に、宗圓重ねて申上げけるは、恐れ乍ら、御分別違の樣に奉ㇾ存候。押して召上げられ候はゞ、自然は非分の唱も御座あるべく候や。其父子差上候上は、少しも賴もしからず奉ㇾ存候者は、御座あるまじく候。當國の御主の御居城、姫路に似たる所は、國中の儀は、申上ぐるに及ばず、他國にも稀なる事に候。當時治まりたる樣に御座候へども、隣國皆大敵を支へ、第一殘黨氣遣有ㇾ之に付きて、諸軍勢、日夜御番に性根を盡され、野原に御陣を遊ばされ、諸卒に勞を御懸けなされ候は、御勿體なき儀に奉ㇾ存候。普請堅固には御座なく候へども、野陣より増しと奉ㇾ存候。見苦しき儀は、今更仕るべき樣も御座なく候。如何にも急度御徙移然るべく候。某事は兎角邊近き在家へ、引

秀吉姫路城に移る

宗圓死去

越し申すべしと申捨て、姫路へ歸り、殊の外取急ぎ、在家へ引越し、本丸の家共掃除、疊の表計りを替へ、家中の家迄掃除、以下綺麗に申付け、吉日にて候、今日御徙移なさるべしと申上候へば、下知は好し、御意は重し。夫程に申さばとて、御不肖なる體にて、姫路へ御移りなされ候。黑田父子召出され、官兵衞に、完粟町にて二萬石下され候。昔は完粟、今は我等祕藏の郡ぞと、御戲言などなされ候。扨官兵衞は、御傍に相詰め、御老中并の御奉公勉め候へと仰付けられ、松千代丸を吉兵衞になされ、御一老蜂須賀彥右衞門婿に仰付けられ、官兵衞を勘解由になされ、萬事彥右衞門同前に、御奉公仕候へと、仰出され、父宗圓入道は、武道のみに非ず、分別人に越え、正直第一の義人なれば、御親分に成し置かれ、諸事御相手にと仰出され、冥加至極の人なれば、御禮申上げ、七十歲餘にて、難なく病死仕る由に候。其時彼家の者共、中間·下男に依らず、用に立ちたる者共、名字を貰ひ、或は拾ひ、皆侍になり、知行を取始め、方々辛勞仕り、程經て筑前へ越え、大身になり、富貴身に餘り、片言計りにて、樂を致し死し申候。

信長信忠弑せらる

一、播磨大方治まり、そこ〳〵の御仕置仰付けられ、毛利御退治の爲め、備中へ御出張。彼國にても、諸事御内談の折々、勘解由の申す旨、御意に入りければ、彌御祕藏に思召されけり。斯くある所に、明智日向守光秀謀叛を企て、京都に於て信長公御父子共、討ち奉るの由飛脚到來。其頃は、備中高松の城を、水攻に仰付けられ、大方城中弱り、大將清水何某、腹を切り申すべく候間、諸卒を御助け候樣にと、御詫言申上げけれども、常の御行に替り、如何思召され候や。城中の者一人も殘らず、水を喰はせ、殺し候へと仰付けられ、猶堤を強く築かせ給ひけるが、京都の到來、御耳に立つや否、城より訴訟の旨に任せ、清水に腹を切らせ、諸卒を助けよ。第一、吉川・小早川方へ曖を懸けよ。此頃訴訟に來りたる安國寺坊主を呼びに遣せと、頭巾に火の付きたる樣に仰出さる。諸老中申しけるは、天下二に分れ、對陣を取り、互に勝負を爭ふ半なるに、御由とは申し乍ら、近頃急なる御意かな。何と急ぎ候とも、埒は參るまじ。又此方より急がば、兩川ねばるべし。譬へば夫婦諍の中直りも、體に依り、十日・二十日は懸るものぞとて、便々と構ひける

秀吉、毛利と和睦

に、勘解由は元來麁相に見え、分別抔は少しもあるまじき生付なれば、太閤よりは、猶はかやりなり。御意を聞くや否や、兩川の所へ内通仕り、安國寺是へ遣され候へ。和談仕るべき旨、申遣し候へば、兩川望む所なれば、間敢ず、安國寺來れり。兩川申分、全く信長公に恨をなすべき仔細無レ之。元來天下の望、曾て思はず候。攝津國荒木・大阪の門跡に後詰を頼まれ、色々辭退仕候へども、頻に頼まれ候へば、侍の役と存じ、是非なく近年敵對申候。頃日荒木は、己が城を捨て、行方知れずになり、門跡は、敕定の由にて御降參。自今以後、誰が爲め粉骨を盡すべくや。近年悴者・腰拔共に語られ、數年方々出陣、度々の合戰、士卒の勞、國民の痛み、旁以て遺恨に存候。所詮持懸りなれば、長門・周防・安藝・出雲・石見・伯耆・備後・備中半國、此八箇國下し置かるゝに於ては、信長御旗本に屬し申すべき旨、申越されけり。勘解由承り、則ち言上致候へば、其坊主、御前へ同道仕候へと、仰出さるゝに付、安國寺御目見仕り、兩川所存の通り、一々申上候。口も心も利きたる入道なれば、御耳を澄さるゝ程なり。噯は御好にてはあり、いかにも兩川望み次第と

仰出されければ、安國寺、時の面目國家の安泰、旁以て滿足に思ひ、扨有難き上意の趣、愚僧口上計りにては、兩川心許なく存ずべきか。願はくは右の國々安堵の御墨付、頂戴致したき由、憚る所なく申しければ、坊主は殘る所なき曲者、去りとては能き使なり、唯今墨付遣したく思へども、汝も分別して見よ。和睦仕るべき由、一應假初の樣に申越され、我も領掌といふ計りにて、早や證文は遣さるまじきぞ。其方歸り、我等申す所を兩川に申聞け、重ねて來れ。彌〻相違なきに於ては、其時の事よと仰せられければ、安國寺、賢だてに、心得たりと思ひ、上意の旨畏り存候。さらば兩川御請け申上候趣、誓紙を差上げ申すべくやと、申上候へば、太閤も、此の坊主、我が心を見ん爲めに申すよと、思召されけるが、いや〳〵誓紙は無用なり。和睦の後、又쁬したくば心次第なり。誓紙は、兩川其時、心に懸けらるゝ事、無用と仰せられければ、安國寺聞敢ず、斯樣に心廣なくして、石に手を詰めたる樣にては、大事はいかゞ。扨も能き天下取の御下地かなと、臆氣なく獨言して立ちけるを、坊主待てと仰出され、御金大分下され、又坊主は、能き武士の下

地なればとて、御馬・御具足・御腰物共取揃へ下され、重ねて又參り候はゞ、長衣を置き武士の支度然るべく候。自然御仕合能く候はゞ、彌〻御目懸けらるべしと、御懇に御聞かされ、歸り去りける。古狸の寄合は、恐しき事なりと申しけり。安國寺歸り、此由雨川に語りければ、近年荒木と門跡に出拔かれ、石車に乘懸りたる砌なれば、雨川儀は申すに及ばず、諸卒萬歳を唱へて、悅ぶ事限なし。安國寺歸りければ、官兵衞に仰聞けられ候は、其方連々、小早川と言馴れたり。何と聞きても、此者は唯者に非ず。汝、彼が陣へ行き、密に面談仕り、往々申合すべき旨、能く言談し置くべし。信長御切腹の上は、向後は某が天下と覺えたり。其時は一靡圍を取らせ、一方を賴むべしと思ふぞ。信長公の事、少しも氣の付かざる樣に、賴もしく思ふ樣にと、仰聞かされけるに依り、勘解由忍びて、小早川が陣へ行き、前後の埒、懇に入魂仕候へば、小早川斜ならず悅び、何樣忠節を盡し申すべき由、堅く約諾仕りけり。生得此小早川、飽迄正路にして、假初の事にも虚言なく、申出したる事は、首尾を合せねば人に非ずと、常に思ひ入りたる仁なれば、天下

治まりて後、太閤樣御賴もしく思召し、筑前一國・筑後國・肥前國にて二郡下され、又內の者には、古今稀なる御直恩なり。扨官兵衞歸り、小早川御請の趣、所存の通り言上致候處に、又安國寺來り、和談の旨、彌〻申定め、明朝相引にと極まりけり。翌朝備の段々に打立ち御出馬、御跡備計り殘し置かれ、數日に築きたる堤切らせらるゝ。事々しき洪水なり。其日川越はならざりけり。是は猶も毛利が附勢、御心元なく思召されたる御行の由、相聞え候。勿論高松の城主淸水、筏に乘り、水海の上にて腹を切る。不便なりし有樣なり。兩川後攻に寄せ來り、對陣を取り、一働も仕らず、淸水を見殺したる事、淺ましき事共なり。太閤樣、夜を日に續ぎなされ、御上洛候。備前の浮田も、御味方とは申し乍ら、信長公の御仕合を聞き候はゞ、如何なるべきと、心元なく思召され、諸大將も不審に思ひける所に、浮田直家は、七年以前に病死仕り、子息八郎二歲より、家老岡豐前守、戶川平右衞門・長船越中守、此者共幼少の主を取立て、大敵の毛利と爭ひ、備中半國を數年論じ、動もすれば、大軍の毛利に楯を引つらせ、彌〻威を逞しく、堅固に一家を持ちける

浮田秀家秀吉に召出さる

手柄の程、古今無雙の忠義とも謂ふべくや。扨太閤樣、俄に御上洛の由承り、右の三老共、八郞其頃八歲になり給ふを、備中の境へ具足仕り、岡豐前、八郞殿を搔抱き、浮田八郞御供に參り候とて、御乘物の內へ押入れければ、殊の外御機嫌能く、御抱なされけり。扨領內道橋の儀は、申すに及ばず、傳馬・人足兵糧・馬の飼料・供奉の衆、大方事も闕けざる樣に、そこ〳〵に沙汰し置き、誠に無二無三別條なき御馳走の樣體を見、上下安堵の仕合、申すに及ばず候。太閤樣御滿足斜ならず。則ち三人の老共、御前へ召出され、末賴もしき有難き御諚なり。就中此八郞は、親もなければ、自今は我等子分ぞと、仰出されければ、三老共忝く存じ奉り、淚を流しけるとぞ。其首尾に依り、成長の後、加賀大納言利家卿の姬君を、御養子になされ、八郞殿を御婿に付けられ、中納言に任ぜられ、他に異なる御仕合、世に隱れなき事なり。扨姬路近傍を通り候間、私宅に一宿はと、上下共に思ひ、太閤樣にも、左樣に思召されたる樣に承及び候。勘解由申上げられ候は、姬路へ寄らせられず、直に御上りなされ然るべく候。假初の旅も、家出は必ず遲き物にて候。

大和の筒井順慶・細川與一郎を始め、日向守昵の者なり。殊更細川は婿なり、彼等馳加はり候はゞ、むつかしく御座あるべく候。假令心底同意にても、其場に乘立たざる内は、雙方の勝負を守るべく候。少しも御急ぎなされ然るべく候と、申候へば、能く謂はれたり、尤も左樣に思召され候とて、下々一人も、姬路へ寄りたる者は、討捨の御法度仰出されけり。扨官兵衞、一日先へ飛脚を遣し、姬路の町人共河原に出て、粥を拵へ、諸軍勢に殘らず喰はせ候事は、俄になるまじくやと申しければ、町人共申合せけるは、筑前樣、新しき地頭なれば、何をや御馳走仕りたしと存ずる折節なり。第一は、末頼もしき殿樣なり。其上勘解由樣御差圖なり。旁以て、願ふに幸の所なりと悅び、鍋・釜・諸道具、河原へ持出て、事々しく粥を調へ、數萬の軍勢に、殘らず喰はせけり。勿論頭立ちたる町人共は、樽、折紙共、夥しく捧げけり。御馬の上にて、御酒抔上り、此度の心付けられ樣、別けて御滿足に思召され候。姬路町中の地子、永代御赦免なされ候。今度の御弔合戰は、必定勝利を得らるべく候。然るに於ては、彌々御褒美

なさるべきの條、諸事物怠に無レ之樣に、申合せ候へと、夫々に御懇に仰出され候に付き、町人共、悦ぶ事限りなし。斯くの如くなされ、御急ぎ候程に、大軍程なく攝州山崎邊へ押寄せ、勝立寺に於て、明智日向守光秀と合戰ありけるが、光秀一戰に討負け、行方知れず落失せけり。明智事、逆人なり。討取りたる者には、高下に依らず、一廉御褒美あるべきの旨、方々觸れられ候に付きて、山科の在家にて、明智を討留め、頭並に軀迄持ち來る。御弔合戰に、勝たせられ候て、太閤樣御威光彌增にして、是よりは早や天下一統の御行計りなりと承り候。勘解由は、此時自身高名比類なく、方々手賦思召す儘に調ひければ、御祕藏に思召され、出頭日々に新なり。抑明智日向守、武功長じたる事は、其代に肩を竝ぶる人なし。太閤樣抔の武儀は、事淺ましく思ひ、一向悴の樣に思ひ、世間よりも、左樣に見えたる相手に、斯樣に戰に打敗かれ、骸を晒す事、自慢計りにてはあるまじ。此光秀は、明智十兵衞と申して、元は細川幽齋の徒者たりしが、彼家を出て、信長へ奉公仕り、御意に入りければ、少しく知行下され、瘦馬一疋の主となり、次第に御取立て、江

州迄御手に入りたる時、十萬石下され、江州坂本の城に召置かれ、其後五畿內治まり、中國へ御手を指され候節、又丹波一國下され、例少き御恩なり。其代下々女童迄、假初の事寄草にも、明智が者て物が違ふぞと、いひたる程の權威なり。自然信長公に無理多くして、恨み申す事あらば、御難にならざる樣に、身を退き候こそ、御恩を知りたりと謂ふべけれ。第一、取立てられ者の役なるべきに、情なく押詰め、御父子共討ち奉り、天罰故と諸人申しけり。細川筒井も、明智語合に依つて、早速人數を出し、一里計り隔てゝ備へけれども、如何にしても不義の方人、善からざるには與し難く思ひ、餘所ながら守り居候。自餘の侍衆は、筒井細川さへあの體なり。如何に況や我等は、他人の、殊に日來申合せたる首尾はなし。雙方の勝負を見よとて、見物して居けり。此勢相加はり、搦手へ廻りたらば、何と思召し候とも、秀吉打負け給ふべきを、不義の罰を蒙り、運の傾きたる明智に出合ひ、倒るゝ所に、土を摑み給ふ。羽柴殿、是は人作にてはならぬ事ぞ。天下の主になり給ふべき前表、此時より早や萠せりと、諸人申しけり。

孝高豐前を領す

一、勘解由殿、豐前國御拜領はいつ時分、何の鹽に遣され候や。

諸國大方治まり、薩摩の島津、未だ御手に入らざるに付き、御退治の爲め、御馬を向けられ、御先手は、中國の毛利に仰付けられ、御旗本殘らず出張仕らる。勘解由は、功の人なればとて、先手の見合軍奉行仰付けられ、筑紫靜謐以後、九國の內一箇國下さるべき旨、御約束ありければ、俄に人數を抱へ、罷立たれ候。譬へば徒侍の儀は申すに及ばず、百姓にても、支度なし候へば、馬に乘り、浪人彼是取集め、三千計りはあるべき由。扨筑紫にて、度々合戰有之、靜謐の後、豐前八郡の內二郡は、毛利壹岐守に下され、小倉の城に召置かれ、殘り六郡、勘解由に下され、中津川に召置かれ、自分に捨地申付け、差出を以て、十二萬石に相定め候。

一、豐前國、只今は高辻大分なり。十二萬石計りにてはあるまじく候。殊に智惠分別人に越え、武邊も勝れたるに依り、太閤樣、取分御祕藏に思召されたることは、御物語迄もなく、世間に隱れなく候。然らば大國をも下さるべき所に、一國さへ殘る事、不審に存候。

御不審餘儀なく候。勘解由、餘り賢過ぎ、武邊も勝れ候に付、太閤樣、天下を御治めなされ候節、萬大事に思召し、御内談なされけるに、少しも大事に思はず、むつかしき事の樣になく、輕々と所存を申上候事共、上樣色々御思案なされたる最一の所に、違はざる事のみに依つて、其頃は御祕藏に思召されけれども、天下治まり濟したると、御覽なされ候ては、又策をむつかしく思召上げられ、兎角大身にはなさるまじき曲者と、思召入られたるか。日向表にて働、武者遣ひ、越度もなかりけるを、御無理を仰懸けられ、暫く御追籠め、程經て聞召分けられたる由にて召出され、豐前六郡下され、其身も、御内意能く知りたる事なれば、上樣へ不足を存ずべき樣もなく、皆我身より起る事なり。さり乍ら、けすわらへ共に之をくてなし抔、いひたるに違はずとて、笑ひけると承り候。

一、勘解由殿年盛り、筑前殿若年の時、隱居の由承り候。公儀より押して仰付けられ候や、又訴訟にて候や、

仰の如く、勘解由四十二、筑前守（其頃吉兵衞）十八歲程の樣に承り候。忰に知行相渡し、

隱居仕りたく奉レ存候旨、訴訟仕候へども、父子共に似合はざる年なりとて、御赦免なされず候。重ねて申上候は、拙者儀、病體にて御座候へば、迚も長生は仕るまじく候。生中に、吉兵衛に國を相渡し、引請仕置を仕り、家來の者共、すべ能く引廻し、上樣の御用にも、立ち候樣に仕り、賢愚を見定め申したく候。覺悟悪しき儀を見付け候はゞ、年若なる內は、叱り直し候事、なり申すべく候。又矯め候ても、直り申さず、御用にも立ち難き徒者にて候はゞ、猶以て疾く見定め、重ねて御訴訟申上候旨も、可レ有レ之と奉レ存候。只今の分にて、親に懸り居候ては、いつ智惠付き申すべくも、知り申さず候。兎角身を持ち候樣體、若年より存ぜざる者は、大わこになり、たはけ申す事、人の上に多く御座候。迚もの御厚恩に、吉兵衛めに、國を御預けなし下され候へかしと、出頭衆を賴み、其の身も御心安く、召仕はれけるに依り、御機嫌次第には、直にも歎き申上候へども、聞召分けられざるの所に、政所樣を賴み奉り、內奏強く仕るに付、所望相叶ひ、隱居御赦免なされ候。さり乍ら勘解由事、年盛りの者なり。引込み子に懸り、樂を仕るべしと存知

孝高入道して如水軒と稱す

候はゞ、御免なさるまじく候。相替らず相詰め、御奉公仕るべく候やと、仰出されければ、御返答には、仰下さるゝ如くに候。某五十にも足り申さゞる年にて引込み、樂を仕るべしとは、毛頭存ぜず候。悴を不便に存入候一筋に、御訴訟仕り候。隱居致候はゞ、猶以て身輕く罷成り、日夜御次に相詰め、御奉公仕りたき心中にて御座候由、誠しく申上候に付、彌〻御赦免なされ、吉兵衛を甲斐守になされ、豐前にて十二萬石下され候。扨勘解由儀は、申上候に違はず、隨分出仕隙なく、出頭も彌〻募り、扨其後又御訴訟申上候は、御覽の如く、頭に唐瘡の跡御座候て、月額取分見苦しく候。殊に男にて罷在候へば、萬事寄退遠慮も御座候。哀れ御免なされ、入道仕り、御伽坊主一遍に、日夜御近習に相詰め申したき由、申上候へば、不斷御傍に召置かれたく思召されける折節なれば、一段然るべき旨仰出され、其時如水軒圓清居士になり、大方定詰の樣に御奉公仕り、出頭も強く、權威高かりけり。

一、政所樣と仰せられ候は御臺所、後には高臺院殿とて、京都に御座なされたる御

事にて候や。扨國取の隱居の訴訟叶ひ難きを、內證より御取持にて、調ひ候儀、政所樣は、女性なれども、さもあるべく候や。太閤樣聞召入れられたる事、舊例に背き候。さり乍ら其時代は、何れも左樣に御座候や。

御不審尤に候。自餘の儀は存ぜず候。甲斐守事、政所樣別けて御懇なる理御座候。最前申す如く、若年の時、人質に上り候を、太閤樣藤吉の時、御預りにて、江州長濱の御居城に召置かれ候。方々御陣、又安土に御詰なされ候に付、我等事は、隙もなき身體なり。松千代遠方より是迄呼取り、不便に思召候間、取分御心を添へられよ。殊に隙の事なれば抔、切々政所樣を御賴みなされ候樣に、仰遣され候。就レ夫別けて御懇にて、不斷御前にて人となりたるに付、後迄御贔屓强く、哀れ國取になりたるを御覽なされたしと、常々思召され候に付、御口入遊ばされ、其首尾に付、太閤樣も御咎もなく、聞召入られたる事も候べきか。さり乍ら其頃は、孝藏主と申す尼、別けて出頭仕候間、天下取りに似合はず、舊例に背きたる事もあるべく候や。他方の事は存ぜず候。

一、如水御前惡くなりたるは、何たる誤にて候や。太閤樣御重寶に御召入れらるる如水程の利發人、麁忽は有レ之まじき事なり。不審に存候。

是に又長物語の候。勘解由にて出頭、日出時分時代は、委しく存ぜず候。大方秀次公へ、關白職御讓りなされたるよりは、前の樣に承り候。或時御徒然の折節、御伽衆計りにて、越方行末の事共、御機嫌能く御雜談の御次に、我等死し候跡に、天下は誰か取るべきと思ふぞと、御尋ねなされ候。何れも御返答に惱み、申上兼ねければ、斟酌入らざるなり。思寄りたる所を、包まず言上致候へと、重ねて仰出され候時、加賀の利家・德川家康・蒲生氏鄉・毛利輝元・長尾景勝抔、其頃權も強く、又は大名の分を算へ立て、口々に申上候へば、何れも惡しき見立なり。勿論其內に、其器量に當るもあるべし。夫より先に、手早くして取るべき者、知らざるかと、仰せられ候時、御伽衆、是より外には、曾て存寄らず候。誰にて御座候かと申せば、跛めが頓て取るべしと、仰出され候時、御諚にては候へども、漸く十萬石取り候ては、天下に思ひ懸り難く覺え候。長き物には捲かれ、太き物には吞ま

秀吉、孝高に快らず

る丶事、大抵と見え候。跛はなり申すまじき由、態と御慰の爲めに、逆ひて申上げたる由。重ねて御意には、あの跛めが、智惠の働を知らざるに依り、左樣に思ふも理なり。我等事、播磨一國を、信長より下され、御代官として、中國御追討の爲め、備中へ越し、城共餘多攻落し、或は引靡け、弓箭半の折節、信長御他界の由、註進有レ之時、毛利が代官吉川・小早川を引靡け、急ぎ和睦相調へ、夜を日に繼ぎ馳上り、攝州山崎勝立寺邊にて一戰を遂げ、明智日向守が首を切り、大路を渡し、信長公御敎養に備へ、聊か御恩を報じ奉り、不日に殘黨を攻伏せ、其後柴田・德川・島津・北條・奥州の奴原・紀伊の一揆共、此外方々の小事は、勝げて計ふべからず。數度の大合戰、扨又一大事の息の詰まる樣なる思案所は、日により幾度もあり。大方の事には飽まず、埒を明け候へども、取分理を見定め、斯程爲方なく思ひ、跛めに談合すれば、聞くと齊しく、夫は斯く、斯くは夫と、如何にも輕々と、申出づるを聞けば、我等久しく工夫したる所に、少しも違はず、又事に依り、勝りたりと思ふ事もあり。其上心も剛なり、人をも能く引廻すと見えたり。兎角唯者にあらず。

扨靜謐の後、そこ〳〵の手遣、武儀は入らず、分別振一篇になりても、又斯くの如し。彼者の智惠にては、日本國は取るに足るまじ。我等存命の內にも、天下を取るべしと思はゞ、輒かるべしと、今も工夫して居るべき者ぞ。扨小身にて天下取り候事は、なるまじとは、近頃愚なり。大名のたはけたるを見立て、如何にも親しく取入り、內外なく寬がせ、假にも天下を取り候て遣すべしと、思はざる分なく、思付きたる樣に見せなし、其家にて、口を開く程の者と親しくし、下々迄に馳走振をさせ、時分能くなりたらば引立て、方々手賦と合せ、犇々と亂を發し、人に骨折らせ、能き頃、手の內へ入懸りたりと思ふ時、其人には取らせず、己が中呑み仕るべき事、取分此者得たる業と見えたり。今も國取共、大方思入りたるも多く見えたり。大抵は人の天下を取り、下代をして己が天下に仕馳すまじき諚めなり。扨小身の仕出者、天下取になりたる者、いか程もあるべきぞ。小身にて天下取られぬ物ならば、猿めは如何にと、笑はせ給ひけり。扨勘解由最肩の衆、其座より直ちに來り、目出度御意を承り候。告げ申すべき爲め、直ちに參り候とて、具に

語られければ、夫程人がましく御覧なされ候某は、手柄者にて候と、如何にも嬉しさうにもてなし、扨内心には、南無三寶、黒田の家の滅亡時至れり。我等頭を切られ、唐瘡頭を獄門に懸けらるべき前表は此事なり。何としたらば、子孫續くべきかと、色々工夫を以て、見立てたる隱居なり。御代替り候て、仔細を知りたる者語りけり。

一、勘解由殿隱居にて、埒の明き申すべきの所に、御前惡しくなりたるは、何としたる事にて候か、不審に存候。

是又、久しく巧みたる事と承り候。隱居、其上入道仕候ても、御宥免なく、結句御側近く召使はれ、いやに思へども、出頭募るにより、諸人の馳走強し。是にては隱居の甲斐もなし。何と思案しても、日外の御雜談恐しき儀なり。熟〻物を引合せ、分別して見れば、鹿・兎取るべき爲め、犬の祕藏して愛ゆがり飼ひけるが、獸を取盡しぬれば、祕藏の犬を煮て喰ふ例ありと、古賢の言置きたるも、此事なるべし。此上は甲斐守が身體の礙にならざる樣に、御前を仕損じ、逼塞より外はあ

るまじと思ひ、石田治部少輔、其頃は左吉と申して、御傍小姓なり。利發なるに依り、上意にも叶ひけるを見立て、種々樣々心を付け引廻し、出頭募り候樣に仕懸けしに依り、治部少輔も悅び、如水を親の樣に會釋ひけり。上樣も濃に召仕はれたく思召され、引廻手はよし、治部少輔出頭彌增なり。初めは謙退の心も深き生付たりしが、世俗の慣(ならはし)、逐日驕心強くなりければ、能き時分と見濟し、巧みて慮外を働きけり。或時上樣御內談、御急の御用のありし時、跛めに聞け、彼が存分承りて參れとて、治部少輔を遣されけり。治部廣間へ來り、急の御使に參りたりと言入れければ、御待ち候へ、行水に仕懸り候とて、退屈する程待たせ、そこにて湯殿へ入り、行水を仕り、明衣を着ながら帶もせず、立ち乍ら尻を拭ひ〳〵、何と御使とか、何御用なるぞと、如何にも緩怠なる體にて問ひけり。治部、希代の事かなと思ひ乍ら、上意の趣申せば、兩脚投出し、下人に事を申付候樣に、御返答を仕り、或時は碁を打ちて居られ候處へ、治部上使に參りたりと申す。是へ通られよと申し、呼入れ、碁をも止めず、御使は何御用なるぞといへば、隱密にてなけれ

孝高巧みて秀吉に疎ぜらる

ば、是々の事を、內談仕候へと、仰付けられ候。いかゞ仕るべくやと、尋ね候へば、其事か、夫ならば、刎懸けたる時續うず、續きたらば飛ぶか抔、碁の事計りにて、終に御用の埒には、兎にも角にも構はず。每度の事なれば、治部少輔腹を立て、如水は、殊の外奢り申候。上樣を何とも存ぜざる體にて御座候。爰にては斯の若く、彼所にては此樣にと取刷ひ、言上致候。其上御近習の衆へ、何れも斯樣の仕懸なれば、口々に訶り申候。慮外必定なれば、治部少輔に誤もなく、上樣穿鑿なしと、申すべき樣もなく、如水は巧みたる事なり。頓て御前へ罷出づまじき由仰出され、當時の御折檻、頓て召出さるべしと、何れも取沙汰にて候へども、好みたる事なれば、上には迷惑なる振を仕り、內心は分別し當てたりと悅び、唐瘡頭が痛む、跛膓が酸く抔申して、終に浮世に出でざりけり。

一、治部少輔亂の時、如水筑紫にて大軍を起し、程なく數箇國討取られ、薩摩・大隅・日向半國、御手に入らざる由に候。筑前殿、關東御陣に御立ち候間、人數は召連れらるべく候。十二萬石取り候子に懸り、逼塞の身體にては、俄に左樣にはなるまじ

石田三成隱謀

き樣に存候。行は何と仰付けられたる事にて候や。

其時の樣體、誰も不審に存候が、如水は望もあり、古今稀なる主人、奉公仕候て見たしと、他方よりも、常に思入りたるに依り、斯くと聞きて、諸浪人、方々より集りたりと聞え申候。石田治部少輔亂を起し候由、豐前中津川へ聞えけるは、慶長五年七月初めの由承り候。聞くと否、年寄共呼集め、急に人を抱へ、城の破損所繕ひ、陣用意急に申付け候處に、石田所より、密に使者を下し、家康諸事我意に任せ、秀頼樣を蔑に仕られ候。萬事太閤樣御遺言に相背き候間、家康に腹を切らせ、秀頼樣を取立て申すべき旨、太閤樣御取立御重恩の者共、各相談堅まり候。如水御事、本より御恩厚き事、世に隱なく候へば、よも惡しくは思召さるまじく候。然らば一味同心頼み存候。御同心に於ては、急ぎ御上洛候へ。功者の儀に候間、方々の手遣、諸事御差圖次第に仕りたく候。秀頼樣天下になり候はゞ、國の儀は、いか樣にも、御望次第になり申すべく候。甲州關東へ御下り候。急ぎ呼に遣され然るべき旨、彼是取刷ひ申遣しけり。如水、使者に面談仕り、思召立御

如水、三成に與せず

尤に候。愚老事、太閤樣御重恩人に越え、古今稀なる事、治部御存知の前に候間、申すに及ばず候。秀賴御爲とあれば、何事にても疎略仕難き儀なり。兼て又、國は望み次第の旨、御越され候。當時申定めざる儀は、後の違却になり候間、九州の內是々七箇國、給はるべきに於ては、御味方仕り、家康退治の御計略、粉骨盡すべく候。さあらば誓紙を給はるべく候。筆を見せ申すべき爲め、其方に相添へ、使者を遣すべく候條、治部內意、直談に申聞かされ候へとて、宇治勘七と申す仁を差上せ候。扨年寄共申候は、治部少輔御內通、然るべからず候。既に甲州樣は家康公御同心にて、關東へ御下りなされ候處に、治部少輔御一味ならば、甲州樣御身體、御大事に奉ㇾ存候由、意見仕候へば、不合點なる申され分かな。隣國皆敵なり、此語合に隨はずば、人に先を越さるべし。彼も我を騙すと見えたり。我も彼を騙し、兎や角くやといふ內に、陣內意氣味能く仕舞ひ、勿論人をも、成程取込み、其後支度事すべし。何事も沙汰なしにて居られ候へ。未だ老耄はせずとて、笑はれしとなり。扨又諸浪人、親懸りの者を始め、年寄り隱居仕りたる者、百姓・

町人·諸職人に依らず、望み次第何者なりとも、罷出で候へと觸れければ、我も我もと罷出て候。勿論武具一色も、持たざる者共多ければ、日來出入る所にて、古き捨道具共乞ひ集め、鞍骨を一所にて乞ひ、切付·肌付片々宛洗ひ、轡·片鐙は、繩具足のなきは、紙羽織後口に、朱にて紋を付け、甲のなきは、竹の皮笠廻に四手を付け、瘦せたる馬、中間一人に馬を牽かせ、鎗を持たせたるも多かりけり。泊々にては、知人の陣屋へ蹤び入あれ。是に馬人養はれ、陣を勤めたり。其者共申しけるは、斯く見苦しき體にて、出陣無用に、各思召され候へども、若き時は、侍の眞似をしたる者、此國京家になり、本領に離れ、詮方なく百姓を仕候へども、馴れぬ業なれば、口過もなり兼ね、餓死に及び候事、口惜しく思ひ乍ら、自害はならず遺恨に存候折節、思も寄らず亂起り、先祖の家業を續ぎ、二度侍の眞似を仕り、討死仕るべき事の嬉しさよ。又職人にも此類多し。百姓笠冠内に、樋田山城守·小城源兵衛と申す者は、昔の代には、一城の主たりしに依り、人をも引廻し、度々手柄仕りたる者なり。又職人共、俄に侍になりたるに、日來因ある町人共、意見を

しけるは、親は何にてもあれ、入らざる武士立なり。今の分にて、鋏敷を敲きて居よかし。炭地鋏の代なくば、時々は惜しみ申すべし抔笑ひけり。笑はれたる職人共は、俗姓よければ、人に成立ち、知行を取りたる者多し。金は失せ易き物なれば、笑ひたる福人共は、程なく仕失せ、乞食になり、笑はれたる者の知行の內へ、行小さ屋敷を乞ひ、鉢を開き、終には餓死したるもあり。此者共思立ちたらば、其頃有德にはあり、一廉綺麗に、支度も相調ふべし。元來侍の果てにてもあり、知行取になるべき事疑なけれども、氣性甲斐なき故、捨り果て候。兎角侍は、取分一氣持たざる者は、何の用にも立ち難しと見えたり。俄奉公人の內、豐後兩度の合戰に、一度も筈を合せ、手を塞ぎたる者は、筑前へ越え、三百石・四百石取り候て居申候。其內に、彼家若代になり、左樣の吟味なく、男振が惡しきぞ。或は公儀向、疊障りが惡しきぞ。口上なし抔言拂はれたるは、如水感狀を持ちたるに依り、先々にて、何れも大分の立身仕りたるも多く候。扨九州・中國・四國より聞及び、我も〳〵と馳集り、程なく多勢になりけり。先づ取替として、主人に銀百目、

下人に十五匁宛、扶持方は着到前と定められ、本參は、八十三石にて六人役、其次第を追ひ、段々の役人、常に定め置かるゝ分なり。知行役の外、心懸次第、增人いか程と言上候へば、新參並に銀十五匁宛取らせ、總別侍の儀は、申すに及ばず、足輕·中間に限らず、請人といふ事もなく、心次第に取込められけり。斯くありけれども、中間又小者の內にも、一人も走り候者なく、わやくなる樣にて、律儀なるは人間なり。さり乍ら時代に依ると見えたり。今の代には、請人の上に請を取りても、取逃を仕る者多し。請人なきに、銀を取らせ候ても、下々一人も走り申さず候は、下﨟も心があるにやと申しけり。斯樣に心廣く、取込められけるに依り、九月九日豐前中津川を打立ちて候に、慥に人數九千餘、一萬には不足の由。

一、左樣に俄に取集められたる人數は、何程ありても、吹かぬ先に散り申すべき樣に思はる。又下々になりても、主人に見知られ候事も、あるまじければ、正眞の日雇取、其日を暮し兼ぬる樣に思ふべきか。夫にて大分の望を懸け、九州を、能き程手に入れられ候事は、奇特と申すべくや。又不敵なる所行といふべくや。

如水の配下統御

左樣に思召され候事、餘儀なく候。如水仕樣は、自餘の主と替りたるに依り、新參・本參の隔なく、頓て見知り、假名を覺え、夫々に詞を懸けられ候。又内の者は、本參も、大方見知らざる者多し。其方は當代の主人、行跡詰にて、其品々に、位段の作法の亂れぬ樣に、不斷眞の鞍・八文字鐙・手綱を耳に競へ、馬を乘り候樣に、假初の事にも、行儀の亂れざる樣に息をはづませ、常に脇の下に汗の垂る樣に、召使はれ候を見及ばれ、不審を立てられ候。其時代の主は、何れも今の世の主には替りし中にも、如水は、常に新參・本參・近習・外樣の分ちなり、出頭とて、一二人定め置き用を申付け、取次をもさせ候事を嫌ひ、心懸次第差出次第に、召仕候に依り、何れも夜を日になし相詰め、奉公仕り候心も、正しく宜しく見えたるには、頓て加增を取らせ、似合ひたる役を申付け、相應に引立てられ候。近頃奉公の仕能き主は、類少く候。只今申す如く、人數大分抱へ、武具共夫々に取揃へ候處に、豐後内木付城、細川越中殿加增地なり。遠國なればとて、松井佐渡守・有吉武藏守兩老を、入置かれ候中にも、松井度々中津川へ來り、甲州樣御同前に、越中守も、

家康公御味方に參り候。諸方敵の中に候へば、萬事奉〻賴候由申す。越中殿も、是よりは遠方なれば、木付の儀、第一松井・有吉事、賴み思召すの旨、切々仰越さるゝに付、諸事心疎なく、申談ぜられけり。斯る所に、九月七日の朝、松井・有吉、飛脚を以て申越し候は、治部少輔馳走を以て、大友義統大事を率し、夕、當國此城近き浦へ、取上げ候へば、譜代の主なれば、鄉人共、思々馳加はり、彌〻猛勢に罷成候。頓て手合の合戰に木付の城を、一時攻の內談の由、慥に承り候。遠路に候へば、後卷も、筈に合ひ申すまじく候。兩人の者共、幷に附隨ひたる者共、一人も引退かず、戰死を遂ぐべく候。御心安く思召さるべく候。扨又越中守、能くてや死しけん、惡しくてや抔、心許なく存ぜらるべく候。憚乍ら後日の仰分けられ、奉〻賴度候。召使ひ候下々、大方當國の者にて候へば、大友に心底通じ申すべく候間、攻寄せられ候はゞ、暫時も溜り申すまじく候。よし何とも成行き候へ。拙者共に於ては、一足も引退かず、城中にて切腹致し、細川家の名を揚げ申すべき旨申越しけり。此狀を見ると否、年寄共急に呼寄せ、此の如く申來れり。在々へ支

度に行きたる者共、呼集めよ。明日打立つべし、急げ〳〵と、申付けられけり。年寄共申候は、只今より申觸れ急ぎ候とも、漸く明日揃へ申すべしと申せば、さらば明後日出馬の旨、申聞けられたし。次の日或者申しけるは、明日は九月九日、總別月の九日は、道途仕候はぬ事なり。御出馬宜しからざる事の由申せば、吉日を待ち候内に、木付攻落され候はゞ、面目あるまじ。殊に大友、日々多勢になるべし。吉日は時に依るぞ。雨が降るとも、打立つべきぞと急がれけり。扨九日の日出時分、豐前の國中津川を打立ち、備の段々に、行列の儀式を申付け、其身は小馬印計り、彼是四五騎召連れ、一里計り東の野原に、道より少し高き所に、堂のありけるに下り居て、先手より段々名乘らせ、本新參を聞き候。如水申す樣は、老體に具足を着、法師頭に甲を戴く事、全く以て自身の榮華の爲めに非ず。久しき者共、取分不便に思へば、人になるべき爲めなり。能く挊げ。此樣なる事は、今の世には、優曇華と思ふべし。天晴能き武者振かな。馬も強く見えたり。又新參者にも、同じ詞にて、諸浪人第一零落れたる侍を、二度引立つべき爲めなり。能

く拵がれよと、いかにも懸に詞を懸け、又中にも、なひたる笠冠には、天晴武士かな。思定めたる心根知れたり。一入頼もしく思ふぞ。珍らしき事出來、本望に思はるべし。討死をして、本望を叶へよ。さこそ不便がるべしとて、金を取らす。其儘取れと申し、馬上にて戴き、泪を流し通りけり。斯くの如く名乘らせ、着到を自身見ながら、附けさせ候程に、毎朝の事なれば、指物の品・馬の毛色、彼是頓て見知り、後には名乘らずとも、新參の者共何某と、詞を懸け候程に、諸軍勢悅ぶ事限りなし。

一、豐後にて、合戰も候ひつる由、語りて御聞かせ候へ。

豐後の內、高田と申す所は、豐前堺なり。竹中伊豆守（其頃源助）居城なり。伊豆は治部少輔方にて、關ヶ原へ立たれ、子息采女幼少にて、家老共籠居候。家中に好（よしみ）ある者を遣し、存知の如く源介殿とは、常に申承り候へども、弓箭の慣なれば、證人を出し、先手へ相加へらるべく候や。同心なきに於ては、蹈散らし通るべき由、申遣しければ、一往の申分もなく、畏り存候とて、采女を召連れ、家老共罷出で候。人

數は戻し、釆女計り本陣に召置き、懸樋和泉が城富來表へ押され候。和泉守は、關ヶ原へ立ち、藤井九左衞門を始め、其外年寄共籠居候。之を曖𢬵と申さば隙入り、木付城心許なく候。蹈付け通るべし。萬一城より付け候事もあるべし。毋里但馬、其頃太兵衞、後毛利になる、今日の先手の番なれば、行懸りに、富來近邊然るべき所を見立て、人數を立て、附勢を押へよとて、太兵衞一備を、手當に申付け通り候、懸樋が年寄共、物馴れたる老兵共なれば、斥候計り所々に出し、馬の懸場悪しき所より、遠鐵炮少々放ち懸けけり。太兵衞引付け討ちたく思ひ、足輕を出し、弱々と見せ、追懸り候樣にと巧みけれども、敵も心得て近寄らざれば、是非に及ばず、跡備より跡に下り、靜にぞ押したりけり。扨熊谷内藏允が城安喜と申す所、三里計り隔て、其夜は野陣を取られけり。家老共に申しけるは、熊谷は關ヶ原へ立ち、年寄共籠り居たり。武功の入りたる者ならば、富來の樣に、斥候計り遠手に出し、城を堅固に持つべきか。熊谷、能き人を持たず候間、定めて輕々と打つて出で付くべしと思ふぞ。願ふ所の幸なれば、近々と引付けて取つて返し、追討に討ち、其足に

て、城へ附入に乘取るべき事、輙かるべき事なれども、夫は何としても手間入るべし。爰にて遲々仕候はゞ、大友多勢になるべし。第一、木付の城攻破られては遺恨なるべし。勿論大友が手當には、久野・井上・野村三備、赤根峠より引分け遣しけれども、猶も心許なく思へば、此城を蹈付け、急ぎ通るべきぞ。若し城より慕ひ來らば、我等旗本の物頭功の入りたる者に、若く取飼ひたき者共相加へ、彼是五十騎餘、場の能き所に隱し置き、浮々と附き來らば、思ふ樣に引付け、雷の落ち懸る樣に突懸り、一人も殘らず討取るべし。此裁判は、我等仕るべく候。各は人數召連れ、急ぎ木付の後卷をし給へと、申されければ、何れも畏り存候由、申しける所に、栗山備後共頃四郎右衛門申上候は、御行の儀は、兎角申上ぐるに及ばず候、是式の小事に、御自身劑を御取りなさるべしと、仰出され候事は、分別に能はず候。某共居申さゞる時の御事なり。朝鮮にても、人をも遣ひ馴れ、一度も仕損じたる儀は御座なく候に、人もなげにと荒々と申しければ、實にもとて、待伏の劑を、備後に相渡し、其身は常の如く、本陣にて敵をかぶかせんと思ひけるが、跡備をも先へ

立て、猶も引下り、小馬印計り、纔か十二三騎にて、いかにも草臥れたる體、何たる用心もせぬ振にて、城近き難所を、靜に通られけり。城中の者共、伏ありとは知らざる事なれば、如水浮々と通るを見て、すは用心もせぬは、能き仕合ぞ。詖め討取れ、法師頭取れと、備を儲くといふ事もなく、思々心々足に任せ、我れ先にと追懸けたり。如水は、能く引付くべき爲め、猶旗本を靜かに押させ、自身は小馬印計りにて、取分後れて押しけり。熊谷が者共、得たり賢し、幸の所なりと、彌々口に訇り追ひ來れり。扨伏の者共は、谷間の前、馬の駈場の能き所に隱し置き、栗山は、敵の見ぬ高き所に隱れ居、能き頃と思ふ時、劑を揚げければ、相圖を待兼ねたる勇士共、ひたひたと馬に乘り、五十騎計り、一度に噇と駈出し、眞中へ乘入りけり。追手の者共、仰天し乍ら、鐵炮少々放ちけれども、思寄らざる事なれば、鳴らしたる計の鐵炮にて、手負ひたる者もなく、伏の兵共、竪横十文字に突廻りければ、足本不定の附勢共、一支もせず、鎗を振上げ、刀を打合する迄もなく、右往左往に北げけるを、馬上達者の兵共、乘伏せ討伏せ、思ふ樣に、追討にぞ討ちけ

る。城よりは、十町計りもあるべくや、小川あり。此川切に追捨てよと、栗山前方定めければ、下知の如く、川端にて追捨てたり。城中の者共、此由を見て、引取勢を出し、敗軍の者共抑留め、三百餘、川端に人數を立堅めたり。流石熊谷が者共、見事にぞ見えし。栗山乘廻し下知しけるは、其儘北げば、川切と定めたり。城より引取勢馳せ來り、備を堅めたりと見えたり。此儘引けば、かぶきたる敵なれば、必ず追ひ來るべし。能き頃に引付け取つて返し、又追討に、一人も殘らず討取るべき事、案の内なり。若し付け來らず、相引に引きたらば、伏勢をして、一追は追ひたれども、我等共引取に、行一鎗と釣る體を見て、其勢に恐れ北げたりと、後日に謂はるべき事必定なり。急ぎ北川を乘渡し、あの敵共追崩せ。逃げば逃せ、長追なせそと下知仕り、自身早や川へ乘入るべき振を見て、原彌左衛門子弟郎等、彼是六騎面も振らず、一番に乘入りぬ。如水手廻に、二三年以來の新參本田半三郎、前後爭ひ、小川を懸渡し、一足の前後にて、五十餘騎の者共、一度に驅渡すを見て、以前追立てられたる弱兵共、荒肝を取られ、附添へたる臆病神に引

立てられ、後をも見ず北げければ、引取勢の内に、何樣と思定めたる勇士と見え、廿五人も、一足も引退かず、鎗下にて討たれ、其外の者共は、蜘の子を散らす樣に逃げければ、猶も追付き高名仕るべしと追懸けけるを、栗山乘廻し、馬を横たへ道を塞ぎ、比輿者共軍法を破り、沙汰の限りと制しければ、何れも神妙に馬を乘留め、勝鬨を揚げんと申しければ、栗山申しけるは、無功なり、各勝鬨を揚げば、敵離したる事を知り、心易く退くべし。あれ見給へ、猶も追はれ候かと思ひ、足本定まらざる體の可笑しさよ。味方はいかにも靜に引き討たれたる敵共の物具、下々に拾はせよ。軍に勝てば、亂妨をすると思へば、下々勇む者ぞ。斯樣の時は拔からぬ者ぞと、下知仕り、心靜に本陣に追付き、首共實檢に入れければ、毎度の事とはいひ乍ら、味方一人も手を負はず、大勢討取らるゝの條神妙なり。殊に初度の軍に勝利を得候旨、感ぜられける。頸數三十七なり。

一、原彌左衞門・本田牛三郎は、人に越えたる働の樣に聞き候。御吟味如何に候や。本田牛三郎、其頃は新參無足人にて、漸く上下三人、不斷臺所飯を喰ひ居られ候

が、年は廿二三にもなるべくや。律儀に奉公相勤め候て、頓て小知行をも取るべしと、諸人思ひけり。總別心様直に、如何にも綺麗に、取分人愛ゆがりしより、老若大小身共に、不便がられて押移りけり。扨此亂發り、無足親懸り大方殘らず馬に乘り、出陣の用意を仕候へども、此者は殊の外さびければ、武具一色もなし。親類縁者もなし。誰を頼みたれど、悔み申すべき様もなく、諸人の陣用意を見て羨しく、大息を突きたる計りにて居候を、何れも見及び、不便に思ひ、相談仕り、古き捨道具、方々より取集め、破具足を取らすものあり、小荷駄の、少し足の長く痩せたるを買ひ、大勢寄合ひ、俄に仕立て、騎馬の數に入れにけり。よろ〳〵したる體、佐野源左衛門と此半三郎は、何れたるべきぞと、其身も笑ひ乍ら、臆せず供を仕りけり。宿々にては、人馬共に、誰が陣ともいはず、養ひ兼ねざる所へ追ひやり、其身は、臺所或は行懸りに養はれ、勿論痩馬續かざれば、具足差物にて毎日徒の供仕りけり。待伏に置くべき者、誰々と書付け、仕られ候砌、差出て望みければ、したゝか訶られて、面目なき體にて居候ひけるが、軍評定相究り、何れも

退出の後、半三郎を呼近付け、何やらん呼きけるが、志を感じ免ぜられけるかと、伽の者申しけり。假令後日、如何體の折檻に遭はゞ遭へ、殘りては叶ふまじと、始めより思定めけるとなり。栗山は、相圖の見合の爲め、向の山へ隱れ居、黒田監物、其頃は岡田三四郎、御物上り、取分懇に召使はれ候を、取飼はるべき爲め、伏の人類に加へられけるが、本田、如何にもよろ〳〵と仕たる體にて、常に眤みたる事なれば、三四郎近くへ來れば、御身は御差圖もなきに殘られ候事、希代の事かな。急ぎ御本陣へ追付かれ候へと、膽付呵りければ、本田打笑ひ、御尤に存候。夜前より不多人相煩ひ、馬も草臥れ候が、一圓藥を喰ひ申さゞるに付、兎角仕候内に追後れ、仕るべき樣もなく、是へ參り候。御側に召置かれ下され候はゞ、忝かるべき由申しければ、三四郎權威に任せ、御差圖の外、誰に限らず、一人も此所に置くべからずとの旨、某に堅く仰付けられ候間、本陣に追付かるべく候も、又何方へ行かるべきも、其の方心次第なり。爰には叶ふまじき旨、荒々と呵りけり。本田難儀に思ひ、假令三四郎と刺違へ候ふとも、引くまじと赤面しける所、

小林甚右衛門と申す者、若年より度々高名、彼家にて、一二を爭ふ勇士なりけるが、之を遠く乍ら承り、なふ三四郎殿、若く候へば、功の入り給はざるも理なり。肩衣袴軍法と申して、法度ある由候へども、其旨を守るも、時に依り候事なり。口脇がにて、座敷の法度の樣にはなき者なり。許し給へ。さりとては曲者なり。口脇が黄色なれども、早く智慧が付きたり。某側へ來り、我等を目當にせよ。今日の軍十一度目なり。某に附添ひたらば、人には越さるまじきぞ。重々三四、此樣なる所にては、餘所目をし給へと申しければ、本田半三郎嬉しさうにて、小林に近寄り、扨敵最早近付きたり。相圖遲しと、其方を見やりける砌、本田馬に乘りければ、又三四郎腹を立て、したゝかに叩る。本田申しけるは、各は能き馬に乘り給ひ候。某馬は、一圓步み申さず、第一時に依つて、乘せ兼ね申す間、心靜なる時、乘り申候。縱ひ乘り候とも、御差圖より先には參るまじと、打笑ひ申しけれども下りられ候へと、重ねて申しければ、又、小林能く乘りたり、夫程心懸けても、後れ安き物ぞ。したり／＼と申しも果てぬに、差圖の麾揚ぐれば、我も人も急ぎ馬

に乘らんと犇く問に、本田は早や駈出しけれども、小荷駄の瘦馬にて、乘るも走るもなかりければ、漸く三番目に首は取つたりけり。一番小林甚右衛門、二番船曳杢左衛門、三番本田半三郎と相極り候處に、小林・船曳申しけるは、某共、馬強く早馬なれば、少し先に駈付け候。一番に駈出し候へば、今日の一番、本田たるべき由、兩人達つて申すに付、本田、一番首に定められけり。兩人申しけるは、早馬に乘り、一番に駈付け、一番首を取りたしとは、誰も思ふ事なり。然れども某共、本田が樣に仕らば、殘らず眞似をし給ひては、軍法を破り、大事の敵を討洩すべしと思慮仕り、口脇の黃にもならざる悴に、越され候。今日の景氣心立にては、何時も仕り兼ぬまじく申すに付きて、如水も殊の外感ぜられけるとぞ。扨小林二番頭とは記されけれども、首は取らざりけり。只今申す如く、一番に駈付け、能き武者を馬より突倒し、鎗を刎ね、馬より飛下り、敵未だ死がやつきければ、刀を拔き突捨てたる鎗の柄を蹤へ、步み寄る所へ、常々事もあらば、引廻して給はれと、日來賴みける若者、馬には何として離れけるか、步にて走り來れり。小林之

を見て、卓山に思へども、仕合に依り、手を塞ぎ兼ぬる者ぞ。先づ此首を取れ、敵立返したらば、又何程もあるべし。早々仕舞ひ、急ぎ追付くべしと申捨て、敵に突立てたる鎗引抜き、馬に打乘り、先を心元なく思ひ駈付けけり。小林はだまりけれども、首を取りたる者、小林鎗首は某取り申候。全く以て、某手柄にては無ヒ之由、實檢の場にて申しければ、如水申されけるは、律儀筋目は、事に依るぞ、若輩者なれまれければ理なり。頸は盗みても捨てゝも、手柄になる者ぞ。能くしたりと感ぜられけり。扨小林跡を仕舞ひ、粟山同前に、目見仕候へば、鎗付若者取飼ひ、猶も先を大事に思ひ、手を塞がず、駈付けたる志といひ、彼者を取飼ひ、勇人一人仕立てたりといひ、淺からざる高名なりと、感ぜられければ、小林申上げけるは、鎗付首を取らせたるにては御座なく候。突合ひ申す所を、通り合せ候程に、初軍に手を負ひ候へば、癖になり申す者にて御座候間、卒度助けたる様に、覺え申候由申しければ、其方事、他家にての手柄聞及び、呼取りたる者なり。當家にては、朝鮮にて度々の手柄、彼是算へ見候へば、今共に十一度、大指・人差指迄折ら

れ候へども、終に中指迄下らぬ事必定なり。其者の作法に似合ひたる働、申分かなとて、餘の首取共には、三百石宛感状に書載せ、取らせ候へども、小林と本田には、千石取らせ申候。扨本田は、筑前入國の節、筑前守重々穿鑿ありて、一戰兩度の働、紛なきに依り、先づ如水感狀前千石取らせ、足輕を預け、人柄はよし、次第に取立てらるべき內意の由、聞え候間、高慢の心や付きたりけん、差てもなき言上り、不慮の喧嘩仕り、相果て申候。惜しき事かなと、諸人申しけり。原彌左衞門は豐前にて五百石、筑前にて千石、遣し置かれ候。次の年、直に相尋ねられ候は、豐後安岐表合戰の刻、其方の內へ、如水は入れられ候へども、川越の砌、横馬を乘りたるは、見苦かりしと、申す者あり。其方事なれば、何樣仔細あるべし。隔心なきに付、直ちに相尋ね候由、申されければ、原申しけるは、御直の御穿鑿、返々忝く奉存候。某臆病したる樣に、影言申散らす仁有之由、承及び候。能く承り定め候ての儀と存じ、押移り申候。先づ横馬の儀、言上致したる者の僻事にて御座なく候。必定其分に御座候。最前川切に追捨て候へど、栗山方至を指し申候差圖に

任せ、川端にて追留め申す所、敵、向ふ川緣に、人數を立堅めたりと見えたり。其儘置き相引を仕らば、敵に少々利を付けたるになるべし。急ぎ川を乘渡り、あの敵追崩して引けと、栗山下知仕候。哀れ斯くあれかしと、內々存候折節なれば、嬉しく存じ、聞くと否や、川へ乘入れ申候。向の川岸少し高く、馬の駈上り御座なく見え申候。其所へ乘懸け、上へか下へか切れ候はゞ、見苦しき第一、敵に力を付け申すべしと存じ、川上へ六七間も、眞違に駈入り申候。鬧しき時分、脇も明け候へかしと申すも、斯樣の儀にても御座あるべく候や。手前の拵、臆病者の樣に言上致候はゞ、其分にても御座あるべく候。自身の取合は、申上げ難き儀に御座候。悴・弟二人・郎等二人、彼是五人の若者共を召連れ、五騎の者共に、頸五つ取らせ、如水樣御感狀を頂戴仕らせ、某も振々なれども、其場へ列りたる印には、淺手三箇所負ひ申し、隱なき儀にては御座候へども、御覽なされ候へ、何れも向疵にて御座候とて、押肌脫ぎ見せ申候。此仁、平生內人にて、無口者なりしが、性は道に依る事なれば、以て開き耳を澄ます程に申しければ、さればこそ、栗山に尋ね

候へば、皆以て讒言なり。殊の外手柄の由強く申せば、栗山無事をいひ、我をだます仁にてなし。尤も其方事なり、旁以て聞分け居候へども、直に穿鑿を以て聞かざれば、其方鬱念晴るまじく候。又は仔細辨へず、事に馴れざる若き者共は、悪口を眞に思ひ、色々の沙汰を仕るべし。さあらば家の治まらざるにも似るべしと思ひ、直に尋ね候。近頃神妙なり。重ねて申付くる旨もあるべし。先づ退出候へとて、其夜年寄共呼集め、重ねて詮議有レ之、原彌左衛門子息吉藏を、いとこ婿に仕り、千石取らせ、彌左衛門三千五百石、都合四千五百石の身體に申付け候。地士なれば、遁れ得ざる者多くあるべし。領内に呼取り、心次第に育ひ置く事もあらば、召連れ、我等用に立て候へと、申され候なり。

古郷物語上 終

古鄕物語　中

黑田大友合戰

一、大友義統と合戰は、其後の事にて候や。

其日の事なり。譬へば豐後内にて、國崎郡赤根峠に野陣取り、一宿仕り、木付城攻落されざる内に、後詰仕り、松井・有吉を助けよと、井上・野村・久野、此等三備引分け、木付表へ、脇道より差遣し、胴勢其身は、富來・安岐表を押し候。案の如く大友は、木付の城を一時攻にと鬩り、自由の事なれば、鄕人共驅催し、五六千計りにて、攻支度をもせず、無理懸に、平攻にぞしたりける。山城の高かりけるを、二三の丸攻落し、本丸塀一重に攻詰め、既に危く見えし。されども松井・有吉、大剛逸の兵なれば、稠しく防ぐに依り、急に挫く事もならざりけり。斯くある所へ、如水先手近付くと見え、馬煙彫しければ、いや〳〵是へ押寄せられ、内外より挾合されては叶ふまじ。立石の在家は、當國一の難所なれば、要害に付き戰ふべし

とて、塀一重に攻めなしたる木付の城を打捨て、元より馬に乘りたるは稀なり。如水先手皆步行跣にて、立石に引きけり。松井・有吉、希有の命を續ぎにけり。大友は、在家へ取籠り、諸卒は、其前に、此由を見て、直違に、立石へと急ぎけり。其野末に居り、如水先手栗山母里後は毛利は、胴勢の先を仕石垣原とて、廣き原あり。相隨ふ兵には、曾我部五右り、三段目久野治左衞門が備ぞ、先へなりたりける。其衞門・母里與三兵衞・池田九郎兵衞・宮成安太夫・時枝平太夫、斯樣の者共なり。外小身者共、餘多相加へられたり。松井・有吉も、一先づ大息を繼ぎ、附從ひたる兵共も、不慮の命を、如水に助けられたりと悅び、木付の城より慕ひ出で、久野が備に加はりけり。中にも曾我部は、伊豫國黑川と申す所の人なり。彼家には新參者なり。朝鮮にて、能き働を仕り、祕藏に思はれけり。總別國にて、度々若年より事に馴れ、武功も入りたる仁なればとて、常に懇にせられ候。此度も、久野若輩にて、終に場を見ず候へども、筋目なれば、一備を預け候。五右衞門後見仕り、越度なき樣にとて、相加へられたり。扨石垣原に駈付け、敵陣を見渡せば、五

六千もあるべしと見え、廣野の末、五石の在家を後に當て、靜まり返つて居たりけり。大將久野、其時は、廿一歳になりける若武者故、何の分もなく、懸れ〳〵と下知せらる。曾我部申しけるは、天晴能き頃の敵かなと、手柄を仕り、覺を取るべきは此時なり。早りたらば、仕損ずべし。跡備も隔たれり。先づ下立ち、馬の息を休め、諸卒に破籠を遣はせ、跡勢近付きたらば、眞先に懸り、一鎗突く程ならば、卽時に突崩し、思々に高名仕るべく候。時分は我等存ずべく候、靜まり給へと、制しけれども聞入れず。一騎にても駈込み申すべき程にて、是非なく懸れと、身を揉みていひてけり。治左衞門が郞等荒卷軍兵衞と申す者は、豐前の地士なり。若年宮松と申して、十五歳の時より功名仕り、度々の手柄比類なし。然れども彼國京家になり、主人の身體倒れければ、浪人仕り、境目に百姓になり候て居候を、治左衞門が親聞届け呼出し、知行を取らせ、朝鮮にも召連れ、彼地にても、相應の働を仕りたるに依り、彌〻祕藏に思ひ、懇に仕懸け置き候。四兵衞死後に、直ちに筑前守、召仕へたく思召され候へども、治左衞門若輩なればとて、其分

にて附置かれ候。此者申しけるは、五右衞門殿御意見御尤に候。御早りは必定仕損じ申すべく候。何れも馬より下立ち、跡備を待付け、氣味能く鎗を遊ばされ候へ。馬にて當倒し蹴散らし候敵は、敵に依り候べし。今日の敵の働は、國代の時、敵にもなり、味方にもなり能く存候。竝もなき剛の者共、近年方々に牢人仕居り、此亂を、能き死所と思定めたる兵共、鎗を膝の上に載せ、靜まり居たる所へ、馬にて駈込み候はゞ、何とてなり申すべくや。兎角引靜め、鎗の柄の折れ候程、突合ひ候はでは、勝利を得申す事にてはなく候。先づ靜まり給へと申しければ、跡を待ち、人に越されなば、生甲斐あるまじ、只懸れと下知せらる。荒卷馬より飛下り、久野が馬の口に取付き、礑と瞻み、御若氣とは申し乍ら、口惜しき御覺悟にて候。只今御懸り候はゞ、必定負け候ふべし。跡の勢を待ち候ても、其者に先をさせ候はゞこそ、恥にても候はめ。後を黑めさせ、眞先に進み、火花を散らし、一鎗突き申さば、勝たずといふ事候まじ。斯樣の差引をこそ、武邊とは申候へ。今少しの事たるべしと申しければ、軍始まれば一番に北げたる平田彥右衞門と

いふ者、是も豐前の地士たりしが、若き時追付首の、一つも二つも取りたれども、引締めたる働はなかりしが、虛口を叩きたるに依り、覺悟を知らざる者は、勇人の樣に唱へければ、治左衞門が親四兵衞呼出し、百石取らせ召置きけり。此者馬に乘り乍ら、いや〳〵荒卷が申分、然るべからず候。御意の樣に、跡を待つと申すは、臆病評議なり。殊に跡備は、井上・野村なり。取分すゝどき男なれば、油斷仕らば、して取るべし。其上大友が者は、木付の城に攻め草臥れ、是迄徒にて走りければ、定めて草臥れ申すべし。事延び候はゞ、勞も直りむつかるべし。急いで御懸り候へと申せば、荒卷腹を立て取付きたる馬の口を放し、靜に馬に乘り、平田が前へ、馬の頭引向け、やあ互に豐前の者にて、敵味方にて、折々は軍ありし程に、其方は彥次郞、某は宮松と申せし時より、度々渡り合ひ、手柄の程知りたるらん。よも忘れじ、今井の濱の合戰の時、愁に平田彥次郞と名乘り、人先に進みける間、本の者かと思ひ、一太刀打つて見ばやと思ひ、荒卷軍兵衞と名乘り、三尺三寸の刀を拔懸けければ、一支もせず逃げ候を、追懸け切り候へば、己が具足の

押付に押當て、今に背は背中の疵。其後御代になり、四兵衛殿召出され候時、其方働き第一、後の疵抔御尋ね候間、不便に思ひ、此者甲斐々々しきに付、討留め申さゞる旨、諫め申したるに依り、呼出され、知行を給ひたり。御影にて、知行を取り申候。彌〻頼み存ずるの由、申したる事は、頃日の事ぞ。臆病評議抔とは、人に依るべき事なり。剛臆は、早や隱れあるまじきものをと、末期の一句と思ひければ、飽迄荒言を仕り、無理に駈込みければ、速々荒卷に後れじと、目當に仕りたる若者、酒井小左衛門・出井與助・辻九兵衛を先として、十四五騎、我れ先にと前後を爭ひ、駈けたりけり。荒卷下知しけるは、物馴れぬ若者共かな。敵間の遠き內は、靜に馬を乘れ、鎗合近くなりたらば、駈足にて乘入れよ。馬上より、徒立の者は突惡し、徒より、馬上の者は突能きぞ。鎗にて突かんと思ふな。馬にて當倒し、怯む所を突け。馬上にては猶以て、敵を左に請けたるが能き物ぞ。此方へ來よとて、右の手へ靜々と、筋違に懸りけり。扨治左衛門は二十騎計り、中の筋へ駈入りて、縱橫十文字に突いて迴る有樣、如何なる鬼神も、面を向くべしとも見え

ざりけり。されども大友が者共、屈竟の物馴れたる古兵、必死に究め、相懸りにも仕らず、芝居に膝を折り、靜まり返つて居たる中にしも、馴れぬ若武者共、はうはうと駈入りければ、一騎に五十人程渡り合ひ、すゝけたる鎗・長刀にて、突きける程に、久野、心は猛しと雖も、主從五騎、一所にて討たれけり。大將紛れなかりしかば、今日の大將は、討取りたりと、訇る聲を聞き、曾我部は、分々の敵に渡し合ひ戰ひけるに、久野を討たせ、生甲斐あるまじと思ひけるが、向ふ敵を打捨て、久野が討たれたる所へ、直違に駈入り、何の仕出したる事もなく討たれけり。久野一所に討たれたる者は、光富龍右衛門廿八歳・麻田甚内廿六歳・山本正藏廿五歳・久野正介廿一歳、是等は未だ無足にて、常に身近く召使ひ候。此亂發り候に付、俄に馬の數に入り、召使ひたる者なり。一備の人數なれば、餘多の兵の內に、主君と一つ枕に戰死を遂げ、君恩を報じけり。大果報の侍かなと諸人感じ、羨しく思ふ者多かりしとなり。扨荒卷一連の者共は、主より先へ懸りたる事なれば、久野が討たれたるを知らず、はしたなき働を仕り、向ふ敵を追退け、手々に首を取り、軍には勝ちた

りと思ひ、世間を屹度見れば、治左衛門・五右衛門討たれ、中の手より味方破れければ、北ぐるを追ふ敵共の、後へ廻るを見て、引包まれては惡しかるべし。いざ引かんと、荒卷下知仕り、引退かんとしければ、敵又勝に乘り、稠しく慕ひ來れば、取りたる敵共、鼻をそいで投捨て、彼是十五騎の者共、廣野原なれば、馬の鼻を竝べ、後れたる下々を先に立て、馬を輪に乘廻し〳〵、引纒ひ退きければ、下々一人も討たれざりけり。軍散じて、案內者を召連れ、死骸を詮議仕候へば、大友一家中にて、常に口を開きたる勇士、身體歷々の衆なり。中にも荒卷が討取りたるは、竹田津志摩守入道一卜と申す仁なり。比類なき兵なり。扨松井・有吉も、久野同前に懸りけるが、向ふ敵共追崩し、見事なる働なり。然れども、久野が討たれたる中の手より、味方敗軍仕れば、叶はずして引退きし。中の手の大友勢、追懸りたる敵共、足早く退き、敵離れをしければ、横合に、松井・有吉が手へ突懸りけり。兩人心は猛しと雖も、敗軍の上、横鎗に突立てられ、雜兵十八人、追討に討取られ、松井・有吉は這々の體にて、漸く敵離れをして、山の腰へ北上り、人馬の息

をぞ休めける。中の手破れずば、松井・有吉、大なる手柄になるべきを、卷添に逢ひたるは、不便にぞ聞えし。扨久野が手に屬しける者共も、漸く北延び、松井・有吉が休み居たる東の山に北上り、鮒の泥に醉ひたる體にて居たりけり。目前に大將を討たせ、棄鞭打つて、人先に退きたるは、人非人なりと、諸人に笑はれけるとなり。大友が者共、軍に討勝ち、大將・副將共討捕り、首途能しと悦び、元の陣へ引取り勝鬨を揚げ、頸共、大友が居られたる立石の在家へ遣しけり。扨、大友善世の時より、身近く召仕ひ候惠藤又右衛門・吉良傳右衛門・赤野彌平次と申す者、此者も供仕候。此者共申し候は、只今の合戰、味方勝利を得、目出度存候。さり乍次の備、早競ひ懸り申すべく候。御出なされ、諸軍の働御覽なされ候はゞ、一際排も強く御座あるべく候。自然味方負け候はゞ、能き討死の場にて候由、諫めけれども、義統同心なきに依り、殊の外腹を立てけるが、其中に吉良傳右衛門は、只一人忍び出て、次の合戰、野村が手にて討死仕り、本望遂げたりけり。

一、次の備井上周防其頃九郎右衛門・野村隼人其頃市右衛門兩人二備にて、遂に跡より押しける

が、鐵炮の音鬨の聲を聞き、大勢うかと押懸けては、惡しかるべしと思ひ、九郎右衞門、手の者共に申しけるは、各は人數を立て、是に待たれ候へ。某此上へ上り、敵の人數立、彼是見及び、時分能くば招くべしと申聞け、次の備野村所へも、此由申遣しければ、野村腹を立て、先に軍ありとは、知れたる事なり。見て參るなどといふは、不審の立つ時の事なり。頻に先を押され候へと、使を遣しけれども、九郎右衞門堅く申付候間、押し候事はなるまじき旨、申切りたるに依り、さらば騙して駈拔かんと思ひ、爰は嶮岨の道なれば、馬を乘立て候て危く候。今少し先へ押し給へ。野原の廣き所にて、相圖を待ち申すべしと、重ねて申遣しけれども、井上が者共心得て、會釋せざりければ、野村獨言して呟きける所に、井上主從三騎、小山へ乘上り見れば、時分能く思ひ、郎等の差物を拔き招きければ、井上が備、靜に山の上へ乘上りけり。尤も野村も續きけり。扨峠を越ゆると、敵味方一目なり。互に勝負を決すべしと勇みけり。井上·野村下知しけるは、敵は皆步行立なり。馬の駈場能ければ、馬にて駈散らさん事、安かるべけれども、此軍を必

死に極めたる物馴の老兵共、手先にて扱ひては、惡しかるべし。皆々下立ち給へ。鎗のうの首折れ候程、突合ひ候はずば、如何樣大軍なるべしと下知仕り、敵間近くなり、左右共に臂手を外させ、十文字に追取り、勇み進みたる體を見て、何れも心強く、扨は稠しき突合あるべしと、下々迄思ひ定めける。大將たる人の覺悟、大事たるべき事なり。扨野村は、若年の時、朝鮮にて、漢南人と渡合ひ、しどけなき働を仕り、左の膝を切破られ、歩行不自由なりけり。某は不具にて候間、馬にて乘り合候。各下立ち給へと、井上同前に下知しけり。扨此石垣原と申すは、原中に、高さ二間又は一丈計りの古き石垣、六七町計り横に續いたり。井上野村申しけるは、あの石垣を敵に取らるゝな。此方より取れと申しければ、我も〳〵と急ぎけり。敵も同じ心にや、寄合頭に、石垣に着きにけり。大友が者共、勇みに勇んで、石垣を越えんとしけるを、安々と突崩す。逃ぐるを追はんとしけるを、只今敗軍の者は、此頃俄に馳せ集まりたる葉武者なり。究竟の者は跡に控へ、今日を討死に極め、最後の一戰と思定め、備を亂さず、靜まり返つて居たり。此葉

武者共に目を懸け、味方備を崩し、足を亂したらば、新手に揉まれ、敗軍に及ぶべし。味方より早らずとも、今日軍せでは居らぬ敵ぞ。一人も追ふまじと、井上は下立ちたれば、鎗を横たへ、野村は馬にて乘廻し押へけり。大友が大將吉弘加兵衛・宗像掃部申しけるは、南無三寶負軍なり。井上・野村かぶきて、足を亂し追懸くべし。近々と引付け、一鎗突く程ならば、何の手間も入らず突崩し、久野同前に井上・野村も討取るべきを、扨も物馴れたる者共なり。此上は力及ばざる次第、何迄斯くて存命ふべきぞ。此軍に、討死を望みたる事なれば、いざ懸らんといふ儘に、二千計り、如何にも靜々と歩み寄る有樣、如何なる鬼神も、面を向くべしとも見えざりけり。されども井上・野村事ともせず、相懸りにもせず、知らぬ體にてだまりけり。然る所、早や間近くなりければ、思々心々に突合ひ、いつ勝負極るべしとも見えざる所に、大友方より眞黑に鎧うたる大男、井上を目に懸け、多くの中より駈出て、井上殿か、珍らしく候。吉弘加兵衛なり。尋常に參會すべしと、大長刀打振り〳〵、靜々と懸り來る有樣、誠に思ひ切つたると見えし。井上之を

見て、吉弘殿かといひも果てぬに、吉弘莞爾と笑ひ、相懸りに懸り、共に名を惜しむ剛の者、殊に久しき知人、連々言通はしたる事なれば、互に恥しと思ひ、二つ三つ打合ふと思へば、吉弘が草摺の外、股の附根を、十文字にてしたゝかに突く。一鎗なれども、深手なれば、叶ひ難くや思ひけん、後へたぢ〳〵と、二足・三足程しざりけり。其儘退くよと見る所、流石大剛逸物の吉弘なれば、横になだれ、野村が手へ懸り來るを、小栗治右衞門と申す者の中間、弓を持ちたるが、正中を射通しけり。深手二箇所なれば、働き得ざるを、首は小栗ぞ取つたりける。井上も大將なれば、吉弘を追攻め、首を取りたく思ひつれども、敵は猛勢なり、蠅のたかる樣に、叩き懸りけるに依り、力及ばず、吉弘が首をば取らざりけり。宗像掃部も、吉弘に續いて懸りけるを、井上が郞等大野勘右衞門と組み、勘右衞門を組伏せ、首をかゝんとしけるを、勘右衞門の弟休也と申す入道走り懸り、上なる掃部が小腹へ、刀を突立て、曳といひて刎ねける程に、鬼神を欺く宗像も、心は猛しと雖も一刀に弱り、大野に頸を取られけり。休也は、敵弱り、兄の起上るを見て打捨て、

又能き敵に渡り合ひ、名高き剛の者を討ち、頸を取りけり。此休也は、伊豫の國の者なり。兄を便に周防を賴み、奉公を望み、豐前へ下り、數年拵げども、調はざりければ、兄が知行に居て、濁り酒抔作り、百姓に賣り多分は兄に養はれ、淺ましき體にて居たりけるが、思はず此亂起り、我も〳〵と、手前次第に馬に乘り、奉公人になり候へども、此者引立人もなく、兄は小身、取分さび者なれば、仕立て候事もならず、空しく押移り候處、打立つべき前方、周防に申しけるは、此度の御陣、御供申したく候。上下三人・疲馬一疋、御養ひなされ下され候へと申しければ、周防、能くいはれたり。泊々の伽にもと、召連れたるが、比類なき働、手柄淺からざるに依り、筑前へ越え、如水感狀前三百石取らせ、大野久太夫と申して居たりけるが、翌年筑前守詮議仕られ、五百石加增を取らせ、彼是八百石取り候て、子供今に、周防が子に附き居申すべく候。陣用意とて、似合に金銀を入れ、相應に造作を仕候ても、何の用にも立たざる者計りなり。此休也は、とてもなるまじき事と打臥して居たるが、殘多く思ひ、俄に周防に、直に訴ふる程の事なれば、用意支度

といふ事もなく、持合せたる疲小荷駄に、兄の乗損じ鞍、日来抱へ持ちたる下人二人の體なれば、鎗を持つべき人もなく、一人に着替へ、一人に馬の口を引かせ、古き紙羽織に、朱にて紋を付けたる計りぞ、陣用意なり。斯く淺ましき體にても、一儀備はれば、望叶ひけり。後に人になり候ても、我等八百石の知行は、殊の外下直なる買物の由笑ひけり。能く／＼思へば、又高直なる物にても候や。大友が者共、今日を最後の合戰なり。今日討死仕り候はでは叶はざる所と、思定めければ、突崩されては颯と引き、引くかと思へば又懸り、敵引けども、井上·野村追懸けず、本の芝居に座り居り、又懸れば立上り突退け、幾度といふ事知らず。次の備は遙に隔れり。又入替ふべき味方もなければ、負色に見えけり。されども井上も野村も、大剛の兵なれば、討死一篇に極めけるに依り、附隨ひたる侍共は、殘らず自分の者にて、借武者一騎もなければ、主を討たせじと、我も／＼と一命に懸け拒ぎければ、敗軍もせず、敵も味方も入交り、或は突合ひ討合ひ、上へ下へと、誠にすさまじく、いつ勝負つくべきとも見えざりけり。されども吉弘·宗像討た

るれば、終に大友方討負け、本陣へ引きけり。息をも繼がせず追攻め、討取るべしとしけるを、井上·野村堅く制して、追はざりけり。是にて死殘りたる者共、彌〻力を落し、立石の在鄕へ取込み、落支度の者も多かりけり。此外敵味方、共に手柄をしたる者多く候へども、餘り永物語、御退屈あるべくとて止みぬ。

一、御物語、扨々氣の散じたる事なり。井上·野村、働無類と存候。先備に逃げたる者有ㇾ之べき樣に聞え候。夫は何と成行き候や。

能く聞分けられ候物かな。先備久野が手に逃げたる者こそ、多く候へ。後に井上·野村合戰の砌、成合詞を替したるは、小大身とも惡名なく候。勿論大方に持ぎ、手をも塞ぎ候者は、慥に能きに成申候。猶も臆病神も離れざる後にも、渡合はず、守り居た奴原は、惡名限なし。されども如水、少しも穿鑿なし。筑前守下國の節、一々內詮議仕られ候時、是々は、何の用にも立つまじく候。御拂あるべくやと、書付を以て、申したる仁も有ㇾ之由。然れども筑前守申されけるは、いやいや只今此穿鑿を以て、扶持を放ちなば、餓死に及ぶべし。侍を餓死仕り候樣に

仕懸け候は、人を召使ひ候者の、せぬ事なり。知らざる顔にて、先づ知行の儘召置くべし。此以後遺恨に思はゞ、定めて拵ぐべし。其處にても惡しくば、其時の事なり。其儘置きたりとも、我等家の疵にもなるまじ。又眞實臆病にもあれ、此者の臆病、傍輩にも移るまじ。大方の善惡は、主人の心に依る物と見えたり。至つての剛臆は、似せられもせず、移らぬ物必定なり。家中にても、善惡の沙汰、法度に仕候へとて、堅く押止められ、五七年も過番の不參役の不勤使の誤抔、自餘の仕損じ、少しの誤のある時、自然々々に扶持を放ち、病死したるは、跡を立てず。いつとなく拂はれ候に付、先にて相應に有付きたる者多し。兎角侍のすたる事を、嫌ひ申され候。心根有難き事なりと、却て家中よりは、頼もしく思ひけるとなり。扨松井・有吉も、逃げたる事は、紛なき儀なれども、井上・野村合戰の砌少しもくしろがず、備を堅くし、井上は中、野村は左、松井・有吉は右、三筋に備へ、一命を捨て拵ぎける程に、大友が者共、死狂に、度々懸り來れども、難なく突崩し、終には勝利を得ければ、惡口のあるべき樣もなし。武功の者詮議仕候は、松

井・有吉、老兵の名高し。尤も餘儀なき事なり。强敵競ひ來る鋒先に、頻に拤ぎたらば、必定討たるべし。人並に引退き、味方を待請けたるまゝ突懸り、難なく勝軍仕りたるは、物馴れぬ男達の、得せぬ事なり。身を全うして、自身の名をも失はず、殊に細川家の佳名を顯せり。大小に限らず、一備をも引廻し、劑を取り候程の者は、彼等が眞似をせよかし。久野も、曾我部・荒卷の意見に任せ、井上・野村が馳せ來り、四五町もあるべしと思ふ時、靜々と突懸りたらば、などか勝たざるべき。然らば皆是れ久野が高名手柄になり、井上・野村は、後を黑めたる一篇になるべし。匹夫の働にて討死、何か主君の用に立ちたる、惜しむべき命かな。剛なる所は、殊勝なりと雖も、一備の劑を取りたる者の死樣には、道に非ず。兎角若氣故なりと申しける。

一、大友は、何と成行き申候や。

大友は、賴切つたる古老の者、鑓をも振廻すべき者、殘らず討死仕り、有甲斐もなく、何時も能く逃ぐべき者、此度も逃濟し、立石の在家へ引籠り、明日は定めて敵

寄せ來るべし、如何仕るべくやと、肝を消す中にも、至つて恥知らずの大臆病者は、合戰の場より、直に落ちたるも多かりけり。田原紹忍と申す入道計り、大友善世の時の大名なり。其外は小身、數ならぬ者計り籠り居て、小鮒の泥に醉ひたるに異ならず。扨如水は、首實檢事終り、卽座に感狀を取らせ、相應に知行を申付け候故、上下勇み合ひけり。年寄共申しけるは、明朝押寄せ、大友を討果し申すべく候。あの體になし候ても、事延び候はゞ、むつかしく御座あるべしと申せば、如水申されけるは、いや〳〵軍は無用なり。曖を懸けよ。義統を生捕り、京都へ送るべし。筑紫入國の始めより、別けて言馴れたり。只今敵になりたればとて、私の宿意なし。今又情なく、飼鳥の首をしめ候樣にはなし難し。次には、如何に不甲斐なくとも、討果すならば、味方損ずべし。未だ遠き弓箭なれば、人を多く討たせぬ樣に計らるべし。少し因(ちなみ)もあれば、母里太兵衞（後には毛利なり）曖ひて見よ。今日討死仕りたる者の假名を聞けば、我等能く知りたる一騎當千とも、謂ふべき程の者なり。身體宜しき者には、田原紹忍が頭は見ず。日來臆病の名高き奴なれ

ば、定めて逃げて居るべし。此者の所へ申遣りたらば、後難浮世の外聞をも思寄らず、恥を捨て、扱に立乗るべし。太兵衞承り、明朝申遣すべき旨申せば、明朝は延引なり。只今申遣し候へ。今日の合戰に、荒肝を取られ、落支度の强き內に、嗳の拶も行くべし。又方々にかゞみ居たる牢人共馳付け、今日の合戰の次第を聞き、齒嚙をせば、臆病立歸りもあるべし。今夜中に無事調はずば、明朝は押詰め、一人も殘らず討取るべしと、義統幷に紹忍、目をしたゝか威したらば、頓て詫言仕るべきぞ。畏り候とて、元は大友身近き者一兩人、太兵衞所に居たるが、當時の恩を捨兼ね、大友が所に走入らざりけるを、夜中に遣し、前後の樣體、いかにも賴もしく存候樣に申遣しければ、紹忍聞敢ず、頓て領掌仕り、義統も同意なり。斯くある所に、大友が近習に、惠藤又右衞門・阿賀野彌平次と申す者は、善世の時より小身なれども、身近く召使ひ、出頭を仕り、牢人の內も、別儀なく付纒ひ、今度も供しける。嗳調ふべき體を承り、憚る所なく申しけるは、口惜しき御事かな。何の面目ありて、如水が手へは、降參あるべく候や。抑石田治部少輔殿御取持に

て、本國安堵の仰渡され有ゝ之時、殿様御意には、憂身乍ら長生して、此度本國拜領仕りて、下る事の嬉しさよ。武運强くば本國を始め、譜代の者共呼出し、領知を取らせ、子々孫々迄、永代榮華に誇らすべし。又弓箭の習、仕損じたらば、一足も引かず戰死を遂げ、本國の土となるべし。兎にも角にも天道に叶ひたりと、御悦びなされ候。某共申上候は、仰出され候如く、假令御仕合惡しく御座候て、討死仕候とも、生き乍らの榮華には、劣り申すまじく候と申上げ、公私共に思ひ定めたる所なり。其後船中にても、此度は大事の場にて候。彌〻思召定められ然るべき旨、折々申上候へば、豐後を取損じ、再び生きては出まじきぞ、心安く存候へと、仰出され候を、御賴もしく存じ奉り罷居候處、只今變とは、何事にて御座候か。あの臆病第一、領城入道の紹忍めが、生きたき儘、比興至極なる儀を申上候を、聞あやかりになほされ候こそ、口惜しく候へ。某共存候は、此拵を濟すべき樣に見せ、承引させ候はゞ、方々にかゞみ居たる御譜代の兵共、日々夜々に馳集まるべし。其中に誰々は、未だ死したりとも承らず候。彼等參り候はゞ、仕付けた

る業なれば、御爲の討死を願ふ所なれば、火花を散らし軍を仕るべく候。三日延び候はゞ、何となく候とも、三千計りは集まるべし。其人數を以て、最後の合戰遊ばされ、負けたらば、戰場を立去らず、御討死なさるべし。若し又古老の者共、待ちても參らず、日數相延び候はゞ、如水もがりて寄せ來るべし。今も人數三百はあるべし。此勢にて一戰遂げられ、御討死然るべく候。其仔細は、大友累代の佳名、御一代に、朝鮮に於て失はせられたり。只今本國にて、氣味能き討死を遊ばされ候はゞ、御恥少しは輕く成申すべく候。嗳に御懸りなされ候はゞ、御恥の上の恥、口惜しき御事なりと涙を流し、屋形と紹忍を瞻み、二人口々に訶りけり。義統は吃なり、殊に是非を辨へず、兎角宣ふ旨もなし。紹忍申しけるは、兩人の存分、嚴しくは聞え候へども、先づ諸國牢人馳せ集るべしと、申され候も、正眞の烏の黒雲なり。今爰に有合せ候衆、今夜中に失はするとも、增しはせじ。屋形樣と各計になられ候はゞ、首を延べ、如水が陣へ、走入られ候より外はあるまじ。嗳抔と申して、しほらしき内に、御出なされたるが、中々益し申すべく候由、頻に

申しければ、大友元來大臆病、殊に成程念を入れ、誂に拵へたるたはけなれば、兎も角も、紹忍計らひ次第と申されけるにぞ、噯は相濟みけり。二人の者共泪を流し申しけるは、哀れ屋形樣、御討死遊ばされずとも、泣々なりとも、御切腹遊ばされ、御介錯仕り、追腹を切り、御供申すならば、是程悲しかるまじきぞ。此以後は誰腹を切るか。猶も因果の報深くば、生かしもせず、殺しもせぬ樣にあてがひ、京都へ送り捨てられ、二度世になし者になし、乞食・非人に劣り、果ては餓死仕るべし。縱ひ治部少輔殿勝ち給ひ、天下取られたりとも、敵に生捕られ、追放たれたる腰拔、何用に立ち、何事を頼もしく思ひ、引立て申すべくや。勿論内府勝ち給ひなば、敵になりたる大友なれば、押へて首を切るべし。とても遁れ難き事を見乍ら、口惜しき事共なり。一法師より、廿六代の名を、朝鮮にて失ひしゝ、斯樣の事なり。斯く淺ましき儀を見ながら、譜代の淺ましさは、身を心次第にもならず、彼方此方附廻り、諸人に恥面を守られん事の悔しさよと、搔口說き泣きければ、脇より、同意の老人申しけるは、各御心中尤なり。誰も斯くこそ存候へ。さり乍

ら大友累代の佳名を失はれたる事は、全く以て、義統樣の御科にては候はず。御親父宗麟樣、御仕合能く、九國の内六箇國御旗下に屬し、豐後の府內は、西國の都。大內殿御善世の時、周防の山口とは、何れぞといはれ、御威光淺からざるの所、御老後に、切支丹宗にならせられ、分國殘らず彼宗門に引入れ、神社・佛閣を破却し、寺社領を落し、繪佛にては鼻をかみ、剩へ尻を拭ひ、石佛・木佛をば、雪隱の蹈石に仕候を、我人手柄とし、氏神先祖の菩提所を崩し、佛壇・社壇の材木にて、事の缺かぬ雪隱を作り、父祖の位牌を打刻み、牛や鹿を燒きて喰ひ、惡逆の至り、語り盡されざる體なれば、まして出陣の時も、吉日・吉方といふ事を選まず、首途には、何用ぞや、崩れたる氏神の古宮の跡に、箭入を仕かゝらざりし所行なれば、向ふ所每に負け、漸く豐後計り殘りけるが、是も島津に蹴散らされ、府內の居城をさへ堅め得ず、豐前の妙間嶽へ逃籠り、府內の城も燒拂はれ、一命危かりし所、太閤樣、御人數を出させらるゝに付、島津引取り候へば、跡へ入替り、高名顏して居たり。猶惡行の強く、大友の家滅ぶべき時極りけるにや。高麗にて、唐人も追は

義統、如水に捕はる

如水安岐城を陥る

ずに、小西攝津守を捨て、開逃をし、黑田甲斐守が先手傳の城へ、這々北げ懸りけるを、甲斐守が先手小河傳右衞門、勇士なれば、城を堅固に持ち、小西・大友兩家の軍勢引請け、樣々勞りければ、大息をつき、夫より小河は名を揚げ、大友は日本一の臆病者と、御折檻狀に出て遊ばされ、豐後國を召上げられ、我も人も、其時なりたる乞食ぞかし。今又斯樣に成行く事も、全く以て義統樣御科に非ず。又前生の因果とも言ひ難し。何もかも惡事の根元は、皆是れ切支丹宗の所爲なり。御痛はしやと申しければ、二人の者共も、是にて少しは、慰む心も出てたり。只今の御作法、取分惡しゝと思へども、御身の物語を聞けば、御痛はしやと申して、又淚にぞ咽びける。扨大友は、如水、傳馬共に申付け、豐前中津川へ送らせ、夫より京都へ上せ、禁中へ追放しける由承り候。

一、夫程御物語候安岐・富來兩城は、何となり候や。石垣原の合戰に勝ち、大友を生捕り、則ち熊谷内藏允が城安岐の城近く押寄せ、異議なく城を相渡すべく候や。然らずば蹈散らすべき由、使を立てければ、此城

に、主はなし。第一此頃待伏に乘り、究竟の兵共、餘多討たれけるに依り、取分女童、恐れ振ひ迴るに依り、思の心も弱りければ、一往にて城を開渡すべく候。城中の者共、一命を御助け候へと、不甲斐なく詫言仕るに付、城を請取り、家來の者共、財寶・雜物の儀は申すに及ばず、家迄取らせ候間、心次第にと申渡し、狼藉なき樣にと、備々に堅く申付け、慥なる奉行を付け候故に、一塵も失はずと承り候。扨當家に奉公望みの衆は、申合すべし。是も心次第と申すに付、大勢召抱へ、先知行取懸りの儘相渡し候。扨筧和泉が城富來へ押詰め、是も亦安岐同前に、使を立てければども、筧が年寄慥なる者共にて、和泉守は御存知の如く、上方に居申候。此城相渡し候へと申す一筆を、見申さゞる內は、相渡し申すまじとて、城中より遠鐵炮を放ち懸け、籠城の支度に極めければ、さらば攻潰せと、仕寄竹束を付け、十五六日攻めける程に、早や塀一重になりにけり。栖突きたる所、惡しゝと思へども、一旦勇士の道備はれり。さりとては見事なる作法なり。此者共攻殺すべき事は、惜しき事なり。第一不便なり。殊に攻殺さば、味方亡ぶべし。兎角取詰め

富來城を陷る

角牟禮及び隈府城を陷る

曖へとて、頻に意見仕候に付、是も降參したり。此城の者は、取分懇に申付け、是も望み次第に召抱へ候。富來攻め候内、福原右馬助が城府内、太田飛驒守が城臼杵へ、夫々に引分け曖を懸け、城を請取り、玖珠郡角牟禮の城・日田郡隈の城は、毛利民部大輔城にて、年寄共籠り居たり。富來よりは程も隔り、聊かむつかしかるべき樣に覺えたりとて、栗山を差遣され、先づ角牟禮の城には、鄕人計り籠り居たりけるを、色々賺し城を請取り、普請共端々申付け、日田郡隈の城へ、使を以て、降參然るべき由、申遣しけれども、承引仕らず。剩へ豐前山國の內、倉谷と申す一在所、夜討を懸け、燒拂ひける間、更に討散らすべしとて、栗山、隈の城近邊迄押寄せければ、城中より詫言仕候に付、難なく城を請取り、家中の者共、望み次第に召抱へ、斯くの如くの趣、富來へ、飛脚を以て申遣し候へば、如水殊の外悅び、毛利家中の者共、當家望み次第、彌〻相抱へらるべし。先づ其方に預け候。以來はいか樣にも、宜しき樣に申付くべし。安堵仕るべく候樣に、申付けらるべく候。安岐・富來・府內・臼杵四箇所の城共、速々手に入り候間、不日中津川へ引取

り、夫より小倉表へ出張仕るべく候間、其城番は、毛利與三兵衛・百富長世・法印所務・方管七郎兵衛に申付け、其方は、急ぎ中津川へ引取らるべしと、申越さるゝに付きて、不日に、日田郡隈城より、豊前へ歸りける。

一、主從申合せ候分に、同日中津川へ歸り、次の日小倉表へ出張仕候。同國香春の城には、毛利壹岐守が一老毛利九左衛門居たり。九左衛門は、伏見の城攻口にて討たれ、其子吉十郎、十七歳になりけるを押立て、年寄共籠居候。分別違にて、吉十郎を退け、其身の末子を、九左衛門家督にと内談仕候。九左衛門年寄武藤助左衛門、其外の侍共腹を立て、九左衛門一世、異儀なく家老職を勤め、殊に戰死仕候上は、吉十郎不雅意〔腑甲斐〕なくとも、跡を削らるべき事にあらず。其上吉十郎、早や十七歳に罷成候。殊に親の跡を、塞げ兼る者にてもなし。我等共、斯て居候内は、恐れ乍ら、人には劣らせまじ。吉十郎に、相替らず跡式を給ひ候樣に、色々詫言仕り候へども、聞分けざるに付、彌々腹を立て、香春の城に取籠り居候。壹岐守心外に思ひ、攻討つべき樣に思ひけれども、名城に、勇士共籠り居り、殊に其身召使

ひ候小姓馬廻に、九左衞門重恩の者多ければ、饱み居たる所へ、如水、小倉近く押詰め、先づ香春へ曖使を遣しければ、誘引ふ水もがなと、思ふ折柄なれば、則ち吉十郎を召連れ、御供仕るべしと、申し罷出でられ、先手に加はりけり。扨小倉へ近付き、是へも使を以て申遣しける。壹州事、前廉は、別けて甚だ申承り候へども、少の違却を以て、近年隔り候。今又天下二つに別れ、互の爭ひ私なく、貴殿、石田方人仕られ候事、連々の因なれば、道理至極せり。とても石田討負くべき事、明に見えたる事なるに、詮なき籠城仕られ、諸卒を痛められんと、然るべからざる事なり。急ぎ城を相渡され候へ。何方へも、望み次第に送り申すべく候。扨我等父子、今度の忠節に申替へ、一命を扶け申すべく候。子息豊州、上方に居られ候。尤も石田一味なり。然れども、時の品に依る物なり。此頃不通なりと雖も、互に太閤樣御傍に相詰め候時は、取分申合せ候儀、今に於て失念仕らず候。萬事我等次第に仕らるべく候。惡しくは存ぜず候趣、取刷ひ申遣しけり。壹岐守此事を聞き、如何に如水が、懇に申懸け候とても、時に取つて敵なり。日來の違却

といひ、彼が手へ降參、口惜しく思ひけれども、召使ひ候者共、大方九左衞門重恩の者なり。跡目の儀に付きて、恨を含みければ、とても籠城はなるまじと思ひ、一往に和談を仕り、頭を剃り、一齊に名を改め、罷出でければ、城を請取り、一齊は京へ送る。城はよし、鐵炮・玉藥以下も丈夫なり。能き人も多し。楯籠りたらば、取分むつかしかるべきに、家中の謀叛を氣遣に思ひ、第一は心後れ、常々輕薄者の唱ありし人なりけるか。斯樣の成行、口惜しき事共なり。

一、夫より中津川へ引取られ候や。小倉落城仕候や否や、筑前へ打越え、其頃は、金吾中納言殿國なり。殘らず關ヶ原へ立ち、跡には、城の定番奉行代官計りにて、明國なれば、神妙に申付け、筑後へ打越え、久留米の城は、毛利藤四郎秀包の城なり。是も關ヶ原へ立ち、明城なれば、堅固に押へ置き、同國藤山の在家に陣を張り、諸卒は皆々野陣なり。扨立花左近、上方より逃下り、柳川の城に居候を、鍋島加賀守大軍を率ゐ、柳川へ押寄せけるを、立花が者共かぶき懸り、一戰に打負け、能き兵餘多討たせ、這々の體にて、城

中へ逃入りけり。城の要害堅固なる上、此所二三里が程、堀の水にて田を作る所なれば、二町・三町程隔て深堀共、碁盤の目の樣なり。橋を懸け往還仕る。橋を引きぬれば、鑓かも通用ならざる所なり。加賀守老將なれば、急にも押詰めず、堀を埋めては寄せ〳〵、近付く行を仕候處に、如水駈塞り、曖首尾能く相調ひ、肥前の勢は打入り候。

鍋島立花合戰

一、鍋島・立花合戰の樣體、御存知候はゞ、御物語承りたく候。

某流浪の身なるに依り、彼所をも徘徊仕候て、兩家の衆の語られ候を、聞き覺え候處、荒々語り申すべく候。傳說は、誤多き物なれば、能き頃に聞き給へ。抑立花左近、關ヶ原より下り候由承屆け、鍋島加賀守大軍を率ゐ、家康公への御憚には立花をと留り、筑後柳川表へ打出てけれども、唯今申す如く堀多くして、小橋一筋懸けたりければ、大勢を押すべき道もなし。加賀守思慮深く、物馴れたる古兵なれば、假橋を懸け、向に柵を付け、依る所に土手を築き、人數立を見せぬ樣に圍ひ、堀を埋めては寄せ、いつとなく如何にももからず、便々としける程に、捗も行

かざりけり。されども隣國なれば、土民共十五以上六十歳迄と觸れける程に、人夫五六萬も可レ有レ之由。斯くの如く夥しき人夫を以て、埋めける程に、廣さ十町計り、平地に埋めなし、次第に城近き、鉢の江と申す所迄寄來れり。立花が者共之を見て、比丘尼同前の大ぬる山なる臆病者に、城近く堀を埋めさせ候事、口惜しき次第なり。駈出し追散らすべき由、所々評議しけり。左近申されけるは、各申され分尤なり。さり乍ら治部少輔負けられ候事は、敵は知る間、家康方の如水に、加藤主計・鍋島成合ひ、其上は遁るゝに道なし。然らば敵は、鍋島一人に限るまじ。如水迄越したりと聞く。定めて加藤も出向ふべし。家康への忠節に、此城を揉破り、某に腹を切らせん樣にと相計るべし。然らば愈々大軍重なるべし。城近く寄せ來る時、大將なれば、如水が陣へ突懸り、一戰にて埒を明け申すべきぞ。治部負けられたる上は、運を開く事はなき事なり。夫を最期の合戰なれば、其時、各一足も引退かず、討死仕られ、道雪以來の佳名を、彌々高くして給はれと、堅く制しければ、一同に靜まりける。斯くあれば、日を送りし程、次第に城近く

攻寄せけり。立花が家は、小野和泉・立花參河兩老、二手に常に分れたり。和泉は、若年より武勇人に越え、九州にては隱なき者なり。生立賤しく、物言ひたる所も、一向下﨟に同じ。分別もなく、平生は、何の用にも立つまじき者と見えたれども、度々の手柄、肩を竝ぶる者なかりしに依り、六千石取らせ、一老・一大名になり、臂を張り居り申し候。參河は男柄能く、口上明かに分別厚く、利發、人に越えたりと見え、田舍侍には稀なる者の由、傍輩も思ひ、他家よりも譽め、其頃仕出の大名衆、ほしく思召したる者なり。物每はかの行くを、よしと思ふ時代なるに、取分此者は、はかやりなり。武邊は和泉程、度は重らねども、居合せたる所每に、よりをば加へざれども、智謀ありて、分別立を仕り、おとなしき者は、武儀は二番の樣に、今の世の習ひ、人に思ひ、分別なく、傍若無人なる事を言廻り、大抵愚鈍にして、童らしき作法の者は、武邊者といふ多し。何方も珍しからざる事なれば、參河武儀、能きには究りたれども、利根に押され、二番の樣に、家中にても、若く物馴れぬ衆は思ひけりとぞ。斯くありければ、和泉組の者は、何時も武邊事なら

ば、我等共たるべし。參河組の者は、何者も仕る者とは、常に思はず。又親しき知音、或は兄弟二組に別れ居候者共、人も聞かざる所にては、比丘尼組、羨しくも候はぬ抔いひ、腹を立てさせけるも有ㇾ之由。扨鍋島、次第に城近く攻寄せけるを、參河が子吉右衞門組の者共、密談仕り、夜に紛れ、城中を忍び出で、早朝、敵陣近く打廻りけるが、肥前の者堀を埋め、假橋を渡り、柵より外へ出で、土を取り候所へ打つて懸り、人足交に五十餘人討取り、頸を提げ〳〵、勇み罰り、城中へ打入り候有樣、誠に勇々しく見えし。和泉方の者共之を見て、安からぬ事かな。常に比丘尼同前に思ひし參河組の者に、越されける事の遺恨さよと牙を嚙む。參河組の內に、親しきまゝ、笑はれたる者共、御覽候へ、比丘尼共は、首を手々に提げ、御目に懸け候。各は兎組なれば、定めて兎の首をこそ、心懸け給ふらん。見もせぬ兎の首を取るべしと、心懸けんより、あれ程澤山なる敵の頸を、先づ取り給はぬやと、笑返せば、無念には思へども、日來親しく、遁れ得ぬ間なれば、喧嘩もせられず、頸を下げ居たりける。一兩日過ぎ、和泉が子彌太郎、和泉組の者共言合ひ、

又夜半より忍び出づる談合、極り出でたりけれども、參河方の者共、定めて此行あるべしと、心得たる事なれば、別の口より、結句先へぞ出でたりける。鍋島は、頃日不慮の朝駈に逢ひ、人足共少々討たせ候事は、先手の大將後藤・諫早・多久三人の油斷にて、物見を晝計り置きたるに依り、夜紛れに出て、あたり近き森の陰にて夜を明し、計らず駈出て、仕濟して引取りたり。今より以後は、能き番夜を、專にし給へと、下知しけるに依り、夫迄は、奉公人侍も、土を擔ぎける。其後は、百姓計り堀を埋め、奉公人は、防に懸り居たり。夜毎に城近く、忍の者を遣しけるが、夜半過ぎ、城の兩口より大勢出で、あれなる森の陰に隱居候。某は跡に紛れて來ると申す。鍋島三人の年寄共聞濟し、人足の樣に出立たせ、功の入りたる者三十人計、人足も少々交へ、明方近くなり、鍬籠共持たせ、堀より四五町計り出し、敵、藪蔭より忍び寄りたるもあるべし。さあらば井樓よりは、能く見え候間、招き申すべく候。相圖次第に、急に走り歸る約束、仕出し置きけり。立花が者共、すはや我等忍び出でたる事、敵は知らざりけり。又油斷して外へ出でたるは、あれ討取

れと、彌太郎下知して、走り出てければ、我先にと追懸けたり。鍋島が者共は、態と逃入り、敵を堀際へ引付くべき爲め、功の入りたる者を、人足に紛らし、出し置きければ、相圖を見ると、一足に走り歸り、二つの假橋より逃入りたり。之を知らず、今少しの事に取外したる事、遺恨に思ひ、堀際にしこり居たり。後より續く兵共、急ぎ橋を渡せといふ程こそあれ、我も〳〵と懸る程に、人足一人宛渡るべき爲め、假に懸けたる橋なるに、鎧武者一度に渡り懸りければ、桁、中より折れ、渡り懸りたる兵共、堀へ落ちけり。橋は落ちたるぞといふに聞入れず、跡より頻に押懸りければ、堀際に詰めたる者共、殘らず堀へ堰落さる。鍋島が先手共敵を思ふ樣に引付け、討取るべしと思ひ、夫迄は、鐵炮をも打たせず、靜まり返つて居たりけるが、殘らず堀際へ寄せたると見濟し、數千挺の鐵炮、詰替へ〳〵放しけり。敵に鐵炮はなし、五六間口の堀一重なり。恐し氣もなく放しける程に、浮矢一つもなかりけり。多久・後藤・諫早走り廻り、下知しけるは、跡勢を打てば、後崩する者ぞ。其儘置きて、殘らず討取るべきぞ。鐵炮殘さぬ樣に、堀近き者を

選打に打てと、下知しける程に、先に進みたる兵共、殘らず打たれ、彌太郎・吉右衞門、深手餘多所負ひければ、兵前に立ち難きに付、步の者、肩に懸けて退きければ、逃尻を打たれ乍ら、死殘りの者共、見苦しき體にて、城中へ逃入る有様、淺ましき體なり。其跡に、肥前の者共、堀へ落ちたる敵共、引上げ〳〵頸を切り、不便なりし次第なり。是と申すも、其朝、堀際に付くと齊しく、敵の行むつかしく見えたり。なるまじと、和泉見切り、先へ駈けたる足輕頭衆、急ぎ引き給へと、使番の者を遣しければ、仕出したる事もなくて、すご〳〵とは引かるまじと思ひ、畏り候とて引かず。又遣しけれども引かず。先の難儀を見捨て、難しく思ひけるが、後には使番も歸らざれば、和泉腹立を仕り、物馴れぬ衆は斯くの如くなり。はたと打懸り、颯と引く物ぞ。永居して、後れを取るべし。各は爰へ居られ候へ。某參りて呼歸すべしとて、一騎駈出でけり。されども馬印を持たせければ、程隔ちたるは、すは和泉が懸るは。後れまじきぞとて懸る。吉右衞門一組は、遙か左手に備へ、楯を突き、能き場に居ければ、敵間は近かりけれども、手負一人も

なかりけるに、和泉が馬印、右の手より進むを見て、組の者共、日來の爭なれば、越さるまじといふ儘に、楯を堀際迄押懸けたり。吉右衞門も深手負ひ、組の者共餘多討たせ、吉右衞門仕損じにてはなかりけれども、笑止なる有樣なり。立花が者共、死殘りたるも、深手・淺手は知らず、疵を蒙らざるはなかりけり。前方左近下知の樣に仕り候はゞ、斯樣にはあるまじきを、麁忽の逆寄仕損じ、父紹雲・養父の道雪は、鬼か神かと恐れられ、軍神に祝ひたしと、諸人唱へし佳名、一朝に失はれ候こそうたてけれ。是れ偏に、兩年寄、常に威を爭ひたる故なり。

一、立花左近、親以來、終に後れを取りたる事なかりしに、今度鉢の江の合戰に討負け、譜代相傳の者共餘多討たせ、或は手負ひ片輪になり、外聞失ひたる事、全く以て左近所行にあらず。兩老位を爭ひけるに依り、軍法定まらず、拔合せ候に付、斯樣に成行き候。總別今の世の人の心を見るに、普請奉行・郡奉行、其外假初の穿鑿の兩役、此外何事にても、二人・三人、一具に召遣はされ候者、互に讓り合ひ、人を先立てんと思はゞ、非義なく、主君の爲めになるべきを、己が利根を顯さん

爲め、相奉行・相使の肝を煎る事は、空眠して、密に障り、捗も行かず、調べ兼ぬる樣に、人知れず邪魔になり、己が思立ちたる事は、主の得失・外聞にも構なく、下々の痛み、思寄り乍ら、夜を日に續ぎ相調べ、我こそ才覺者といはれたしと、欲心深きに依り、主人の前にても、此事は斯く成行き申すべきの所、某斯樣に申したるに付、此分に能くなり候抔、相使を譏る。皆貪欲より起り、近頃、穢き覺悟、蟲禽獸にも劣りたる所行なり。斯樣にあるに依つて、相奉行中の能きは稀なり。又或主人の宣ひけるとて、人の語りしは、相奉行・相代官・相年寄、其外諸役人二人・三人、一對に召使ひ候者中の、能く思ひ合ひたるは爲めにならず、迫合ひたるに、主人の德ありと仰せられ候。近頃賢き御分別の由語りければ、さる者聞きて、其主人は誰にてもあれ、成程惡心・惡性なる人なるべし。郡奉行・代官ならば、百姓痛み、普請奉行ならば役人痛み、町場にも、主人損多くあるべし。諸役人何れも斯樣の類、殊に家老職は、主人と下樣の者の間をして、通る所作なるに、下の痛みを知らずして、何を以て主人の爲めになるべくや。無理をして、主人に德を付け候者

を、善しと思はるれば、海道にて、追剝·强盜を打たせ給ふべき事なりと、申しけるも理なり。總別主人の大事といふは、召使ひ候者の氣質を能く見知り、夫々に召使ふべき事なり。さり乍ら大海の底は、天然推量も合ひ申すべくや。人の心底、計り難さに極まれば、其者の覺悟惡しくなり候ても、主君の目違ひ越度とは、少しも智惠のある者は思ふまじ。一夜にも替り安き物、移り難きは人の心なり。主人の眼を暗ます事も、自然あらば、やはら其役を兎し、又似合ひたる事を申付け、夫も宜しからずば、外樣に召使はるべき事なり。兎角人間には、何ぞ取得は有る物なれば、人を捨てざる樣にと、古賢の金言、今の世に思ひ較べ見候へば、殊勝に覺え候。

一、鍋島愈〻陣を堅め、少しも急がず、次第々々に堀を埋め寄せけり。扨如水は、筑後藤山に陣を取れば、加賀守來り、上方兵亂の趣、第一、頃日鉢の江の合戰の次第を語り、往々御手に付き申すべきの旨、彼是腹藏なく申合ひけり。如水申されけるは、柳川の小堀一つ手間を入れ、日を送りては、大事成立ち難し。我等嗳申すべ

き旨申されければ、鍋島は、以前の勝を勝にしたく、第一は、末永かるべき弓箭なるに、軍勢労れ、殊に人數の亡ぶべき事を、難儀に思ひけるにや。兎も角も御指南次第と申すに付、立花所へ、右の趣申遣しければ、頼み切つたる兵共、大分討たれ、或は手負足元しどろなる折柄なれば、いか樣にも、如水公御計らひ次第と、返答仕るに付、一往に噯相調ひ、鍋島、肥前へ歸り、取立の年寄成住十右衛門に、人數大分相加へ、如水に附置きける。扨加藤主計頭は、小西が居城宇土の城を一攻攻め、噯を懸け降參させ、人數召連れ、筑後へ馳せ來り、如水面談仕り、軍評議ありて、薩摩への先手談合請合ひければ、主計を先に立て、肥後國を打過ぎ、薩摩境楼敷・水股・湯の浦迄押詰め、不日に薩摩へ攻入らるべき談合最中なり。されども九月九日、中津川を出てし時は、人數九千餘、一萬には不足なりけるが、熊谷内藏允・筧和泉守・福原右馬允・太田飛驒守・毛利民部大輔・毛利壹岐守等が者共、心次第抱へ、其外筑前・筑後の牢人、我も〳〵と馳せ加りける程に、事々しき大軍になり、加藤・鍋島幕下に屬し、此上は何望たりとも心に叶ふべく、面白く思はれける

鍋島立花和睦

所に、子息甲斐守より、慥なる使者を下し、今度天下分目の合戰、內府公勝利を得られ、石田治部少輔一戰に討負け、敗北仕候處、伊吹山中の在家に於て生捕り、大谷刑部少輔は、戰場を去らず自害仕る。小西・安國寺は、そこ〳〵にて生捕り、則ち大路を渡され、三條河原にて頸を刎ねられ、獄門に懸けられ候。毛利輝元・金吾中納言殿は、甲州樣御計略を以て、裏切をなさるゝに付、御國御安堵。扨又濃州、神戸・關ヶ原兩度、御自身御手柄。爰彼所方々御辛勞、內府樣へ御忠節、人に越え候故、御懇勝げて計ふべからざるの旨、如何にも入念に語りけり。斯くの如きの上は、天下靜謐に相極り候間、其許の弓箭は、御止みなさるべきの旨、狀にても口上にても、申越され候。如水聞きて、したゝか腹を立て、扨々甲斐守、若き者といひ乍らも、餘り智惠もなき事なり。天下分目の合戰、左樣には捗やる物にてなきぞ。何としてなりとも永引かせ、牢人に口過をさせ、方々にて合戰あらば、敵味方共に、若し年たけたるは、老年の慰み、若きは、老いての方人になる事を仕らせ候樣にこそ仕候こそ、人を引廻す者の役なれば、今の分にて、天下治まりたらば、

牢人飢死すべし。其上牢人も、逐日重なるべし。さりとては物を知らぬ日本一の大たはけは、甲斐守なり。何ぞや忠節立もして、あれをくり分け、是に裏切をさせ、夫程急ぎて家康に勝たせては、何の益はあるぞ。さりとては殘多き事かな。上方治まりたる上は、是非に及ばずとて、無機嫌にて、中津川の城に、すごすごと引入りけり。表向は斯くの如し。内意計り難きなり。

長政筑前を領す

一、如水は、其儘筑紫に御座候や。甲斐守、今度の忠節淺からざるに付、伊豫國か筑前國か、兩國の內、望み次第申付けらるべき、內府御意に付、筑前國拜領仕候由、飛脚を以て到來仕り、一家の悅斜ならず。然らば今度天下分目の合戰無異故、御勝利を得させられ、御目出度奉存の旨、御祝儀申上ぐる爲め、俄に上られ候へども、何應押移り、何たる事とも知らず、家康公御目見は、一日々々と相延びなりさうにして、終に出仕はならざりけり。京都狠谷に宿を借り、居られ候處、諸大名の儀は申すに及ばず、越前の中納言樣、其頃は參河守、日々御使者、切々御見舞、御馳走御懇の仕合、類少き儀な

り。其外家康御旗本・御近習・外樣衆、尤も牢人衆、門前の市夥しく候。然る所に山名善光・久しき知音なれば、密に悔ひられけるは、諸大名衆、何れも切々出入る中にも、是々參られ候へば、何の御用やらん、人を退けられ、夜の明け候迄御密談、牢人衆の内にも、何樣由ある衆、大勢入込み居られ候。殊に參河守殿よりは、日々御使者、扨三日を過ぎず、御自身の御見舞、切々の事なり。適〻居合ひ候時、見申し候へば、親を崇め馳走仕候程に、成懸けられ候。斯樣なる儀、家康公取分御氣に入り申すまじく候。内府公、一重ならぬ人なれば、心疎なき體にて、出入の衆の内に、横目に聞くもあるべきかと存候。總別如水は、むつかしき相手と思召し候や。常に御間能く候はず、旁以て大事に存候。筑前御仕合殘る所なく、當代肩を竝ぶる人稀なり。御身體人の用、内府公の御懇、大方日本に於て、二三人の上を過ぎまじく候。然る所、貴老只今の御作法にては、筑前殿御爲め迄、然るべからず候間、人をも大分國へ遣され、御病氣御養生一篇にて、いかにも密に御在京然るべく候。天下治まりたる候にて、未だ治まらず候とて、御旗本御用心深

くなされ候は、大方貴老へ御心を置かせられ候ての事の様に、世上に申散らし候。悪推ながら、天に口なしと申せば、猶以て御大事の儀に候。眞僞は知らず、醍醐・山科・猿谷・六地藏・宇治、其外京近き在家、牢人とて、侍共方々に居候。是は如水が隱し置きたる人數の由、專ら取沙汰仕候。返々大事に奉﹂存候。御覺悟入り申すべき事の由、繰返し〳〵意見仕られ候、如水申されけるは、善光能く聞き給へ。家康の天下を奪ふべしと思はゞ、筑紫にて數箇國討取り、島津計り手に入らず候。境目迄は押詰めたり。彼を蹈散らすか、味方に引入れ候か、不日に拂や り、甲斐守を引取り、犇々と色を立て、中國・備前・播磨は明國なり。其頃人數二萬餘有﹂之、海陸を押上り、道終の牢人又は侍共引靡かし、内府と出合次第に、合戰を仕候はゞ、手に物を持たせ候事にては無﹂之候へども、老體の上、何の望もなきに依り、討取りたる國を捨て、下鞘一つにて上洛仕候。殊に筑前は、大國の主になり候へば、心安く養はれ、後生一篇の願にて居候。某に何の用心、何事の氣遣かある。此たはけめ等は、左樣に申すと構へて、眞と思ひ給ふな。少しも魂も入

れ、一のこだまのある物は、左様には思ふまじと、扇にて疊を叩き、誠に塵も付かざる様に申されければ、善光は呆れたる體にて、續て申さるゝ旨もなかりけり。善光の意見金言なればにや、京・大坂牢人法度稠しかりし。家康御老中の內に、筑前に別けて知音の衆より、內證入魂の儀ありて、俄に取散らす。筑前國へ下り、三年居られ候。一生中樂を仕り、五十九歳にて病死と承り候。

一、如水筑前にては、定めて逼塞の體にて可ㇾ有ㇾ之候。中々世外者になり、一圓憂世を捨切り候とて、召使ひ候侍共、筑前守に相渡し、無足者の內、慥なるには知行何程、知行やらるまじきには、扶持・切米何程と、知行取來り候者には、相應に加增を取らせ、其者安堵仕候樣に有付き、其身は知行も人も、曾て入らざるの由申し、弟に養心といふ人あり。病體にて、役に立たざるに付、二千石遣し召置き候。此人に、一萬石取らせ、宗像郡の內、津屋崎と申す所、城になけれども、要害能しとて召置き、其身も養心近所に、木屋同前の家を作らせ、小姓彼是知行取十人計、徒者少々にて居られ、博多町屋敷の明きたるを、表は

如水筑前に逼塞

町屋に拵へ、内に居所を立て、いかにも逼塞の體、殊勝に見せなし、太宰府天神信仰の體にて、折々宰府へ行かれ候が、此所片陰、いかにも閑なる山中に茶屋を立て、其近邊、あの藪の中、此森の陰に、屋敷を渡し、究竟の侍六十餘騎召置き、牢人衆は、町宿を仕り、商賣人に紛らかし、又馬敷と申す深山、材木を取る山あり。爰は涼しき山中なり。又中間共に、材木を取らすべしとて、此山中に木屋を懸け、定番の何のかのと名付け、侍共隱し置き、博多の町外れに、明地の廣き所あり。筑前守に、鷹師共を此所に置き候へと、差圖仕候へば、城より一里餘御座候、不自由に御座あるべく候間、近き所に召置くべき由、申されけれども、惡しくは計らふまじ。我等次第にと、頻に申されけるに付、其所に鷹師を置き候へば、夫に又紛らかし、小知行を取り候者、相應に人馬持ち兼ね候はねども、人も入らず、まして馬は無用なり。家を、町屋竝に作れと申付け候、下知は好きなり。差圖に任せ、町人とも鷹師とも知らざる體にて召置き、牢人も少々交りけり。此外、爰の新田、彼所の山守と名付け、或は牢人の樣にしなし、自然は人も入り候時は、何時も

馬造用を申付け候へば、二百騎餘、如何にも慥なる者を召連れ候樣に仕り、常には人も持たず、逼塞一篇にて居られ候。恐しき覺悟なり。或者の申しけるは、剣馬は死する迄と申すは、斯樣なるをや。

一、立花左近幷に養父、名高き弓取の樣に御物語に承り候。何たる作法にて候や。黑田家の事語り候へど、和尙の仰に任せ、端々語り候へば、色々むつかしき事を問ひ給ふ虛無僧かな。某、方々流浪の身なれば、日本國中、大方徘徊仕候。筑紫も方々駈廻り候に付、彼家の事も、大方聞傳へ候。夫に付、鉢の江の合戰の樣體も、所々ぶちまだらに語り申候。仰の如く兩人が手柄、例少き儀に候。豐後大友、威勢强くなり、九箇國の內六箇國は、大友に屬し、島津計り、大隅·薩摩を領し、日向を論じ、互に合戰隙なかりける。されども後には國々亂れ、大友に背く者多し。中にも筑前の秋月と申す仁、初は、夜須郡·下座郡半分の身體なりしが、自然に武威强く、下座を取堅め、上座郡·穗波郡高橋と申す者を追崩し、三笠郡を取り、立花を追倒し、糟屋郡·莚田郡を奪ひ取り、博多をも取布き、大方筑前國を

高橋紹雲并に道雪

道雪の武勇

半分領し、豐後境に、はりめ・長尾・池田抔申して、城を三箇所に築き、早や豐後の內日田郡に、少しづヽ慮を下しければ、大友安からざる事に思ひ、日田郡へは、舍弟田原の親廣を、代官に申付け、大軍を押向けたり。扨吉弘何某をば、秋月が追倒したる高橋が跡を取らせ、高橋紹雲と名乘らせ、岩屋の城に置き、立花左近が實父なり。又戶次をば、是も秋月に追倒されたる立花が跡を取らせ、道雪と名乘らせ、則ち立花の城に置く。是は立花左近が養父なり。道雪老體にて、女子一人ありて男子なし。紹雲には、男子二人ありければ、兄の左近を、婿養子に所望仕候。左近は總領なれば、次男主膳を進ずべしと申しければ、我等老體、死期近く候へば、幼少なるは用に立ち難し。是非兄左近をと望むに付、養子に遣しけりとなり。扨道雪は、若き時雷に當り、行步叶はざるに依り、常に手輿に乘り、二尺七寸計りの高田打の刀・種ヶ島の鐵炮一挺・三尺計の手棒に腕貫付け、いつも手輿に入れ、扨長き刀計りの若侍、定衆と名付け、百人步行にて召連れ候。軍始まれば、手輿を、此定衆等に舁かせ、敵間近くなりければ、手棒にて、乘物の緣を叩き、自身

えいたう〳〵と、高聲に音頭を取る。此拍子に合せ、輿を舁き、あの敵の眞中へ舁入れ、捨てよ〳〵といきり、手棒の拍子より、少し遲しと思へば、跡先を手棒にて打つ。打たれたる者は、物前にて逃げたる樣に、互に笑ひければ、面も振らず舁入れけり。輿も舁かざる者は、長き刀を拔連れ、先に進んで懸りけり。先手の者共、すは例の音頭が出でたるは、懸れといふ程こそあれ、勝れたる勇士共、切懸りければ、如何なる堅陣も、駈破られずといふ事なし。軍の慣、先手追立てられたる事も、度々ありと雖も、旗本踏堅めけるに依り、幾度も追返し〳〵、終には勝たずといふ事なし。此の如くありけるに依り、道雪家來は、今日幾度鎗を突きたりといふ者多し。又道雪、常に申しけるは、侍に、臆病なるはなしと覺えたり。若しもあらば、其人の科にてあるまじく候。皆々主人の仕懸惡しき故なり。惡しき主人を賴み懸り、惜しいかな侍捨り候。其仔細は、某申合せ候衆、侍の儀は申すに及ばず、中間・小者に至る迄、度々手柄をし給はぬは候はず。他家にて臆病の名高き衆、哀れ我等所へ參られよかし。取飼ひて見申したく候。若し一度

は惡しくとも、二番目には、必ず手柄をさせ申すべしと、廣言違はず、道雪が内に、度々手柄をせぬはなし。若き者、初度の軍に後れたりと、惡口ありと聞けば、全近く呼寄せ、其方は昨日些か後れられたる由。武邊事は、左樣にある物なり。殊に其方、く以て臆病にてはあるまじ。出來・不出來・明・塞のある物は武邊なり。殊に其方、臆病にあるまじき事は、某老功にて、能く見知りたり。明日にも事があるべし。人におとつかされ、麁忽の働きして、討死し給ふな。夫は道雪に、不忠の最一たるべく候。身を全うして、敵を討つ分別肝要なり。各の樣なる衆を持ちてこそ、老體も口も開き候へ。偏に賴み入候由、いかにも睦しく、懇に申聞け、酒を飮ませ、其喉輪か脇引か、何ぞ小具足共取らせけり。次に軍ありしに、此者火の散る働をしければ、又大勢の中へ呼出し、あれ見給へ。各、此道雪が見損じ候まじ。笑止なる事は、遁り過ぎ、討死せらるべきかと思へば、何より以て難儀に存候と、片口にては悔みけり。此者共、牙に血を付け、面白くも嬉しくも、又思ひたるより、仕能き事と思ひけるが、次第に度も重り、道雪家にて、五七人を爭ふ武者にな

りたるも多く候由。扨て常に侍を召使ひ候に、客人の砌、大なる仕損のある時、餘の主ならば、したゝかに訶り候か、又は追籠むべき程の無調法のある時、打笑はれ、御覧候へ。某申合ひ候衆は、何れも無調法にて、何とも笑止に存候へども、是々になり候ては、いつも火花が散り候と申して、鎗を繰出す眞似をしければ、客之を見て、夫より外には、何事か入り申すべくやと感じければ、其者は、是にて當座の恥を雪ぎ、忝く思ひ、涙を流しける。敵は秋月一人に限らず、筑前にて麻生・宗像・原田、筑後に草野・黑木・星野・門住所・高良山の座主、肥前に筑紫・原田を始めとして、小敵數知らず。道雪・紹雲、或時は西、或時は東、入替り〳〵日々合戰隙なかりければ、方々の敵領共、大分切取り、次第に大勢になり、武威日々に强くなりければ、道雪といへば、草木も靡かぬはなかりけり。其後筑後へ働き、北野といふ所にて、七十に餘り、病死仕られ候。遺言には、具足・甲丈夫に鎧はせ桶に入れ、豊後に向ひ候樣に、座をさせよと申しける。遺言の如くしたる廟、今に筑後北野と申す所に御座候。武邊を心懸け候若き衆は、今も此廟へは參り候

紹雲の武勇

由。

一、紹雲も、武儀、彼是道雪に勝劣なき仁なり。智惠・分別人に越え、大方稀なる人間なり。嫡子左近、道雪跡を繼ぎ立花の城に居られ、二男主膳は、寶滿の城に置き、其身は、岩屋の城へ籠り、秋月と合戰止む時なし。秋月叶ひ難く思ひ、島津方へ加勢を請ひけり。島津も、無益に思ひ乍ら、遠國へ賴越され、第一大友とは、代代の宿敵なればとて、島津中務に大勢差添へ、急ぎ差上せり。先手合に、肥前國筑紫、其頃は秋月と敵對なりければ、筑紫が居城朝日嶽へ押寄せ、山城の高かりけるを、二三の丸乘取り、本丸計りに攻めなし、扱を懸け降參させ、筑紫を生捕し、筑後國善導寺へ預け置き、頓て高橋紹雲が籠りたる岩屋の城へ押詰め、是も里城を採破り、中務使を以て申しけるは、此城明渡し給へ。異儀なく豐後へ送り申すべき旨、懇に申遣しけり。紹雲返答に、御懇の段、畏り存候。さり乍ら降參の儀は、存寄らず候。島津・大友和睦になり給はゞ、某事は、如何樣にも仕るべく候。左樣にも無レ之に於ては、此城明渡し候事なるまじと、一圖に申切り候に依り、是

非に及ばず、攻めよとて、攻支度もせず、日夜透なく攻めける程に、二三の丸をも攻落し、本丸計になし、又曖を懸け、色々樣々意見仕候へども、最前の返答に替らず。中務、心に思ふ樣は、斯樣に押詰め置きては、紹雲程の勇士、降參仕られぬも理なりとて、攻口を引退き、立花・寶滿兩城よりの、後巻を彌々强く押へ、二三日の間、重々意見し候へども、少しも臆せず、御芳情には、疾く攻殺され、紹雲が義を守り、戰死遂げ候佳名の、捨り申さゞる樣に、取沙汰なさるべきこそ、眞實の御情、又は互に勇士の道たるべけれ。義を捨て、恥を見よとの御意見は、御眞實の御志とは存ぜず抔、申切りければ、力及ばず、明朝攻め候へと、下知仕る。此頃里城二三の丸を乘取り候に、賴切つたる老共餘多討たれ、心中難儀なるに、紹雲攻殺しなば、又何程討たるべきを知らず。難儀千萬に思ひ、第一は、名大將紹雲なれば、助け置きたく思ひ、旁以て手間を入れ、曖ひけれども、承引なければ、是非に及ばざる所なりとて、次の朝、一時攻に攻落しける。城中の者共、名を惜しみ一命を捨て候合戰なれば、島津が者共、大分討たれけれども、無勢叶ふべき樣もな

ければ、城中の者共、大方討たれけり。紹雲最期の合戰、縱ひ無人なりとも、耳目を驚かす働をして、討死仕るべしと思ひ、走矢倉へ上り、差詰め引詰め射られければ、爰にても大勢討殺さる。傍に居たる者申しけるは、時分能く候。御腹遊ばされ候へ。陣屋に火を懸け、御死骸を燒き申すべしと申せば、いや〳〵無用なり。其儘置きて、敵に首を取らせてこそ、紹雲が義を守り、討死したる所は、露顯あるべけれ。死骸を燒捨てたらば、若しは落ちたるなど、當時の不審もあるべし。侍は、屍を晒さゞるものといふも死所に依るべしとて、走矢倉より、高橋紹雲四十二歲、大友が爲に討死し候。見置き、後代迄の侍の手本に語り傳へよといふ儘、矢種盡くれば、大刀を拔き、大勢の中へ驅入り、終に戰死を遂げらる。尤も大將紛れなかりければ、島津が者奪ひ合ひ、首を取り、物具剝ぎければ、鎧の引合に、文一封あり。島津中務殿へと書きたりければ、中務にぞ見せける。披見しければ、數度御意見、畏く存候。御助言に從はざる仔細是々なり。勿論私の宿意にあらず候へば、少しも恨も候はず。後日の批判、有體に賴み存候。第一、御無心

紹雲の戰死

の中事に候へども、此文、大友が所へ屆け給ふべくやと、日來言馴れたる傍輩を賴む樣に書きければ、中務淚を流し、扨も例少き勇士かな。此人を助け置き友とせば、如何計り、心の內凉しかるべきぞ。弓箭の道程、怨めしきものはあるまじきぞと淚に咽び、暫時は物もいはざりけり。扨本丸の燒跡を、掃除申付け、僧を供養し、葬禮形の如く營み、壇を築き、中務自身燒香しけり。哀れ此紹雲樣御戰死には、侍たる者は、あやかりたき事なり。扨も武士冥加の强く、大果報の人かなと、口々に感じ、羨しがりけるとかや。扨紹雲書置に、自分の狀を添へ、陣僧に持たせ、豐後迄遣し、中務は、歸國仕るべき支度なり。秋月申しけるは、立花の城には、紹雲嫡子、寶滿の城には、次男籠居候。之をも次手に追落したき由申すに付、さらば寶滿の城は目前なり。扱ひて見よとて、嗳を懸けらるれば、大將幼少なる故か、降參仕候て、城を破却し、主膳は、秋月請取り申すべき旨、頻に申しけれども相渡さず。薩摩へ召連れ、いかにも懇に勞り、太閤樣九州御退治の時、御目見をさせ、今迄子孫相續ぎ、御旗本に、立花主膳とて有之由。立花の城を攻崩し

申すべく候、後詰を賴み存ずべき由申せば、中務返答には、左樣には罷成るまじく候。明日打立ち、歸國仕るべき由、申候へば、附從ひたる兵共申しけるは、秋月賴み申すに付、是迄御上りなされ、朝日嶽・岩屋の城を攻落し、寶滿の城は扱にて取り、立花の城一つ攻殘され候事、御家の疵にもなり、又は御自身の越度にもなり申すべくや。とてもの御事に、立花の城を、氣味能く御攻落されては、いかゞあるべくやと申しければ、中務申しけるは、某も、左樣にも存候へども、秋月作法、心得難し。先づ筑紫を生捕り攻崩し、紹雲に腹を切らせ、多くの敵を殺し、情なき振舞、難儀至極せり。第一屋形樣御用に立つべしと、賴み切つたる侍衆、餘多討たせ、力なき仕合、寢ても寤めても、安心も候はず。數箇所の城攻に粉骨を盡し、大事の味方を討たれ候へども、秋月は餘所乍ら見物して、其身人數は、一人も討たせず。寶滿の城をも打捨て、歸るべしと存候へども、自然家の唱へ、惡くもあるべくや。是非に及ばざる所と思ひ攻寄せ、嗳を懸け候へば、天道に相叶ひ候や、降參仕候。名大將、惜しいかな紹雲に腹を切らせ、敵ながら紅淚に沈む。今

又立花を攻むべき後詰をと、望み候へども、其期に至り堪へ難きは、見ては居らるまじく候へば、死殘りたる大事の兵討たれて益なし。秋月、己が違ひたる事を置き、不足に思はゞ思へ。弓箭は今度に限るまじ。第一秋月にも心兒されず、薩摩の者計を討たせ、自分の人數を嗜むは、不審の立つ所なり。殊に遠國より呼越したる事なれば、秋月働には、前方より證人を出し候が挨たるべし。此方より證人とは、乞はれぬ所なり。侍の役は、是にて勤めたり。明日は早天に打立つべし。秋月見送る體にて、附け候事もあるべし。色の見えざる樣に、内心は用心仕らるべし。常に定め置かせらるゝ如く引き候へとて、備の段々に、繰引に引き、程なく本國に歸りけり。此中務大輔は、文武の心懸深く、詩歌の道に長じ、誠に智仁勇の三德兼備の侍と謂ふべき程の者なれば、向ふ所每に、勝利を得ずと謂ふ事なし。若き時の事にてやありし、肥前國へ働、島原の城を追崩し、則ち此城の燒跡に、陣を取り候所に、龍造寺隆信、大軍を率ゐ押寄せけり。薩摩勢は、僅か三千計りなり。肥前勢は、自國の事なれば、三萬餘と聞えし。隆信は、敵の小勢を見侮

り、幾重ともなく、夜紛れに取卷き、一揉に揉潰さんと犇きける。薩摩の者共、必死に究め、難儀に及べり。されども中務事ともせず、各夜の明けざる内、支度相調へられよ。時分は貝次第、我等が旗を守り、駈出でられ候へ。先をば某仕るべしと、夜の明を待ちけり。夜も漸く明けければども、朝霧深く引覆ひ、敵人數立見分け難かりけり。日出の時分霧晴れ、隆信が陣取、慥に見えたり。早懸くべき刻限、子息又七、十三歳になりけるが、物具を堅め、中務が床下に懸り居たる前に跪く。中務見て、天晴れ能き武者振かな。爰へ寄れとて呼寄せ、上帶の結め樣惡しし。此樣なる時は、斯く結ぶものぞとて、兩脇に結びたるを解き、男結び繩頭に結び、脇差を拔き、餘りを一歩も殘らざる樣に切り、己悴の耳にも能く聞け。若死せずば、此帶餘人に解かせたらば、家の疵たるべし。我等解きて取らすべし。戰死を遂げ、此帶敵に切られたらば、島津が家に生合ひたりと、草の陰、黃泉迄も悦ぶべし。南無三寶と、申しも果てず、此方へ御入り候へ各とて、眞先に進む。さばかりの猛勢には、少しも構はず、隆信が本陣へ、面も振らず、三千計り懸りけり。

島津が軍の作法、先驅の兵に弓を持たせ、箭一筋宛射捨て、弓を打捨て、長き刀を拔連れ切つて懸る。動勢、鎗・長刀も持たず、何れも刀計りにて、雷の落懸る樣に、切入りけり。手先に合戰はあるべし。斯く本陣に切懸るべしとは、思寄らざる事なれば、取合せ兼ね、敗軍仕る。隆信大剛一の兵なれば、穢し者共、敵は小勢なり、討取れと、下知せられけれども、方々へ逃散し、終に隆信討たれけり。本陣崩れ、大將討たれぬれば、諸陣怺り得ず、一度に噇と北げけるを、追討に大勢討取り、本の陣へ引取る。又七呼寄せ、今朝の約束なれば、上帶解きて取らせんとて、自身解きてけり。又七が上帶、結び直すに及ばざる事とは思ひ乍ら、思ひ切つたる所存、諸人に見せ申すべき爲めの謀とぞ聞えし。大將たる人の心得は、取分大事の儀たるべしと、老人共申しき。扨隆信は討取りぬ。續いて龍造寺へ押詰めらるべくやと、附隨ひたる者共、各申しければ、以の外の事なり。某爰へ出張仕候は、天草を取返すべき爲め計りなり。然れども隆信、彼地を蹴散らしたる遺恨計りに、無勢にて此所へ渡り候。元來肥前國に望なし。總別勝を勝に仕候事、島津が

家の軍法なり。爰に永居したりと聞き給はゞ、屋形樣御腹立疑なし。急ぎ船に乘れやとて、兵船に取乘り、天草へ押渡り、此所彌々堅く申付け、本國へ歸る。隆信猛勢なり、段々に備へ、一方より懸りなば、縱ひ先手負けたりとも、終にはなどか勝たざるべき。味方に敵を見合すれば、十分一にも足らざりけり。猛威猛勢に滿ちし旅勢なれば、一人も殘らず討取るべしと、一重に取卷きけり。中務は、敵百萬騎ありとも、此軍立ならば恐しからず。隆信が本陣を見立て、一同に突懸り、手詰の勝負、大將と大將、直の太刀打と思定めたる志、今に始まらざる事とは申し乍ら、殊勝にぞ聞えし。舊鼠、猫を喰むといふ事、能く知り乍ら、思出でざる隆信が運の極めこそうたてけれ。是のみに限らず、日向表、大友と合戰の度毎に、勝利を得、重ねて豐後へ攻入るべしと聞えければ、太閤樣より御加勢として、長曾我部・仙石權兵衞を大友に相加へられ、豐後戶次と申す所の合戰、手柄を顯し、長曾我部を討取り、仙石、尤も大友を追立て、府內の居城に押寄せければ、大友豐前に落ちたり。府內の城を燒拂ひ、豐前へ越え、大友の根元を切斷すべしと

巧みける所、太閤様御出張の聞えあり、國こそ大事なれとて、急ぎ歸國仕候。子息又七、親の業を次ぎ、朝鮮にて大軍に渡し合ひ、しどけなき働を仕り、唐人を大分討取り、島津家の名を揚げ、名譽の御感狀を下さる。其後治部少輔亂の時、關ヶ原の合戰に討死を仕り、本望を遂げり。希代の者共なり。先程語り懸け候樣に、筑紫を生捕り、筑後善導寺に番を附け置きけり。仕舞口にやと、筑紫思ひければ、秋月所行不屆に付、中務腹を立て、人の爲め計りに、情なき事は迷惑に思ひければ、打捨て歸りけり。其跡に、死殘りたる譜代の者共、時刻を移さず、主人引立て、朝日嶽に取上り、俄に塀矢倉を付け、本の如くに栖籠る。士民共も、譜代相傳なりければ、秋月やたけに思へども、仕るべき樣もなかりけり。人賴に見物仕り居り、中務に見限られ、後々年迄の味方を失ひける秋月が有樣、笑止にぞ見えし。扨立花・岩屋兩城の間、本道は四里計り、山路の直路は、三里に足らず、見渡したる所なり。目前に親を攻殺され、見物して居たるは、立花衆の不覺なり。左近は、若年と申し、又は入婿の事なれば、品により、遠慮も可ㇾ有ㇾ之や。家老共一世の

越度、不ㇾ過ㇾ之と語りければ、傍輩共も、若き者なりしが、いや／＼後攻は、何と思召寄りても、なるまじく候。中務も、心得たる事なれば、岩屋の笠にある四王寺が峯に、畢竟の兵を大分上げ置き、立花よりの後攻を支へ候間、如何なる鬼神にてもなるまじく候。其方の申され分は、見所の高懸とやらん、身に引請けては、ならざる事のみ多く候。立花の者共も、なる事ならば、餘所目にては、押移るまじく候と申せば、御身も某も、若き者なり。殊に御代惡しく生れ候へば、未だ事に逢はざるに付、心元なく候。斯樣の儀は、後學にもなる事に候間、能き序なれば、一論仕るべく候。腹立たさせ給ふなよ。總別、なる所にては仕り、なすまじき所にては、武邊はせぬものと覺え候はゞ、誠の勇士とは定め難し。なる所をせぬは、時宜に依り、ならざる所をするは、義に依るべし。兎もあれ角もあれ、道雪存生ならば、岩屋の城を取卷かざる内に、立花を平立に仕り、打つて懸り、紹雲同前に働きなば、必定勝つべし。若し負けたらば、其場を去らず、討死仕るべく候。道雪死後、三年にも足らざるに、家老も軍法も元の者なれども、程なく皆悖

りけるこそうたてけれ。千兵は求め易く、一將は求め難しと、古賢の金言、今更思合せ候と申せば、又いふ、道雪武儀の勤の事は、互の論に及ばず候。然れども無理なる合戰は、仕られず候由承り候。若年より、儒道をも勤めたる仁なれば、萬事理作の辨强く、暴虎馮河死而無﹂悔者、吾不﹂與也。必也臨﹂事而懼、好﹂謀而成者也。斯の如きの聖人の金言を常に守り、召使ひ候者共にも、折々敎化の仕らせたる由に候へば、雅武者なる事は、曾て候はざりし由。御身の親、恐父も、語り申候。岩屋の後卷の事は、其方惡口かと覺え候と申せば、御身は知り給はぬか、道雪、立花へ取移り候て以後、方々の働、手柄忠節多きに依り、大友、感悅の使者を、立花へ遣す。筑後路も敵領にて、通路なければ、豐前海路を船にて遣す。第一の褒美として、旗竿を下さるべきの旨なり。是は取分道雪爲め、吉日を選び、此使者の歸に申越す次第、船にて送遣すべしとの儀なり。道雪悉がり、悅び申す事限なし。扨又御旗竿の儀、家の面目、一代の名譽、老後の本望、何事か是に如かんや。御國本へ伺候仕り、頂戴仕りたき事に存候へども、方々の御敵、隙を窺ふ時分に

候へば、幸ひ御舍弟田原殿、御代官として、筑後黒木の城に御座なされ候間、黒木迄下され候はゞ、老體彼地へ罷越し、田原殿御前にて、頂戴仕るべく候。冥加恐しく存候間、御使者にて、是へ下され候儀は、是非共御免なされ候樣にと、達つて申しけり。使者歸りて、此旨申しければ、道雪、恐懼はさる事にてはあり乍ら、筑後の内七里餘は、大敵秋月が領分、殊に城下一里餘の所を通り、筑後にては、門注所が領分を四里餘、是も城下半里程を通り、牛島と申す大なる坂あり。如何なる鬼神にても、通らるまじき所なり。手柄の程を人に知らせん爲め、廣量なる御請を申上げたり。斯く申上げたりとも、よも黒木へは遣さるまじと思ふべしとて、船にて遣し候へとて、又使者を添へ、船にて遣りける。此批判を、道雪最屓の者多かりければ、方々より告知らせけり。扨旗竿を請取り、祝共事終り、使者出船の翌夜半、前館を出て、紹雲が領三笠郡の内に、次の日は逗留仕り、下々の足を休め、又夜半時分に打立ち、秋月領分長者町と申す所にて、夜も明けけり。夫より甘木と申す町を通り、筑後川を越え候。甘木は、秋月城より、一里半計りなり。

城よりは駈付け申さず候へども、其頃は侍共、何れも知行所に召置き、平生は百姓を仕り、軍陣其外、人の入り候時計り呼出し、召使ひ候時代なれば、此者共見合せ、聞付け候程こそあれ。在々より發り、道雪無人にて通り候は、討取るべく候とて、雲霞の如く馳せ集り、前後をしきり戰ひけり。道雪大勢悪しかるべしとて、達者なる者三百計り、何れも徒にて召連れ、自然手負もあるべしとて、馬も少々引かせ、其身は例の手輿に乘り、先手と手廻二手に分け、先を塞げば、先手の者追拂ひ、跡より慕へば、自身取つて返し、手元に進む者共は、打捨てに仕り、秋月領分をば、難なく馳せ通り、筑後へ越え、問註所城下半里計りの所を、蹈付け通り、牛島といふ大坂を越え、無異故、黒木に駈付け、卽時に田原の何某に面談仕り、御旗竿預け下され、家の面目、弓箭をも取り候程の者の、望み申す所なり。老後の本望を遂げ、忝く奉ﾚ存候。御國元へ參上致し、御禮申上度奉ﾚ存候へども、某地行仕候はゞ、方々の敵共、力を得申すべしと存じ、是迄罷越し候。御代官と申し、殊に御兄弟の御事に候へば、屋形樣を拜み奉ると同じ御事の山、御禮具に申し、次

の日早朝に、黒木の城を罷立つ折節、問註所が城妙見嶽を攻むべきに定まりければ、諸勢の先に立ち、妙見嶽を打過ぎ、問註所が領分を、靜々と通りけれども、城を攻めらるべき防計の行にて、在々に人なかりければ、心靜かに、秋月領へ越されける。彼地の者共、頃日手ひどく當てられ、適〻見合ひたるも、藪の陰にかゞみけり。斯くある程に、無異故、味方領へ馳せ歸りけり。黒木にて、田原に附隨ひたる豐後一國の者共、申しけるは、猛勢にて合戰を仕り、蹈散らしたらば、通らるべきか。漸く三百計りの人數にて、敵領十二三里が間を、心靜に通り、道すがら見合ひ候者をば、討捨てられ候由。夫に味方に、手負もなき事、武士冥加の强き侍かな。此人には、軍神の乘り居給ふかと、諸人興をぞ醒しける。是等は、なるまじき事を、せられたるにては候はずや。此外に是の如きの類、如何程もあるべしと申せば、又申しけるは、此事も能く聞傳へ候に、御物語に、少しも違はず候。夫は旗竿を、黒木迄下され候へ。罷出て拜領致すべしと申したるを、近習の者、餘りなる荒言かな。とてもなるまじと笑はれけるを、遺恨に思ひ、一禮と名付け、黑

木へ越さずば、愈〻議り申すべき事を、心外に思ひ、死なねば首尾合ひ難しと、思ひ切つたる所は、道雪に限るまじ、誰も仕るべき事なり。其時、黒木へ行かず候はば、道雪は、度の重りたる老兵、人の兇したる事なれば、苦しかるまじくや。大方は武儀の押、第一は餘勢者に、片付け申すべく候間、無理の働とは、いはるまじく候。又答へけるは、一篇に思はれ候事、無合點なり。道雪、黒木へ越され候と、目前に親を攻殺され候を、見物し居たると引較べ、勝劣を考へ見給へかし。さり乍ら御身も某も、當家譜代の者なれば、先祖の惡名、語り傳へて益なし。正眞の大殿譽めんとて、若殿譏るとやらん、入らざる論なりとて、雙方共に止めぬ。殊勝にも亦可笑しくも思ひ、聞傳へ侍りきと、禪門語り申候。

古鄉物語中 終

古郷物語　下

黒田如水家中の仕置

一、如水覺悟は人に替り、第一人の遣樣、餘主に替りたる樣に相聞え、殊に家中の者、身體續き候樣に、常々心遣の由、聞及び候。然るに知行高八十三石に、六人役仰付けられ候は、無理の樣に存候。さり乍ら、仔細有レ之候や。百石或は二百石取と申す事は、何方にても聞き申候。八十三石取と申す事、世間には稀なる知行割、不審に存候。

仰の如く、知行八十三石取り候て、六人の軍役は、勤め難かるべしとの不審、御尤に候。其方は今の代の倉米三つ半、又は四つ成りとて、切米取に似たる知行取を見給ひ、第一百石取らせ、九十石迄取返すか。今十石の取返樣に他みたりと、仰せられ候主君も、之ある由、左樣にはあるまじけれども、憎み虚言を言懸けたりと存候。左樣の主人に引き較べ、不審を立て給ひ候。如水、豐前にて六郡拜

知行割

普請役

軍役

領の分、檢地を申し付け候へば、五つ成にして、廿四五萬石ありしを、斗代を下げ、十二萬石にもり合せ、公儀へ書上げ申候。大名に聞え候をいやがり、又は我等者は、譜代大方取立つるなり。外聞好をせねば、高は入らず、身體續き候樣に、仕懸け取らせ度と申し、地方にて取らせ候に、惡しき知行は、倉納に仕り、能き所を、侍共に取らせ、高下共に、物成高の儘、納め候樣に、積りたる者なり。すゝみ取り候ても、百姓くつろぎ過ぎたる村も、御座候。國中押並、斗數莚付かん米・口米、其外小物成大分・小分は、仕合により、取切に取らせ候程に、大方は八十三石に、納米百石宛取り候。扨町升とて、拂升は少く、申付け候に付、二割は延び申候。左候へば、百二十石程は、何れも取り申候。扨又、小者の切米三石宛に、定められ候。人の多き國にて候へば、知行內百姓の子、或は弟にても、見懸け能き者を呼出し、年貢米三石宛引き候て、取らせ候へば、忝がり奉公仕候。平生普請役は、百石に付、一人に相定め、軍役には、八十三石に六人と申し付け候。斯くの如くに候へば、八十三石取の士六人召連れ、馬に乘せ候。其算用を以て、知行の取始は、通知行

如水、家臣を愛撫す

と名付け、八十三石取らせ申候。又百六十六石取りたるも、御座候。其外、知行高段々は、珍しからざる事なり。十二萬石の時、六千石取二人、五千石取三人、舍弟兵庫頭一萬石、其外三千石・二千石餘多有レ之、不相應の大名數なれば、倉納は少かりし。總別、如水、常々の申分に、年寄分の者、其外にも一方をと、心當り候者、小身にては押へ聞かぬ物前にて、人を抱ふるは猶以て、下知輕さにより、艫舳廻り兼ね、用に立ち難しとて、大身に仕り、年寄共威の强き樣に、常々仕懸けたる者なり。扨六千石取には、騎馬の者何人、誰々の知行高如何と、着到を記し、又内の者、知行取り候程の者には、年頭の禮を受け、頭立ちたる者には、折々目見をさせ、時々呼出し、いかにも懇に、詞を懸け、常に忝がらせ、其外、弓・鐵炮・長柄の者、馬取・草履取、總別入るべき人數を積り、知行高何程引殘して、自分の知行是程と當てたり。近頃隙もなく、忙しき樣に見え申候。平生身元の綺麗なるを嫌ひ、摺切りたりと聞けば訶り、少しは貯もありと聞けば、利發者なり。若き者なれば、人になるべしと譽め、何れも中津川に、小屋懸同樣の家を造り、番計り置き、役人

の外、小身者は、知行所に引越し、百姓同様にて、日を暮し、米の初穂、又は手作の野菜、如何にも少しづゝ、目見次でに捧げ候へば、殊の外悦び、茄子抔の類は、近く取寄せ植ゑ候より、實り候ても、早く太くなれかし。如水に見せんと、朝も晩も、心を盡しぬらん志の程、祝着なりとて感じ、雉子・鳩・小鳥、又は鮎抔、自身取り候物かひ候て、差上げ候ても、我に呉れんとて、精を入れ、心懸けつらん抔、夫々に手を付け感じなし、兎角恐しき曲者なり。目見に出て候へば、田畠作る程ぞ精出し、新田をせよ。何卒してありつけ。主從互にあかねども、摺切り候へば、其家に堪忍ならん物ぞや。我等者はたても入らぬぞ。平生は襤褸を身に絡ひても、人の入り候時、人馬違ひ、用事闕かず、あるべき式の身成にて、傍輩に後れず乘出すを能き士・能き藝者と思ふぞ。構へて摺切るな。我等若き時、摺切りたる事久しかりしが、手前逼迫なれば、仕りたき奉公もならず、難儀なる物ぞ。高下に寄らず、知惠程勤めてさへ、主の氣に合ひ難し。傍輩にも譽められ難き世に、思寄りたる事をさへ、默りては、何としてよしと思はるべきぞ。殊に貧の盜・戀の歌

如水、家臣に儉素を說く

といふ戲抔を聞きては、喧嘩を仕るべくやと思ひたる事も、度々なれども、いやいや是は、我等事にてはなし。世の譬喵、昔より言續けたる雜談なり。少しも腹の立つ事にては、あるまじと思ひ直し、押移りたり。貧の盜抔といふ事は、今もいふまじき事なり。時に寄り事に觸れ、時分惡しくば、士に疵も付くべき事なり。兎角にも摺切りたるに損多きぞ。何とぞ油斷なく稼ぎ、常に身を詰め、身體續き候樣にせよと、子に敎化仕る樣に、不斷申聞け候。又湯治に參られたる時、家中の者、御機嫌伺に、人を差上げ、似合の進物を調へ、出頭人の所へ、狀を添へ、遣しけり。五百石取り候譜代の士、諸白一樽差上げ候。披露仕候を見て、殊の外顏付惡しく、不機嫌に見えけり。又同時に、六千石取り候年寄の所より、手作の由にて、野菜の美事なるを、十本計り、藁にて綺麗に結びたるを三把、臺なく、鉢に載せ披露仕る。諸人存候は、不相應の進物かな。小身者の諸白樽に取替度と、口に呼きけり。如水、披見一入機嫌能きなり。諸白樽を呉れ候は、日本一のたはけなり。買ひ候て呉れ候へば、猶以て入らざる事、自然人が取らせたらば、傍輩

共寄合ひ、呑みたき物なり。何ぞや事缺かぬ。如水に呉れて益なし。我等の枉りにや、慾に耽り、大分の進物をすれば、悦と思ふかと、したゝかと腹が立つぞ。あれらにこそ、能き酒を取らせ、呑ませたし。少しもせぶりて、物を取りたしとは思はぬぞ。賢き者の仕業を見よ。一大名にて、何程にも仕兼ねぬ者なれども、手作の野菜少し差上げたり。我等機嫌湯の不相應、心許なく思ひ、人を差越えたる心根露顯せり。取分祝着せしむるの由、自筆に禮狀を調へ遣しけり。是に限らず、家中町方よりも、何を差上げ候ても、禮手紙とて、切紙を書かせ、鐵炮の跡ある鳥抔の類は、假令求め差上候ても、其方手柄の何、菜の類なれば、手作の何、祝着せしめ候由、相應に書かせ、印を腰に付け、毎度手自ら押しけり。斯くある程に、下々忝がり、如何にも輕き進物を、我れ劣らじと捧げ候。口の惡しき若き者寄合ひ、兎角入道は、當世はやる、かたりかすりかなといふ者に、似たりといへば、いや〳〵御乳人御局抔が、人を騙しゝに違はずとて、笑ひけり。頓て如水も聞かれ、却つて機嫌能く、笑はれけりと申しき。

一、瓜の時分は、家中町人共より、大分差上げ候。伽坊主・小姓相詰め候者、何れも呼出し喰はせ、皮を削る者にも、皮を厚く剝けと、申付け候。伽坊主申しけるは、いとゞ小き瓜を、皮厚く剝き候はゞ、喰ふ所少くなり申すべしとありければ、いや〳〵一つにて足らずば、幾つも喰ひ、其皮を長持の蓋に入れよとて、臺所賄人を呼出し、あれなる瓜の皮を、鹽漬にして、臺所にて喰ひ候菜のなき者多し。是等に菜にさせよ。總別茄子以下の皮、其外、野菜の切端、魚の骨、少しも捨てず、夫々に拵へ、菜の無之者に、喰はせよと、申付けらるゝにより、不斷其仕合なれば、鹽汁計の者共、菜もありけるとなり。

一、如水は、氣違の樣なる可笑しき事共、多き中に、龍若と申す草履取、惡る狂、度度仕るに付、縛らせ、大黑柱に結付けさせたり。次の朝、詫言仕るべしと、伽の者共、申合せる處、切紙を書き、相原村と申す城より、一里半計ありて、瓜を能く作る所なり。代官も其村に置きたり。代官へ、瓜を差上げ候へと申付け、則ち龍若持來れと、申付けられけり。程なく瓜を持來りければ、龍若呼出し、手自ら瓜二

つ取らせ、之を喰らへと、申されける。伽の者共之を見て、詫言仕るべしと思ひしに、早く宥されたり。如何にしても、人を不便がられ候程に、是も早く、埒が明きたりと悦ぶ。尤も其身も、嬉しく思ひければ、又龍若、元の樣に縛らせ、家中へ使に遣し、戻れば縛り、用もなければ、居間の坪の掃除をさせては又縛り、一日に一度か二度か、宥しては縛り〳〵、三日計り縛り、後には宥されたり。何れも可笑しく思ひ、取分相口の伽坊主、珍しき御折檻、世間に稀なる囚人の由申して、笑ひければ、徒者なれば、教化の爲め、縛り遣はねば、損が行くぞ。尤も内心惡からず不便なれば、折檻はしたり。縛り詰めたらば、繩の跡も付くべし。時々休ませ、用をも調へさせ、緩々と折檻したるならば、懲りる所も强かるべしと、笑はれけるとなり。

一、聚樂繁昌の時分、如水、出頭の盛り、家中博奕の法度、稠しく申付けられ候處、桂菊右衞門と申す無足者、每夜他家へ忍び出て、博奕を打ちけるが、或夜、思ふ樣、勝つて金・銀・刀・脇差餘多取り、雨羽織に包み、打かつぎ歸りける道にて、夜も

明け離れぬ。如水、出仕の道なり。行逢ひては惡しかるべし。出仕前に歸るべしと思ひ、たゞもの急げり。若し見合せ詰めたらば、博奕打には參らずと、いふべしと思ひ、先も見ず急ぎける所に、町の廻目にて、礑と行逢ひたり。件の刀をかつぎ乍ら、つくばひ、問はざるに、某は博奕打には參らずと、如何にも高々と喚きければ、聞かざる體にて通られけり。菊右衞門思ひけるは、口惜しき事かな。是程に取亂しては、何の用に立つべきぞ。此中法度稠しく申付けられ候間、必定切腹申付けらるべく候。此段は、是非に及ばざる儀なり。菊右衞門こそ、うろたへたはけを盡したりと、死後に批判に逢はん事、返す〳〵無念なり。如何せんと思ひ、煩氣になり、長屋に歸り、草臥れけれども、寢入もせず、夜着を打かつぎ、まじまじとして居たりけり。供に出でたる傍輩共、之を聞き、扨々是非なき事なり。何と成行くべきぞと、腰懸にて呼きけり。兎角只は濟むまじ。此中の法度、例より稠しく申付けられ候間、切腹疑なしと思ひければ、不便に思ひ、供より戾ると否や、菊右衞門が部屋へ、我も〳〵と見舞ひ、扨如何すべきと、評定區々な

り。兎角走り候より外はあるまじきぞ。仰出されざる前に、退けと申しけり。
菊右衛門、いや〳〵退き候まじきなり。今朝直に退きたらば、何たる難もあるまじ。各歸られ、斯く申談じ候て退き候はゞ、跡に穿鑿あるべし。然らば退き候ても歸らではならざる所なり。とても遁れぬ道なり。切腹仰付けられ候はゞ、外聞能き樣に、切らせて給はれと申して、退くまじきに極めたり。傍輩共申しけるは、左樣に思ふも理なり。さり乍ら退き候て、跡に穿鑿あらば隨分淩ぎて見るべし。其上にて叶はずば、其時出てゝ腹を切れ。手柄も强かるべし。急げ〳〵と進みける所へ、御傍衆何れも御召の由、急に觸れければ、すは此事ぞ。何とすべき事やらんと、口々に悔み、取る物も取敢ず、驅出しければ、其事にてはなく、居間の庭に竹垣を結ばせ候が、中間共の結びたるが手際惡しゝ。あれを毀し、成程手際能く結び直させよと、申付けられけり。扨は彼事にてはなしと、何れも安堵はしけり。菊右衛門は、今や〳〵と固唾を呑んで、待ち居る所へ、一人走り歸り、博奕事にてはなきぞ。垣を結ばするぞと、申しければ、殘り居たる者共、一先

づ大息をぞつきける。菊右衞門申しけるは、常に差出付たる某、引込み居ては、惡かるべし。手討に逢ひ候とても、苦しからず。人並に出づべしと申しければ、傍輩共も一段然るべしとて出しけり。如水、緣より見られけるが、菊右衞門菊右衞門と高々と呼ばれけり。すは此の事ぞ。心元なき事かな。去り乍ら、手討抔は終にせぬ人なり。其の上、餘所の手討をふかくしく、常に悔み譏られ候程に、手討にはせらるまじ。例の樣に根もなく、したゝか訶るべしといふ事ぞ。上上の仕合、是にて埒明くべきぞと呼き、尻目にて見やり居たれば、いかにも近く呼付け呼かれけり。扨は彼事にてはなし。隱密の用を申付けられよ。何事にてかある。如水、常の心立を能く知りたれば、菊右衞門直に申して、埒を明けよかし。此者も何やらんいふぞ。多分彼事にてあるべきぞ、あら嬉しやと、呼く內に垣を仕舞ひ、掃除を仕れば、皆々歸つて休め。骨折られたぞ。上々の垣なり。是こそは氣に入つたとて、悦び申されけり。其庭を出づるを遲しと、何事を呼かれたるかと尋ねければ、彼事なり。已目、夕は博奕打には、何方へ行きたるかと、問

はれ候間、誰殿の家中へ參りたりと申したれば、勝ちたりと見えたり。刀、脇差の外、金を如何程取りしぞ。五百目程取りたれども、常の氣分を知りたる間、一貫目餘も御座あるべく候や。今朝よりは殊の外、氣もつれが仕り、金も入らぬものと存じ、打捨て置き候程に、委しくは存ぜず候と、申しければ、手を打つて先づは勝つたり、てかいたとぞ。小金を入らぬものと思ふも理なり。法度稠しく言付けたれば、近頃あぶなき事ぞ。今朝の樣なるたはけを盡すも、法度を常々恐しく思ふ故なり。夫程に思はゞ自今以後、諸事に法度に背くな。總別物毎に、能き事の次には、必らず惡しき事があるものぞ。勝ちたる時、しかと留まれ。己が身體に夕の勝は、重々しき儀なり。此後、摺切りたりと聞きたらば、曲事に言付くべきぞ。構へて〳〵博奕を打つな。むざと物を遣らず、摺り切らぬ樣にせよと、念を入れられけり。此志、肝に銘じ、誓紙に及ばず、聢と止まりけり。其後、知行を取らせければ、愈々有付き、富貴身體に過ぎて、年老いて、子に知行を譲り、一生樂を仕り、八十歳に及び死にけり。斯樣に慈悲深かりし程に、侍の走りたるもな

し、又追拂はれたるもなし。況して切腹仕りたるもなし。自然仕損のある時追込め、親類共に預け、又傳もなき者は、年寄共の大身富貴なるに預け、飢死なぬ樣に、尤もくつろがぬ樣、あてがひ置き候へと申付け、遲速は品により、頓て呼出し、相替らず懇に召仕ひ、少しも人をふすべず。訶りたき時、思ふ樣に訶り、其座にて早用を申付く。近頃奉公の仕能き主には、類なかりしとなり。

一、中間の內に、盜を仕りたる者、頭共申上げ候は、是々の盜を仕候間、搦め置き申候。御成敗なされ然るべきの由、申しけり。如水聞きて、首切る事は入らざる事ぞ。早々追出せと、申しければ、いや度々の事にて候間、是非とも、首を刎ねられ候へかしと申せば、上々の事なり。度々盜をせば、能々盜人に生付きたる者なるべし。急いで追出せ。先々にて定めて盜むべし。重ねての主に斬らせよ。第一己目が仕業ぞ。度々盜をするを知りたらば、何しに今迄置きたるぞ。一度にても、合點のあるべき事ぞと、したゝか訶られけり。又或時、作事の奉行に、こけら又は用に立たぬ木の切れ抔を、念を入れ取集め、風呂屋へ渡せと、申付けられ候

へば、こけらは大工が取り候。其外は、長屋の者共盗み候に付、少しも之なしと申せば、したゝか腹を立て、こけら盗人を捕搦めよ。首を切るべしと、稠しく申付けられければ、此奉行、心に思ひけるは、慈悲深く、物毎柔かなるにより、斯様の法度も締らず候。幸の事に思ひ、心を付け候て、見候へば、其晩に早やこけら盗人を見合ひ搦め候へば、又草履取なり。主人迷惑に思ひ、人を頼み、色々詫言仕候へ共、堅く申付けられ候間、宥め申すまじき由申しけり。則ち其夜、こけら盗人を縛仕り由、手柄立に申しければ、内心にはたはけたる仕様かなと、思はれけれども、能く仕りたり、頓て首を切るべしと申付けられ、今日か〳〵と思へども、四五日延び候。如水は定めて詫言仕るべく候。其時、如何にも稠しく恐れ候様にいひなし、宥すべしと思ひ、詫言遅しと待ちける時、留守居の者、作事奉行同前に罷出で、こけら盗人は、今夜首を切り申すべく候や。永々縛り置き候へば、日夜番に人も仕り申候由、申しければ、大たはけめ、物を能く聞け。其こけら盗みたる者の首を切り、盗みたる木の切に、彼が着物を着せ使ひて見よ。人間の役

をばすまじきぞ。人を殺すといふは、何程大儀なる事と思ふぞ。己等は何とも、思はずと見えたり。急いて殺せと、申付けられ、却つて訶られ、面目なく繩を解きけり。如水には、稠しく仰付けられ候間、見合ひ次第に縛り、言上致し、首を切るべきぞ。構へて盜むな。大事の儀ぞと、したゝかおどし、盜まれぬ樣に仕り候こそ、奉行を仕候者の仕樣なるに、何ぞや默りて盜ませ、捕へて、急ぎ首を切れと申すは、全く以て、主の爲めにならざる覺悟なり。己が役をさへ勤め、能き樣に仕なしたらば、人の迷惑にも、主の爲めにも構はぬと、思ひ入りたると、見付けられ候や。其作事終り候へば、重ねて役を申付けず。自然に遠く仕られ候。此旨、後日に語られけりとなり。物每、下々言合せ、我を騙し、人の訶られざる樣に、作合せ候事は、見知り候へども、互に救合ふも、見も無き樣にと思ふは、ふかく〳〵しく主の爲めになる事なれば、騙すとは知りながら、却つて心根不便に思ふぞと、語られける。斯の如く、諸事無法度なる樣に候へども、法度稠しき家よりは能く締り、科を犯したる者、少く候ひしと、承り候。

一、伊藤次郎兵衞と申す人、若き時、新參無足人なりしが、根強く奉公を心懸け、日夜緩なき所存を見付けられ、三年目に知行二百石取らせられ候。元來人に越えし氣根、强き若者なれば、忝しとは思ひ入りたり。猶以て、少しもたるまず勤めけり。或時、目見え仕り居り候へば、次郎兵衞、己は氣相が惡しきかと、問はれ候。いや左樣には御座なしと申す。伽の者、あれは殊の外、無病に聞え候。御家に參り、早や廿五年になり候へども、一時も心の重き事、御座なく候由申す。總別、家中の者共、氣が惡い、咽が痛むの、物が喰はれぬ抔、病がましきを常に嫌はれ候により、伽の者共、取合せに、殊更無病の由、申しければ、あいつめは、次第に疲れて見苦しくなる。扨は食米が不足により、ひだるさに疲れ居るか。食米を取らすべしとて、自筆にて手形を引結びて、是にて食〔飯カ〕を焚かせ、喰ひたき程喰へとて、投げられたり。罷出で戴き、次の間にて見候へば、米五十石の手形なり。伊藤、心に思ひけるは、食米と名付け給ひ候程に、五俵か十俵の間なるべし。何程にても此中、奉公、精を入れ候處を、見付けられたるよと、嬉しく思ひけ

るに、五十石の手形を見て、肝つぶしけりと申しけり。扨程經て、餘人に無き奉公の序に、たはけめが晝盗の仕樣を知らぬぞ。自今以後は、心懸けて、晝盗をせよと、意見仕候へと、おとなしき者に、申聞かされ候時、律儀に御奉公仕り候へとこそ、申聞かさるべく候へ。盗を仕候へと、意見なり難く候。不思議なる事を仰出され候と、如何にも不審を立て、逆ひて申しければ、合點せぬか。晝盗の仕樣に譯のある事ぞ。先づ一人にて分別して見よ。伊藤次郎兵衛めが、五七年も召仕へ、八十三石取らせ候ても、不足に思はざる者なり。知行の望もなく、如何樣にもといひて、出てたる奉公人なれども、何事か奉公仕たしと、日夜朝暮、思入りたる體紛れなく、物毎少しもわだかまらず、能くても惡しくても、心に造作なく生付きたるまゝに、奉公を專一と、心懸け候志を、見及んで居ながら、取立てずば召仕ひ候者の志を奪ひ、主人の誤り又は盗人に近き事と思ひ、三年に足らざるに、然も上々の知行二百石取らせ、其後猶も、前廉の心を變へず、見え候程、律儀に無調法なりに奉公を仕候。加增を取らせたく思ひけれども、程もなく、何ぞ忠

節といふ事もなければ、一花心の様にも、見え候ひし褒美をと思へども、其鹽合も、しかとなければ、疲れたるにかこつけ、食米と名付け、五十石取らせ候。彼者奉公を能く仕り候とて、何か如水が爲めになりたる公儀使を申付けねば、是共思ふまじ。內談に加へ、談合相手になるといふ事もなし。若き者、殊に新參者なれば、仕置方に遣はねば、氣を盡し辛身仕るといふ事にてもなし。總別忠節といふ事は、少しもなけれども、日夜朝暮、氣を盡し、何卒して奉公仕度と、思入りたる一念の志を感じ、今迄も取らるまじき知行を取られ、此頃、米五十石取られ、猶も遣したくこそ思へ。少しも惜しき心なし。思案して見れば、扨も〳〵如水は、隨分ぬかるまじと、自慢して居ながら、晝盜に逢ひたりと、心ながら可笑しきぞ。何れも此類の盜人をせぬ者の誤なり。伊藤に限らず、我等所に晝盜は、幾人もあるぞ。かた〳〵より算へて見よと、笑はれけり。常に本綿島、又は何にても手輕き羽織に、だてなる襟を懸け、不似合を着られ候。あの羽織剝ぎて見せんと申し、四五人も內談仕れば、大方は二日・三日の間に、取りけりと承り候。

如水の節儉

一、瓜・茄子の皮捨てざるより、猶をかしき事あり。滋の時分になれば、折紙・箱・葛籠・革籠・百重張・細工人には申付けず。大小姓・兒小姓・馬廻・何者にても、細工らしきに張らせ候。反古を喰さき、口中に溜りたるを、板に吹付けさせ、坊主共に申付け、念を入れ乾して、少しも散らさぬ様に取集め、白土のすさに仕らせ候。何にても捨つる事を嫌ひ、平生は何ともいふに謂はれぬ細に、吝き様にきたなき事、世に稀なるべしと思ふ人なり。扨公儀事か、人に物を取らせ候時は惜まず、銀十枚取らせよと、申され候時、殊の外過ぎ候。三枚か五枚か然るべしと申せば、いや〳〵我等、常に始末をするは、取らせたき者に、思ふ樣取らせ遣したき時、遣すべき爲めたり。遣ふまじきならば、金にてはなく、石瓦に劣りたり。貯へ置きて詮なしとて、諸人の思寄は大分遣はれけり。喰割紙の口の內に、殘りたるを、白土のすさにせずとも、事を闕かざる事は、能く知られけれ共、少しの物も捨てたり、費にならぬ樣に、常に始末をして、用に立つ事は、惜まず遣ひたるが能しと、家中の者共に、能く知らせたく思ひ、不斷斯樣に仕られ候。能き仕置にて

も候かな。家中の者共、馬物具似合々々に、綺麗に支度仕り、何時乘出し候とても、人にも事を闕かざる樣に、抱へ置き、借銀のある者は之なく、貯のある者は多かりけり。

一、筑前へ引込み候後、筑前守見舞に參られ候砌、機嫌能く出合ひ、根廻茶など過ぎて、四方山物語の序に、餘所事の樣にて、意見仕られ候箇條。

一、誰とは知らず、今の世の若き大名衆、心を兎し用心もせぬは、腰・肩を打たせ、御物抔いふ小姓一兩人計にて、其外は兒小姓を始め家老迄に、常に傍へ寄れば、目を付廻し、脇差の柄に手を懸けぬ計に、ぬかるまじと謂はぬ迄の風情、何として左樣に召仕ひ候者、恨を含み候樣に、常に仕懸け候や。下々末々の者、百姓以下迄、長久にあれかしと願ふ樣に、仕懸たき者なり。當代の若き衆の行儀は、兵法修行仕り、世を渡る者の形に見違ひ候て、見る度毎に、をかしく笑止に存候。

一、御物小姓抔、申す者計、一兩人可愛がり、傍輩の樣に、又或時は子か客人かの樣に、馳走仕り、御機嫌を伺ひ、見苦しき樣に、寵愛仕り、其外の者共、何の分もな

く、恐れたる計にて、少しも懐かぬ樣に、恐しく瞻付け、行儀立にて、不斷息のはづむ樣に、仕懸け候に付て、家を大切に思入りたる者共も、思寄りたる異見をも、自ら控へ候。第一笑止なる事なり。餘人次第になり、臣下に權を取らるゝも惡むべし。君臣打碎き、內談を以て、宜き方に付きたらば、越度はあるまじく候。然れば年寄共、物を言ひ、能く思ふ樣に、常々仕懸けたき事なり。可愛がられたる者は、忝き事、骨髓に沁み候。故に今の世に追腹といふ事はやり候。一人・二人追腹を切り候程、忝がり候ても、家中押並べ懐かずば、大事は成立つまじきと、分別あるべき事なり。

一、戰國になりたらば、無理の討死仕る士之あるべしと、見及びたる大名あり。是又笑止なる事なり。覺悟を極め、無理に討死仕りたる者を、算へて見れば、大方は主君に述懐深く存命へて益なし。走りたく思へども、從類餘多にて走らるまじ。又此遺恨止み難ければ、主共刺違へたく思へども、逆人になり、妻子一類の事を悲しみ、迚も消ゆべき露の身、捨所と思ひ、何の分もなく討死仕る者多く候。

此類、曾つて主の役に立つまじく候。此心得の者は、主君にてもあれ、元首を打落し腹を切りたしと、不斷心の中には、主の首に墨打を仕るべくや。扨も〳〵、恐しき敵を養ひ置きたり。勿體なき儀なり。士の討死仕候は、爰を引きたらば、惡名立ち、甲斐あるまじく、是非に及ばざる所と、思ひ定め、又爰にて一足も遲く驅りたらば、人に越され、男はなるまじ。生甲斐もあるまじと定め、死損ひたる者か、後は武邊者の、鑓突の抔と、譽められ候、度々事に逢ひ、武義功名の唱のある人のいひけるは、常には合戰あらば、何樣一番鎗を突き、加增を取り、人に譽められんと、慾心深く思へ共、一息切斷十死の中に、一生もなき時は、後に知行を取るべきぞ。人に譽めらるべきぞ。子供が不便な抔と、思ふ事も、曾てなし。何たる心もなし。無念無相ありしと、申され候。左樣にあるべき事なしと、思合せ候事も多く候ひき。且つ一篇には言ひ難し。主の爲め、忠節の討死仕り候へ共、是は稀なる事なり。

一、當代の若き大名衆に、笑止なる疵之あり。人に越え分別もあるべき樣に見

え、物毎非義なき樣に、憲法を守られ候衆程、年寄を始め諸役人、總別非官は、皆皆言合せ、主を騙し候。何樣騙さるまじと思ひ、年寄の申付け候事をも破り、改め直し引替へ、仕りたき儘に申付け、忽ち年寄共に、恥をかゝせ候へば、遺恨千萬に思ふべけれども、年寄を仕る程の者、恩を深く、義理も知るべき事なれば、心には腹を立てながら、表向は此申付けられれば、尤にては無きが、年寄にても、是迄は思寄らず候。逐日御分別厚くならせられ、自他共の滿足に過ぎざる由、傍輩共に語り、目出度振を仕らせ、眞實に心得、主人は愈々分別に自慢を仕り、日々不義出來り、下々言合せ、騙すと惡心付きたるに、幾重にも隱し、横目を付け士民の上迄、色色の事を聞出し、何の穿鑿彼の詮議の抔、一日も隱なる事なし。扨又、毎日・毎夜談合とて、身近き者計り呼集め、日を暮し夜を明し、呵かれ候に付、手遠き奉公人、殊に諸人共は、少しも誤はなけれども、御横目衆、何事をか讒言仕りたりと、心元なく思ひ、不斷氣遣ひ仕候。勿論大事は密よりなると、申置きたる由に候へば、物毎打さらし、餘り淺ましくなるも、事により惡かるべし。兎角私語のしげき

は、諸人心落付かず、家の治らざる基なり。祕密にて能き事はさい〳〵はなき物なり。斯くある程、諸人・親子・兄弟にても、心を置合ひ候。他人の儀は、申すに及ばず。是も横目彼も横目と、恐れ候。主近き者こそ法度を背かず、科さへせずばと、丈夫に思ふなり。陰の奉公仕候者は、何事をか讒言せられ　らん。大分の事ならば、穿鑿あるべきの條、誤なき上は、申開き仕るべきか。少しの讒言ならば、御心の內にて、見限られ申すべし。遺恨の次第かなと、寢ても覺めても思ふべし。夫に付、家治らず、今日は暮れたり、明日は何とあるべくやと、思はぬはあるまじく候。身の爲めを、大事に思はぬ徒者は、稀なる者なれば、諸事に横目を付け、忙しくは申付け難くもなき事なり。自然下々言合せ、騙したらば、騙されても苦しかるまじく候。謀叛反逆の外は、傍輩共申合せ思ひ合せ、互に救ひ合たるに、主人の德も之あるかと覺え候。出來年寄・出來出頭之あるに付、君臣不和になり、倒るゝの家は、如何程も之あり。假初の事にも、年寄と主人の間を、闕き候者は、邪慾深く、己が立身を心懸くる邪臣、紛れなき事なれば、一時も急に退け度

き事なり。大小共に家の敵といふは、此者なるべし。古き事共を知りたる正直なる者を、近付け聞かれ候はゞ、自然に合點も行くべくや。此謀第一の大事、又は語り盡し難き所なりと、申されける。

一、大名衆鷹を好かれ、鷹を品々集め過分に持ち、鷹師・餌差・犬牽餘多抱へ、毎日鷹三昧にて居られ候。鷹師・餌差・犬牽は、多く候ても、苦しかるまじく候や。同じ人間なれば、事に臨まば、用にも立つべきか。第一鷹の餌に、百姓共に犬を申付け、在郷へ毎日、犬を何程と宛付け候。異儀なく納めてさへむつかしく、殊に飼ひ馴れたる犬は、可愛ゆき物なり。夫を括り引いて行き、目前にて打殺させ、是さへ、難儀たるべきに、疲れたは、筋があるは抔と、いふ事をいひて、請取らざるに付、一疋納むべきとては、二疋も三疋も求め、餌差共に、是式を仕り、機嫌を專ら取り候。無調法に仕なし候へば、犬一疋を、疲馬一疋の代程入れて納め候。扨鷹師・餌差共、在郷へ行けば、先づ犬・猫を括れ、鷹を喰はせたらば、首を切るべしと、常に言置くに付、鷹師殿御出と申せば、先へ告げ送り、男の事は言ふに及ば

ず、女童姥共迄、仕事を止め犬猫を呼廻り、近頃躁がしき儀なり。扨機嫌惡しければ、色々の事を言懸けねだれ〔リカ〕候に付、夫婦嫁娘迄出合ひ、馳走振〔舞の字脱カ〕追從仕り、晝は冷食、泊りにては朝夕の振舞、能き酒の、菓子の、御手水の、水風呂の、嫁娘に茶を立てさせ、宿の亭主計りか、村中擧りて、農業を差置き、夜詰・日詰、是さへあるに、刀・脇差、其外、何にても氣に入りたる道具を見ては、夫を呉れよ。只は取るまじきぞ。高直に買ふべしと、結構に言懸け、十分一程、代を取らせければ、迷惑には思へども、御氣に違ひなば、重ねて別の事にて、當てられ候べし。所詮美しく遣りたるが、却て德たるべしと思ひ、此代は過ぎ候へども、申請け候と忝き振を仕り、鷹師も下直なる事は知り乍ら、慾にふけり、相だまりに默り、物をきらしたる體にもてなす。扨御乘馬・刀持の肩替・鳥持の人足、何のかのとて、限なく百姓の痛む事なり。猶も合點の行かざる事は、國中鐵炮を止め、諸鳥を付けられ候鷹場にと思はゞ、城下二三里計は、苦しかるまじきなり。其外は鐵炮を免したき事なり。其仔細は、家中鐵炮上手になれば、自然の時、益あり。殺生をせねば、面白き

事なきにより、若き者共、鐵炮に〔をカ〕すかず、鷹は物前の用に立たず。得失を能々、分別して見るべき事なり。城下も二月中頃よりは、鐵炮を打たせたく候。歸雁を懇にせられたりとも、秋の頃も雁來り、當春は御懇忝く候。毎年此所へ參るべしと、一禮を述べたる雁もありとは、終に聞かず。大形の德は、家中の者共、鐵炮上手になりたる者は、益あるまじくや。去り乍ら、一圓持たぬも惡かるべし。能き程の見合入るべき事なり。雁は百姓の痛になり、總別仕置の妨になる物なれども、大名の役なれば、是非に及ばず、持ち候と思はど、能き頃になるべくやと、餘所の事の樣に語られけり。此誤、皆筑前守事なれば、顏を赤らめて居られけり。萬事利發にて、下々の迷惑がり、誰人の痛になる事をも、辨へたる人なれども、筑前入國の時分は、三十三の年なり。殊に大名になりて、生立ちたる人なれば、功の入らざるも理なり。其後も面談の度毎に、何に譬へかに准へ、人仕ひ稠しからず。諸人思ひ付く樣にと計り、異見とはなく、咄の樣にしみ〴〵と語られけるに、心を付け、覺悟を切替へ、奉公も仕能く、土民迄も思付きけり。然れども若年より、沙

彌を經、難行苦行を凌がれたる如水には、曾て似ざりけりとぞ。

一、如水は物毎に、馬鹿の行を好み、無造作なる生付なり。中津川にて下屋敷に、作事を申付けられ候。手塚久左衞門と申す者、殊の外奢り、口上には一圓叶はず候へども、心立正直なる者なればとて、不便を加へ、徒の者共、無足共知れぬ樣に、召仕はれ候、此者、作事奉行申付けられ候。或時、其身打廻り見て歸り、廣間を取放し、上座にて碁を打つて居られ候處に、用ありさうにて、彼奢り來れり。六七間ゞ隔てゝ、何ぞ用かと、高聲に問はれければ、歩きながら只たつたと四つ五つ奢りければ、碁を打ちながら、材木が無くば買へと、申付けられ候。元來材木なし。買ひ申すべくや、役人に切らせ申すべくや。伺に參りたれば、奢り聞分け、物も言はず歸りけり。此類不斷の事なり。常に戸障子を立て、屏風抔にて、圍ひ居候事を嫌ひ、幾間も取放し、目見の者來れば、其儘見付け、詞を懸け候樣に、大方の寒日にも、夏住居にて居られ候。

一、淋しき日、心安き伽坊主計にて、家中の子共皆、利發そうに見えたり。甲斐

如水よく人の賢愚を知る

守が仕合なりとて悦ばれたり。伽の者共、夫々に能き頃に誉めて座敷のなりを合す。其内、誰が子の何某は見懸ぬるし。内心うつけ申すべきかと、申されければ、伽の者、笑止に思ひ、御意の如く見懸些かぬるく、うつけたる様に候へ共、内心いかにも、たきりたる者にて、少しもぬかり氣は御座なく、底賢き生立にて、御座候と申せば、扨々惜しき事かな。主の心をも知り、主にも心底を能く見られたる者は、上たるみにて底賢きに、主の德もあり、身爲にもよし。左もなき内に、見懸けたわけては損多し。底利發を持ちたらば、上を下へ引き繰返せといへ。内心の利根は、後に入るぞ。先づ人品憶なるが、專らの事ぞ。惜しむべき利發を、心の底に隱し置きては、何の用ぞと、笑はれける。

一、珍らしからざる事の樣にて、耳に留る事共、申されける中に、たはけながらも、主の用に立つたはけあり。たはけと知りながら不便なり。勝れたる利根に、主の用に立たぬ利根あり。利根者と知りながら、取分憎しと申されける。

一、奉公人は高下共に、水練を心得たきものなりと、常に申されけるが、夏にな

れば、城下に流るゝ大川あり。切々大綱を引かせ、跛は臀をからげ、上り下り、渡淵にては泳ぎ、供に泳ぎたる者をば、能き心懸と譽め候。是は若者共、水練を習はせたく思ふにより、泳ぎ習へとはいはず、淵を隔てゝ向に居候者の內、誰々を呼べとて、急に呼ばせ、泳がざる者、迷惑仕る樣に申付く。四五日に一日程は、必ず川狩を仕られ候。毎度傍衆、町方より餅を進物に仕る。能き時分、誰にても邊近き者、あの餅を綱引き候者に喰はせよと、申付けられ候。畏り候とて、走り出づる。やれ何と合點仕りたぞ、二つ宛喰はせよ。畏り候とて、走れば、又呼戾し、近頃早合點なり。さい〳〵泳ぎ、取分骨を折り候者には、三つ宛、川の中なれども、淺き所を、引き候者には二つ、一圓河原を引く奴原には、一つ宛、是にて二つの筈が合ふべしとて、其身も笑はれけり。深き所を引くは、大方下々、又川緣の者共、石に懸れば、潛りて外し、骨を折る。自然は侍の中にも勝れて、川の達者なる衆は、深き所を引き候。淺き所を引き候は、皆々侍衆なり。達者にはなけれども、是程の川は、恐しからずと思ふ衆なり。河原を引き候は、老體又は若くても、

曾て水心なき衆なり。之をば奴めにと申され候。總別侍に賤しく言葉を遣はぬ人なれども、若き者共を、腹を立てさせ、水練を習はせたしとの謀なり。夫により若き衆、毎日川に行き、泳ぎける程に、少し宛も心得ぬ者はなかりけり。

黒田家前三代の批判

一、黒田家四代の內、右衞門佐殿は、泰平の御代に生立ち給へば、武邊の覺、なきも理なり。前三代の內、武藏は何れを譽め候や。

三代の武勇、家中にて批判仕り候は、少も勝劣なき勇士なり。時代と身體替りたるにより、度の多少は之ある由承り候。

黒田家の初代

先づ元祖美濃守は、一僕の體にて、小寺所へ走せ來り、若年の時より、小事に揉まれ、朝夕の合戰なれば、幾度と謂ふべき樣もなし。剩へ小者一人の身體にて、小家といひながら、一老職に任じ、殊に城主になり候へば、是とも非とも、申し難く、第一人受能く、大方は稀なる人の由、聞え候。

職隆の人柄竝に其批判

最前語り候樣に、心底飽く迄正直に、慈悲深く、假初の事にも、理非の穿鑿強く、人を殺す事をいやがり、平生柔和に人受能く、苦にもならぬ事は、騙せば騙まされ、其身正直なる儘に、侍は虚言はなき者と計り、一篇に心得、萬事人次第な

るにかと思へば、理を見定めては、頭を打破られ候とも、聞かざる一樣なる仁なり。小寺、平人にあらず候へば、頓て見知り、次第に取立て、一家を預け賞玩淺からざりけり。若代になり、俄に出頭出來り、主從不和になり候。惜しき事かな。

小寺殿、黑田父子異見に任せられ、信長一味に極められ候はゞ、國取になり、今に唱へ然るべきを、是非に及ばざる事共なり。宗圓も能き所に、居られ候はゞ、國の臣下の事は言ふに及ばず、天下の寵臣にもなるべき人なるに、思ふ樣に、德の發せざる事、殘り多き事なり。花も植所と申すも、此事たるべきか。然れども太閤へ召出され、御親分になど仰出され、子孫の榮え始を見、七十になる迄難なく、病死仕られ候は、德の至るしるしかと 覺え候。

一、二代目如水は、官兵衞と申しゝより、是も小事に馴れたる仁なれども、親程場數はなく候へども、一疋一本の時、自身の挊ぎ強く、勇人に備へ置きたる人なり。太閤へ召され候ては、攝州勝立寺合戰、又和泉岸和田の合戰に於て、兩度の手柄、太閤御感淺からざるの由、扨筑紫にて度々の事ありしは、早や大名になり、第一

筑前守、次第に成人仕るに付、取飼ひたく思ひ、筑前守に年寄差添へ、萬事支配を申付け、其身は本陣に居られ候へば、筑紫にて自身の覺え功名はなかりしとなり。此人の覺悟は、先に語り申候樣に、曲事一篇に、極め候はんや。

長政に關する批判

一、三代目筑前守長政は、自身の功名覺の數は、親の半分なり。武勇、父祖に劣りたるにはあらねども、大名生立なれば、小事にもなれず、匹夫の働、仕るべき樣もなきにより、自身手を碎かれたる事も、父祖程になし。日向にて、薩摩者と合戰の時は、十六歲にてひわずなり。薩摩の野郎は、三尺餘の刀にて、筑前守刀を打落しければ、中脇差にて、切合はれ、已に危ふかりしを、大小姓井上傳次と申す者、是もびん〳〵の敵に渡り合ひ、鎗にて突伏せ、首をかゝんとしけるが、筑前守危きを見付け、打捨て、横合に驅付け、向ふ敵を突倒し、首をば筑前守に取らせ候。是が事に相初なり。

朝鮮に於ける武功

其後、朝鮮にて、自身の手柄三度之ある由、是は慥に聞覺え申さず候。治部少輔亂の時、濃州神戶川を一番に渡し、敵を追崩し、我も我もと首を取り、筑前守に追懸りたる敵、朱の柄の鎗を持ちたる武者、人馬に離れ

退きけるが、立戻り鎗を繰出し、一足も引かず、相懸に懸りければ、難儀の仕合かな。彼は徒立二人・馬上一人にて、叶ひ難く思へども、爰にて横を乗りたらば、大なる恥たるべし。是非に及ばぬ所と思ひ、乗懸り候處に、龍若と申す草履取に、甲を持たせられけるが、甲は着られ、甲立計り持ちて供仕り、筑前守、馬の左より走り出で、是非なく打つて懸り、朱の柄の鎗一本打落す。勿論筑前守乗懸り、一人突伏せ、鎗にて突詰めながら、龍若に首を討たせらる。打落されたる敵は、行末知らず、北げにけり。扨神戸を渡る時、北ぐる敵を追駈けたるが、何とか仕りたりけん。泥の深き堀へ、馬共落入り、水牛の角の立物の爪計り見えけるを、堀平右衛門共頃明木又七・林五助と申す者、駈付け、堀へ飛入り、漸く目計り洗ひ上げ、平右衛門が馬に乗せ、平右衛門は五助が馬に、打乗り續いたり。五助は堀へ落ちたる馬を、引上げ乗りける間、殊の外後れ、大事の場を徒に通したるに付、豐前にて二百石取り候が、筑前へ越し候ても、漸く四百石取らせ、神戸・關ヶ原兩度の合戰に、甲斐々々しく見られたる者は、先づ知行二百石・三百石の間の者共は、二千石・

島左近の勇武

三千石取り候て、慥に勇人に備へ置かれ、鼻を高く仕り居り候が、林五助は惡しき事はなかりつれども、平右衞門に馬を取られたるを、甲斐なく思はれける由。
一、關ヶ原合戰の前の宵、是々は我等傍を離れず、供仕り候へ。拔懸け仕候はゞ、假令大將の首を取り候とも、高名に立つまじく候。我に能く付き候はゞ、何より忠節たるべしと、究竟の者共六十五人、書付を以て、申付けられ、此外も心懸け次第と、申波され候。其巧みは、治部少輔は天下大敵の大將、又は自分日來の意趣といひ、旁以て、直に渡り合ひ組みたしと、思はれけりとなり。然れども治部少輔自身拵がざれば、其甲斐なし。扨石田が陣の前には柵を付け城戸を仕り、其内に人數を備へ、待ち懸け候處へ、筑前守打つて懸り候。治少が侍大將、世に隱なき勇士島左近、片手に鎗を提げ、片手に劔を持ち、懸れ〳〵と下知仕り、百人計徒立の武者を引連れ、柵より外へ出づ。如何思ひけるか、六七十人程は、柵際に殘し、三十人餘は二十間計り先に立ち、如何にも靜に懸りけり。筑前守も三十騎計、是も下立懸向ひ、鎗の穗先合ふべき程、近寄りけるが、互に睨合ひ居たりけ

り。敵は多勢なり、叶ふべくもなかりける處に、菅和泉[其頃は六之助]鐵炮を預りけるが、右手少し高き〔脫アルカ〕走上り、五十挺の鐵炮を透間もなく、打たせければ、先に進みたる兵共打殺され、或は手負ひ、左近も生死は知らず、打倒されければ、敵ひるむ所を、得たりや賢しと勇み、卽時に突崩し、手々に首を取る。左近、深手負ひければ、下人共肩に懸け退き候へば、跡に備へたる七十餘人の兵共、一軍もせず引きけり。其儘柵の内へ亂れ入り、難なく其陣を突崩す。斯くの如きの成行なれば、取分自身の高名と、申すべき事なかりしかども、堅陣を破り、眞先に進まれ候へば、事々しき手柄、鎗を突きたるにも、增りたりと、申候ひき。此合戰大事の所なり。石田内にて、名高き兵共百餘人、味方は無人なり、叶ふべしとも、見えざる所、鐵炮にて、歷々の兵共を打殺し、深手を負ひ、剩へ侍大將・鬼神をも、欺く程の左近、深く手負ひければ、相殘る兵共、是非なく引きけりと、承り候。鐵炮の能くきゝたるも理なり。此陣に召連れ候足輕は、殊の外、詮議仕り、又者にても鐵炮の上手にて、心の健かなる者を選み、召連れ候。敵間何程ありたるかと、後に問ひ候へば、

島左近の武勇

一町四五反には過ぐまじと存じ、少し心得て、放ちけりと申候。神戸を渡し候時と、川向に大勢備へ居て、鐵炮を打たせ、河を渡らば、討取るべしと、巧みけれども、此足輕共、鐵炮の上手の上、甲斐々々しき者共なれば、悉く打拂ひ、難なく川を越させ去り。鐵炮頭六之助は、豐前にて五百石取り候や〔がカ〕、筑前へ越し三千石取らせ、年をも重ね候はゞ、年寄分にもと思はれ、其時の家老並に、家康公さへ御目見をさせ、和泉〔守の字脫カ〕になし、殘る所なき身體なりしが、三十歲に足らずして、病者になり終り捨りけり。器量・骨柄、人に勝れ、武邊のみにてもなく、分別も厚かりしに、あたら身體かなと申しき。足輕迄も、中にも勝れたるは、知行を取らせ、又者は元の主に預け、子孫迄も、安樂に暮しけり。爰に一の物語あり。剛なる者も、急なる時は、物の分ちを、見定め申さぬにや。其場に出で候衆六七人、筑前にて一所に咄し居けるが、島左近が關ヶ原にての振は、日來名高き程に見え候。𨨞を振上げ、懸れ〳〵といひたる聲、今も耳に留りて不便なり。眞黑なる具足、甲の立物もなく、差物も差さず、柹色の羽織を着たといへば、いや〳〵鼠色の羽織と

いひ、又一圓、何も着ぬといふもあり。區々の見覺えなり。扨も各我等夫程、うろたへ申すべき事にあらず。をかしくも不審なる事なり。誰こそは治少の所に居り、而も其場に居て、能く拵ぎたりと聞く。いざ呼寄せ、尋ねて不審を晴さんとて、三人呼寄せ、問ひければ、甲の立物は、朱の天衝三尺計、具足は桶皮溜塗り菱綴、上に木綿淺黄の羽織に、繩を帶にしたりといふ。扨も〳〵恥しき事かな。此座の者共、度々事をして置かざれば、恥にもなるべく、不思議なる事なりと申せば、其中に取分物馴れたる者の申しけるは、いや我れ乍ら理なり。其時の事を思出せば、今も身の毛が立つぞ。一息切斷の所なれば、顏をもたげ、敵面を見るべき樣もなかりけるは、各覺え給はぬか。島左近と聞けば、今も氣分が惡しきぞ。鐵炮にて打竦めずば、我等が首を、取られん事、何の手間も入るまじく候。此樣に能き座敷、然も心安き友計りにて、能き振舞を喰ひ、氣根程酒を呑み、能き茶を飲み、寢乍ら咄し候樣には之なし、大方眼の佛を失ひたるかと覺え候。見違へたりとて、笑ひ給ふな若き衆とぞ申しける。筑前守は、自身の高名六度と聞き候。

長政の高名

高麗にて數度の手柄と申すは、年寄共五里・七里程隔て、先手傳への城にてしたる事共乍ら、尤も家の高名になり、筑前守武名高くなり候。筑前守、武勇劣りたるにはなく候へども、先程語り申候樣に、大名になり候て、人だゝれ候へば、小事に手を碎き、匹夫の働仕るべき樣も候はず。心の剛なる事は、父に增りはすとも劣るまじと、家中古き者共申しけり。一老栗山備後、常に悔ひけるは、某、死し候はゞ、負くまじき軍に負け、今迄の家の佳名を失はるべき事必定なり。其仔細は、殿の御働輕々しく、先手鐵炮の段に打交り、物頭同前に駈廻り、懸らば一番に駈入らるべき體なり。各御存知の樣に、爰にても彼處にても、我等以の外訶り、追返したる事共多し。我等死後に、あのいきりたる人を訶るべき人なし。さあらば心の儘に働き給ふべし。一番に駈込み、討死か、射込の鐵炮に當り、兎角犬死をし給ふべしと思へば、何より以て悲しく候と、不斷悔ひけり。

一、筑前守殿は、親祖父に違ひ、心の律儀なる計にて、無分別一我意にて、年寄共の申す事をも、聞入れ給はず、萬事我儘の仕置の由、取沙汰あり。第一、年寄を譏られ

し由、其分に候や。

夫は追拂はれ候者共、身の非を隱すべき爲めの惡口なり。左樣に之なき條々、語り申すべく候。栗山備後・井上周防・母里但馬、是等三人、如水より付けたる家老なり。何れも城を預け、一年の內五箇月も、己が居城に置き、常に樂をさせ、十日二十日計に使を遣し、酒肴以下を送り、用のある時は、呼に遣すべし。其方より用あらば、何時も罷出でらるべく候。其內は、居城に心安く樂を仕らるべし。冬は風をひかぬ樣に、夏は暑氣に犯されぬ樣にと、切々申遣し、國元へ出で候へば、茶の湯を仕り、常に客あひしらひに仕り、平生國の仕置、所務・金銀の出納、賄方の儀は、小河內藏允と申す者一人に申付け、年寄共は公儀事、他國の出入、國中の公事の極め計り仕候て、小事には構はず、大殿一篇にて樂を仕候樣に相定め候。國中の公事も、大方の儀は、內藏允一人にて濟む事も候ひき。居城福岡に相詰め候時も、五三日に一度宛登城仕候へば、客の樣にあひしらひ、如何にも懇切に仕懸け候へば、年寄を嫚に仕るにてはなく候。

細川の作法と黑田の作法

一、治部少輔亂の時、大坂にて、細川越中守殿御内儀は御自害。筑前守殿御内儀は、異儀なく候。是は年寄衆、才覺を以て盗み取り候樣に承り候。其分にて候や。仰の如く兩殿の御臺所、大坂に御座候を、質に取りたる同前に思ひ、番付け置き、頓て人を差越し見せ申すべしと、增田右衛門尉所より、稠しく申付け候。越中守は家老にても、家中の者の儀は申すに及ばず、子供達も、心安く奥へ出入ならざる體の作法なり。如水以來、筑前守作法は、年寄共に限らず、久しき者、年の寄りたるは、心安く奥へ出入仕り、茶・酒をも呑み候樣に、常々申付けられ、其時も難なく盗み濟し候。栗山・母里兩人附置かれ候。兩人内談仕り、母里を病人に仕り、番衆に斷り、醫者に逢ひ候とて、町へ出て申候。番衆申され候は、乘物の戸を開き出て候へと申すに付、差圖の如くに仕り、毎朝町へ出て候が、後には半分明けても咎めざりけり。能き時分と思ふ時、筑前守母を乘せ、前に母里乘り候て、寢卷を後より引掩ひ、さらぬ體にて出て候へば、いつもの事と思ひけるか、咎め候者もなく、町宿に預け置き、又次の朝、嫁を右の通りに仕り、是も難なく盗み出

し、乘物は下人を乘せ、屋形へ戻し、其夜、本船に乘せ申すべしと仕候へども、船迄遣すべき樣なかりけり。俵に入れ、粳米に紛らかし、船に載すべしと巧み、二人の女房衆を俵に入れければ、暑氣甚しき時分なれば、息が切れるは、中々刺殺してくれよと、高聲に泣かれ候程に、母里も思案に飽み、此分にて露顯せば、口惜しき事かな。二人共に害し、腹を切るべきかと、案じ煩ひけるが、いや〳〵なるべき程、才覺を仕り、叶はざる時の事と思ひ直し、亭主に談合仕り、櫃に入れ參らせ、夜に紛れ、茶船に乘せ、本船に移し申すべし。若し見合せ咎めば、其時の事よと內談仕り、早や斯くの如く仕りけり。亭主先立ち出でけるを、母里申しけるは、某事は主の爲めなれば、捨てゝ惜しまぬ命なり。二人の女房衆、痛はしき事なれども、侍の妻子に生れ給へば、是も生前の因果の道なり。其方は町人なり。殊に日來の恩といふ事もなし、我等同前に、相果てられ候事も、笑止千萬なり。門迄出てられ候も、必ず無用なり。見合され咎められ候はゞ、出所を人に知らせまじく候。然れば、宿に難はあるまじき由、達つて申聞け候へば、亭主申しけるは、日來

御屋敷へ出入仕り、久しく御恩を蒙りたる奴原、此度御頼み候へども、御宿を仕らず、餘所目を仕居候。畜生とも申し難し。某事は、近年御臺所へも罷出て、自然似合の御用等仰付けらる。尤も甲州樣、御詞をも懸けさせられたる儀も候はねども、御頼みなさるゝ由、栗山殿御一言打捨て難く、御請申候に依り、一命を捧物に仕候。何程御留めなされ候とも、本船迄は、御供仕るべしと申切り、母里より、先へ出でければ、力及ばず。此亭主は、納屋小左衛門と申して、堺の納屋一黨なり。母は、淺野殿家來丹羽大膳と申す人の娘なり。此大膳、勇しき人の聞えあり。士・農・工・商共に、俗姓も入る事に候や、物を切らしたる體、中々筆にも詞にも盡し難し。扨茶船より、本船へは難なく移し申候。水船の底を破り、二人の女性を入れ、次の朝、順風なれば船を出す。川口番船の大將は菅右衛門八なり。硐しく出入の船を改む。母里も、右衛門八が船に乘移れば、其儘船をもあひけり。母里申しけるは、いかに右衛門八殿、久々申隔て候。御珍らしやと申しければ、菅も、太兵衛殿が、扨々不慮の亂發り、敵になるべしとは思寄らざりし事なり。太

閤様御代の時、如水御心入れ、今に於て失念仕らず候。甲州も相替らず御懇なり、似合ひたる事も候はねば、常に御馳走も仕らず。夫さへ遺恨に存候處に、斯くの如きの仕合、兎角侍は不思議なるものなりと、互にしみ〴〵と語り、某事、大坂に居候へども、甲斐守母女房衆に、栗山附け居候上は、入らざる事と存じ、只今下り候。仰の如く不慮の亂發り、各を敵に請くべしとは、思寄らざりし事なり。治少若年にて、無用の事を企て給ふとは思へども、一先づ侍の破損を刷ひ給ふ志、口脇黄なる體にて、奇特に存ずるなりと言散らし、さらば鹽時もよし、船を出し候とて、本船に乘移れば、右衞門八申しけるは、我等役にて、上下の船を改め候。待たせ給へ。あの船能く改め、念を入れ見候へと申せば、承り候とて、三十人計、ばらばらと乘移らんと申しけるを、太兵衞申しけるは、いかに右衞門八殿、大事の儀なり。自身見給へかし。人次第になし給ひそ。何たる者を、船底に隱し置きたるも知り給ふまじ。其身、大樣なる事、今に直らぬよとから〳〵と笑へば、寔に大事なり。人も人にこそよれ。太兵衞殿は徒者なり。各は夫に居候へ。我等直

に見るべし、とてもあひたる船に乘移り、船底迄念を入れ探し、何者も居らぬぞ。此水船はとて、杖にて二つ三つしたゝかに突き、是にも水がだぶ〳〵といふはとて、高々に呼ばはり、さらば太兵、緣次第にと暇乞ひ、本の船にぞ乘りにける。母里は、もあひ繩を解き、順風に帆を揚げ、難なく豐前中津川へ着きにけり。水船の中に人ありとは、右衞門八知らざるにはあらねども、自身探しけるに、心ある事なり。我身の大事と思ひ引請け、取行かぬ者を召使はれ候はゞ、毎度斯樣にあるべし。日來の身の爲めを思ひ、見遁したる右衞門八が、心の內こそ淺ましけれ。屋敷には、自然人を入れ、見せ申すべしと申さば、二人の女房衆居候はゞ、假令切腹に及び候とも、見せまじけれども、似せを作り立てゝ、騙したらんは苦しかるまじ、似せを見せたる、頓て顯はるべし。然らば後難もあるまじと內談仕り、能く似たるを二人、姑・嫁に作り立て、四五日待ちけれども、流石大事に思ひけるか、見せにも遣さず候へば、能き頃と思ふ時、栗山密に忍び出て、京都に上り、山崎海道を播州へ下り、古鄕なれば、因多きに依り、室津より船に乘り、豐前中津へ下りけ

り。附從ひたる侍共、いつ失せたるともなく、忍んで下り、跡には定番計なり。其後、外の番衆、近日見手を遣すべき由、右衛門尉殿申され候。其御心得候へと申遣しければ、甲斐守母女房は、三十日以前、母里召連れ罷下り、栗山は二三日以前迄、是に居り候へども、各御用も無レ之に付、筑紫へ罷下り候。數ならぬ我等式、定番の者計り殘し置き、侍共も殘らず、栗山同前に下り申候。此上は、屋形中御探しあるべくも、御分別次第なりと申せば、油斷をし出抜かれ、取逃したる遺恨さよと、牙を嚙みけり。夫より越中守殿屋形は、稠しくなり、御臺所も御自害の由、他家の事にて候へば、取分委しくは存ぜず候。

一、筑前守殿年寄は、何と申す人にて候や。文も武も、さこそと思はれ候。委しく御語り候へ。

只今語り候樣に、年寄に定めたるは、一老栗山備後・二老井上周防・三老母里但馬是等三人、共に如水取立て、國を渡し候砌、相添へ渡し候。

一、栗山は、姬路近き處に居られ候屋形衆に、栗山と申す人の子なり。親の跡を

繼ぎ候ても、させる事もあるまじく候。第一、屋形赤松殿、有甲斐もなき體なれば、頼少しと、童心に思ひ、黒田が、如何樣秀で申すべしと、世間の唱ふるを聞き、十五歲の夏、帷一枚にて、官兵衞所へ來り、賴み奉るべきの由申せば、官兵衞出合ひ、所存の通りを承り、童心に、奇特の思寄、不便の至なり。假令附刃にてもあらばあれ、情なくは追拂はるまじく候とて、抱へ置かれけり。殊に容儀人らしく、物いひたる處も、唯者にあらず、能き遣料と思ひ、能く參りたり。以來は親へも言通じ、首尾能く申付くべし。先づ小姓にとて、善助と名を付け召使はる。人になるべき生付なれば、諸餘人に替り、奉公にも精を盡し、殊の外氣に入りけれども、久しく取立てず、覺悟を見られけれども、少しも心にたるみなく、夜晝相詰め奉公を仕り、彌々心底慥なる者と見及び、容儀も人らしければ、腰肩を打たせ、寵愛淺からず。十七の年、闕所者の小草履取のありしを取らせければ、忝くは存候へども、養ひ申すべき樣之なく候間、拜領仕るまじき由申す。官兵衞聞きて、其手立なくば、取らすべきなり。疎なりとて、賄人を呼出し、あの小者善助に取らせ

候間、我等草履取竝に衣食申付け、善助に遣せよと申聞け、始めて小者一人持ちたる由。扨十八の春、境近き處にて、小軍のありし時、尤も歩行にて供仕り、官兵衛自身の手柄淺からざるの由、其時善助、番長柄の鎗を奪ひ取り、一番に突懸り、比類なき高名をしければ、愈〻祕藏に思ひ乍ら、猶も取立てず。又其暮、事のありし時、しどけなき働をしけり。取分懇に召使ひ、終に取立てず候へども、不足の心もなく、定心に相勤め、武邊は脇迄合せたり。何樣に召使ひ候とも、傲も付くまじく、用に立つには極りたり。殘る所なき仕料なりと見定め、次の年、例の八十三石取らせ、馬物の具、夫々に見合取らせ、自分に支度仕らぬ樣に、子を仕付け候に相違はず、結構に申付け、愈〻おとなしく召使ひ候。其後も、終によりをきらず。殘る所なく拵ぎければ、彌〻祕藏に思はれけり。此頃語り申候攝州有岡への志、彼是恩を忘れざる所存神妙なりとて、太閤へ召出され、播州宍栗郡にて、御知行拜領仕候時、善助に二百石取らせ、尤も出頭續く者なし。扨筑紫平均の後、豐前にて十二萬石拜領仕りたる時、六千石取らせ、四郎右衞門になし、一老に定め

置かれ、國中・家中の仕置、一人に當任せられ、治部少輔亂の後、筑前へ引越し候て、一萬五千石取らせ、家康公へ御目見仕り、備後と名を改む。筑前國小早川殿の時、金吾殿に至る迄、居城共に二箇所の城あり。其內、眞寺と申す城を栗山に預け、猶以て一老職に任ず。扨如水、死期に及び、着領の具足を取出し、今一度此具足にてと思ひしも、定業極りぬれば、徒事なり。筑前守に讓るべき事なれども、心持あれば、備後に取らせ候。我等死に候跡にて、筑前守を實子と思ひ、引立て申さるべし。勿論筑前守は、如水若くなりたると思ひ、備後が意見を背くべからず。構へて〳〵と堅く申聞け、相果てられ候。總別備後、謙退の心深く、公儀を恐れ、主君を大切に仕り、高下に依らず、傍輩に慇懃に仕り、少しも知行を取りたる衆に、乘打をしたる事もなく、馬にても乘物にても其儘下り、禮を厚く仕られ候に付、餘所乍ら見付け候へば、横町に隱れ、近き屋敷へ走り入り、何れも行逢はざる樣に仕候。常にもひの紬・木綿羽織・袴いかにもしほれたるを着、馬鞍に至る迄、無綺麗なるに乘り、若手の能き衣裳にて居候へば、柔に呼付け、御身の小袖は

栗山の人格

栗山の儉素

見事なり。皺のよらぬ樣に仕り、御客人か、又は御使に行く時、着たるが能くをりやるぞ。常には紙子木綿着物を着、紬も過ぎ候へども、時々は苦しかるまじと、如何にも懇に細かに意見仕り、又何某は、高き馬を買ひ候と申せば、何程に買はれ候や。銀二十枚抔といへば、無機嫌にて、夫程たはけられ候はんとは思はず候。沙汰の限なり。馬といふものは、高直にても、二疋の役はせぬものなり。殊に死に易く、又けがもし易く、少しの事に捨つるは馬なり。是非に及ばぬ沙汰の限りの分別違なりと、訶らるれば、いや〳〵何某は、身體も續き、取分け勝手も强く御座候へば、大方の損には、痛み申すまじき由、取合せ振に申せば、勿論あれはさもあるべし。相知行少しの高下の衆、摺切多く疲るべし。我を出し、少の貯をも遣捨ならざる者は氣をくさし、事に依り、面目なき事もあるべくや。其馬身代の宜しき衆に持たせたく候。各肝煎にて賣らせ候て、二三枚にて五三年役を調ひ候馬、如何程もあるべしと申す。又小身なる衆、作事を仕り、申請ひたき由申せば、作事の事委しく聞き、身體不相應に造作結構なれば、何の彼のとて、振舞に

行かず。いかにも手輕く、物の入らぬ樣に取刷ひたりと、聞けば悅び、又人に依り、亭主より呼び候はねども、作事取刷はれたりと聞くとて、振舞せられず候やと、申懸けたる處も多く候。或時年寄共、其外餘多集り、四方山の雜談ありし時、何の序もなきに、ふと思ひ出したる體にて、をかしく似合はぬ事を承り候。各も御聞あるべく候。其人を指して申せば、惡口に似候間、人柄をば申すまじ。小身のさびたる衆、蠟燭を燈し出されたる由、扨々身の程を知らぬたはけにて候。常に油を燈し、外客の時は、成程大なる蠟燭燈したき事なり。此の如く身の分量を知らず候はゞ、何たる惡逆を仕らるべくも計り難しと、如何にも笑止さうに悔みけり。此事隱れなかりしかば、蠟燭は年寄衆の御嫌とて、小身者は油計にて、夜咄をしけり。蠟燭法度といふ觸はならず、自然に蠟燭を燈させぬ樣にと巧みけるとかや。其身には、せはしく吝く見えたれども、公儀事か何ぞ用に立つ事には、少しも惜しげなく、又小身なる衆、江戶供なり兼ね、又は普請役ならず候へば、金銀を借り、後に返し候へば請取り、返す事ならず候へば、重ねて沙汰もせず打

捨て申候。死後に入物を改め候へば、筑前入國以後、家中の借狀、銀百貫目に及びたる由、久しく召仕ひ候者共申候ひき。此の如く常に身持輕く、物を遣はぬ樣に仕り、入る時は惜しまぬ樣に遣ひ候事は、如水の心に似たるかと申候。此人は物每未來をくり、斯く成り行くべしと思ふ事、餘仁よりはぐり當てけり。扨又彼家の作法、今は存ぜず候。五月五日手々の指物、甲の立物を門脇の塀に飾り候。互に見知差合之なき樣にと、誰が申付け候とも、每年しなれ候。紙にて形を仕出すもあり。形のならぬは、其儘指物を立て申候。新參衆又は家中の子供、始めて指物を用意の衆、町々を打廻り、書付其外を拵へ候。或年白切裂きしなひ、村田出羽・堤九郎兵衞と申す者立てたり。出羽使を以て申しけるは、白切裂柔旗は、某久しく差し申候。御存知なく候や。紛れ申すべく候間、止め候へと申遣しけり。堤、申しけるは、昔の事は、扨存ぜず候。治部少輔亂の時、如水公、九州御發向の節、此指物にて御供仕候。貴殿は金の半月を差され候。然る時は某指物に極り候。其方止められ候へと申す。出羽重ねて申しけるは、御使番仰付けられ候間、番指物半

月を差し申候。唯今は立身仕り、足輕頭を仰付けられ候間、元の柔旗に仕候。久しき衆に相尋ねられ候へ。古來某指物紛れなく候條、早々仕替へられ候へと申遣す。堤は、古來は左樣もあるべし。一陣勤めたる指物なれば止むまじと、早むつかしくなり立ち、中言やらん、出羽は堤所へ押懸け、指物を蹈折るべしといふ。堤斯くいふなど區々なれば、雙方廣間に指物を張り、蹈折にせよ。其の爲め端近く置きたりなど聞る。又行逢ひ次第に剌違ふべしといふ説もあり。近頃事嘆しく成立ちければ、雙方共の親しき者共、何と見廻りなき振にて、日夜相詰め、方人仕るべしと聞るもあり。事出で來らば、取支へんと、心掛へもありけり。始は雙方の緣者親類知音共、曖ひけれども調はず。後には物頭中老衆、意見仕候得へども、雙方承引せず。人間の曲なれば、此事止み候はゞ、大なる恥辱なるべし。蹈折るべしといひ乍ら、今に蹈折らず。口程はなきぞ。ならぬ物と見えたりと、十方なしに言廻り、親しき者共、雙方へ告げけるにより、御老中御意見は申すに及ばず。上意なりとも、御請申上ぐまじく候。切腹仕るとも、止め申すまじき旨申切りけ

り。曖衆飽み、打捨てゝは置かるまじ。さらば年寄衆へ語り申すべし。幸明日備後殿へ、何れも御寄合ひ候間、各同道仕り申入るべしとて、寄合日に參られ、當夏より、爾々の儀御座候。始は何某々々曖ひ、中頃は誰々、今は此輩、隨分意見仕候へども、雙方に聞分け申さず候間、此の如しと、一々語りければ、年寄共、左樣の事ありとは、密に聞き候へども、曖にて相濟むべしと存候に、左樣事廣くなり候は、各緩(ゆるかせ)故と申せば、縱ひ殿樣御意にても、指物は止め申すまじく候。御扶持を放たれ候へば、上々の仕合せ、腹を切らせ候とも、後悔仕るまじき趣、重々相堅まり候。御老中御差圖にても、承引仕るまじく候。此趣を以て、某共緩みなき通りは、聞召分けられ候へと、同一に申すに付、扨も〳〵苦々しき儀共なりと、固唾を呑み居られ候處、備後は、內證へ立ち候て歸り、何と仰せられ候ぞと問へば、爾々と答ふ。其時打笑ひ、疾く聞かせ給はゞ、夫程むつかしくは成立たせまじきものを、兎角村田も堤も、各より呼び候へ。我等濟し申すべしと申す。何れも思ひけるは、何とすべきといふ事ぞ。意見にても訶られても、聞くまじき奧意を聞き定め、

唯今申出したる事ぞかし。和に合點せられたりとも思ひ乍ら、呼に遣しければ、雙方共に出でけり。座敷へ呼出し、我等具足箱持ち來れとて、村田・堤・一命に懸け論じたる白切裂柔旗の六尺計りなるを取出し、誠や兩人は、差物口事をせられ候とかや。此樣なる指物ならば、無益の論なり。是は我等若き時、久しく指し候て、度々手に逢ひたる指物なり。其後成人にて、小馬印には、別の指物を仕候へども、是は風もしぶかず、第一老後に、若時の事を思出し、當國入國の翌年に拵へ置きたり。一子大膳には、遺物とも心當り仕候。各無用の論を止め給へ。但し某と公事をせらるべくやとて、から〳〵と笑へば、兩人興をさまし、扨々是非に及ばぬ論を仕り、面目なきの由、同前に申せば、下地は意趣あるまじ。急いで中を直されよ。總別兩人吟味強く、常にむつかしき覺悟、隨分宜しからざる心得なりと、したゝか訶りければ、仰の如く、兩人は少し緣類、連々心安く出合ひ候へども、此度は石車に乘り、是非なく身體を果し申すべしと仕候。扨て〳〵危き儀共にて御座候。何たる意趣も、殘り申すまじく候とて打笑ひ、尤も同道仕り歸りけり。後

日に承り候へば、此出入むつかしくなり、縦ひ殿様御意なりとも、承引仕るまじ。切腹仕候とも、指物止め申す事はなるまじく候。殊に悪口匾なり。此上に無事になりたらば、猶以て悪口募るべしと、思ひ定めたる由、内々聞及び、俄に拵へたまはりたる由申す。扨備後武勇の覺え候を、古き衆書付け候を見候へば、軍陣にての高名十一度、仕物四度の内、二人は、太閤より如水に仰付けられ候を、切らせ申候。天下取の御耳に達する程の事なれば、冥加至極の士なり。軍陣十一度の内、五度は匹夫の働、六度は劑を取り、人を遣ひたる覺なり。斯くの如く挊ぎ候へども、終に手を負はず。朝鮮にて左の小脇に、半弓の矢當り、鞍の前輪に射付けられ、少し血が垂りたるより、外疵といふ事なし。是も乘立ち、遙の跡にて下知仕居候に、射込の箭が當りけるとなり。大剛なる者は、心體替りけるが、死期に恐しき事あり。八十一歳にて死なれ候。前の朝より無性になり、息の通ふ計なり。子供其外看病の者、跡枕に居て、今や〳〵と守りける時、不圖目を見あけ、馬よ鐵炮よ。あれに敵が出たるは。味方の人數を爰へ彼處へ、鐵炮をあの山へ

上げて打たせよ。敵が馬にて駈けると見えたり。味方は下立ち、芝居に座れ。判次第に、いかにも靜々と懸れなど、色々武者遣をたは言に仕候。看病の者共、初め肝を消し乍ら、畏り候と答へければ、又寢入りたる樣になり、一日一夜に五度、武者遣仕り、夜明に落入り候。常には武邊立をせず、武者咄をせぬ人なりしが、心中にては、絶えず思入りたる物にてあるべくや。恐しく又奇特なる一念かなと、見る人聞く人申しけり。此の如きの心根故、一身の者一萬五千石、子息三千三百石、彼是一萬八千石の餘の分限になり、大國の一老職を勤め、一世にひけ恥になるべしと、思ふ事にも逢はず。八十に餘り、恙なく病死仕り候。大果報なる侍かな。其身機嫌の能き折節、昔今の物語を仕り候に、小者一人貰ひたる時と、二百石より六千石取りたる時、此三度、一生中に至つて嬉しかりし。八十三石より二百石になりたる時も、餘り嬉しからず、筑前へ越し、唯今一萬五千石下され候は、是程にし給はでは、恩でもなき事よと思ひ、忝しとも御恩とも嬉しきとも思はず。取分小者を持ち初めたるが、今も思出せば嬉し

く候。兎角人間は附上りが仕る事必定なり。若き者ども能く心得候へとて笑ひけり。

一、井上周防、是は元祖美濃守取立てなり。行儀勝れて見事に、武儀の心懸深かりけり。然れども、此頃語り申候樣に、豐後に於て、大友と合戰仕りたるが初終なり。餘の年寄共、其外久しき者共は、數度の手柄、申すも疎なる中に、此人計一度も刃に血を付けたる事もなく、人を遣ひたりといふ事もなく、一圓むみなりしかども、如何にしても井上は甲斐々々しく見えたり。用に立ち候はで叶はず、生付なりと、主にも見知られ、傍輩共も勇人の内に指を折り候は、常に身持しつかりと治まり、不斷行儀を心懸けたる故なり。兎角士たるべき者は、行儀肝要なるべくや。此人五十に及ぶ迄、事に逢はぬ仔細は、若年九郎次郎といひし時より、元祖宗圓隱居以後、使ひたる小姓なり。死期に、人になるべき者なり、引立て遣ひ候て見られ候へ。後には、重寶になるべしとて、遺言に申渡したる人なり。宗圓眼力違はず、平人の樣には見えざりけり。斯くの如く、隱居の主に使はれ候

內、方々事ありて、何もして取りたれども、周防は宗麟側を離れざれば、是非に及ばず。其內、筑紫は靜謐仕り、扨高麗陣の時は、國本大事なりとて、留主居を申付けられ候へば、爰も取外し、是非なく徒に年を寄らせ候。豐後にて先備負け、敵勝に乘りたる處へ押詰め突崩し、剩へ敵の大將吉弘と名乘り合ひ、鎗を持ちて、手下に突き伏せ、比類なき働、殊に其場の懸引・武者遣、數度の事を仕りたるに、相替らず、諸人あれを見よ、三代共に能く見られけるが、主君の眼力違はず。十目の見る處、十手の指す所とやらん。聖人の金言、恐しくも恥しくもなきかと、口々に唱へけり。其後、母里但馬所にて、武者咄ありし時、但馬申しけるは、周防は名人くさく、見たくもなき分別面、いたかき者なるが、先年豐後石垣原にては、獨狂言をしたりと申せば、連々中惡しく候へば、例の惡口申すかと、笑止に思ひける中に、但馬心安き者の申しけるは、獨狂言とは、何としたる事に御座候かと問へば、人を能く遣ひ、懸引自由に聞く程度に當り、其上自身鎗を突き、殘る所なく働き、仕手・脇・連迄、一人にてしたれば、獨狂言にてはなきかと申しれけ

ば、或人申しけるは、隼人殿、同じ御働なり。朝鮮にての御手柄、又石垣原、共に兩度なり。脇相申候へば、彌〻慥なる勇人たるべしと申せば、但馬埸にて候へば、申兼ね候へども、脇迄合ひ候へば、惡しくは申し難し。周防は軍陣といふ事を見ず、假初の覺もなく喧嘩もせねば、終に刃に付けたる事もなく、童の時より、用に立つべき者なりと、勝れて功の入りたる人、宗圓に見付けられ、如水、當殿に至る迄も、三代共に、仕手に思召入れられたり。然るに豐後にての働、一度も一度によるる事なり。彌〻殿の御重寶なりと、殊の外譽めければ、聞く人思ひけるは、速々不和にて、何事やいひたがり、面目失はせたく思ひけれども、周防厚き人なれば、事の見えぬ樣に外し居られ候間、何事をか聞き出し、例の惡口をいはれ候かと、笑止に思ひけるに、正直なる申し樣かなと、聞く人感じけり。但馬覺悟に變り、周防は遠慮深く、主君に恐れ候事、見苦しき程なりしが、御爲と思ひ入りては、身體を抛ち、喧嘩の樣に申したる事度々なり。下野九兵衞と申す仁、大坂藏本に召置き、江戶又は國本よりの用を調へさせ候。或時九兵衞、國へ下り候時、筑前守申

されけるは、上方にて我等を、何とか取沙汰仕候ぞと尋ねられければ、いや何たる取沙汰も承らず候由申せば、人の上、善惡とか、いはぬ事はなきものなり。其方抔、上方に置き候は、町沙汰も聞きたきが爲めなり。聞かぬとは、緩者なりとて、訶られけり。其時、九兵衛申しけるは、殿樣は輕薄に御座候由、京童共申候由承り候。此類の儀申上候ても、入らざる事と存じ、申上げず候。其外には、何たる沙汰も承らず候由、申しければ、聞も敢ず腹を立て、恐れ乍ら筑前は、輕薄抔にて、世を渡る覺悟にてなし。惡しき取沙汰、なりとては腹の立つ事なりと、九兵衛科の樣に訶られければ、無益の事をいひたるものかなと、赤面汗になりて居候處、周防が申しけるは、能く申上げたり。九兵衛京童の唱の樣に、御輕薄は必定なり。自今以後御分別肝要なりと申せば、筑前守腹を立て、何とや周防、我等を輕薄者とか、一圓分別に能はず候。恐れ乍ら輕薄にては候まじとて、大脇差を押込み、事々しく腹を立て、切服にて訶り候へども、周防は少しも怯まず、用心の體にも見えず、常の景氣にて、何程御腹なされ候ても、御輕薄は必定なりと申す。

仔細はと問はれければ、先づ御心を靜めさせられ、御聞きなされ候へ。江戸御出頭衆・御老中御前能く候砌は、神佛の樣に崇め敬せられ、何にても惜しからぬ樣に、不斷御心遣殘る所なく候。世に御隨ひなくては、なり難き浮世にて候へば、是は御尤に存候。扨御前中になりたるかと申せば、其儘打捨て遠ざからせられ、御死去なれば、子息達へ御心入もなく、一圓御構なされず候。是は誰々の御事なりと、名を指して申せば、筑前守理に屈し乍ら、主德分に彌〻腹を立て訶りけれども、周防は事ともせず。いか樣に御腹立てられ候ても、只今の御作法にては、輕薄の惡名止むまじく候。武儀を初め餘の事、能く候へばこそ、御疵にはならず候へ。常の人にて候はゞ、人前にはなり申すまじと申し、主從口論稠しければ、居合せ候老若、輿を醒し、大事が出來べしと、汗を流し聞き居たる時、衣笠因幡と申す者、是も譜代なりけるが、功の入りたる者なりとて、知行は漸く三千石取らせけれども、中老並に召使ひ、年寄共の座にも、心安く列る樣に仕懸け置き候が、したゝか高聲を揚げて呼ばり出せり。諸人又是に肝を潰し、此老體は氣違ひたる

かと、片心には、笑止に思ひけり。筑前守も不審に思ひけるが、些か言留められければ、因幡涙を拭ひ、大息二つ三つつき摺上り、扨も〳〵目出たき御事かな。老若共に同意に思はるべく候。殿樣是程御機嫌惡しき事は、近年見申さず候御腹立なり。夫に少しも臆する氣色もなく、周防が只今の申上げ樣、臣たる者、毎に眞似をなりとも、させ申したく候。其身も迷惑には存ずべく候へども、主君の御爲ならば、一命を捧げ兼ぬまじき周防なれば、假令御手討にも遇はゞ遇へ。一命は輕しと存じ定めたる處神妙なり。申上げたる趣、僻事にても候へかし。一命を拋ちたる覺悟、天晴能き臣下かな。今の世に、斯樣の臣下を持たせられたる大名衆は是なく、偏に御家長久の基なり。又周防を、能き臣下他家にあるまじきにてはなく候へども、斯く御意に訐ひ、御爲能き事を申兼ねざる樣に備へ置かれず候へば、無きに劣るべし。扨〻愚案を廻らして見候へば、周防が心より發りたる金言にては御座なく候。皆以て殿樣の御心の内より發れり。是又、御家長久の第一なり。目出たき御事にては候はぬか。老いたるも若きも、賴もしく存候

て、御奉公能く仕れと申しければ、筑前守も、尤と思召されけるが、因幡が申す樣に、此樣に、主に諂ひ、意見を仕候者を持たざる家は、僻事多かるべしと思ふ事度なり。我等、心任せに仕置を申付け、隨分能く申付け候と思へば、第一、備後・周防など押へて意見を仕り、我等心次第にさせず、當時は殊の外無心に思ひつれど度、後に思案をして見れば、我等分別違なり。若き時は氣強く、第一無分別にて、我儘申付けられたく思ひけれども、老功の入る程、氣儘入らざるなり。能き人を持ちたるこそ幸なれ。當任かせ、たまさかの在國中、樂をしたるが德なりと思ひ、近年は年寄共、內藏允に相渡し、公私の事を調へさせ、隨分樂を仕候へとて、機嫌能く終日語られける。

一、母里但馬、是も取立なり。美濃守、姬路へ移り候時、小寺所より相加へたる者の子なり。少知をも、親以來取來りたれば、取立の內に、少しは相替ふべくや。此人武儀殘る所なく、匹夫の働は、栗山に勝劣なし。第一、男柄人に勝れ、今の世には似たるもなき髏骨なる大力にて、成程肥脯能く、綺麗に生付き、顏付にく體

に珍しき人形なり。無分別に、がむしや計り言廻り、氣隨人に越え、武者一篇の男なれば、武儀は此人なるべき樣に、委細を知らざる人は思入る。栗山覺えは、自身の手柄も、但馬には越ゆ。第一、人を遣ひ合戰の勝負を計ること、他家にも稀なるべしと、父子共に思はれ、又見馴れたる者は、此人の下知に隨ひたらば、庬忽に負軍はあるまじ。勝負は、時の運にも依るべし。譯なく追討には逢ふまじと、取分賴もしく思入りたれども、此人平生無事にうはにて、分別厚かりし故、分別に押され、武儀、栗山・母里勝劣あるまじき樣に、末々の若者共は、思ひけりとなり。但馬疵には、何事にても黑を白と言出し、黑とは見置き乍ら、白と一度申出し、又黑見たりといふは、士にてはなしと、物每に情剛なり。譬へば江戶へ下り、浮島が原にて、砂の上に傍輩共餘多をり居、酒・茶など呑み、休息仕居候時、さる者、富士山は、遠國より承及びたるよりは高山、尤も名高き山にて候が、見候て、猶更驚入候と申せば、但馬申しけるは、いや〳〵惡しく見られたり。左程高山とは見えず候。我等居城の上にある福地嶽よりは、低く見えたりと申す。一座の者

共、夫は御目違にて候。福地嶽を十重ねたりとも、富士程には御座あるまじと申せば、扨は各、夫程但馬を盲目の樣に思はれ候か、念もなく候。福地より高く候まじ。首懸にも仕るべしと、苦々しく申しければ、此人と首懸は、とてもなるまじと思ひ、仰の如く能々見候へば、餘り高山にてはなく候由、追從申せば、眞實と心得、其後、一生中福地嶽よりは、富士は低く候と、申詰め居たる樣なる作法なり。勿論福地嶽は低きと、後には合點し乍ら、不圖申出てたる事を言替ふまじと、一筋に思定めたる故なり。主にもすね、萬端氣隨を專にし、苦々しき男なり。常の主ならば、一日も立置くまじけれども、老分に備へ、親より附置きたりといふ。第一、役に立ち候事一藝なれば、結構にあひしらひ置きけり。

一、豐前小倉の境、高取と申す山を城に拵へ、但馬を置き申すべしとて、俄に普請を申付け候。此山半分は、豐前の內、筑前兩國の境、嶺切と申し慣れたる山なり。定めて越中守さゝはり申すべし。さもあらば、合戰に參るへしとて、一家中殘らず、侍分の者は、武具を持たせ、指物を差さぬ計にて召連れ、山の腰に木屋を懸

け、筑前守自身繩張を仕られ候。此石垣高さ二間と申せば、三間と好み、三間と申せば、四間、切立五間と申付けられ候へば、十間に好み、所々大方一倍にもむつかしく好みければ、談合しまらず。栗山・井上色々挨拶を仕候へども、聞入れず。筑前守退屈仕候へども、例の事なれば、腹も立てず、色々あひしらひけれども、いやいや石垣高く候はでは、惡しかるべき由申しければ、其時、筑前守申されけるは、但馬合點惡しゝ。此城は永く籠城仕る城にてはなく候。當時要害の爲なり、いかにも安々と拵へたるが能く候と、申されければ、但馬、したゝか腹を立て、此城を某に御預けなさるゝと仰出され候より、此方廟所を築かせられ候。武士たる者の大望なり。忝き次第是に過ぎず。偏に墓所と存じ定め居申候。只今仰出され候は、籠城は仕らぬ城の由、扨は敵付け候はゞ、明退き候城にて御座候や。敵を見て逃げ候城には、此但馬は居るまじく候。御家廣き事に候へば、敵を見て、逃げたくと存ずる者も之あるべく候。左樣の者を召置かれ然るべく候。某はいやにて候と申捨て、己が木屋へ引込みけり。餘の主ならば、其儘押詰め、成敗仕

るべく候へども、腹を立て乍ら、あれを見給へ。備後我等いひたるに、譯のある事なり。存ぜられ候様に、植木の茶屋大勢取込め候ても、苦しからず候様に、拵へ置き候はゞ、時に取りては、越中守は大敵なり。黒崎と此城を其儘置き候ては、小倉よりの手遣なるまじければ、此城を攻むべし。事發りたりと見ば、人數を召連れ、植木へ出張り、越中守人數を出し、攻むべき支度を仕候はゞ、三里に足らぬ植木より驅付け、一朝に蹴散らすべき覺悟なり。一當して敵怯むを見ば、年老旅役の成兼ね候者に、慥なる者多し。其時は、但馬が留主居に、其者を込替へ、但馬は、何時も先手の右備に定め置きたれば、此城に置く事はならず候。此理を聞分けず、譯なく腹を立て候。沙汰の限なり。いやがらば彼次第よとて、引入らんとせられけるを、栗山申しけるは、御腹立御尤に奉レ存候。いつもの事にて御座候。某呼出し申すべく候間、今日御機嫌能く、御繩張を御成就なさるべし。氣狂ひ同前の者の申上候儀を、御取上げなされ候事、然るべからざる旨申捨て、但馬小屋へ行き、御内意は斯くの如きなり。今に始めぬ我儘、老體に不相應の所存、沙汰

の限なりとて、したゝか訶り候へば、其御內意ならば、腹の立つ事にてはなし。なぞだての樣にいはずとも、思ふ樣に打さらしいひたき事なり。いな曲の男なりとて、いざ備州と先立ち罷出て、側近く寄り、先程は敵を見懸け逃げよと仰せられ候と承り、殊の外腹を立て申候。只今の御內意の趣、備後申聞け候。此分に候へば承り分け候。菜、石垣を高く立て、塀を永く望み候事、三日を五日、五日を七日なりとも攻崩されず。百人殺すべき敵を、二百も討取り、大敵を此城にて請留め、日數を送らせ候こそ、忠節たるべけれ。何方にても死し候へば、御奉公とは、曾て存ぜず候。夫に付、普請むつかしく望み申候。全く以て臆病にては申上げず候。能く聞召分けられ下さるべき旨申しければ、引く敵の沙汰は、但馬抔には入らず候。申す所神妙なりとて、君臣機嫌能く繩張相濟みけり。但馬所存を憚る所なく申しける時には、筑前守も、殊勝に賴もしく思はれけるが、淚ぐまれけりとなり。

一、右衞門佐殿、滿德と申して、四歲の暮、筑前守伯父黑田圖書處にて、袴着のあ

りし時、家中頭立ちたる者、大方殘らず罷出で、萬々歲と唱へけり。但馬は、墓目親なれば、常に祖父々々とて、能く懐き給ひけり。其時もいたき髮を掻撫で、滿德殿早く成人し給ひ、武邊を召されよ。侍は何も入らず、武邊が專一なり。とゝ樣よりは能くし給へと申しければ、筑前守聞き咎め、但馬何といふぞ。筑前守より能くせよとは、我等武勇惡しく思はれ候か。若き時は備後、次には其方差圖をも待ちたり。朝鮮にても度々、其後神戶・關ヶ原の合戰、某一分の拵なり。其後、靜謐なれば、場數は劣り候。自今以後、恐れ乍ら其方抔には、見限らるまじく候。然るをとゝ樣より能くせよとは、一圓分別に能はず候とて、膝を立て大脇差を拔き、能き樣に押込み、但馬を睨み付け、したゝか腹を立てければ、是は何事ぞ。大事が出來るべしと肝を消しける所、但馬は脇へ向き居けるが、猶ほ餘所目に天井を守り、いな事に、腹を立つる人がある。子に武邊を能くせよといふが惡しき事か。いな人があるのといひて、見向きもせず。滿德に武邊をせよといふを、惡しきにはあらず。親よりは能くせよとは何事ぞと、猶ほ腹を立てければ、冷笑ひ、餘

所目乍ら、御目を靜めて御聞きなされ候へ。武邊は、計もなく底なきものにて候。其仔細は、幾度事に逢ひ候ても、仕濟したりと思ふ事はなく候。度毎に足らざり、後悔のなき事は稀なり。殘り多き事かなと思へども、脇より比類なき働といへば、夫に仕置き候。大名にて能き人を引連れ、能く計る所の御手柄御自慢、笑止に存候。勝軍計に御逢ひなされ、いつも此分なるべしと、思召され候はゞ、必ず不覺を御取りなさるべく候。某よりは一度も垂り、委しき事は、備後に御尋ねなされ候へ。一度も一度、十度も十度、所に依る事にて候。構へて滿德殿、武邊をし給へと、髮を掻撫て、構はぬ體に居ける處に、折節備後は、次の間にて、若き衆の酒を勸め居たりけるが、聲の高きを聞付け、土器・銚子取持ち走り出て、扨々勿體なき御事乍ら、某に下されたる盃なり。憚乍ら拜上仕りたく奉ㇾ存候とて、筑前守に指す。若年小姓の時、如水御前にて、御酌をしたる小笠原流を、只今存じ出し、昔戀しく御酌を仕るべしとて、銚子を持參仕候へば、栗山、盃はいつもの事なり。酌は珍らしく候へと打笑ひ、存ぜられければ、御末は、但馬に下され候へ。氣違ひ

罷出て、御土器頂戴仕候へと申せば、畏り候とて罷出て、頂戴仕る。兵の交り抔謠ひ、後には入亂れ、何事もなかりけり。酌を取りたるは不慮もあらば、押隔つべき心得の由、盃の內に備後申しけるは、若き者共能く聞け。御心懸の深きも殿樣、無分別なるも殿樣、大たはけの賴もしきも但馬、當家の武勇、末賴もしくは思はぬか。靜かなる砌、第一、此樣に目出度折節、高下なく酒を呑み樂を仕り、何事もあらば、鎗をこね突につけ、すべき事をして置けば、主君になる人も、何事も許し給ふぞや。謠へ舞へとて勇みければ、筑前守も彌〻機嫌直り、備後申す樣に、すべき事をしたる者には、許しもなくてはとて、夜明迄酒宴にて歸られけり。又年頭の禮、何事にても、人の多く集り候時か、第一、客人使者の時は、栗山所へ下り、祝儀も相調へられ候。或年嘉例なればとて、備後所にて謠初のありし時、喜多七太夫抔居合せ、小袖をつぼ折、能も三番、囃子は番數あり。筑前守も仕手方を謠ひ、如何にも機嫌能く酒を呑み、四つ半頃立たれ候。夜永に候間、今少し御咄しなさるまじくやと、備後申せば、猶も居たく候へども、我等居候へば、若き者共、

母里但馬
桐山丹波
と不和

酒を呑み兼ね候と見えたり。跡にて心安く酒を呑まれ候へとて、立たれけり。敷居を越され候時、但馬申しけるは、今少し居て、若き者共呼出し、酒呑ませたき事なり。兎角氣隨が必定なり。ぎり〳〵にやいとか仕りたしとて、高々とをめく。こは如何にと興を醒しけり。筑前守より先に歩みたる者も聞きければ、聞えざる事はあるまじけれども、聞えぬ體にて歸られけり。

一、中老分桐山丹波と申す者と、但馬と高麗陣以來無言なり。其意趣は、但馬は荒く、唐人を懐け候事なるまじとて、手先傳への城には遣らず、旗本の先手を申付けたる由。或時、人數召連れ、山探し兵糧取りに行き候處、敵に赴き軍ありと聞え、鐵炮の音頻なり。筑前守心元なく思はれ、丹波其頃源兵衞とて、使番たりしを、あの山へ乘上り見て參れとて遣しけり。源兵衞歸り、程遠く木陰にて候へば、委しき事は知れ申さず候。味方敗軍仕候かと覺え申候。仔細は、鐵炮次第に近く聞え候。追討抔に逢ひ候へば、殘り多き事にて候。引取る勢を遣され然るべき由申せば、いや〳〵太兵衞を遣され候間、麁忽あるまじ。殊に追討にせらるまじ。

一人も罷出づまじき由、申付けられ候。侍共支度を仕り、陣屋々々に居候處、太兵衞は筑前守推量の如く、大事の合戰に打勝ち、餘多首取らせ、勇み勇んで歸りけり。筑前守も、斯くあるべしと悦ばれけり。但馬贔屓の者共、殿は斯く仰出されたれ、桐山は斯くいうた、誰は何と、口々に聞かせければ、聞くと否や腹を立て、悴目惡き言かな。此太兵衞抔參り候て、麁忽に人を討たすべしと思ふか。追討などいふは、人に依るべきぞ。一人も追討にさせ、逃げて歸るべしと思ふか。あたまを切割るべしとて走り出て候を、色々知音共、意見仕候へば、聞分け喧嘩はせざりけり。然れども其後、無言にて三十年も押移り、良もすれば言をむしり、取懸りたき體なれども、丹波も勇人、分別厚き仁なれば、詫言を幾重にも言懸け、少しも取合はざりければ、終に事は出來ざりけり。丹波無心に思へども、筑前守、內々意見せられけるは、但馬荒き者にて、無分別なれども、我等堪忍仕候を見及び候はゞ、其方は猶以て覺悟あるべきの由、申され候。丹波も遺恨千萬に存候へども、御爲めと存じ堪忍仕候。他所の出入にて候はず、殊に御取立の某に候間、

如何程も詫言仕るべしと申し、少しも構ひ申さず。筑前守内證にて、中老功の入りたる者、意見度々に及び候へども、承引仕らず、打捨て數年押移りけり。丹波も五千石取らせ、中老分に定め置かれけるに依り、挨拶惡しければ、談合調ひ兼ね、然るべからず思はれければ、或時、何ぞ祝日に、家中おとなしき者共登城仕候。筑前守、備後に向つて申されけるは、但馬、丹波を惡み、久しく無言の由、我爲め惡しく候間、自今以後中直り候樣に、意見然るべき旨申されけり。備後申しけるは、御意の如く、近頃見苦しく候。第一は、宜しからぬ儀に御座候。御意に任せ、和睦然るべき旨申せども、合點仕らず、猶ほ剛情なる事を申し、承引仕らず。筑前守申されけるは、意趣をも能く知り候。一旦は腹立つるも理なり。さり乍ら、左樣に深く思詰のあるべき事にあらず。只今我等に對し、和睦候はゞ、祝着たるべく候。是非ともと、押返し〳〵申されけれども、一命を捧げ候事は本意なれば、露塵程にも存じ奉らず候。此儀に於ては、假令上意を背き候とも、罷成るまじき旨申切りけり。筑前守も怒なる事を言出し、後悔顏にて、備後何とある

べきぞと、申されければ、御諚の樣に、如何體の儀なりとも、御爲と申さば、異議あるまじき儀なり。殊にふか〳〵しき意趣も御座なく、第一數十年押移り、諸人仔細を存じたる事なりと申し、御直の意見を違背仕候はゞ沙汰の限なり。御請を申上げよ〳〵と、居竝びたるが、せり寄り〳〵申しけれども、但馬はいやと申し、互に顏を赤め臂を張り睨み付け、沙汰の限無分別至極、是非に及ばずとて、散々に訶れども、合點せざれば、餘りに腹にすゑ兼ね、左の手に但馬が頭を張りけり。當りはせざりし。張る眞似をせられたといふもあり。筑前守を始め、一座の老若興を醒し、是は苦々しき儀共なり。誰にても慄ふまじきに、但馬取分荒者なり。引懸つて突くべし。但馬は大力、備後は常の力なれば、取付きたらば放すまじ。さり乍ら備後は、勝れて早く輕き人なり。引外し突かれ給ふまじ。少しも間があらば飛入り、押隔つべしと、固唾を呑みけり。但馬は其儘頭を下げ、暫くもたげず、思案をするはと、諸人は氣遣ひ仕候へども、備後はすまじき事を、したりと思ふ氣色もなく。但馬が上に乘懸らぬ計にて、扨も〳〵一我意者、沙汰の

限なり。一向の若輩・渡奉公人の様なる覺悟なり。家の年寄に備へられたる者は、諸事にふしやうがある物ぞ。一身を捨て、御爲を第一に思はざるは人外なり。御爲に一命惜まずと、常にいふも、只今申上げたるは、僞になるぞ。誰もいひたき事は多けれども、浮世の慣にて、堪忍仕るぞ。能く分別して見候へと、親の幼子を、教訓折檻仕候に、少しも違はず、ひた物訶れば、暫ありて涙を流しけるが、疊にほろ〳〵と懸りけり。死期なれば、如何に甲斐々々しく鬼を欺く但馬も、涙を流しけるかと思へば、頭をもたげ、鼻をかむ體にて涙を拭ひ、大息をつき、御前近く居寄り、丹波と挨拶の儀、御内意にて、誰々度々意見仕られ、只今も御直に仰下され候。違背迷惑には奉ㇾ存候へども、一生中不通に存定め候間、縦ㇾ承引仕るまじとは存じ候へども、備後只今の所行、珍らしき儀に御座候。若年の頃、如水樣御詫にて、誓約の首尾御座候。互に人立ち候ては、拙者一圓構ひ申さずなり。次第に仕居候心底、見分難き仁に候へば、互に若き時の事よ。今はなり次第にとも存候やと、心元なく存候處、久しく約を變ぜず、第一、如水樣御眼力を違へず、一身

を抛ちたる所存、返す〳〵忘れ置き難く候。左こそ某、無分別至極たるべく候。童の時は、詰められたる事も、度々打倒され突倒され、いか程か折檻を請け成長申候。其心を變ぜず、今迄此の如くに仕候知音は、世には稀に御座あるべく候。此上は先非を悔ひ、中直り申すべく候。扨も〳〵數年の無所存迷惑致候。丹波是へ出でられ候へと呼懸けられれば、筑前守は申すに及ばず、一座又悅ぶ事限なきなり。扨盃出せば、筑前守呑み候て、此度はとて、但馬にさゝれけり。但馬、三盃呑み、誰へとも申されず、丹波にさし申すべし。是へ寄られ候へと、如何にも丁寧に差しけり。今一つと申して、差せる脇差を丹波に遣す。是は、作は能くは候はねども、わざの儀は、貴殿も能く存ぜられ候。夫に付、腰を放たず候へども、和睦の印にとて遣しけり。其間に、丹波差したる脇差を、但馬にさゝせけり。丹波、盃を但馬に戻しければ、筑前守申されけるは、丹波も脇差をと思ふべきが、似合はぬ樣に思ひ、遠慮すると見えたり。此脇差をとて、但馬に取らせけり。夫より入亂れ、大酒になり、泰平になりにけり。鶴原と申して扶持人の狂言師、其座に

有合せ、能く見たる事なれば、但馬・備後が作法、獨狂言折々咄し候樣子仕候。皆人聞く人、感涙をぞ流しける。備後一代の麁相、但馬武者に似ず、堪忍なり難き處を怺へたりと、若者は申しけり。夫に付、古き物語の候。如水若かりし時より、兩人とも身近く召使ひ、備後は善助と申して十八、但馬は萬助とて十八なり。心立憔に如何樣、人になるべき生付なりければ、取立てたく思入れけり。然れども萬助は、無分別荒き事のみ言廻り、大方人外の體なれば、傍輩共も退屈仕り、堪忍なり難き體なり。年たけ立身仕りてさへ、笑止なる事多し。まして童の時は、思ひやられたり。備後は、童よりおとなしく、いかにも分別らしく、身持以下も功者に同じ。十五より召使ひけるが、其頃は事に依り、一辯いはせても、聞く程八らしければ、如水、二人を閑なる處へ呼寄せ、所存の趣、具に申含め、備後は兄、但馬は弟になり、少々の事をも申合すべし。善助はおとなしく、萬助は徒者なり。自今以後見放さず、善助を引立て候へ。我爲の由申聞け候へば、萬助は畏り、善助は罷成るまじき由申す。頻に申聞けられ候へば、某一分の取廻さへ罷成らず候。

人の指南は、會てなるまじき旨、達つて斷り申しければ、此者は身の程を知りたりと見付け候が、彌〻其分なり。猶以て預分にと思はれ、日を替へ、色々賴まれけるに依り、請合ひければ、案文を調へ誓紙を二枚書かせ、一枚は取替へさせ、一枚宛は、後日の證文にとて取られけり。如水、死近くなり、兩人を密に呼付け、我等差圖を背かず、今に至る迄申合せ候條神妙なり。返すぐ〳〵祝着なり。彌〻相替らず申合せ、筑前守を引立て給はれ。是は兩人に若き時申付けたる誓紙なり。今に於ては返すべき事と思へども、首尾違はず、賴もしき誓紙なれば、冥途迄持ち候。我等死に候はゞ、肌の守に入れよとて、懷へ入れられけり。斯くありし程に、奧意は、父子兄弟よりも親しかりし證據、後に思合せ候事多かりし。徒者程、又屆きたる事も候や。但馬は大口者にて、傍輩の事を直にも陰にても、殿といふ字を付けたる事は無かりしが、假初にも、備後殿、何と仰せられて抔申候。召遣ひ候者、不審に思ひけるが、但馬病死の時、備後見舞ひ候へば、寢所へ呼び、今迄はをこがましきと思へば、言出さず候とて、童の時に、誓紙の次第、時々刻々折檻を

請け、御恩を以て、人立ち候など申出し、手を取組み、二人とも泣き候事、哀れ至極、其座に居られ候はずと承り候。今の世の知音は、皆表向景氣計にて身に引請け、互の爲を存候は、曾て候はず。總別此但馬は、諸事心に任せたしと計り、思入りたる者なり。動もすれば、殿の零落し給ひ、小者一人になられたらば、其獨小者は但馬たるべし。草履取を仕り、水汲み候は疎なり。大小便桶を擔ぐとも、ふせうとも思ふまじ。彌々大名になりぬいたる面をし給ひ、無理なる事をおしやらば、ほつ腹つぶして取らすべしと、誰が來た處にて、少しも構はず、常に申す樣なる徒者なれども、少しも心に懸けず、一世懸に仕られ候。斯一我意にて、捨者の樣なる荒男なりしかども、引請けたる事に、賴もしき事、例少き樣に相聞え候。筑前守訶り、追拂はれたる者の內、惜しき侍と思へば、其身知行城下に引取り養ひ置き、終には歸參をさせ、若し調はざれば、養ひ放し候。斯くありし程に、日影者五人・三人絶えざりけり。知音共、意見仕候は、御前惡しき衆、何人も御取込み候はば、御機嫌惡しく候べしと、意見仕候へば、彼等を引込み、但馬が謀叛を企つべし

とは、よも思ひ給ふまじ。彼等殿の仇になるべき身體にてもなし。若し人が問ひ候はゞ、早々他國へ行きたりといふべし。御身も小身にて、肩を裾に結び、飢寒を凌ぎ、交りにくき憂世に交はるべきよりは、何卒して訶られ追拂はれ、我等知行の内に這入られよ。五人・十人は飢ゑぬ樣に申付くべきぞ。誰々引取り置きたるも、皆主君の爲ぞかし。御爲々々といふに、段々分のある事なり。殿も氣隨なる計り大疵なり。殊の外賢き人なれば、內心惡くは思はるまじ。物の入ることを、人々謙ひ候事、能く合點があるべきぞ。入らぬ事ないびそとて、用ひざりけり。

一、筑前守は、腹立少なしといふ。夜咄を企て、一年に二度・三度宛定有之由、年寄其外、談合相手に能き者、我爲め取分能かれと思ふべしと、見られたる衆、五七人には過ぎざりけり。栗山大膳、若年より其座の通ひ、又は急なる用を聞次ぎ、人を退け、いかにも人遠き座敷にて、先づ其身發句に、今夜は何事をいひたりとも、重ねて意趣にも殘すまじ、他言仕るまじ、尤も當座に腹も立つまじ。思寄りた

る事を控ふまじと、誓言を立てられければ、一座殘らず、稠しく誓言を立つ。扨筑前守、作法の惡しき事、家中・國中仕置違ひたる事あれば、打碎き談合し、訶られたる者の詫事、又何れの傍輩相年寄の中に、心に懸かる事多き物なれば、いひたくは思へども、自然事疑はれ、惡しくば、結局意趣になり、以來は主の爲め迄、宜しかるまじと、穢き心にて控へしは、世の習なり。此類の事迄、心に思ふ事を、殘らずいひ合ひ、互に心底滯らざる樣になり、近頃結構なる夜咄なり。主德分に、やゝもすれば、機嫌中になれば、こは如何なる御事ぞ。御腹を立てさせられ候樣に見え候と申せば、いや〳〵心中には、少しも腹は立てず候。見懸惡しきかとて、又打笑ひ、幾度も繰返し〳〵、上下なく、互の申分を殘さず、咄したき事は、遠慮なく仕懸けられ候。幾日の夜といふ定めもなく、用次第一は、其身の折よく候時、今夜は、些か例の腹立てざるを仕るべし。誰々を呼び候へと、俄に企てられけりとなり。誠、益なき物語にて候へども、筑前守は氣隨計にて、年寄の意見をも聞入れず、萬事心任せに仕り、家老共を有甲斐もなく、擬らはれたる樣に申さ

れ候。只今語り申候分に候へば、皆々僞にて候。常々年寄共、筑前守へ恐れ候事は、見苦しき様にありしに依り、國にても、餘所乍ら見たる者は、左様にも思ふべきか。第一、追出さるゝ者共、其身の非を補ふべき爲め、出でたる家を譏り候は、定りたる事なれば、左樣なる徒者の物語を聞かれたりと存候。某も、彼家を背きたれば、少しも贔屓には思ひ候はねども、能く知りたる事なれば、語り申候。今の世の主君、何程先づ忠厚く、後に年頼もしき臣なりとも、母里但馬が樣なる徒者を、立て置き申すべくや。某を僞と思ひ給はゞ、彼家古き事を能く知り、心の枉らざる人に、重ねて問ひ給ひ候へ。さり乍ら筑前守は、父祖に替り、大小事ともに、强み／＼と心得、時の宜きに隨ふ心うすく候へば、無理なる事も之あるべく候と、年寄共、常に悔み申候。時を見合さず、强みを專に守り候はゞ、事に依り無理も候はめども、筑前守强みを好み候十分一も百分一も、弱みを好み候主を持ち候はゞ、被官になり候ても、如何程腹が立ち申すべく候や。堪忍の仕能き底なり。總別物毎に、能き事揃ひはならぬものにて候。是程の疵は、苦しかるまじくや。

許し給へと申しけり。

一、小河内藏允と申す人は、國中・家中の儀、一人にて埒を明けられたる由、先程仰せられ候。定めて智慮・分別人に越え、武邊も勝れ申すべく候。尤も御取立にて候や。

小河内藏允

内藏允は、筑前守一代の取立なり。親は、吉田善兵衛と申して、終に知行は取り申さず候由承り候。内藏允は、喜助と申して、十二三の頃、身體罷成らず候間、御草履取になりとも、召使はれ下され候へと、訴訟仕り、差上げたる者なり。童立、如何にもぬるくうつけ、少しも利發なる事なきに依り、小姓傍輩共のなぶり者になり、或時は突倒し、頭を張り、鼻をはじき、紙を嚙みしめし顱に打付け、色々たはけにせられ、中々人になるべき者とは見えざりけり。然れども氣根人に越え、日夜主の目前を離れず、晝の儀は申すに及ばず、宵より曉迄詰め候ても、眠るといふ事もなく、膝を直す事もなく、寒日には寒き振を見せず、炎天にもあつがらず、勿論扇も使はず、年老いても足袋をはかず、取分なるまじと諸人申しけるは、夜

詰仕候に、蚊が喰ひ候へば、皆々扇にて打拂ひ候事、誰も仕る事なれども、内藏允は立身仕り年寄り候ても、自然は手にては追拂ひ候へども、扇にて事々しく拂ひたる事を、見たる者も候はず。斯くありし程に、童より、此者は鐵丸かと、主も思ひけりとなり。扨誰かあると呼ばれ候へば、餘の小姓共は、廣間又は長屋へ行き、自然居合せ候ても眠居り候へば筈に逢はず。喜助罷出で候へば、年寄共も呼に遣し候へと、申付けられ候。使番の者に申付け、呼に遣す作法なれば、誰の奉りぞと問ふ。喜助殿御奉りと答ふ。年寄共登城仕り、喜助召したるか。左樣に御座候。さらば罷出でたる由申上げよ。畏り候とて、何某罷出で候と申せば、通られよと申付けられ候。御登城の由、言上致し候へば、急ぎ御通りなされ候へと、仰出され候とて、先に立ち、何某是へ參り候と申す。其外、誰にても此の如くなり。小姓を呼べば、善助罷出で候。たはけたる童なれば、此者に申付けては、なるまじと思はれ候事のみ多く候へば、誰を呼べと申付けられ、又此事、誰に斯く言付けよと申され、明けても暮れても、斯くありし程に、定詰の小姓共をも、喜助差引き仕る

樣に見え、誰ありて出頭させ候ともなく、自然に出頭仕り、一圓利發は見えず候へども、氣根强く律儀に、第一仕るまじと見付けられ、十四五歲の頃、續く者もなく出頭仕り、取立てたく思入られ、贔屓も强くなりたる由、朝鮮にも召連れられ、少しの事をも仕りたらば、夫をしほにと思ひ、色々心を付けられ候へども、曾て生れ付かず候や。餘の小姓は、相應の心操をも仕候へども、喜助は一度も手に合はず、笑止に思はれ、武功の入りたる小身者二三人後見に付、喜助を取飼ひ候へと申付けられ候。此者共、精を盡しけれども、天然生れ付かず候や。喜助左へ行けば、右に事あり。右へ行けば左にて、何れもして取急げば、跡に事あり。終に高麗にて一度も手に合はざりけり。尤も逃げたる事もなく、只不仕合、武士冥加うすき故かと、何れも申候。然れども只今申候樣に、氣根强く奉公を勤め候事、人間の内には、あるまじき樣に思はれ、第一おとなしく人相能く、悋心なく邪慾なく、ほと〳〵として愛らしく、成程定心なるに依り取立てたく、次を待たれけれども、其鹽合もなければ、押移り候處、小河傳右衞門と申す仁、五千石取り候が、高麗歸陣

の節、病死仕り、女子一人にて男子なければ、婿養子に申付け、五千石の跡を取らせ、小河喜助と名乘らせ、殘る所なく、結構なる身體になりにけり。斯くの如く、俄に人になりたる者は、奢も付き、さもなけれども、何となく傍輩惡む事、世俗の習なれども、喜助は一身小姓の心を變ぜず、巧みて謙るにてもなく、天性生付きたる謙退なればにや、年寄を始め、惡みたる者もなく、諸人思付彌〻出頭募り、治部少輔亂に、關ヶ原へも召連れ候へども、神戶・關ヶ原兩度の合戰にも手に合はず、逃げたるとはなけれども、武邊は得せぬ者なり。比丘尼よりも淺ましく、諸人唱へけれども、數度の手柄を仕り、鬼なりとも何樣と思ひ、眼をいからげ、臂を張る兵共も、此内藏允には、はひつくばひ、取つて迴されけり。扨筑前國拜領の節、八千石取らせ、内藏允になし、國中・家中の仕置、年寄共に相加へ、此者一人に申付け候。元來だて心も曾て之なく、奢といふ事を知らず、萬事を拋ちて、奉公と計り心得たる仁なり。每朝暗き内より起き、髮を結ばせ袴を着し、奏者を置き候に居間を拵へ、不斷居られ、家中の者共も來れば、障子越に聞次ぎ、誰の御出て

候、用ならば是へ御通り候へと申せば、いや御見舞に參りたりと申す衆をば、扱御隙もあるまじきに、忝く存候。早々夫より歸られ候へと申す。御用と申せば、急ぎて是へ御通り候へとて、町人・百姓迄に逢ひ候ても、夫々の用を滯らずに承り、大分の儀、談合の入り申す事は、頭付を仕り、年寄共か又は筑前守に、直に內談相極め、其品次第に仕り、其外は卽時に埒を明け、諸役人共の用仕舞はせ、百姓共には門より直に通し、雨降には跣にて緣際迄參り、よき樣に仕り、下々の申分をば、猶以て直に念を入れて承り、內談にて申付け難き事は、年寄共談合を以て、筑前守に相尋ね、少しもむつかしき題目は、主君の間の使になりて、調へ候に付、年寄衆殊の外悅び、內藏允程の出頭人は、他家にもあるまじと申候由、心底慈悲正直、天理に叶ひ候や。筑前入國五年目に、又二千石加增取らせ、都合一萬石になり申候。立身仕る程、猶以て謙り、諸事の用を一人にて仕舞し申候。未明に、居間へ遠えられ候て罷出て、最早內藏允を店へ出し、今日も終日賣り申すべしとて、笑ひけりとなり。

一、新參の大小姓五百石取り候仁に、奉公人能く若き人には、慥なる唱あり。年寄共・內藏允も能く見付けたれども、筑前守は未だ見付けず候や。惡き所五百石取らせ、四五年も召置き候。夫に就て身體相續かず、奉公勤め難くなりければ、組頭村山角左衞門を以て、訴訟仕候は、仕りたる奉公も之なく、殊に昨今の某に候へば、御心を付けさせられ下され候へとは、存ぜず候。尤も御家にも俺き申さず候へども、身體續き申さず候間、是非に及ばず、御暇を申請けたき旨を、內藏允に申聞け候へば、某事は、百姓共の儀をこそ取持ち候へ。歷々の御侍衆の儀は、御老中御裁判ならでは、埒明き申すまじく候間、取次仕り候事は罷成るまじき旨、申放ち候に付、年寄共に申せば、存ぜられ候通りに、大小事共に、內藏允承屆け候て、談合仕候へば聞き申候。其方申分けられ、直に聞く事にては之なき由、申すに付きて、又內藏允に賴み候へば、尤も御訴訟の御使仕るべき事とは存候へども、罷成らざる仔細御座候。先年誰々身體の訴訟され、笑止に存じ、言上致候へば、一人の事にあらず、取分忠節もなし、不便には思へども、先づ其儘置き候へと、仰

出され候。手を失ひ罷居候。然る所、其後身體をも仕直され、早や十年にもなり候や、只今は借物もなく、結構に續かれ候餘多なり。斯くある程に、內藏允は虛言を申し、主を騙し候と思召され候。夫に付、某申上候事は、一圓埒行かず候。兎角身體を引崩し、御目に懸かられず候へば、內藏允めはうそつき、主を騙し候者になり申候。此人小身に候へば、少々の儀にても續き申すべく候。組頭役に金米借りて遣し、第一、家內治の様など差圖を仕り、一年なりとも、奉公相勤められ候様に、肝煎り給へかし、召使ひ候人が少きぞ、人柄が惡きぞ、馬が惡きぞと申す事は、少しも苦しからず候。若き人なれば、だて心强く候へば、猶以て身體續かず候。外聞すきを止め、しまつ肝要なり。其方、御乳人になられ然るべく候。自分の奉公を、今の分に勤められ候はゞ、其外の儀は、御咎も候ふまじ。若し御咎なされ候とも、年寄衆仰分けられ遣さるべく候。兎角訴訟は、無用たるべき旨、申候へば、組頭を始め、斯様に申放ち候上は、訴訟はなるまじく候。走せ候事は笑止なり。兎角に身持を切替へ候へとて、知音共申合せ、先づ一年にても堪忍續き

候樣に仕候はゞや。年寄共内談仕り、君臣相談仕り、三百石加增を仕り、能き知行に替へ候て、遣すべきに極め、栗山所へ、組頭同前に呼寄せ、斯くの如く仰出され候。忝く存ぜられ候へと、中聞け候へば、其仁の儀は申すに及ばず、組頭仰天仕り、扨々斯樣に仰付けらるべしとは、努々存寄らず候。有難き仕合、其身の儀は申上ぐるに及ばず、某別けて忝く奉ㇾ存候、組頭取分忝がり候。內藏允は、遙か下座に間を隔てゝ、餘所事の樣に承り、一禮過ぎ候て、そろ〳〵と這出て、いかにもほしほと仕りたる體にて、只今備州仰渡され候趣、餘所乍ら承り候。扨々目出度御事に候。是に付、某、面目を失ひ候。時分を失念餘る事にてもなく候へども、去年にて候や。又いつの事やらん。御身體の訴訟御賴み候。其時、御使を仕り候はゞ、論もなく斯樣に仰付けらるべく候。然らば我等取合故と御悅びなさるべく候。さりとては殘多き御事かな。さり乍ら訴訟にて、斯く仰付けられたるより、御心付け候事、御滿足は淺からず候。是に付けても、大事の儀にて候。若き人にて候へども、何御用仰付けられても、疎にあるまじき由、諸人申候。御老中も

左樣に思召し乍ら、御取合延引仕候處、殿樣御覽付けられ、斯くの如きの仰出され、兎角恐しき御眼力にては候はぬか。人々大事に思はせしか。能く御座候由、餘所事の樣に申成し居申候。其春訴訟仕候砌より、年寄共内談仕り、君臣の間の使を仕り、或時は、君臣引合ひ、直談仕候。主君より思召寄せられたる事をも、某御取合せ申上候に付、斯く仰出され候と申し、事定りたる事なり。内藏允は、此事に限らず、能き事計りはあるまじけれども、曾て心底に私なかりしに依り、君臣共に別けて思ひ入れけりとなり。

一、筑前守は、大坂御陣の時は、江戸に殘し置かるゝ、仔細は知らず候。御前宜しからざる由。其後、五年在江戸仕り、公儀宜しく、首尾能く御暇下され、殘る所なき仕合にて歸國仕られ、數年在江戸中、國にて諸役人共詮議むつかしく、些事騷がしく候へば、年寄共意見をも仕るべくやと、時分を見合せ候處、大灘を乘取り、安堵に思はれけるが、彌驕心差出て、萬事我儘發り、笑止に思ひけれども、難儀を凌ぎ、不慮に下國下され、痛はしくも思ひけるが、年寄共意見延引仕候由。扨冬の

初め、内藏允に申されけるは、來春は、早々江戸へ行くべき條、方々土產、例より念を入れ調べ候へ。大膳江戸の遣所、そこ〳〵の位能く知り候。相談を以て書立を仕り見せ候へ。其上にて分別仕り、長崎置物使の者を遣し、當年中に調ひ置くべし。急げと申付けられ候へば、畏り候とて延引仕り、十日計も過ぎ、進物の書立はと問はれければ、大膳內談は仕候。書立は未だ仕らず候と申す。油斷仕りて抔、申付けられ候へども、又打捨て置き候處、又二十日計過ぎて問はれければ、兎角返答も仕らず。筑前守は、此者心長く油斷仕ると思ひ、したゝか訶られ候へば、其時近く居寄り、江戸御進物の儀、度々仰付けられ、大膳內談仕候趣は、某共調へ候。御進物は惡しく御座あるべく候。殿樣御用意の入り申す御事たるべしと、苦々しく用ありさうに申しければ、我等直に用意仕候はゞ、其方はいらぬ物よ。事新しく直に調へよとは何事ぞと、彌〻腹を立て、大膳と談合したらば、汝、斯樣に油斷は仕るまじく候。度々申聞け候を打忘れ、延引是非に及ばざる由、重々訶られければ、御意にて候へば、大膳共內談仕候。殿樣御用意專一たるべき旨、大膳

も申候間、用意に仕らず候。其仔細は、近年御前宜しからず、永々江戸に御詰なされ候。當年御暇出で申候。定めて幾重にも御横目御座あるべく候。爰元にての御作法、只今の分にて御座候はゞ、公儀能くも御座あるまじく候。然らば御老中御出頭、其外御知音中へ、珍しき唐物を何程進められ候とも、少しも御祝着に思召さるまじく候。又爰元にて御行儀能く公儀を大事に思召され候趣、殊に筑前國へ下り居候も、居申さゞるも、知れ申さゞる程、神妙に御座候通り、上聞に達し候はゞ、彌々御前能く御座あるべくや。左樣に候はゞ、何を遣されず候とも、何れも御悅喜に思召さるべく候。さり乍ら御土産の大圖内談仕候。譬へば常に銀十枚の處二十枚、呉服拵も、其心得然るべく存候。誠に人がましき申上事に御座候へども、近年江戸に留置く覺悟を見候に、何ぞ替りたる事もなし。一先づ國へ遣し行儀を見よと、思召さぬ事はあるまじく候。まして物毎にねゝしく、江戸の御仕置、第一殿樣と、太夫殿・左馬助殿は、まむしの子の樣に思召入れらるべき事を、御覽じ付けられ候は、是非に及ばず候。御分別達の最一と奉レ存候。珍らし

き唐物は調へ次第、御跡よりも差上申すべく候。いつとなく自然に進められ候はゞ、思召入れも深く御座あるべく候や。大膳と内談の趣は、斯くの如く存寄り候由申しければ、筑前守礑と行當り、彌〻大膳相談を以て、能き樣に仕候へと、申され候。斯くは申候へども、長崎へ人を遣し、進物になるべき物、澤山に取寄せけり。其後は行儀を嗜み、國中事靜に治り、下々迄安堵仕候て、穿鑿がましき事もなかりけり。斯くの如く意見を仕らず候はゞ、諸役人腹を切り、其外、町人・百姓にも、成敗に逢ひ申すべき者多くあるべき處、淺からざる金言なり。翌年江戶へ參覲、御老中へ御茶を進め候時、數寄屋にて、此趣語られければ、內藏允と申す仁は、知人にては候へども、爾々存ぜざる仁に候。夫程にはあるまじくと存候。さりとては、殘る所なき金言、御重寶類少き御事なり。內藏允申候樣に、御國にての行儀惡しく上聞に達し、此詫言仰付けられのと御賴み候はゞ、いか計り聞きにくく御座あるべく候。只今の樣に御前能く候へば、我等共大慶是に過ぎず候。何時も此方への御土產は、無事無異に、御國の仕置、優に聞え申候が、一廉珍物、唐

物にも勝り申すべき旨、土井大炊殿仰せられ候由承り候。總別此內藏允は、いかにも無調法に、物柔に甲斐なく見え、臆病したるべしと、見懸けられ候生付なりしが、分別厚く、事を破り候儀を嫌ひ、萬端主次第と心得、全身に骨のある樣には、下々迄思入れず候。然れども筑前守、作法大分違ひ候へば意見仕り、機嫌惡しく候へば、何程腹を立てられ候ても臆せず。夫にては御爲惡しく御座あるべく候。猶も心閑に御思案なされ候へと、氣に違はざる樣に、重々申すに付、一我意なる筑前守も、終には合點仕られ候。文と武とは、文を先立てたる由、左樣にも之あるべく候や。あれ程俐しき主人、內藏允が、綿にて首をしめ候樣に理屈をいはせず、まして張良・樊噲も我もいかゞあるべくやと、勇猛自慢の士共も內藏允が柔和には、取つて廻されけり。主君の思入次第といひ乍ら、不思議なる事なりと、家中にては申候べき。

一、內藏允上方へ上り候砌、類船の侍も餘多あり。中國海にて追風能く、一日に五十里計走り、蒲苅の瀨戶に鹽懸り仕候時、類船の侍衆、內藏允に、船に乘移り、

今日は追風能く候て、是迄走り申候。上々の日和の由、悦び申候へば、内藏允は一圓悦ばず、各思召候と、某存じ候とは違ひ申候。各我等共を始め、上り船は五十里走り申候て、嬉しき樣に候へども、下り船一圓ゆるぎ申すまじく候。其内に何程か急の用之ある人も多かるべし。五十里走り候を、廿五里宛、上り下り共に走り候てこそ、上々の日和とは申すべく候へ。此方仕合能く候とて、人の難儀を忘るべき事にあらず。然れば今日の日和は、上々にては之なき由申候。此事刷なく、心底斯くの如くなれば、輕薄と申すべき樣もなし。頓て隱なかりければ、播磨灘にて、あなしと上下共に開き、帆にて走り申候。大坂より筑紫迄、船方共、此風を、內藏允風と名を付け申候。今も左樣に申すべく候。德厚く生付きたるか。惡しき者もかはゆき者もなく、善も惡も、平等に覺えたる男なり。諸事內談の砌、內藏允申しけるは、白き物ははつきりと白く、黑き物は眞黑なるが、本意にて候へども、夫程白くも黑くもなり申さゞれば、其者の無調法、生付惡しき故なり。思召樣にはなく候とも、大方ならば、吉と思召され、召置かるまじく候や。

角柱は、四方共に、すみがねに合ひ候が能く候はめども、天然丸みのあるは、是も是非に及ばず候。柱一本の役を勤め候はゞ、能き柱なりと仰せられ、立置かれたるが能く御座あるべくや。又丸みのある柱も、立所に依り、取分見事にも見え申候。然る時は、人間も用ひ様に依るべきかと存候。總別物毎に、ぬりたりはげたるかと、心得候はずば、人を損じ申すべく候。何事を能く執行ひ候とも、人を失ひ候ては、大國の仕置はなり申すまじきよと、常々申候ひき。筑前守稠しく申付けられ候へども、畏り候と請合ひ、諸事を優に取行ひ、一圓躁ぎ申さず候。又傍輩共、内藏允仕樣然るべからず、曲なき所行の由、腹を立て、喧嘩の樣に申懸けたる者も多く候へども、少しも取合はず打笑ひ、御腹立て候事は理なり。さり乍ら左樣にはならざるものにて候。機嫌を直し、分別して見給へ。御身に限らず、人悦ぶ樣にこそ仕りたく候へども、物毎に理といふ事の候へば、思ふ樣にはなり申さず候。内藏允が身になりて御覽候へ。いか計か笑止に存候。御腹立は御理至極に存候と、いかにも美しくあひしらひければ、張合もなければ、笑ひて退き申候。

國史叢書の方は「着」言行資料は「著」

第一は、君臣共に懇なるに依り、いかなる荒者も隨はざるはなき由。

一、奉公の外は、自分の用を一圓聞かず、知行方、又己が家中の事、世帯方、夫々に役人を申付け、何事にても、我が身事には、曾て構はず。着物を着替へ候事もなく、行水を仕るべしといふ事もなければ、女房衆、能き時分に行水を取らせ 內藏允殿行水を召され候へと申せば、行水を仕り申すべきかとて、着物を脫ぎ捨置き候を、帶以下迄取替へ置き候へば、替へたりと思ふ心もなく、有合せたるを着、足拵洗ひ候事も、女房衆差圖を仕らず候へば、幾日も洗はざりけり。旅立ち候へば、慥なる者に 女房衆能く言敎へ遣し申候。一圓正念もなきたはけたる身持かと思へば、未明に起き手水を遣ひ髮を結はせ、時分々々に月額を剃り候事は、女房衆差圖を待たず候。然る時は、諸事身體の事に構ふまじと、取置きたる者にてもあるべく候や。福岡屋敷の內の儀は、加兵衞と申す者に申付け、常の掃除繕ひにも、其身は構はず、なり次第に仕候に付、見苦しくなり候故、親類・知音衆悔み候へば、各夫程の御心が付き候はゞ、何とて加兵衞には仰聞けられ候はぬか。內藏允

家中男女の法度

に斯樣に仰せられ候は、某、御心入を過分に存候樣にとの心立にて候や。夫は眞實の御類意にては候まじ。我等存ぜぬ際に、物毎首尾能く御取持つこそ、自然承屆け、忝く存ずべく候へ。若し又承り屆けずば、日來因みたる者の役なれば、彼が知らずとも、苦しかるまじと思ひ候こそ、德の厚き處たるべけれ。何ぞや內藏允に聞かせ、事に依り腹を立てさせ、又は忝く思はせて、何の益が御入り候とて、結句腹を立てける程に、其後は加兵衞に申付けても、用ひぬ事は打捨て、なり次第に仕候。又武家の作法なれば、召使ひ候男女の法度、何方にても稠しく申付けられ候。內藏允所の侍女房達、はしたの夫々に知音仕り、始は忍び〳〵御契約淺からざりしが、一家の內殘らず同類なれば、誰を恐れ申すべき樣もなければ、正九郎部屋へ、おちや〳〵おしやれば、おこほのおあやの、何のかのとて誘ひ、後女のまゝ樣に何れも集り、終夜の酒宴番手を定め、かみ樣からと謂ふべき程の事なり。內藏允も聞きけれども、例の曲なれば、だまりて知らぬ體にて居候處に、女房衆腹立の餘りに、爾々の作法·外聞、然るべからざる儀にて候。御穿鑿にも及ば

ざる事なり。法度御申付け候へかしと申しければ、內藏允打笑ひ、扨は左樣に候か、御身も內藏允一人見ては居たくも候まじ。若き男となど思ひ給ふべし。されども某が樣なる見苦しき男を持ちたれば、自由にもならぬ事なり。我等も御身の樣なる古鳶の化けたる如くの女は面白からず、美しく若き女に、足をもさすらせたく思ひ候へども、御身の法度稠しく、殿樣より恐しく候へば、及ばず押移り候。あれらは男は持たず、女房はなし、せめて隱れ〴〵出會ひ、心を慰めざれば、男も女も續き申すまじく候。心次第に御させ候へと申せば、女房腹を立て、侍の家に定りたる法度なり。其上、男の事は綺申さず、女ども無法度なれば、女房を訶り申す儀必定なり。是非共稠しく申付けられ候へと、頻つて申しければ、法度を稠しくせられ候。人は心次第、あながち人の眞似を仕るべしとも存ぜず。又無法度なれば、其家の主になる女房名も立ち候由、さもあるべき事なれば、夫は何より小き氣違なり。御身の行儀を能くし、間男をさへし給はずば苦しかるまじ。いらぬ事を、夫程精を盡し給ふべきよりは、早晚來る盲女共に、三味線を

引かせ、能き茶を呑み、樂をし給へかし。女性とはいひ乍ら、誠に小人の覺悟痛はしやとて、いつもすきなれば、關東の小六にはと、高々と謠ひ、いかにも機嫌能く表へ出てけり。女房衆・局抔寄合ひ、例の事とは申し乍ら、餘りなる廣き事かな。此事皆々聞き候はゞ、猶以てやくたいはあるまじ。笑止なる御事かなと、腹立ち悔みけり。案の如く彼事を、上様御さゝへ候へども、殿様一圓御取合もなく、結句左様にもなくば、續くまじき由仰せられ候は、何としても慈悲の深き殿ぞかし。此上は今生の事はいふに及ばず。黄泉の底迄契り、同じ蓮の上半座を分けて抔、一重の心に悦びけり。扨又二十日計過ぎて、奥にて加兵衛に申しけるは、召使ひ候侍衆に、女房を言合せたく思ふが、何とあるべきぞといふ。加兵衛も法度に飽みければ、嬉しく思ひ、一段能く御座あるべき由申し、又女房衆に、そなたの御使ひ候女共に、似合ひたる男を言合せ然るべく候。何とあるべくやと、問ひ候へば、男を言合せたらば、無作法なる事あるまじと思ふ折なれば、尤も能く候はんと申されけり。左様に思はれ候はゞ、頓て申出づべしとて書付を仕り、

加兵衞に渡し、祝言急げと申付け候。披見仕候へば、日來の知音を一人も外さず書付けたり。加兵衞肝を潰し、御意には候へども、此緣組はなるまじく候。御思案を遊ばされ候へかしと申せば、いや〱能く似合ひたり。雙方とも何れも悅ぶべし。急いでと申して、何とやらん機嫌悪しく見え候間、畏り候とて罷立ち、扨銘々呼集め、書付を見せけれども、兎角申す旨もなく、目と目を見合せ、赤面したる計なり。とてもなるまじき事と思ひ、此御書立の緣組は、是非とも遊ばし替へられ、然るべく奉ν存候旨申せば、夫は如何にと問ふ。加兵衞申しけるは、御小姓の正九郎は、十七歲になり申候。おこほは四十歲に餘り申候。母より年老い、又孫九郎は二十歲、小菊は四十歲になり申候。殊に孫九郎は、當家年寄の子なり、女は下の雜事を仕候。此樣なる緣邊を仰付けられ候ては、親・兄弟迷惑仕るべく候。勿論孫九郎も御請申すまじき由申せば、加兵衞殿は、分別者になられ候。さり乍ら胸より思ふ樣には、なきものぞ。しゆせに目がつぶれ鼻ひげも、三年迄見えぬといふ事もあり。孫九郎・正九郎思付きたる女ならば、親達も馳走仕らるべ

く候。是非とも意見然るべく候。一旦は斟酌もあるものゝ、内意は嬉しく思ふべし。頻に意見を仕り祝言を急げ。親達は知らざる分に、其方申せと、如何にも美しく責めければども、女は馬廻衆、久しく出入したる小身者の娘、奥樣御傍に召置かれ、御遣ひ入れなされ、往々は似合ひたる者と、仕合され下され候へとて、預けたる女、草履取下男と盟ひ、男も歴々の衆の子、下雑事はした者の姥共と當るを幸に、盟ひけるを、悉く聞定め、書立を以て夫婦になり候へと責めければ、走りたく思へども、親・兄弟の爲め、難儀に思へば走られず、幾重にも御詫言を申すに付、度々惱みたき程、惱み思ふ樣に懲らし、今程は緣組いやに思はれば、急には入らざる事ぞ。重ねて又申付くべしとて止みぬ。此事に懲り、其後は法度締りたる事申すに及ばず。斯樣にぬる〳〵物毎に、事の破れざる樣に、やはら示しゝに付、國中の仕置、主人と家老の中に立ち、一人にて仕候へども、終に無理なる事は候はざりし。事に依り、いつ濟みたりとも知れざる事多く候ひき。

村田出羽と堀平右衞門

一、村田出羽・堀平右衞門と申す者は、徒者にて、無理計り仕りたる由承り候。定め

て御取立にて之あるべく候。左樣に無理なる者に、歷々の侍を御預け候は、不審に存じ候。

兩人共に取立なり。平右衞門も無理多く、稠しき一篇にて、假初の事にも、物の哀れを知らず、慈悲曾て之なき生付なり。然れども、出羽に較べて見候へば、佛ともいふべき程の事なり。出羽は二千石取り候。領内の者計八十人餘、三十年の内に首を切り、妻子を沽却仕り、常に人遣ひ稠しかりしにより、後には出羽所に、奉公仕るべしと、申す者なかりければ、難儀に及ぶ事多し。無理の餘慶、富貴なりし程に、小者は買切、或は知行高免に仕懸け、未進之あるに付、妻子迄引上げ、譜代に召使ひ、當りざま惡しければ、人により走り候へば、村中へかゝり求め出し、其者の一類首を切るもあり、譜代に召使ふもあり。扨又二月二日切の渡奉公人、抱へ申すべしと申せば、無理多き事を、下々能く知りたるに依り、いやと申せば、頻りに雇ひたき由、申懸けられ候。力及ばず。さらば切米を高く望み候て、外すべしと思ひ、若し望み程呉れ候へば、何程稠しくとも、一年は相勤むべし

と思ひ、米五石取り候中間、十石下され候はゞと申す。さらばとて、十石の約束にて、いかにも丈夫に請を立てさせ召置き、扨往來二日にもなり難き處へ、日歸り仕候へと申付け、又中間には、兩人にて持ち兼ね候物を、一人にて持てと申懸け、勿論其等逢はず候へば、過料に米一石引くの、五斗引くの、何のかのとて引き候へば、取替へられ、三石計も取らせたるより外は、切米少しも殘らず。剩へ取越大分之あり。其次の春、暇を貰ひ候へば、大分の米引負ひ、暇を乞ひ候へば、取逃同前なりとて、長屋の内に拵へ置きたる籠に入れ、一生中奉公仕るべし。請人を取り、堅く書物を申付け、又請人も之なき者は、籠下しにしたるもあり。此事に限らず、人外の儀共多く候。譬へば首を切るも、糊しき事の樣に、諸人も思ふ程の科人をも生けさせ、生胴を切り、色々種々惱み殺しに仕り、總別人をかはゆがる事、曾てなかりしは、出羽も平右衛門も、勝劣あるまじく候。大坂御普請の時、西の宮にて石を割らせ、濱出し仕候に、吉田七左衛門と申す仁の組の石場と、出羽組の石場、兩谷より引出し、同じ道へ出合ひ候處なり。雙方共、陌よく五六町も

あるべくやと思ふ處にて、七左衞門組の石、少し先立ちて見えければ、出羽、使を以て申しけるは、我等石を、先へ通すべく候間、貴殿組の石は、御待ち候へと申遣す。七左衞門申しけるは、近頃聞えぬ使にて候。互に引かせ、先立ちたるを先へ通すべし。待ち候へとは、分別に能はざる使なりと、返答仕候へば、出羽聞きも敢ず、只一人走り出て、七左衞門組の石を、綱先一町計もあるべしと思ふ處の道中に寢たり。折節七左衞門、幷に組中の物頭共は、跡より來り候に付、之を知らず。小頭共走り寄り、只今石を引き申す道なり、御退き候へと申せども、音もせず眼を見明き、まじ〳〵と仕居り申候。再三斷りければ、石を引くとは、誰も知りたり。盲の樣にいふ男かなとて聞入れず。斯くあひしらひける內に、石も近く來り候。御怪我も心元なく候。急ぎ御退きなされ下され候へと申せば、爰は芝草綺麗なれば、寢たきにより寢たる者を、起し居る、推參なる男なりといひて、猶も起上らず。七左衞門之を見て、にくき所行かな。起上らずば、起して見せんとて走り出て候を、組中の物頭共、是はいかなる事にて候ぞ。例の氣違に御取合

ひ候事、主君の御爲め、旁以て然るべからず候。御存じ之なき分にて御座候へ。我等共意見仕るべしとて、六人の內、二人は七左衞門に取付き、四人は走り來り、沙汰の限なり、似合はぬ所行かな。殊に石も近付きたり。急いて起き給へと訶りけれども、虛眠して音もせず。押返し〳〵申しければ、出羽が上を飛越し、殺し候へと申して、聞入れもせず。物頭共も心底きつき者共なれば、頭を切割りたくは思へども、事の出來ざる樣にと、七左衞門を宥め、某共又事を仕出し候は、然るべからずと、互に笑ひ居たり。七左衞門は、此石急いて引懸けよ。引懸けたらば起上るべきぞ。美しくあひしらひ候故、慮外を働くぞ。急いで引けと下知しければども、物頭共心得候とて急がず。斯く仕候內に、己が組の石、陌近く引付け、先になるべしと見定め、やわら起上り、永欠を仕り、夜は芝草綺麗なるに依り、晝寢をしたれば、わやく者めらが、無理に起す程に、寢る事もならぬぞ。さらば起きて起つべしとて、いかにも靜に、己が組の石に追付きたり。七左衞門、腹を立て、今に始めぬ徒者と、さり乍ら餘り我等をたはけに仕候間、果し申すべきに究

めけり。兩組の物頭共心元なく思ひ、七左衞門口をむしりに聞くに、心に懸けぬ申樣なり。然れども只は通すまじと思ひ、おとなしき衆に密に告知らせければ、出羽を呼付け訶り候へば、少しもわる心にて候はず、毎日の儀に候へば、殊の外に草臥れ、行懸り伏し申候。七左衞門腹を立て候はゞ、いか樣にも詫言仕るべく候間、能き樣に奉レ頼候由、いかにも結構に申しければども、年寄共中々物もいはれぬ儀なりとて、却つて腹も立てず笑ひけり。扨七左衞門に意見仕候へば、彼者慮外の働は、今に始らず、某一人に限り申さず候上、殿樣さへ御赦免なされ候へば、某、下として心に懸け申すべき儀にあらず候由、おとなしく申居候へども、七左衞門は一分別ありて、柔和なる樣に見え、奧意稠しき者なれば、仕るまじとて、物頭共日夜心を付けけり。扨此分にては、埒も明かざる事なれば、七左衞門に、重々意見を仕候へば承り分け、事は出來ざりけり。七左衞門と申す仁は、尤も甲斐甲斐しく、平生長なしく、分別らしき者なればとて、筑前守死去の刻、二千石取り候を、四千石取らせ、吉田壹岐に仕り、二男市正殿年寄に付けられ候。市正殿、

幼少よりいきりたる生付、短氣なる人なり。七左衛門粉骨を以て、無事におとなしく取立て候へと、申付けられ候。眼力違はず、市正殿、成程人らしく育てなし、家中仕置能く、奉公人の儀は申すに及ばず、土民迄思付き候樣に取立て、島原にて討死を仕り、君恩を報じけり。

一、出羽は、人がましき儀は少しもなく、無理計り申しければ、口事の絶間もなく、自分籠に、人の五三人なき事は稀なり。覺悟を能く知りけるに依り、踊り合ひ候者なければ、猶以て心任せに働きけり。似たるを友なれば、母里但馬計り懇に出合ひけり。栗山には殊の外に恐れ、見苦しき程に見え候。或時普請場にて、栗山開き候處にて、當家に恐しき者は殿樣計なり。其外には誰も恐しき者は之なし。年寄衆も、へちまの皮とも思はぬ由申しけるを、普請場の事なれば、物越に聞き、靜に出羽居候處へ歩み寄り、やれ出羽、我等居候處にて、其樣なる事はいはせまじきぞ。殿の御免なされ候に付、彼にも是にも慮外を働き候。御家の邪魔になる奴なり。自今以後、能く相心得候へと、稠しく呵りければ、備州の御言とも

覺えぬ事を仰せられ候。誰にも慮外をしたる事も候はず、第一、御家の邪魔になりたる事、曾て候まじ。御一老に似合ひ申さぬ御事かなと、苦々しく申しければ己目、身の上を知らざる故、左樣には思ふぞ。己程邪魔になる者は、當家の事はいふに及ばず。他家にもあるまじきぞ。若き時、追付首の一つ二つも拾ひたり。夫を鼻に當て、大いなる面を仕ると覺えたり。殿樣は御赦免もあれ。備後に於ては赦すまじきぞ。家中に恐しき者があるかなきか、一言吐いて見よとて、短き刀を引廻し、びくとも仕候か、又理屈をもいはゞ、一打にと思ひ定めたるを見て、出羽頭をうなだれ伏したり。頭の上に立懸り、推參至極な奴めが、人もなげな存分、息をたてよとて、蹈まぬ計りの作法なり。居合せたる若共、早々に差出て候て、餘り見にくき事もあるまじきに、連々徒者なり、能き次手なれば、思ふ樣に呵らせばやと思ひ、出羽同前に恐れたる體にて居けるが、切られば取立て候振にて、出羽に取付き心安く切らせずと思ひければ、呵りたき程呵らせ、能き頃と思ふ時、扨々道理至極にて御座候。當家に恐しき人も之なしと申すは、近頃不屆

沙汰の限にて御座候。さり乍ら出羽も申誤り候。是非とも御赦免なされ然るべき由、達つて申しければ、常座に事は出來ざりけり。先づ出羽退き候へと申せば、夫を鹽に、すごくと立退きけり。其後、出羽心安き友と語り居て、例の我儘をいひ、傍輩共の事、夫々に訶り、又懲もせず、恐れ乍ら、殿より外には、誰も恐しくも候はぬとて、荒言を吐きける時、心安き者いひけるは、出羽、餘り大いなる事をないひそ。口外備後殿に切られんとしたる時の體、見苦しかりしぞ。殿樣には夫程訶られたる事は聞かざるぞ。淺ましく見苦しかりしと、口々にいひければ、出羽打笑ひ、夫は各申さるゝ樣に、見苦しかるべし。我も堪忍なるまじと思ひたれども、少しも息を立てたらば、切るべしといひ兼ぬまじ。ぢいめ、我等童より能く知り候が、心底飽まで甲斐々々しく、妙に刀早き奴なり。うかと心得、切られたりとも、殿の兩成敗とは、よも仰付けらるまじ。徒者なれば、首を切りたく思へども、悴より召使ひ、あれ程人がましく取立て候間、不便に思ひ、今迄助け置きたり。備後なればこそと譽め、殊に子供助け置き候はゞ、以來心元なしとて、

ぢいめが追放にし、子供迄殺さるべし。一類共に死果て、あの男に切殺されたるは、犬に喰殺されたる程の事と思ひ、堪忍のなり難き所をへたり、能く聞き置き給へ。何時もぢいめには叶ひ候まじ。重ねても腹を立て候はゞ、此出羽は、成程機嫌を取り、夫にてもならず候はゞ、逃げ候より外は候まじ。某一人に限るまじ。各用心し給へと申しけり。斯くありし程に、備後計には恐れ、外の者には、やゝもすれば、わやくを申懸け、もて扱ふ者なり。

一、大坂御普請の時、出羽小頭、慾がましき儀に付、組中の物頭六人上りける。出羽に意見仕候は、貴殿小頭、是々の儀にて、足輕共痛み申候。覺悟を直し候樣に申付けらるべく候由、入魂振に申しければ、出羽承引仕らず、逐日惡行重り候に付、又組中の衆、さりとては御分別違なり。他組よりも譏り申候。貴殿御爲め、然るべからざる由申せども、合點仕らず。小頭に意見仕候へども、承引仕らず。其後も、今の分にては、御惡名笑止に存候旨申しけれども、結句腹を立て、各御意

見、御眞實とは存ぜず候。某に恥をかゝせ給ふべき爲め、なき事を作り立て、曲なく存ずるの由申しけり。一興なる返答なれば、六人の衆重ねて申しけるは、御爲よかれかしと存じ、推參を申候。能々御分別候へと申候へば、結句言荒く返答仕りけり。物頭共も腹を立て、其後小頭、惡逆の證據を取り、日々帳を付け、慥なる使を以て、又意見仕候へども、猶も承引仕らざるに付、此上は、小頭を御成敗候はずば、堪忍なるまじき旨、稠しく申しける。いとゞ無理なる男、彌々腹を立て、小頭を切れと申され候が、事をかしき儀なり。此上は殿樣御意にても科なき者は切らるまじく候。申したき事あらば、直にも申されよ。勿論言上致し、公事にもせられよと、荒々と返答しければ、六人の內にも、出羽程こそなけれども、似たる無理者後藤金右衞門・神吉三八と申す者申しけるは、憎き返答かな。忠が不忠になるのみならず、直にもいへ、公事にもせよとは何事ぞ。爰は堪忍なり難き處なり。尤も公事といふも、ぬるき事なり。先づ小頭め討果し、出羽悚ふまじく候へば、其時出羽と刺違へ候か。小頭目には構ひなく、出羽と刺違へ候か。此二

の內、何方へぞと、思召し候やと申せば、其中に、氣の練れたる者のありけるが、兩人の存分は、氣味の能き事にては候へども、此御普請、大分に思召され、他方へ對し、出入之なき樣にと、堅く仰付けられ候際、物の樣なる喧嘩は、是非に及ばざる所なり。巧みて、事を仕出し候は、殿樣への逆心なり。知らぬる體にて押移り、彌〻惡行を募らせ、日記を付け、證據を取堅め、御普請を首尾能く仕舞ひ、歸國仕り、不日に出羽と刺違へ候か。又は公事に仕候か。兩條の內、談合の入るべき事なり。出羽會釋ひ、腹の立つ事にては候へども、後をさへ能くしめ候はゞ、堪忍して苦しからざる儀なり。後日に何樣と思ひ定めたる者は、當時は恥を見ても、越度にならぬ例も多く候。何の道にても、此分にては、各此方男はなるまじく候間、遲速はあれ、二つがけの身體なり。此大坂にてはいかにもだまり、常よりは美しく出合ひ、何事も御引廻し次第、少しも御意違背仕るまじき由申聞け成程騙し申したく候。出羽知音共、意見を仕り、小頭を切り候はゞ、此方は嬉しからねども、夫にて一先づ堪忍仕り、又發り出てたる時の事よ。多分小頭をも切り候ま

じ。勿論此方旗を卷き、馬を入れたらば、猶以て勝に乘り、惡逆彌〻重なるべし。願ふ處の幸なり。歸國以後申立てたらば、論もなく勝利を得べし。只今荒き分別は無用なりと申せば、後藤も神吉も、殘る所なき分別、尤も同意なりと領掌仕り、扨此者申しけるは、我等申す所、弱めに思はるれば、多分に付き申すべしと申せば、何れも、曾て左樣には存ぜず候旨、誓言を以て聢と內談固めけり。其後如何にも結構に凝り、何事も組頭次第と申す樣に見せ、小頭をも、懇に仕懸け候へば、出羽一重心に、六人の徒者共、譯もなき事を、公事がましく申懸け、剩へ我等小頭を切れと申懸け候を、公事にもせよ、喧嘩にもせよ、切るまじき由申せば、元來無理なれば、申立て候事叶はず、自然に合點仕候と見えたり。其後は、例より能く下知に隨はれ候、珍重なり。第一、あの衆の爲め能く候。出羽抔と迫合ひ候て何として堪忍なるべくやと、度々申すを、六人の因の衆、堪へ難く思ひ、餘りなる過言なり。諸人の思惑然るべからず候。何卒分別あるべき處なりと、諫めたる者も候へども、內談堅めたれば、大小は、晦日ならでは知れざる者ぞ。何

事も聞かぬ體然るべく候。知音衆の顔の赤くなる樣には、すまじきぞ。だまれだまれと、猶以て下知に能く隨ひければ、出羽は乘入りたりと思ひ、彌大いなる面を仕候へども、名人になり日を送り、下國仕候て、程なく使を以て申しけるは、大阪にて、度々申斷り候へども、小頭めを、其儘召使はれ候、御分別違なり。小頭を切られ候はゞ、出羽殿へ申分之なく候。左樣にも之なく候はゞ、御訴訟仕るべく候。御心得の爲め申入れ候旨、以て聞きたる使を立てたり。出羽心に思ひけるは、大坂にて一通り申したる計りにて、事濟みたると思ひしに、案の外なる使かなと、仰天をし乍ら、過つては改むるといふ事を、知るべき樣もなき田夫なれば、何の會釋ひもなく、何と申され候とも、小頭は切り申すまじく候。堪忍ならず候はゞ心次第なりと、あらあらと返答しければ、則ち目安を書き、直に差上げたり。披見の後、年寄共穿鑿仕り、理非相極め、言上致候へと申付けられ候、則ち六人の者共、栗山所へ召寄せ、申分聞かれ候へば、出羽並に小頭、私曲紛なき申分なり。出羽申分は各別なり。如何仕るべく候やと、各難儀に及びけり。下々の公事の

樣には、如何あるべしとて、數日穿鑿仕候へば、雙方對決を望みければ、笑止なれども、理非開分け難く、殊に望ならばとて、對決をさせ候へば、出羽一言も申分け得ず負け候。其時、神吉申しけるは、斯の如きの成行、笑止に存じ、大坂より此方、度々意見を仕候へども、出羽惡しく心得られ、外聞失はれ候。某共、組中として、組頭に仰付けられたる仁に、各御前にて、恥を見せ申す事、何より以て迷惑に存候へども、申さねば理非分明ならず、是非に及ばず。此仕合、返す〲御分別なれと、彌〻勝を堅めん爲め申しければ、出羽腹を立て、やれ三八、事々しき高聲、大なる面をしたりとも、夫に恐るゝ出羽にてはなきぞといひければ、後藤から〱と打笑ひ、あれを聞召され候へ。女か童共の申すべき樣なる儀を、御老中の御前にて申候。組頭と申し、大名にてさへ、出羽殿、高聲を何とも存ぜず候。まして小身者と申し、組付に候へば、下人の樣に追廻され候者の、恐しかるべき樣は候はず。似合はぬ仰分けられかなと申せば、殘り四人の內より、おとなしき者差出て申しけるは、いや〱出羽殿も惡逆露顯仕り、面目なく思はれ、答に詰り、斯樣

の事も申されたるかと覺え候。日來は、隨分口のきゝたる人にて候。時に當り御理なり。よし夫が兎もあれ角もあれ、此方理をさへ聞分けられ候はゞ、出羽殿恐れ給はずとも、苦しからざる事なり。大事の前の小事なり。神吉も後藤も、無益の論なりと申せば、年寄衆笑止に思はれ、雙方共に退出と申付けられ、其後内評取々にて、筑前守申され候は、出羽めは、生付きたる無理者なれば、大抵は合點仕候へども、穿鑿なしには言付け難きに依つて聞かせ候。先づ小頭め首を刎ねよとて、卽時に切らせ、重ねていか樣にも申付くべしとて、四五日過ぎて、六人の者共、出羽組を離れ殘る三人の內、望み次第にと申付けられ、心次第に片付き大事の公事に勝ち、別けて安堵仕候。出羽は訶られ、閉門の體なり。能き仕合にて組を召上げられ、平侍になるべし。思ふ樣にも參りたりと、六人の者、言廻る事限りなし。餘組の者共も、出羽組の者共、取分け後藤・神吉は手柄をしたり。誰も斯く仕るべしと、疫病の神にて敵をとやらん、口々に譽めけり。二月計り過ぎて、詫言もなく、出羽めに出てて奉公せよと申付けられ、肩をすぼめ、見え隱れの體

なりしが、年寄共を以て申渡され候は、六人の者共の申す旨、理至極なるに依り、小頭を成敗仕り、他組へ入れたり。己れめも腹を切らせたく思へども、我等若年より、召使ひたる者なれば、此度は宥め候。重ねて斯様の儀出來候はゞ、一類首を斬るべきぞ。此以後、能く嗜み候へ。扨又六人の跡に馬廻より物頭を申付け、然るべき者、其方下知に隨ひ申すべしと存候者十四五人、密に言付け差上候へ。内内吟味仕り、足輕を抱へさせ、己が組に入れ置くべし。誰といふ事を、其者も知らぬ樣に仰付けられ候。忝しとも中々申す計なく、出羽書立を以て、年寄共内評ありて、六人に足輕を預け、出羽組に付けられければ　御影にて、物頭になりたりとて　忝がり候事斜ならず。其後六人の者共に、或人申しけるは、各は公事に勝ち、出羽に面目失はせたりと、手柄の樣におしやれども、公事には、出羽こそ勝ちたれ。其仔細は、各は徒者とて、組中を刎ねられ候へども、殿の御慈悲にて誰を彼れ、出羽には、いかにも律儀に、人らしき能き侍を見立てさせ、足輕を預け、組に御付けなされ候。出羽は人付の用にも立たぬ古手を、上々の速馬に替へたれば、

外聞を失はするにてはなく、取分外聞を刷ひたるは、各が所行ぞかし。此度は、不慮に利を得たり。其方抔も、漣々ろくなる者にてはなきぞ。此事勝に乘り、例のわやくをしたらば引張切に逢ふべし。此後能く嗜めといふ。さればこそ、勝ちたる事は、心の儘に勝ちたれども、ならぬ事があるぞ。殿の松千代の頃、信長へ證人に出て給ひ、近江の長濱に御座なされ候時、御遊伽に參りたる小草履取なれば、座敷には走せ馬とて、帶を轡とてかませ、彼が背中に乘り給ひし事を、今に御失念なきに依り、何程痛めても、又あの仕合なり。是非に及ばざる儀共なりと、互に笑ひけり。

一、家中にての無理計りは、是非に及ばざる儀なり。他方へ無體なる事も多く候。公儀御普請の砌は、他家の町場境を、何時も望み、隣町場へ、やゝもすれば、無理を申懸け、危き事度々なり。然れども運の强き故、終に喧嘩はなかりけり。大坂御普請の砌、鍋島殿町場へ仕懸け候。無理、苦々しき事なり。されども彼家、物毎おとなしく申付け候に付、下々は腹を立て、堪忍仕るまじき由申しけれども、

年寄共申しけるは、此方の損を堪忍仕り候へば、苦しからず候。大事の御普請に、兩家立別れ、喧嘩を仕出したらば、公儀へ對し慮外なり。信濃守殿爲め、惡しく候べし。損を仕候は、私事なり。少しも苦しかるまじ。出羽と申す奴は、聞き及びたる徒者なり。夫に踊り合ひ候事は無用なり。あれ次第にと申付け、少しも取合はざるに依り、思ふ樣に無理を仕るに付、其町場、數日後れ申すべかりしに、人先に仕舞ひ候。年寄共、是は然るべからざる儀なりと制しけれども、入らざる事を仰せられ候者かな。喧嘩に出懸け候とも、又公事に仕候とも、出羽一人の所行にて、埒を明け申すべく候。知らぬ顏にて御座候へと申して、承引仕らず候へば力及ばず。斯く無理計りなる徒者に、二千石取らせ、殊に足輕二百人の組頭を申付け、歷々の侍十四五人の頭を申付けられ候事は、筑前守分別違ひたるべき旨、老若共に悔みけり。筑前守死なれ候前廉、正念の亂れざる内にとて、遺言書置を仕られ候。右衞門佐殿・栗山大膳・祐筆岩崎平兵衞と申す仁計りにて、家中著到を、片片より讀ませ、連々思寄られ候樣に、是には何程の加增、何役をと申付けられ、出羽

所に當り、此者は、只今の分にて召置かるべし。右衞門佐能く聞け。出羽目は無分別無理者、取分徒者なるに、高知行を取らせ、剩へ人を預け候。我等分別違の樣に、諸人申すべく候間、其方代になりたらば追拂ひ候へと、申す者多かるべし。何と申すとも、追出すまじく候。此者に祕藏なる取得あり。夫は何ぞといふに、大國をも取り候て、人數の一萬とも引廻し候身體の者は、軍陣又は普請場、其外他所と出合ひ候砌、無理をせねば、ならざる事多きものなり。無理を仕れかしと思ひ、追懸けても、正直なる生付の者は、思ふ樣に無理をせず。出羽めは、生付きたる無理者なれば、身に覺えず、大いなる無理を仕る者なり。高知行さへあるに、組頭を申付け、歷々の時に非義・非禮を見せ候事、笑止には思ひたれども、人笠もなければ、先に當らず、相手きかぬ者なり。是に付、彼が組の物頭共、似たるを選みて入れ置きたるに依り、組中に出入絶えず。是も無法度に思ふべけれども、斯くあるべしと思ひ乍ら、心持ありて、徒者に似たるを相加へ置き候は、我等仕業なり。彼等が科にあらずと思ひ、仕置をも申付けず。第一不慮の喧

嘩にて、相果て候へば、不便なる事と思ひ、常に懇には召使ひ候。全く以て能きものとは思はず候へども、なくて叶はぬ道具なれば、斯くの如きなり。構へて構へて、誰が何程申したりとも、用ひ候事無用なり。其方非義にてあるまじく候。我等遺言の證據は、大膳なりと申されけりと、後日に承り候て、下々、唯人にてはなかりけりと、唱へ申候。然る處、筑前守死去以後、卅日も過ぎざるに病死仕候。重恩の者なれば、追腹をも切るべきに、あたら命かなと譏りけり。男子二人ありけるに、兄兵助と申せしに、跡式相違なく立てられ、弟は先づ無足にて、大小姓分に召使はれ候。物頭は不相應に付、喜多村孫之允と申す者に申付けられ候。屋敷も、物頭分の者に似合ひたる所なれば、孫之允と入替へられければ、明渡し候前の宵、草履取に申付け、三つある井に糞を入れたり。孫之允は、夢にも斯くありとも知らず、掃除を申付け、移り申すべき用意、專ら仕候處、彼草履取を、無理に折檻仕候へば、不足に思ひ、孫之允に告げければ、心外に思へども、此事申立てたらば、必定切腹仰付けらるべく候。夫も笑止に思ひ、井を堀替へ、手行を仕り、

だまり居申候。然れども横目の者共聞付け、言上仕候に付、重々僉議仕候へば、紛れなき事なれば、成敗に相極めけれども、筑前守殿、不便を加へ召使はれ、遺言にも念を入れられたる者の末と申し、忌中なり。旁以て成敗は然るべからずと、年寄共意見仕候故、一命を助け、追拂はれたり。皆も知りたる人申しけるが、方方奉公をかせぎ候へども、今に有付ならず、田舍へ引退き、百姓の下にかゞみ居候由承り候。父出羽が惡逆、忽ち子に報い乞食にも劣り果てたるかと、思ひ合せ候事共、多く御座候。

一、筑前守殿は、御取立衆多く候由、定めて能き侍にて之あるべく候。皆々取仰の如く、彼の家にて、口をきゝ候程の者に、渡奉公人・新參は之なく候。皆々取立て候者なり。男柄賢愚にも構はず、用に立つ心の慥なるを、取所に仕り、下男中間・草履取に寄らず、高知行を取らせ申候。夫に付、人になり候ても、一圓下﨟の心失はず、物いひたる處、如何にも卑劣にて、中々侍とは見えず候。益田與助抔と申す者は、播磨姫路にては、與九郎とて、下臺所の水汲なり。或時、合戰場へ、

中間にて供しけるが、如水自身、高名を仕り、手柄を仕られ候に、與九郎附纏ひ、能く挊ぎたれば、奇特に思はれ、長刀持に仕られたる由、切々事のある時代なればゞ、度毎に甲斐々々しく見えければ、引上げ、歩行の者に仕り、益田與助と申しけり。其後も、度々の心操見事なりしかば、豐前にて十二萬石拜領仕りたる砌、例の八十三石取らせ、朝鮮にも召連れ、彼地にて度々挊ぎければ、歸朝仕られ、五百石取らせ候て、治部少輔亂の時、關ヶ原へも供仕候て、神戸・關ヶ原にての働、續く者なかりしに依り、筑前へ越し候て二千石取らせ候。一萬石もと思はれけれども、一圓下﨟なり。餘人の思惑如何に思ひ、國中にて能き知行を選取にしければ、富貴身に餘り、榮華に誇りけり。其後、何のかのとて、二百石・三百石取らせ、三千石に仕り、鐵炮の組頭を申付け候。

一、與助二千石取り候て居候時、三百石加增を取らせ候。栗山所へ呼び、御意の旨申聞け候へば、左樣には御座あるまじく候。備州のうらゝを御騙し候やと申す。栗山あざ笑ひ、必定御加增下され候。騙し申さず候由、申聞け候へば、扨々忝

き儀に御座候。此頃御祕藏の御馬を下され候。之を大分の御かんたうと存居候處、又知行を下され候。重々御かんたう嬉しく奉レ存候。能き樣に御取合を奉レ賴候由申しける。加增を、かんたうと覺え申候。

一、與助所にて、人多く集り咄し居候て、或人申しけるは、二人前の辨當は、時により能き事も候へども、又事を闕き申す事もあり。兎角不自由なる道具にて候と申せば、與助申しけるは、仰の如く常には自由惡しけれども、二人前の辨當は、せつちんにては能く候と申す。船中をせつちんといひ覺えたり。

一、或人の煩を見舞ひ、歸りざまに、傍輩の所へ寄り候へば、與助殿は、何方へ御出で候やと問ふ。何某、煩を見舞ひ申候へば、聞きも馴れぬ煩を仕候。快氣仕るまじく候。醫者に尋ね候へば、いんやうのやうかんといふ物を、煩ひ候由語りければ、聞く人は不審に思ひ、後日に問ひ候へば、陰證の傷寒を煩ひけりとなり。

一、與助類の成上り者、山道を同道仕り步みけるに、何やらん獸の糞あり。先へ步みたる者、之を見て、はい何やらんふがありといへば、次の男、誠にちうさきふ

がある よといふ。又次の男、けつねの子といへば、其跡の者、いや〳〵をさけのふなりといひ、終に眞言はいはざりけり。普請の談合のありし時、與助申しけるは、先々明日小頭共を遣し、もくよくを仕らせ、其上を以て、人割を仕るべしと申す。目録をもくよくと覺え申候や。又新參の侍衆、與助所へ見舞ひ候節、頓て出合ひ、是非とも是へ御しんなり候へと、頻に座上に請じけり。此人、合點仕らず、不審を立てけりとなり。

一、與助は斯くの如き田夫、笑止なる男なれども、いかにしても甲斐々々しき事、世に稀なる樣なる者にて、根氣強く、暑寒に水漬りても、痛まぬ樣なる生付なれば、奉公を仕候事竝なく、普請場の肝を煎り候事、家中に似たるもなし。第一、下﨟の成上には、奇特に身の程を知り、一生中、驕心付かざりけり。只今語り候樣に、國中一の知行を取り、富貴身に餘りけれども、下﨟の時の心を失はず。乘物を調へ、女房衆乘り申候時に、與助申しけるは、御身は小蝶とて、如水樣下雜人なり。我等は、與九郎とて水汲なり。殿樣御慈悲にて、此樣に人になり申候。乘

物に乘らせ候事は、斟酌なりといへども、時の振なれば、是非に及ばず候。然らばうかと乘り候はゞ、御罪を蒙り申すべく候間、乘物に向ひ、三度宛拜みて乘られ候へと、申付け候。何程閙しく候ても、乘物の前に跪き、扨々忝き御事かなと、念佛を申す樣に、數遍唱へ乘り候。又結構に土藏を立て、金銀・諸道具を入れ、女房衆常に出入仕候戶を開き候て、先づ戶前にかしこまり、此樣なる藏を、持ち申す身上にてはなく候處、扨も〳〵有難き御事かなと、三度拜み戶を開きて、又拜み、藏へ入り申候。斯樣に恩を能く仕候に付、自然に主君の氣にも合ひけるにや。次第に仕上げ、三千石取り候て、鐵炮の假の組頭申付けられ、歷々の物頭衆を手に付け、結構なる仕合にて、一生中難なく、年老いて病死仕候。

古鄕物語下 大尾

大友公御家覺書

大友家年中儀式

大友家年中儀式次第方違之事

一、十二月土用の明の夜、御屋形、廣間へ出御有レ之、屏風の陰に御寢なる。扈從並に御近邊侍御膳番は、いづれも御廣間に伺候す。扨少し御寢なりたる内に、其夜の當番衆、しな〳〵のもの眞似をする。其内一人は、庭鳥の眞似をする。其言葉に、日本國の富寶物を、御内にとつてこふといふ。其次に一人、犬の眞似をする。其言葉に、われはこれ門を守る。主汝、何國より來るか、ひよう〳〵といふ。其後、夜は明けたりと申上げ、起し奉るなり。其時、銚子・提子にて御杯あり。其次に餅賣・饅頭賣の眞似をする。昆布賣の眞似をする者は、昆布の所はげんを立て、扇にて膝をたゝき、拍子を踏みて色々の曲を盡して賣る。之を仕るに、見物する者皆笑ひ〳〵、

役者もはなかみ〔鼻　紙〕樂にとづて笑ふ。まことに賑なる儀式なり。

一、元日〔字より脱カの〕三日まで、府内の町より松ばやし參るなり。松ばやしとは、眉はきたる兒、數多裝束を着し、鞨鞁にて踊るなり。笛・太鼓にて拍子あり。

一、元日・二日・三日の間、御一姓衆・御譜代・外樣の諸侍、御目見えあり。五日には、御幕下衆。但し遠國衆は、日限相定らず、或は名代なり。

吉　書

條々

一、寺社之事。

一、京都之事。

一、雜務之事附井手溝之事。

正月十一日

十一日に、早天に老中出仕有〻之、其内一人、兼日より仰を蒙り、案を定め置かる。御吉書の後、御判形をなさるゝ。次に御評定初あり。其後御能始め、弓八幡一番あり。

大夫は松滿、毎年此の如し。簾中方よりも、薄小袖を大夫に下され、諸大名に袖脫ぎ肩衣脫ありて、大夫に遣す。

一、同十一日、府内より松ばやし參り。右同斷、又同日上の原より獅子參る。獅子の幕金襴なり。笛に鼓・太鼓にて囃す。

一、同十四日、由原八幡宮神主より白馬、竝花進上あり。神主皆伺候す。花は紙を丸く切りて、莊に末を細く付るなり。禁中の白馬を表したる儀式なり。

條々

一、賀來之社造營之事。

一、京都御一札之事。

一、國中道作之事。

以上

正月十六日

右の條々、數を御前より申次を以て、御出し候を、老中相認めて所〔本ノマヽ〕

賀來之社總地頭殿　植田庄追捕使殿　笠和郡政所殿　高田政所殿　野津院政所殿

此五箇所へ、御意の文體は、道作に付きての仰共、老中の伺にて奉書其相認め、其後、老中御前へ伺候、雜煮御抔あり。右筆同前なり。

一、同十九日、御簾中より御屋形、竝御老中・御近邊衆へ御振敷あり。

一、同廿九日に、御屋形より諸大名竝御近邊衆へ御振舞あり。

一、三月三日、諸大名より椀飯參る。山衆の椀飯は、雉・山鳥・小鳥・狸・兎、いづれも百宛、長き木何本にも付けて、木の繼目を一人宛、肩に載せて出づるなり。小鳥も夫々を百宛揃へ、右の木に付けて出る。其節々の菓子、ひげ籠にても皆揃へ、一やうなるを百宛、木の枝に付けて、右の鳥獸を付けたる木に繼ぎて、其繼目々々を一人宛肩に載せ、廣庭を返々廻り、其以後御臺所へ納むるなり。田北の家より參る椀飯は、右の搾へにて、白兎を一つ木一本に付けて出づるなり。其外は前の如しとなり。白兎は南郡朽網にあり。每年一宛は必ず之を取るなり。又海邊近所椀飯は、肴類

揃へ、貝類品々を盡し、拵は前の如し。

一、五月五日、椀飯あり。儀式右の如し。

一、六月一日、椀飯あり。其時分に從ひて調へ物差別あり。

一、同十四日、祇園會、御輿渡・作山等京都に同じ。同日に松ばやし參り、右に同じ。

一、八月朔日に、幕下に相隨ふ國々より使者を相添へ馬を出し、廣庭に繋ぐ。前後次第は右より相定め置かるゝなり。

一、同十五日、〔由カ〕曲原八幡宮神事、生石(いくし)といふ所に御旅屋あり。其間、由原より一里なり。諸大名、馬を出さるゝ。大房の拵なり。其外、裝束をよろひ、御輿の御供なる。又御隨兵とて、歩行立思ひ〳〵の拵にて、一組つゝ設々に、是も御輿の供奉なり。六十一年に一度大神御會といふ事あり。御輿も六年に一度改め易へて、もとの御輿は、國中所々の八幡宮の御こしになるなり。大守生者の近所まで出御なり。棧敷の右座上は小笠原、〔左カ〕右の座上は田村、此兩家は公方衆なり。其外諸大名、夫々の位次第に座配なり。

一、ふなれきり、十日亥日の御祝、寒田の家より之を勤む。大さ三寸徑祝の餅に、五色のころもをつけ、引合一重ねに包み、菊を一枝宛添へて、亥の日御祝に伺候の侍にも下さるゝなり。

一、七夕重陽等の御祝、さしたる儀式なし。

代々御定の事

一、老中六人、申次二人、御膳番六人、

御一姓系并御同紋衆の事

〇能直（一代）

字者一法師冠者と號。左近將監檢〔非違脫カ〕違使左衛門尉從五位上豐後大守。法名能蓮。征夷大將軍、正二位、權大納言兼右大將賴朝公男也。母者大友四郎大夫經家娘、號二利根局一。經家は左大臣魚名公四代之孫、鎮守府將

軍從四位下武藏守秀鄉七代之後胤、波多野右馬允從五位下筑後守遠義四男也。經家依二賴朝公命一號二大友一、姓改二平氏一。上野國利根郡二依、又號二利根四郞一。彼娘於二賴朝公一宮仕、寵愛甚不レ淺、而既爲二懷胎一、賴朝公之室家政子、頻依レ愼〔願カ〕レ之、掃部頭式部大輔前齋院次官藤原親能給レ之。親能は大織冠鎌足十七代之後胤、參議正三位光能卿之男也。始大外記之原廣忠爲二養子一、後依二賴朝公鈞命一復二本藤原一云々。

治承四年、一法師冠者、始而賴朝公宮仕。于レ時九歲。文治四戊申年、於二賴朝公一爲二元服一任二左近將監一。于レ時十七歲。又母方之家名令二連續一、號二大友一。依レ之世人謂二大友三姓一矣。貞應二癸未年十一月廿七日卒。五十二歲。

能直兄弟分也。親能之男。

親實　號二嚴島民部少輔一。左近藏人、周防守、從五位下。

師員　大膳大夫、攝津守、從五下、法名行嚴。鎌倉評定衆。鹿子木攝津守之祖。

師俊　書博士、號二三池一。

仲能　木工頭、左近藏人、式部大輔、刑部大輔、陸奥守、從五位下、號ニ田村一。鎌倉評定衆。

親家　太郎、木工頭、從五位下、陸奥守、號ニ門司一。

季時　從五位下、駿河守、參河守、號ニ淵名一。

親直　從五位下、左衛門尉、號ニ筑井一。立石・右庄・寒田等之祖。〔古カ〕

二
親秀　利根二郎、大友大炊助、從五位下、法名寂秀。號ニ出雲路殿一。寶治二年十月廿四日卒。五十六歲。母高山四郎入道娘。

能秀　詫摩別當、平井・辰井・迫扇等之祖。

時直　帶刀左衛門尉、從五位下。久保・得永帶刀等之祖。

有直　元吉、四郎。

親直　五郎、左近將監、早世。

┃景直　太郎兵衛尉、大和守、號二一萬田一。

┃秀能　鷹尾七郎。

┃能郷　志賀八郎、朝倉之祖。

┃能基　豐前九郎、號二藤北一。

┃朝直　又二郎、早世。

┃泰廣　田原十郎、左近藏人、從五位下、中務少輔、生石・田口・吉弘等之祖。

┃禪能　山僧、中納言堅者、早世。

┃女子　善刑部大輔妻。

┃女子　名越越後守朝時妻。

┃女子　山上中將妻、貞親母。

〔三の字脱カ〕

┃泰直

改二賴泰一、字者藥師丸、大友式部大輔、兵庫頭、丹後守、出羽守、昇殿、從四

位下、法名道恩。號二常樂寺殿一。正安二年九月廿七日卒。七十七歲。母三池肥前守家連娘。

—重秀　戸次二郎、檢非違〔使の字脫カ〕左衛門少尉、從五位下、兵庫頭、法名佛阿。

母同ニ賴泰一庶流。

松岡・利根・竹中・清田・大神・津守・藤北・成松・冬田・利光・臼杵・井上・鴇木・奴留湯・內梨。

—能泰　野津原三郎、藏人、從五位下、修理亮、法名道善。

—直重　改二重直一、狹間大炊四郎。

—賴宗　野津五郎、法名阿一。始號二親直一。庶流。

吉岡・波津原・久土地・戸上・椎原・荒瀨・岩尾・御久里、佐渡原・小河內・長小野・笠良木。

—親直　木付大炊六郎。

—親泰　田北七郎兵衛判官代。城後・右金・須鄉・鹽手・小津原等之祖。

―親盛　九郎。

―良慶　山僧、權大僧都阿闍梨。酒井寺院主。

―女子　後嵯峨天皇依御寵愛、蒙准后宣旨、皇女誕生。

―女子　神祇伯諸王妻、中將母。

―女子　持明院別當妻、五王寺元有母。

―女子　相模三郎入道妻。

四

―親時　大友左近將監、藏人、因幡守、從五位下、法名道德。永仁三年九月廿二日卒。六十二歲。母簗井左衛門尉親直娘。

―女子　相模修理亮宗頼妻、宗方母。

―秀直　始號ニ泰親一、松屋二郎、又號ニ入田兵庫助一、因幡守、從五位下。

五

―貞親　大友新藏人、左近將監、出羽守、昇殿、從四位下、法名玉正。溫〔本ノマヽ〕

萬壽寺。應長元年七月十九日卒。

―貞宗

大友孫太郎、左近將監、近江守、從五位下、法名具簡直庵。號二顯存寺殿一。

―師親　藏人、因幡守、法名正金。號二□宗一。

―貞濆〔本ノマヽ〕近江二郎、豐後守、謀叛人、於大□大渡戰死。

―貞載　字者阿多丸、三郎左近將監、號二立花一。建武四年正月十一日、於二楊梅東洞院烏丸一組二討結城太田判官親光一、蒙二深手一同三日卒。

―宗匡〔本ノマヽ〕或屋　字者產子丸、立花左近將監、參河守、自二舍兄貞載一受二家督一。

―氏泰　字者千代松丸、大友孫太郎、從五位下、式部大輔、法名清山魏獨峯。號二同慈寺殿一、二年十月三日卒。母太宰少貳娘、尊氏將軍以養子之儀、被レ免二源朝臣姓一、自筆之御判有レ之。從レ是一家之族改二藤原姓一號二源氏一。

氏時　字者宮松丸、大友孫三郎、從五位下、刑部大輔、法名神州天祐、號ニ大應寺殿一。依ニ將軍鈞命一受ニ家督一、二月廿一日卒。

氏宗　孫四郎。

卽〔本ノマヽ〕宗　利根吉祥寺長老。

九
氏繼　不二庵、號ニ福州授公一、十二月廿一日卒。利根孫太郎、又號ニ大友一。

十一
親着　大友二郎、式部丞、刑部大輔、從五位下、法名道瑛玉庵、號ニ大惠寺殿一。自レ親受ニ家督一。應永卅三年十一月廿九日、嫡子大膳大夫孝親依ニ謀叛一於ニ三角畠一戰死。

孝親　大膳大夫、應永卅三年十一月廿九日、於ニ〔本ノマヽ〕謀叛一於ニ三角畠一戰

死。

—親綱末系　大友左京大夫、從五位下、法名光君耀山。號二大聖寺殿一。自二持直一受二家督一。長祿三年二月六日卒。

十五
—親繁　大友五郎、豐後守、從五位下、法名道淸庵主心源院殿、自二親隆一受二家督一。
文明十四年十一月四日卒。母子棄〔脫アルカ〕

—親世　字者千代松丸、大友式部大輔、修理大夫、從四位下、法名勝幢祐高、號二瑞光寺殿一。自二鹿苑院殿義滿將軍一賜二鎭西探題職一。

—親國　西五郎。

—氏能　利根〔脫アルカ〕

—持直末系　大友八郎、中務大輔、從五位下、法名通玄理公觀音寺殿。自二親

著二〔本ノマヽ〕受二家督一。文安二年正月四日卒。

―親棟末系　孫太部、刑部丞、

―十四親隆末系　大友四郎、出羽守、從五位下、法名成岩正金寶性寺殿。自二親綱一受二家督一。

―親直末系　六郎、大和守。

―親雄末系　十郎常陸介、於春日山高〔本ノマヽ〕戰死。

―福嚴寺

―十二政親　大友五郎、豐前守、從四位下、法名如意珠山海藏寺殿。明應五年六月十日卒。母大友親隆娘。

―義右　法名傳芳成親大智院殿。明應五年十月廿七日卒。母大內敎〔脫アルカ〕娘。

親勝　七郎。

親武　日田六郎。

親治　大友二郎、從五位下、備前守、從ニ義右ニ受ニ家督ー。法名梅屋見反。大永二年十一月九日卒。

親照　戶次又五郎。

十九
義〔本ノマヽ〕　始號ニ村親ー、大友修理大夫、從四位下、法名天眞清照、號ニ大雄院殿ー。永正十年八月十一日卒。

親元　戶次五郎。

二十
義鑑　鎭西探題、豐・筑・肥六州大守、大友修理大夫、從四位下、法名紹康松山到明

寺殿。天文十九年二月十二日、家臣津久見美作守・田口藏人依レ叛逆ニ横死。

義武―又義國重治、

菊池十郎、左兵衞督、從四位下、永正十七年庚辰二月十九日、於ニ肥後國一發向、同月廿三日至ニ于隈部一、同廿八日入ニ熊本城一、然而後對ニ豐後屋形一在ニ逆意一、不レ成レ功而終被レ殺。法名道周。

義鎮

字者□新太郎と號。法師大友左衞門督、從四位下侍從、法名宗麟、又號ニ宗高休庵瑞峯院殿一。天正十五年五月三日卒。五十八歲。

義長、又義榮、晴英、大内新介、周防介、陶尾張守晴賢入道全姜將軍鈞命爲養生介ニ大内家一〔脫アルカ〕其後、毛利元就と年々合戰、終戰負、於ニ周防山口一自害。

―女子　土佐一條殿北方。

―女子　河野宗三郎妻。

―女子　近衞殿御契約之處田口津久見依㆓叛逆㆒、於㆓義鑑屋形㆒同所生害。

―女子　於㆓同所㆒生害、臼杵腹娘。

廿二
―義統　大友新太郎、左兵衞督、豐後守、從四位下侍從、法名宗岩中庵。慶長十年七月十九日於㆓常州㆒卒。

―親家　新九郎、勘解由、號㆓門司㆒、又號㆓由原㆒。爲㆓剃髮㆒號㆓松野道孝㆒田〔由カ〕原親方爲㆓養子㆒。後又號㆓松野伴齋㆒。

―女子　久我殿御臺所。

―女子　毛利元就末子久留米侍從秀包室。

―女子　志賀親敎妻。

―女子　臼杵統尙妻。

―女子　桑田鑑元妻。

―能乘〔或吉ノ字〕

改ニ義述ト大友宗五郎、法名香巖眞聲、號ニ松聲院殿ト。慶長十七年七月十二日於ニ武州牛込ト卒。卅六歲。

―正堅〔改ニ正照ト松野右京亮。〕

―能行　松野修理亮、主殿助。

―義言　松野主膳正、六郎兵衞尉。

―義孝　大友左近將監、內藏助。

廿四
―義政　始號ニ貞勝ト、左兵衞督、法名道性。母立花左近將監、柳川侍從宗芳妹。

廿五
―義親　大友右衞門大夫、法名久山玄昌。母同義〔政の字脫カ〕元和五年八月八日

卒。廿三歳。女子人有、畠山外記妻成。

─女子　畠山源四郎長員室、上杉宮內少輔長貞母。

─親鄉　大友左京大夫親綱男。大友式部丞。

─親森　孫三郎。

─親實　左京亮。

─能世　三郎、民部少輔。

─晋道　兵部卿、律師。

─宗心　大聖。

─師能　大友中務大輔持直男、近江守。

─旨祐　十郎、於ニ春日山高〔本ノマヽ〕討死。

─能實　八郎二郎、筑後守。

─僧永泉

─親實　孫太郎、兵庫頭。

親咸　五郎兵衛尉、

女子　戸次丹後守氏詮妻。

能棟　刑部丞親棟男、二郎宮内少輔。　—　親棟〔本ノマヽ〕

親範　刑部丞。

親滿　大友出羽守親隆男、四郎、號二日田一早世。

女子　大友親繁妻、政親母。

女子　戸次直繁妻。

大慈院

親頼　大和守親直男、修理亮。　—　親明　太郎、山城守。

親胤　彈正少弼。　—　親爲

親言

親弘　常陸介親雄男、參河守。　—　親在　八郎、藏人。

親守　四郎。

同紋衆

豐後國侍

―親家　四郎三郎。

御同紋衆の事

戶次・田北・志賀・一萬田・田原・木付・臼杵・吉岡・吉弘・入田・淸田・利光・太神。

右外、御屋形御代々御連枝之子孫付レ之。但し他家を繼、又至二于庶子家一差別あり。

一、古庄・筑井・攝津・三池・淵名・門司等の能直御連枝の家に付レ之。此外能直公御供にて、西國へ下向の輩の筋目、大概被赦の御紋、茗荷の丸なり。但しわりみやうか、きやうえうの御紋とこれをいふなり。杏葉又蘘荷とも書くなり。

豐後國侍の事

一、豐後國は太神朝臣大夫豐後守惟基子孫、代々領する所なり。能直公御下向の後、屬二幕下一訖。惟基五人の子共旨〔本ノマヽ〕此子孫大概註レ之。

○惟基　祖母兵高大明〔本ノマヽ〕三司伊周公娘、惟基母方の伯父、菊池中納言隆家養

惟基は姥母嶽大明神の子

子となす。故に子孫、諱に隆の字を用ひ、又惟の字を用ふ。此字をさして號ニ惟任一。惟基、童名皸童太、又號ニ大藤太一。七歲の時元服をなし、自ら大太と號す。惟基、弓馬打物の達人、豐後守に任ず。或家の系圖に、桓武天皇の御宇に、堀川大納言罪科に依りて、豐後國に流さる。彼の娘、配所に於て惟基を產むと有り。此說不審、時代相違なり。大系圖に載する處は、人王〔脫アルカ〕十六代帝一條院御宇、長德二年四月廿四日、儀〔同の字脫カ〕三司伊周公〔左の字脫カ〕遷、彼娘と同じく豐後國に流され、鹽田大太夫といふ者に預けらる。然して後、彼娘の許に夜々通ふ男あり。日數を經て既に懷胎をなす。鹽田夫婦怪み問うて云、通ひ來る者は何人ぞや、女答へて云、來るを視て歸るを知らずと云々。其時、夫婦敎へて曰、朝に歸らんと欲する時、驗を付けて繫ぎ見るべしと云々、其敎の如く、朝歸る時、男の着たる水色の狩衣の裾に、針に賤の緒手卷といふ物を付けて、經〔綫カ〕て行方を繫ぎて之を見るに、豐國姥母嶽(たけ)の下に、大なる岩屋の內に繫〔本ノマヽ〕ぎ、入窟の口にたゝずみ、內の體を窺ひ見るに、大なる聲して叫ぶを、女の云、御姿を見奉らん爲め、我是迄來るなりといへば、岩屋の內より答へて云、我は

是れ非人なり。姿〔脱アルカ〕汝、我が姿を見ば、膽魂も身にそふまじきぞ。胎所の子は男子なり。弓矢・打物取りて、九州二島に肩を雙ぶる者あるべからずといふ。女、重ねて曰、假令如何なる姿なりと雖も、日頃のなさけ爭か忘るべからず、互に今一度姿を見んといふ。其時、崛の内より臥す長五六丈、跡枕へ十四五丈程の大蛇、動揺して御出づる。狩衣の裾に指すと思ひし針は、大蛇の咽に立ちたり。女歸りて程なく男子出生す。鹽田夫婦之を養育す。件の大蛇は、姥母嶽の大明神の神體なり。後〔降カ〕高知尾大權現を崇むなり。伊周公は、大織冠鎌足公より十三代、中の關白太政大臣道長公の御子なり。

高知尾　三田井太郎。

惟秀或季　阿南二郎。

松尾・小原・大津留・武宮・橋爪・田尻・早田・入倉・大神。

此家斷絶して、大友戸次より之を繼ぐ。

季定　植田七郎大夫。

吉藤・太田・野津原（大友より之を繼ぐ）・麥生・田吹・行弘。

基平　大津八郎。

太牟田・朽網（古庄より之を繼ぐ）・敷戸。

惟咸　緒方九郎大夫。

臼杵（大友・戸次より之を繼ぐ）・戸次（大友より之を繼ぐ）・佐伯・堅田・野尻・賀來・高野。

此外、右の兄弟より出でたる名字多し。之を略す。

一、惟基母、實大織冠鎌足後胤、正三位左大臣氏長は藤原冬嗣の男、右大臣良相娘なり。

九州所々城主・郡主等の事

一、豐前國　野中・ぬき・長野・間田・佐野・千手・杉・宇佐。

卅六人衆。

一、筑前國　秋月・麻生・宗像・原田・立花・高橋・杉・森・鎮實。

此外、安武・小田部・大鶴・鷹野等の國持、勝げて計ふべからず。

一、筑後國　問註所、町野・蒲池・黒木・星野・草野・三池・大鳥井・田尻・江上・豐饒・麥生・矢部・高良山座主。

一、肥前國　龍造寺・筑紫上下・松浦・有馬・五島・大村・波多・小田・大日・馬場・高木・修行・神代・須古・蓮池・内田。

一、肥後國　菊地・宇土・合志城・隈部・鹿木・甲斐・赤星・相良・大草・木山・有動・出田・小代・大津山・阿蘇・川尻・片志多・山鹿。

一、日向國　伊東・土持。

一、大隅・薩摩は島津分國なり。

一、兩筑・兩肥・兩豐・日向の七箇國は、大友屋形の御午に入り、國々城代を居ゑ置かる。殊に肥後筑〔脱アルカ〕に給人多し。

大友家竝御幕下衆、豐・筑・肥・薩・隅・日の間に於ける軍場聞書

一、筑後國星野伯耆守元實御退治は、義長屋形の時なり。討手の大將は、志賀・佐伯・臼杵・古庄等なり。但し臼杵安藝守が與力、竹主外記といふ者の智略にて、星野城攻落つ。大永年中の事なり。

一、豐州佐伯薩摩惟治が梅牟禮城攻は、義鑑屋形の當時なり。大永七年十一月なり。討手の大將は、臼杵近江守長景御旗本勢三千人差向けられ、佐伯惟治戰ひ負けて自害す。惟治が伯父紀伊守惟常は、義鑑公の御味方に參り、軍忠を盡すに依り、伯耆が遺跡を給はり訖。

一、翌年佐伯惟常と、兄の惟勝と諍論して合戰に及ぶ。是に依りて、義鑑屋形御披之ありといへども、承引したてまつらず。義鑑公御腹立し給ひ、諸勢を差向けられ、惟常は屋形御取立なれば、君に對し奉つて、弓を引かんこと逆臣なりとて、城を明けて豫州へ赴く。惟勝降參、其後、天文年中に、惟常召返され本領安堵。

一、豐州朽網下野守、逆心を企て義鑑公の津院府內の御館へ押懸け奉る。淸田親忠之を防ぎ、敵數多討取る。高崎御城番吉弘左近大夫・古庄舍人、池田・木付より佐

伯紀伊守驅付け、其外御旗本の佐士小戰して、朽網下野守親滿を討取る。天文十三年八月の事なり。

一、津久見美作守・田口藏人、逆心を企てゝ義鑑公を討ち奉るは、天文十九年二月の事なり。御簾中・御息女・三郎殿御生害。義鑑公の御簾中も、折節御一所におはしましけるが、御腹卷を着せられ候故、切り奉り難く御恙なし。宗像民部丞・竹田津佐渡守六郎左衞門尉・田北左近將監・森壽阿彌、其外當番衆中、田口・津久見を討取る。兩人の郎從も、殿中に於て殘らず討死。其頃、義鎭公は、別府といふ所に、御湯治遊ばされしが、註進に就きて御歸城をなさる。津久見・田口一類共を、戶次伯耆守鑑連・齋藤右衞門尉鎭實・臼杵越中守鑑速におふ□□へ御退治なり。入田丹後守親眞を肥州阿蘇大宮司之を討ち、其首を豐府へ送る。

一、小原鑑元御誅伐は、天文年中の事なり。肥後國南關城主なり。討手の大將佐伯・田原に、一萬の軍勢を相添へ差向け、鑑元戰負けて自害。

一、筑前國秋月久種家初、切腹しけるは、天文年中の事なり。豐府より討手の大將

戸次伯耆鑑連・佐伯左衞門大夫惟教・田北・臼杵・朽網・志賀・吉弘・一萬田・吉岡・田村・小原都合二萬餘人、古所山の城を攻むる。秋月家臣この四郞右衞門、逆心之ある故、文種、城を持ち難く降參。文種は田原が婿なり。

一、筑後國蒲池鑑貞御誅伐は、天文十九年に、津久見・田口逆心故、不慮の事のありしに、使禮到來もなく、其後音信不通のみならず、剩へ逆心の企之ある由、國人等註進に依り、討手を差向くるの處に、森迫兵部丞、討手を屆くるも、謀略を以て、鑑貞を豐府迄呼出して、之を誅戮す。

一、肥後國御退治は、天文の末の事なり。甲斐宗運、最初より御味方にて忠あり。

方々抱城。

合志に　合志常陸介。隈部に　城彌三郞、同十郞太郞。鹿子木に　鹿子木寂心。宇土に　宇土伯耆守・同左兵衞尉。三州に　甲斐宗蓮。氷應に　相良義陽。

阿蘇・赤星・天草・津守・片志多・木山・有動・小代・川尻・和仁・大津山・隈部・出田。

此外、國持一郷・一村の主、勝げて計るべからず。大手幕下、豐府登りの先手吉岡三

川寺・臼杵越中守、此兩人甲斐宗運揃計つて國持味方にす。豐州勢凡二萬三千餘なり。八段の備なり。先陣志賀親安・佐伯惟教、二番に白仁の志賀。

久留米城　良寛法師。西牟田城　蒲池治部少輔。柳川之城　蒲池鎭漣。山下之城　蒲池兵庫頭鑑弘。高尾城　田尻刑部少輔。三池　三池鎭實。豐持江上。〔本ノマヽ〕

豐後よりの討手大將朽網・臼杵・田北・木村・清田等なり。城主大牟降參、或は落城。

一、筑前國立花の城主鑑俊御退治は、永祿八年五月十八日に落城。豐府より討手の大將可先・戶次丹後守・田原親廣・同親堅・臼杵越中守六千三百餘。二番備志賀親安・白仁の志賀鑑高・朽網鑑安・一萬田鑑眞五千六百餘。三番に玖珠・日田兩郡の勢二幡に作る。侍大將に在津何右衛門尉・坂本備中守・野上兵庫頭・帆足三郞兵衛尉・森五郞八右衛門尉・小田彈右衛門尉、其勢二千餘人、御旗本六千二百餘人、備頭吉弘・吉岡・田北・古庄・寒田都合其勢二萬餘人なり。戶次丹後守鑑連軍配を以て、城を乘取り、鑑俊も討取る。鑑俊、毛利元就にかたらはれて此亂を起す。是れより先、立花長俊逆心に依り御誅伐。是も戶次・臼杵・吉弘・高橋等に仰せて討たれし。その首、豐府に來

り、義鑑公御實檢なさるゝに、眼見ひらき、義鑑屋形をにらまへ奉る。其〔時の字脫カ〕屋形御詠歌あり。

立花は昔をとことなりにけりうひかふりする心地こそすれ

と遊しける。頭動き眼を塞ぎたるとなり。此時長俊が一旗立花彌十郎、御味方忠節を盡すに依り、御先□られ、長俊の遺跡を給はり、鑑俊と號す。立花の東城□□山に寺藏す。本城には臼杵進士・奴留湯融泉を籠置かるゝ。其後に是も亦、毛利元就に語らはれ、原田下野守親種と示合せて、米多比鷹野を討取り、臼杵進士・奴留湯融泉が籠る本城を攻むる。臼杵・奴留湯之を防ぐといへども、毛利元就よりの加勢は八千人、新手を入勢攻戰ふ故、城中力盡きて城を落去る。いかなる者か、一首の歌を書きて大手向に立つ。

香もうすき花立ばなの彌十郎城をば敵に又しんしどの

鑑俊御誅伐の後は、田北民部少輔・鶴原掃部助兩人を城攻に居え置かる。鑑俊が弟立花源太左衛門尉は、此時討漏されて、中國に赴く。

一、此時、鑑俊にくみしたる原田親隆を討たせらるゝ。原田と臼杵新介と柑子が兵と高祖といふ所にて度々相戰ふ。原田討負けて筑後國に落行く。

一、筑後國高良山を攻めらるゝ事は、兩三度に及ぶ。永祿年中原田親隆、國人をかたらひ高良山に栖籠る。豐府より田北・臼杵・古庄・朽網・吉弘・一萬田・吉岡・戶次、志賀を大將にて、浦邊易玖珠な□安好の鄕の勢を差添へられ、二萬餘の軍兵之を攻むる。戶次丹後守鑑連が家臣吉野八郎計略を以て、親隆を討取る。な□の國持大寺降參。

一、筑前の國長尾合戰といふは、兩度之あり。初は秋月の居城より行程三里隔てゝ、長尾といふ所に、豐府の押の爲めに一城を構へ、秋月種實、家老木村甲斐守を籠置く。豐府より勢を差向け、戶次丹後守鑑連、大將として出馬せらる。秋月種實後詰して、度々迫合あり。是れより先、種實、藝州にありけるが、毛利元就を賴み、加勢を請け、秋月の古城に引籠り、舊臣を集めて國人を語らふ。

一、永祿年中に、秋月種實と豐後勢と庄山長者が原・千手・小熊等に〔度々の二字脫カ〕迫合あ

り。戸次鑑連と秋月種實と、休松にて合戰あり。秋月方より夜懸の軍にて、初めは鑑連方負色に見ゆれども、丹後守老功の大將故、終に種實利を失ひ、人數若干討たせて、古所山の城に引入る。

一、同永祿年中に、秋月種實と戸次鑑連と、筑石垣山の麓にて合戰あり。種實利を失ひ、古所山の城に引取る。種實が先手の大將井田二郎を、鑑連家來十時攝津守組み之を討つ。

一、同永祿年中に、筑前の國千部が峯、竝に長尾に於て、秋月種實、高橋元種と、戸次鑑連合戰あり。秋月高橋が勢敗亡。

一、同永祿年中に、筑〔前の字脱カ〕國生の松原にて、原田・秋月と、戸次丹後守鑑連と合戰。生の松原と高祖といふ所にて、度々力戰して勝負區々なり。終には秋月・原田利を失ひ引取る。戸次鑑連、高祖の城にて追討ち、首數千百餘を得たり。鑑高・朽網鑑安・大野直入□の勢、是に組して三段の備なり。大分の郡國崎、早速郡の勢は、田原に召□いこふ。義鎭公の御旗本は、千餘二段の備なり。豐・筑・肥・日州七箇國は、先

代より御手に入るといへども、義鑑公不慮の害にあひ給ふ故、右の國々御下知に從はず。かるが故に義鑑公、御馬を出さるゝものなり。

一、豐前國御退治は、弘治二年なり。所々に於て迫合あり。城主郡主大概是に誅す。

彥山　衆徒山臥。門司の城　杉重近。寶森城・高の嶽の城・ぬき　親□。みつが兵城　長野筑後守。間田の城　間田源六兵衞重通。佐野の城　佐野彈右衞門尉親重。香春の城　宇佐郡に三十六人衆。千手鑑元等大半降參、或は沒落す。義鎭公御出陣。侍大將には田原越後守親堅・志賀親教・佐伯紀伊守惟教・田原親弘・田の左近將監鑑元・同大和守鑑重・朽網參河守鑑安・田村三郎入道、豐府勢竝に國々の集勢三萬二千餘なり。

一、是より先、天文廿三年毛利元就と義鎭公と、豐前門司竝に石原足達山の〔脫字〕柳が浦等にて迫合あり。戶次丹後守鑑連・吉弘左近大夫鑑理・齋藤兵部大輔鎭實、先手として軍功を勵すに依つて、毛利勢敗亡。天文廿三年より永祿十二年迄十七年の間、

豐前·筑前の間にて、毛利勢と合戰、大友勢毎度利を得。

一、弘治三年に、秋月文種と肥前五箇山の城主筑紫左馬頭惟門と、毛利元就に語らはれて、大友に背く。是に依つて、豐府より戶次丹後守鑑連が一族、竝臼杵越中守鑑速、高橋參河守鑑種を大將にて、六萬餘の勢を差向けられ、所々に於て迫合あり。秋月文種戰負けて自害す。文種が家臣大橋豐後守、僞つて降參し、主の子三人を、己が子なりといひて城中を出づる。其後、爰彼に隱し置き年月を送る。終は恙なし。後々秋月種實は、此三人の兄弟なり。又肥前五箇山の城主筑紫惟門も、戰ひ負けて、居城に火を懸け、同國唐津に落行けり。夫より中國に渡り、毛利を賴むと云々。

一、筑後國御退治は、永祿七年甲子なり。所々の城主、

井上城　問註所後秋月治部少輔持之。　麥生の城　麥生左近將監惟種。　發心が山高城　草野長門守。　橫尾高牟禮　黑木兵庫頭。　高良山　座主林慶。

一、秋月文種が息男種實、度々戶次鑑連に戰負け、幕下の國人等、大牟大友方に降

參しければ、力盡き種實も降參す。大友の家田原等、彼の種實が親類なりにければ、義鎮屋形へ頻になげき申す故、亡父文種が古來よりの遺跡計りを給はり、此間拜領の地は召上げられたり。是も永祿年中の事なり。

一、高橋參河守鑑種、毛利元就に語らはれ、逆心を企て、岩屋・寶滿の兩城に籠られ、國人を手につけ、豐府をうかゞふ。是に依つて、討手を差向けられ、先手の大將戸次丹後鑑連入道道雪・吉田參河守吉弘左近大夫鑑理・臼杵越中守鑑速、其外、侍大將數輩、其勢二萬五千、竈山の麓にて、矢合は高橋勢戰負けて引取る。豐後勢岩屋の城迄追討ち、臼杵越中守が手より岩屋の城を乘取る。寶滿の城は、高橋鑑種破られじと、堅く守りければ、寄手も攻あぐみ、麓に向陣を取り、數日を送る。其内に足輕迫合度々あり。

一、肥前五箇山の城主筑紫惟門が息左馬助廣門、大友に背く。是に依つて、齋藤兵部少輔鎮實を大將として、古庄・岐郡・古渡・坂本を相添へ、日田・玖珠の勢を差向けられ、筑後國より問註所加賀守鑑豐、加勢として出陣、度々迫合あり。筑紫戰負けて

降らる。

一、毛利元就、秋月筑紫、高橋が後詰として渡海、豐前の城々大半攻落し、立花の城を攻むる。城代田北民部大輔・鶴原掃部助、之を防ぎ破られず。豐府より大友宗麟公御出馬、又寶滿の城押には、戸次・臼杵・吉弘が一族を殘置き、道雲・鑑理は毛利勢に向ふ。御備衆先陣は、戸次鑑連入道道雪、左は田原の親弘、右臼杵鑑連其勢七千二百餘。二番田原親堅、左志賀親安、右白仁の志賀鑑高、幷宇佐卅六人衆、是に組して六千八百餘。三番一萬田鑑實、左宗像、右筑紫親元其勢六千餘。四番吉弘、左清田鎭忠、左朽網鑑安・筑後國の蒲池、彼是相備へ四千七百餘。五番北原・古渡・木付、五□田・大津留・以上五頭五千餘。六番竹田津・服部・柴田・田村・筑前の三原五頭五千三百餘。七番古庄・寒田・肥後の赤星・津口・五條五頭三千二百餘。八番御旗本吉岡・大神、幷に日田・玖珠兩郡の人數二千餘、左小佐井二千餘、右齋藤二千、後備戸次加賀守親文・利光鑑教・幷津久見の人數相加へ、以上五頭千五百餘。横鑓戸次山城守鎭秀・同中務少輔鑑方・田北大和守入道紹哲・同左近將監鑑元・毛利鎭實・相良義元、九備筑

前衆以上八千餘、都合五萬五千八百餘の御勢なり。所々に於て度々迫合あり。今度も毛利戰負けて中國に引取る。雙方討死多し。軍場は、門司·小倉·柳が浦、筑前多多良濱へ·蘆屋·宗像·長者が原·名島·川内の松原·立花の麓等なり。此軍、豐府方の勝利になりたるは、吉岡宗歡が計略にて、大内太郎左衞門尉輝弘子息武弘に、三千餘の軍兵を相添へ、四國へ助けさせらる。又番船を出し、中國勢の兵糧運送を妨げければ、彼是防ぎがたく敗亡に及ぶと云々。大内太郎左衞門尉輝弘は、四國の先主大内義隆の〔此間原本半丁缺文〕秋月文種が次男なるを、鑑種取立てゝ、父子契約をなす。後高橋右近大夫と號するは此人なり。然る後、高橋譜代家臣、屋山·伊藤·福田·北原等、豐府へ歎き訴へ申しけるは、高橋は古來より武家なり。今此時に斷絶せん事、歎息あまりあり。哀屋形の貴族一人養主に仕り、高橋の名字を取立て申度き由、頻に望み申すにより、吉弘が次男主膳正を高橋鎭種と名乘らせ、鑑種が遺跡を繼がせられけり。後紹運と號す。

一、近年毛利元就、豐筑の間に働き、やゝもすれば國人背くにより、中國押の爲め、

戸次丹後守鑑連入道道雪を筑前國に遣し、立花山の城主となさる。蔦野・米多・北小田郡・大鶴等の國持數輩、與力として豐後藤北の舊領は、猶子伯耆守右近大夫鎭連家督たり。

一、肥前龍造寺隆信、最初に攻められしは、永祿十三年の事なり。今年年號を元龜に改む。今山・佐賀・高尾等にて合戰あり。豐後勢利を失ひ、一方の大將舊料掃部助討死す。重ねて豐後より大勢差向けられ、所々迫合あり。吉岡宗歡謀略にて降參、隆信人質を出す。

一、元龜三壬申年、豫州宇和郡の領主西園寺公廣公と、土佐國一條中納言康政公と合戰に及ぶ。康政公は宗麟公と御縁者たるに依り、豐後より佐伯紀伊守惟敎、鶴原掃部助、幷御舟奉行深栖大藏大夫・若林越後守入道閑〔脱アルカ〕此四人加勢として、三千餘の勢を差向けられ、豐後勢と豫州勢と所々に於て迫合あり。每度豐州勢勝利を得たり。是に依つて、豫州より和談を乞ふ。人質を取りて佐伯・鶴原・深栖・若林歸陣。

一、日州の伊藤三位入道、薩州島津義久に打負け、豐府へ退散の事は、天正四年の事なり。此伊藤本領の郡の望につき、大友と島津と合戰に及ぶ。

一、日州松尾の城主土持親成、大友を背き島津に内通し、大友家を傾けんと企つる。是に依つて宗麟公、日州へ御出馬せらる。天正六年の事なり。先陣佐伯惟敎入道宗天・同彈正少弼惟賓・右志賀親敎。二番田北相模守鎭同。三番は田原親貫・同近江守入道弼忍。四番吉岡掃部助鎭興、並小原田村。五番吉弘左近大夫鑑理・同鎭佳。六番朽網宗曆。七番戶次伯耆守鎭連・同左京亮入道玄珊。御籏本は玖珠・日田二郡の武士、脇備いづれも備頭を定めらるゝ。豐前宇佐郡卅六人の衆、田原紹忍に相加る、都合其勢三萬餘なり。土持が居城を攻めらるゝ。親成防ぐといへども叶はず。終に生捕つて斬る。子息相摸守は自害す。大手口一番に攻破るは、戶次鎭連・志賀親敎兩手なり。所々に於て防ぎ戰ふは、臼杵・佐伯諸軍に勝れたり。城を攻破り、退治は同五月始めなり。

一、今年薩州の島津義久と、宗麟公と隅州高城、並日州耳川にて合戰。初めは豐州

勢打勝ち、長手大江の城を乘取るといへども、後には利を失ひ、豐後の歷々數輩討死。田北鎭周が一族郎徒百廿餘人、佐伯宗天父子一族郎徒百六十餘人、齋藤鎭(アルカ脫)・同進士百卅餘人、臼杵新介・同惣衞門尉・柴田何右衞門尉、此外戶次・志賀・一萬田・吉岡・古庄・朽網等が一族郎徒討死、其數を知らず。筑後の蒲池・宗雪・豐饒等も討死、此軍より大友家の威勢衰へたり。此合戰は天正六年十月十二日なり。

一、今年隅州高城、日州耳川にて大友家敗亡により、又國々の城主・郡主、大友に背く。肥前の龍造寺隆信、肥・筑を打靡け、大友・島津を亡さんと計る。同國小田重光をたばかりて閭中に殺し、筑後の蒲池鎭漣を舞樂に事よせ、肥州與賀宮にて殺す。兩人共に隆信の婿なり。又松浦・波多・大村・有田等を攻むる。或は降參、或は籠城して、大友に加勢を乞ふもあり。筑前には秋月種實、肥前五箇山の城主筑紫惟門と同心し、叛逆を企て、城井・千手・長野・上原・原田・麻生・杉・宗像等を手につけ、筑前・豐前を治めんとす。肥には宇土城・川尻・合志・託摩・赤星・和仁・相良・有動・小代・隈部・本山・天草山・山田・津守等、大友の下知に從はず、島津に內通し、龍造寺に同心し、筑後には田尻・蒲

池・三池・江上・豐持・豐饒・黑木・齋藤・草野・大島井等、皆龍造寺隆信に打負けて、隆信の幕下となる。生葉郡井上城主問註所が一家と、高良山良寛法印ばかり、始終大友味方として忠を盡す。

一、同天正七年に、隆信と筑後衆と、高尾・白鳥・瀨高川等にて合戰あり。

一、同年肥後國にて、城十郎太郎・宇土行興も心を合せ、川尻を亡さんとす。小代・山鹿・大津山・隈部・有動同心し、城十郎太郎を討たんとす。甲斐宗運は最初より、大友方として忠を盡す。川尻・飽田・高瀨・三舟・宇土・立田山・山鹿・白川等にて合戰あり。

一、天正七巳卯年、田原親弘が養子田原右馬頭親貫、謀叛に依つて御誅伐、浦邊の城、其近邊にて度々防戰あり。親貫居城を破られ、鞍懸といふ所迄、落ちたりける由。

親貫が運は月毛の右馬の頭くらかけさして落ちてこそゆけ

月毛の馬に乘つて落ちたれば、斯く詠めり。親貫終に討たれけり。吉弘加兵衞尉志賀親敎・宗像掃部助・戸次鎭連・臼杵鎭尙軍中に拔きんず。屋形御馬を出さるゝ。此時、秋月種實、田原加勢として、伊藤外記・坂田市介、此外城井長野が勢、彼是八千

計り出陣、かなくゐといふ所にて、豊後勢と相戰ふ。秋月勢戰負けて、坂田・伊藤を初め、數百人討死。

一、郡安岐の鄕人、田原親貫をしたひ、野心あるに依つて、之を討たせらる。木付・田北自身手を碎き、叛逆人悉く討平ぐ。

一、同年海邊・溝邊、野心に依り、戶次鎭連に仰せて之を討たる。

一、同年豐州田北勘解由入道紹哲、御屋形を恨み奉る仔細ありて野心を起す。是に依つて、一家の輩竝に玖珠・日田の軍、土に臥して之を討たせらる。態々無禮八幡山にて度々迫合あり。紹哲が勢强きにより、僞りて和談になり、紹哲、八幡山を下城し、日田の筏すべしといふ。大川にて日田・玖珠兩郡の伏兵に討たる。

一、豐前國蓑島合戰は、杉七郎重吉と高橋種實との合戰なり。初めは重吉利を得るといへども、種實に討負けて自害す。此重吉、毛利家を叛いて、大友の臣となる。此合戰も天正七年の事なり。

一、天正七年に、又秋月種實と筑紫廣(脫アルカ)と心を合せ、宗像・麻生・杉・原田・城井・長

野・大江・齋藤・千手等を手につけ、豐・筑・肥を討取らんとす。是に依つて、立花の城主戶次丹後守鑑連入道道雪・同國岩屋の城高橋主膳正鎮種入道紹運、秋月勢と所々に於て合戰あり。右垣石・栗嶽・宇美・桑古、竝須古・荒平・鷲嶽彌□郡等にて、原田・麻生と戶次道雪與力の小田郡大鶴と合戰あり。道雪・紹運出馬して、原田・麻生が勢を所所にて討取る。此外筑前好士岡・寶滿・九嶺・八岳かはじり。高須等にて、秋月・原田・麻生・宗像と、戶次道雪迫合あり。

一、同天正七年八月に、宗像・麻生・原田・杉、以上四頭、筑前筥崎表に働き出づる。立花の城より戶次道雪軍兵を出すなり。兩日二度の迫合あり。道雪、敵の人數を□□へ留め、戶次右馬助鎮榮、蒲野參河守兩人に、一千餘人を差添へ、敵の知らざる樣に、多々良川を夜の間に越させ、麻生民部少輔が居城上松に押寄せ、城中を燒拂ひ、男女數百人斬殺し、麻生が妻子を生捕つて立花に歸る。筥崎の敵、上松の煙を見てさわぐ所を、立花勢討つて懸りければ、一支もせず敗亡。

一、麻生は、居城上松を燒かせ、妻子郎從も大半討たせ、詮方なく宗像が許妻の城

に籠る。其後、道雪に降參を乞ひ、返忠の企ども之ありて宗像に殺さる。

一、同天正七年九月、戸次道雪・高橋紹運働き出て、宗像・原田が居城の近邊迄焼詰め、秋月勢の出張を待つに、秋月、勢を出さず。原田鑑種降參。此鑑種政〔脱アルカ〕宗麟公御一代に、敵と城なる事四度なり。此後とても心許し難しとて、首を刎ねらる。

一、天正八年に、秋月筑紫と高橋紹運と、太宰府岩戸御廟嶽の麓にて迫合あり。戸次道雪、谷尾村より討つて出て、紹運と一つになられ、筑紫秋月が勢若手討捕る。

一、豐前の國持大半、筑紫秋月に從ひ、大友氏に叛くによりて、豐府より志賀河内守入道・田北宗鐵・一萬田宗慶・宗曆・朽網を大將として、一萬二千餘の勢を差向けられ、城井・長野・千手・齋藤・後藤・寺杉・浦上、竝に秋月勢と、高和楮□等にて合戰あり。初めは豐後衆、城井・長野・千手等に打勝つといへども、秋月種實、風雨の夜懸に、豐後勢戰負け、若干討たれ、同國中津に引取る。其後、又所々にて迫合あり。

一、同天正八年、薩州勢と志賀・朽網・佐伯と、兒湯・偖懸・宮崎等にて合戰あり。

一、同年薩州勢、戸次山城守鎮秀入道宗㮚が籠る淺岡の城を攻む。鎮秀入道之を

防ぎて破られず。却つて薩州勢をつけ〔本ノマヽ〕うつ。豐府より彼城加番に置かれにける足達左衛門尉行盛、力戰して敵數多を討取る。

一、同年筑前肥後の間まで、合戰止む隙なし。筑後には高良山良寛法印問註所野〔脱アルカ〕幷山下の蒲池、大友方として始終忠を盡す。筑前には立花の城主戸次道雪、岩屋の城主高橋紹運、肥後には甲斐の宗雲一人ならでは、大友の味方なし。

一、肥後の國三舟の城主甲斐宗雲、同國求摩の城主相良義陽と響野原にて合戰、義陽、軍利なくして討たる。一つには相良上野守・同越後守・同駿河守・同周防守・同左京亮家子郎徒七十餘人、雜兵は其數を知らずといふなり。天正九年の事なり。

一、龍造寺隆信舟大將田澤大隅守、幷肥前勢と、薩州島津方志岐・天草・木山瓶竝に肥後の勢と、肥前の大島にて舟軍あり。隆信方勝利を得、志岐・天草等が舟を乘取る。是より龍造寺隆信と、島津義久、肥筑の間にて合戰度々なり。

一、天正十年、筑前立花の城主戸次道雪・同國岩屋の城主高橋紹運、賀摩穗波に討出て、在々所々に放火す。此邊は、秋月種實が領地なり。長野・杉・千手・城井・後藤等

秋月が勢、彼是八千餘の勢歸路を遮らむとす。道雪・紹運兩手の軍勢五千餘、まつしぐらに突懸りければ、秋月勢も國勢も恷へず引く。追詰々々討つ程に、□□といふ所迄、三里の間一度も返し合せず。道雪・紹運兩手に、首數三百餘討取りたり。

天正十壬午年十一月廿四日、

一、甲斐宗雲、天正十年正月に病死して後、薩州島津義久、伊集院左衛門大夫・伊勢長門守を大將として、肥後國に働せらるゝ。三舟の一里西、花山といふ所に一城を構へ、稻富新介を大將として二千餘を籠置くと、甲斐宗雲が嫡子相模守鎭隆・二男藏人惟隆・三男四郎二郎惟義・四男詮隆・五男隆晴・六男澄久相計つて、三千餘の士卒を一千五百餘人、鎭隆・惟義引率し花山を攻む。城中よりも勢を出して相戰ふ。鎭隆・惟義引退く。稻富勝に乘り、城中殘らず打出で、三舟に付入せんとす。甲斐方兼ねて討ちし事なれば、惟隆・澄久八百餘人を從へ、脇道より廻り、花山の城を乘取る。稻富新介、花山をば敵に取られ、三舟にもかへりえず。伊勢伊集院と一つにならんと引退く。又三舟より澄晴打つて出で敵數多追討す。

一、稻富新介、花山の城を乘取られ面目を失ひ、此恥辱雪がんと思ひ、同國高森伊豫守が居城へ押寄せ、數日相戰ふ。されども城中小勢なれば、始終支へ難く、伊豫守僞つて降參し、志賀兵部入道道擇に加勢を乞ふ。是に依つて豐州より志賀掃部助・朝倉土佐守、大森彈正忠〔脱アルカ〕に、雜兵一千五百人を相添へ差越させらる。伊豫守、志賀・朝倉・大森と示し合せ、稻富を討つ。稻富戰ひ負けて引取る。

一、天正十年、薩州勢と、甲斐宗雲が子共と三舟・長濱・花山・片志多等にて合戰、鎮隆降參す。次男藏人惟隆・四男詮澄・五男澄晴・六男澄久は阿蘇山に引入り、それより豐府へ赴く。三男玄蕃允（四郎二郎事）惟義、竝一族東因幡守・宇津宮源太夫等、長濱にて討死。

一、薩州島津義久と筑前の龍造寺隆信と、肥後國に於て對陣、所々の迫合、勝負區區なり。翌年天正十一年の春和睦になり、菊池川より西北は隆信、東南は義久の領地と定め、雙方馬を入れらるゝ。

一、筑前國甲良・鷹取・小倉・原・荒平・井上・鷲が出づるにて、秋月筑紫竝龍造寺勢と、片

大友宗麟上洛

次道雪と合戰、此軍は道雪與力荒平の城代・小田郡鷲が嵩の城代、大鶴竝に鷹取の城主森鎮實、數月の籠城に糧盡き、飢に及ぶにより、立花より兵糧を込めらるゝ道筋にての迫合なり。道雪方每度勝利を得、城々に兵糧を込むる。天正十一癸未年なり。

一、同年筑紫秋月と、高橋紹運と、三笠郡米山の城にて合戰あり。紹運より秋月押の爲めに、構へ置きたる米山の城、秋月種實方より乘取り、秋月より人數を込め置きけるを、不日に紹運押懸け之を攻む。秋月勢又城を落されて、二百餘人討たる。秋月種實人數を出しけれども、戸次道雪出馬せらると聞きて引取る。

一、天正十三年十二月、戸次道雪、宗像が居城許斐城乘取り、數百人討取る。宗像は一方を打破つて、高橋種冬が香春の城に落行き、一人の老母を城中に捨て置き、敵の手に懸けゝれば、其頃の落書に、

常盤木も賴むあかたの秋風にこのみは落ちてはゝなかりけり

一、天正十二年甲申の夏、宗麟公御上洛あり。太閤秀吉公に謁し給ふ。秀吉公、御馳走淺からず。大坂の御城にて御振舞なされ、自ら御茶給ひ、御祕藏の器物共御見

せなされ、四十石といふ御茶壺拜領せらる。關白秀次公よりも御振舞、是も自ら御茶を給ふ。其後、秀吉公より九州御仕置、竝分國の儀ども仰含められ、豐府へ御下向、秀吉公御廣緣迄送り給ふ。

一、筑後國横尾・高牟禮・高尾・西牟田・城島・發心が嶽等を攻め給ふは、天正十一年の事なり。黑木兵庫頭實久・田尾種重・草野重家等が守る所なり。豐府より志賀親次・戸次伯耆守鎭連・朽網參河守・田北・宗鐵・一萬田彈正少弼を大將として、日田・玖珠兩郡の勢をも差向けられ、筑前立花の城主戸次道雪・同國岩屋の城主高橋紹運加勢として出陣、兩家の軍勢五千六百餘人なり。秋月種實・筑紫廣門、路次に軍勢を出し防ぐといへども、所々の圍を打破り、黑木が横尾の城に詰寄せ、隣鄕を燒拂ひ、領分の毛作をながせ、兵糧攻にせられければ、城中力盡きて降參、是れより前兵庫頭實久は、城外に於て戰死。横尾の城には田北宗鐵を込置き、夫より高尾・西牟田・城島を攻破り、草野が邑城を攻落し、續いて發心が嶽の城を攻む。草野、降を乞ふ。

一、同天正十三年迄、豐後勢竝に戸次道雪、高橋紹運、筑後國に在陣して、肥前國龍

造寺隆信、秋月筑紫の勢と所々にて迫合あり。豐後勢は高良山柳坂北野村に陣す。戸次道雪・高橋紹運と、龍造寺勢と小森野・高良山の麓千三部野・筑後川・赤司・明見等にて迫合あり。龍造寺勢戰負けて、西久留米へ引取る。其外、足輕迫合は、幾度といふ數を知らず。

一、天正十三年九月十一日、丹後守鑑連入道道雪、筑後國北野村に於て病む。七十三歲。是に依つて豐府勢歸陣す。

一、今年又島津義久と龍造寺隆信取合あり。豐前・筑前・筑後・肥前・肥後に大友方あり。島津方あり、龍造寺方あり。

一、今年肥前國高來郡有馬八左衛門佐、龍造寺を叛き、薩州島津に內通あるによつて、龍造寺隆信より馬場、橫竹、神代能代以下數千人差向けらるゝ處に、戰負けて引退く。是に依つて隆信出馬せらる。又薩州義久、有馬加勢として、島津中書を大將として、伊集院左衛門佐、新納武州を相添へ三千餘人差向けらる。龍造寺隆信は、肥前・筑後勢三萬人を引率し、有馬九原城に向はる。島津中納言・伊集院左衛門大夫。

龍造寺隆信討たる

新納武州、伏兵の謀をなして待つに、隆信、後陣を待揃へず、先陣に進んで相戰ふ。薩州勢不意に起つて討ちしに、肥前勢大に亂れ走る。隆信力戰して、自ら數十人を斬るといへども、後陣續かず、先陣敗亡しければ、敵に取込められて討たる。川上左京亮隆信の首を取る。

一、秋月種實と、筑紫廣門と故あつて快からず合戰に及ぶ。是に依つて筑紫は、大友に降參して、高橋紹運を後楯とす。

一、豐州柴田近江守入道紹安、島津義久に內通によつて御討伐あり。彼近江守入道紹安は、薩州の押として、日州の境宇目の朝日嶽の地〔脫アルカ〕代に居え置かる。高井田尼部の邑城も、紹安が守る所なり。此所々に薩州勢を引入れんとす。されども朝日嶽の城、加番に置かれたる臼杵兵部少輔・同掃部助・吉岡玄好・稗田上總守・久々知大藏助・同玄番允・廣田大膳・中村左京等、紹安が逆心ある事を知つて、能く之を防ぎ、又紹安を討たんとするによつて、薩州勢も入りえず。紹安城を缺落す。薩州勢却つて紹安を討捕る。其後、薩州勢と、朝日嶽の城加番臼杵兵部・同掃部助・廣

田大膳正等と、野津をらし山所々にて合戰あり。天正十四年の事なり。又野津洗〔本ノマヽ〕侍中村左京・同與右衛門尉・同善四郎・久土〔本ノマヽ〕知刑部少輔・同縫殿助・奈須右馬助・土屋主稅助・竹中飛驒守・荒瀬隼人・其外・柴田紹安が一族共、野心を企て・荒瀬の要害に栖籠る。同野津院侍吉良宗伯・同傳右衛門尉・臼杵内記兵衛尉・利光宗玄・廣田大膳・堀民部少輔・井上左馬助等、荒瀬の要害に取懸り、謀叛人一人も殘らず討取る。

一、薩州島津義久、薩・隅・日・肥・筑・豊前を攻めしたがへりといへども、筑前國立花の城主立花左近將監統虎・同國岩屋城主高橋紹運、籠城堅固なり。是に依つて、薩州島津より和談の扱あれども之を用ひず。剰へ島津味方の領門〔國カ〕へ度々働くにより、扱の手切れ、島津義久岩屋の城を攻むる。紹運之を防ぐと雖も、九州の勢、新手を入替へ攻むるに依つて、城中の兵悉く討死し、紹運も自害す。

高橋紹運自盡

一、同年島津義久、立花の城を攻めんとて人數を差向けらる。此時、太閤秀吉公の御勢、豊前へ渡海の由風聞ありければ、薩州勢立花表を引取らんとす。城中より足輕をつけて敵百人討取る。

一、薩州より立花押のために、高鳥井の城に、星野中務少輔吉實・同民部少輔を籠め置かる。立花左近將監統虎、之を攻めて、中務少輔兄弟を始め、城中數百人討ち取る。

秀吉、島津義久を攻む

一、太閤秀吉公、長曾我部元親父子・仙石權兵衞尉を大將として、四國勢を大友加勢として差越され、島津義久と豐州脇津さこ〔留カ〕の口等にて合戰あり。初め脇津留の戰には、長曾我部・仙石利を得るといへども、さこの口の戰に利を失ひ、四國勢敗亡す。長曾我部嫡子信重戰死、仙石權兵衞尉は、小舟に乘りて阿波の淵〔洲カ〕本に渡りけりといひて、其頃の落書に、

仙石は四國を指して逃にけり三國一の臆兵者かな

義久四國勢に打勝ち、府内を攻めんとす。此間、豐州鶴賀城・竹田城を攻む。同十四年十二月に、薩州勢、府内へ亂入し、臼杵・利光・戸次の庄、仁王が座口の切通平□水口城・高知尾の城にて合戰あり。天正十四年より同十五年の三四月迄の事なり。

秀吉鎮西下向

一、天正十四年の冬、太閤秀吉公御先手として、毛利・小早川・吉川・黒田・宮本・安國寺等、豐前へ渡海す。

一、天正十五年の春、太閤秀吉公鎭西へ御下向、九國の諸大將大半降參、立花左近將監宗茂、九州の御先手を請給はる。

一、同年薩州島津味方の城々、悉く攻亡し給ふ。

島津義久降參

一、島津義久、筑・肥の味方の城々攻落され、府内の陣を引いて薩州に馬を入る。太閤秀吉公、立花左近將監・龍造寺政家を御先手として、薩州千代川迄詰寄せらる。秀吉公の御本陣は、同國太平寺といふ所なり。又關白秀次公、豐後府内の敵兵を追拂ひ給ふ。日向の國にて島津中書家久と合戰、家久打負けて大隅に引入る。秀次公、續いて之を攻め給ふ。宮部法印計略にて、薩州勢若干討たれ、中書家久、薩州鹿兒島に引取り、島津義久降參、法體黒衣にて太平寺にて御目見あり。義久舍弟島津兵庫頭忠平・同右衞門大夫傻久・同中務少輔家久、家老には伊集院左衞門佐、剃髮黑衣にて罷出で、御目を渡さる。太閤秀吉公、天正十五年の春九州へ御下向なされ、五

秀吉九州の分國を定む

月には島津義久降參して御歸洛あり。此時、九州の分國を定め給ふ。大隅・薩摩兩國を島津義久に、日向をば島津又市・伊集院左衞門佐・秋月種實・高橋右近大夫文種・伊東祐玄に給はり、豐後一國・豐前の内一郡、大友義統公御父子へ給ひ、豐前國を黑田勘解由・毛利壹岐守、筑前一國・筑後の内三郡を小早川隆景に、肥前の内六郡を龍造寺政家に、其外は、松浦・有馬・大村・五島・波多等に本領其儘返し與へ給ふ。筑後の内四郡を立花左近將監宗茂に、三郡を毛利藤四郎秀包に、一郡を高橋彌七郎直政に、筑後の内一郡・肥前の内一郡を筑紫左馬助廣門に、肥後一國を佐々陸奥守成政相良・小代・合志・和仁本領其儘下し給ふ。其外、九州の國侍蒲池・三池等に、肥後國に於て恩地を給ひ、立花宗茂・毛利秀包に合宿・神代・熊代・馬場・太田等を、肥前國に於て、龍造寺政家に合宿・麻生を、宗像は日向國に於て、秋月・伊東に合宿、此外、黑木・問註所・長野・千手・後藤寺・佐野・杉・宇土城・田尾・草野等は本領召離され、牢々の身となり、佐々成政・小早川隆景・水友〔大カ〕・龍造寺・立花・毛利等の家臣となる。

一、天正十五年の夏、肥後國に逆賊起りて所々亂妨す。是は豐前・筑前・筑後・肥前・

肥後等の國侍、寄るかたもなき輩のなす所なり。陸奥守成政、有動西城を築きて、東方の城に前野又五郎、西の方城に三田村勝右衛門尉をして之を守らしむ。逆賊西城の四方に充ち〳〵て、兵糧の運送を妨ぐ。是に依つて、城中飢に及ぶ。成政、逆賊を討亡す事能はず、近國に加勢を乞ひ、有動の西城に兵糧を籠めんとす。逆賊起りて之を奪ふ。成政、津田與兵衛尉を筑後に遣して、立花宗茂に加勢を乞ふ。宗茂、早速軍勢を率し肥後國に赴き、夜陰に敵の出づる道筋に、兵を伏せ置き、早朝に兵糧を込むる。逆賊之を入れじとす。伏兵起りて之を討ち、又城中よりも討つて出づる。逆賊逃亡す。立花勢西城に兵糧を籠め、勢を引取り、太田黒の城を過ぐるに、逆賊數千人又歸路を斷たんとす。立花勢之を討つ、宗茂自ら力戰して十餘人を斬つて落す。巳の刻より酉の刻迄の合戰に、逆賊若干討たれて敗亡、立花勢にも討死多し。天正十五丁亥年十月九日の合戰なり。

一、同年太閤秀吉の鈞命に依り、肥後國隈部某を、筑後國柳川に於て、立花宗茂之を討つ。

征韓の役に於ける大友勢

一、天正十八年、太閤秀吉公、關東御進發、小田原の城を攻め給ふ。氏政自害、氏直降參。此時、大友義統御手廻計にて供奉せらる。

一、文祿元年、太閤秀吉公朝鮮御征伐、大友義統屋形、雜兵八千餘の勢にて御出陣、物頭も上る。左に書載す。次第不同。

門司勘解由	田原與兵衛尉	佐伯權之正	志賀湖左衛門
太神兵部少輔	吉弘加兵衛尉	臼杵神左衛門尉	齋藤三左衛門尉
戸次中務少輔	田北平介	豐饒彈正少輔	寒田雪之介
一萬田民部輔	志賀三郎右衛門尉	田尻次郎左衛門尉	平井兵部少輔
鶴原兵部少輔	田吹太郎助	胡麻津留新介	中村左京亮
野上七左衛門尉	大津留主馬助	留木作右衛門尉	岐部左近大夫
大神堅助	清藤又右衛門尉	小田原又右衛門尉	吉良傳右衛門尉
上野彌平次	柴田二郎右衛門尉	齋藤志摩守	吉弘勝左衛門尉
志賀左近允	田北次右衛門	古庄喜右衛門	齋藤主膳正

今村喜介　板井相助　河野傳兵衛尉　法花津之助
天德寺小六　原田舍人　留木雅樂助　城後覺內
留木右馬助　林九左衛門尉　下村治部少輔　寺中治部少輔
谷川權之進　岐部掃部助　高田吉左衛門尉　留木權大夫
永松內藏頭　石合右京亮　平林勘左衛門尉　齋藤彌右衛門
法花津民部少輔　佐田彌右衛門尉　橋津掃部助　成松爾之進
利光宮內少輔　田北治部少輔　佐田味左衛門　葛西久兵衛尉
深栖七右衛門尉　本木左馬助　菅新右衛門尉　石川近助
德丸源右衛門尉　若林甚內　深柄大藏助　吉水茂助
齋藤善內　古庄甚左衛門尉　鳥羽平右衛門尉　敷戶竹之助
吉弘與左衛門尉　田村作之進　古庄右馬助　原田三郎
佐藤右近允　下部縫殿助　胡麻津留彌介　戶次彌平
松岡長助　京都中務少輔　平川次右衛門尉　帆足兵庫助

臼杵又兵衛尉	市川宮內少輔	吉弘掃部助	雉城將監
市川作助	田染式部少輔	朽網式部少輔	田原進士
吉後玄蕃允	飯田三右衛門尉	大津留典樂助	野町平助
石合門藏	下部源右衛門	田染甚左衛門	智恩寺
永富左右衛門尉	櫻井勘右衛門尉	市川右馬助入道	宇津宮宮內少輔
宇野喜介	蘇田內記	本庄源太夫	古庄四郎右衛門尉

此外、高山紀伊守・小原外記等も御供の由、是等は組迯人持の由なり、

一、文祿二年正月、朝鮮平壤城碧蹄館に於て、立花左近將監宗茂、日本の先手として、大明の將李郎耶・磧郎耶兩將軍の百萬騎を打靡け、武名を二國に顯はす。具に太閤記等に之を書載す。之を分目の軍といふ。

一、慶長三年八月十八日、秀吉公薨逝、依て日本の諸將、朝鮮より歸陣す。此節小西攝津守行長は、順天といふ遠所へ居城せられければ、之を捨置かば擒とならん、さあらば日本の恥辱なりとて、立花宗茂・島津義弘・寺澤正成三將計り殘留し、行長

に旨趣を告ぐる。行長兵を撤す。已にして明・朝鮮勢、戰艦をふちよそひして、之を遮る。三大將舟軍を調へ、擊つて之を退け、相共に歸朝を得たり。

一、大友義統屋形、太閤秀吉公の御心に叶はず、其上、三奉行石田・增田・長束が讒訴に依り改易せらる。文祿三年の事なり。義延は禁中に召仕へられ、義統は和泉の境へ蟄居し給ふ。其後義延は武州に赴き、慶長十七年七月十二日に卒去せらる。義統屋形は、慶長五年石田治部少輔三成謀叛に組し、豐後國に下着し、旗を揚げ給ふに、軍勢調はず、石垣中にて黑田に戰負けて降參、常陸國に配流、慶長十年七月十九日配所に於て逝去。

一、慶長五年に、立花左近將監宗茂、秀賴公の仰に依り上洛、京極八幡山侍從が大津の居城を攻落す。然れど其關ヶ原の一戰、石田三成方敗亡に依り、大津より大坂に引取る。東國より數箇所に關をすゑて落人を留むる。宗茂之を打破つて筑後國に歸城。

一、同年關東より加藤主計頭・黑田勘解由・鍋島加賀等に命じて柳川城を攻むる。

肥前勢と八院にて一戰あり。後和談になり、宗茂出城して肥後國に赴き、それより武州江府に下着し、將軍家へ訴訟をとげ、御旗本に召出され、奥州南郡棚倉に於て一萬石給はり、其後、又二萬石の御加増あり。元和六年八月、筑後國に於て本領地を給はり畢。同年柳川の城に入る。

一、後奈良院の御宇に、大友屋形義鎭公へ、雪中早苗・螢火灰といふ難題を下されける。

雪中早苗

富士うつる田子の浦半の里人は雪の中にて早苗とるなり

螢火灰

夜もすがら燈す螢の火も消えて池の眞こもにはひ懸りけり

天子より歌の題を下されたる心を、

思ひきやつくしの海の果までも和歌の浦浪かゝるべしとは

一、大友家御嫡の御相傳、

御鎧一領頼朝公より・御旗一旒同上・御長刀一振右同・御太刀三腰同斷・錦袋二帝王・將軍御代々綸旨・口宣御内書・御教書等入なり

九州探題并評定衆次第

京都守護九州探題　北條時國・北條時村・同兼時・同咸房。

評定衆　相模守時宗元服たるに於て時頼と號す・戸次太郎肥前守時親・澁河河内前司・伊勢民部少輔・藤北九郎。

探題　北條實政正安元年九州に下向・北條英時。元亨元年九州に下向。

相模守貞時元服たるに於て貞直と號す・戸次孫太郎左衛門尉貞直。〔此一行不審原本ノマヽ〕

評定衆　澁河河内前司・伊勢民部少輔・藤北九郎。

探題　足利直冬將軍義隆公の庶兄直義公の嫡子となる・斯波民經足利高經入道道朝次男・今川貞世。伊與守入道了俊。

評定衆　戸次丹後守兵庫頭頼時。天龍寺供養の時、高氏將軍先陣隨兵十七騎の内に之を勤む。

探題　今川貞世。右兵衛佐直冬元服たるに於て直元と號す。

評定　戸次右馬助下野守・丹後守直光。

探題　今川貞世・大友親世修理大夫・大内義弘大夫。

評定　戸次治部大輔直世。

大友公御家覺書　大尾

島津家

從道鑒五代記 上

島津家五代目從ニ道鑒樣ニ氏久法名齡岳・元久法名恕翁
久豐法名義天・忠國法名大岳五代迄之記

島津家先祖

一、夫れ島津殿御先祖上代は、御系圖にあり。近代に於ては、日本の將軍賴朝の御子嫡子賴家・二男實朝、當腹の御事に候。三男忠久と申すは、比企判官義員の御姉丹後の局の腹の御子なり。爰に二位殿と申すは、北條四郎時政の息女、賴朝の御臺所にて御座す。御妬深きに依つて、八文字民部大輔に丹後の局を給はるに依て、養父八文字民部大輔の所に養育申す。御年十三にて、御元服の事は、伯父九郎大夫判官義經を、陸奥國の住人西城戶太郎賴衡が失ひ奉る。其後西城戶を追伐の爲め、奥攻の討手の大將に、賴朝の御名代として、忠久東夷に赴き、則ち靜謐す。其故に當御代迄十一代、御繁昌の所なり。賴朝の仰には、九郎、奥になければ、今程思ひ寄る事

なし。西城戸が親の入道、多年源家先祖より養育の所を背き、緩怠をなし候條、彼是然るべからず。誅伐延引に及ぶべからずとて、近國・遠國迄、廻文を以て相催され、頼朝、奥へ御立ある所に、諸大名僉議ありて申さる。御先祖頼義・義家の御時も、十二箇年六月八日〔本ノマヽ〕にこそ、貞任・宗任をば追伐しけりと承傳へ候。幾度も居乍らの御成敗、目出度かるべきの由、各申さるゝ中に、畠山進み出て、御大將は何れにても御座候へ。先例を以て重忠先陣仕り、罷向ふべしと、申上げらる。嫡子頼家・二男實朝御座ありと雖も、當腹といひ遠國なれば、二位殿も思召煩ひて御座候處に、或人申され候は、比企判官の姊丹後の局の腹に、頼朝の御子男子御座あり。二位局御妬深きに依つて、養父八文字の民部大輔が所に養育せられて、御年も十三に御成候が、押立骨柄他に勝れたる御事、世に隱なし。我御子を厭ふ御心に、此謂を時政に聞かせける。則ち畠山に語る。是れ尤も然るべしとて、頼朝に披露あり。猶も二位局に憚ありけるや、夫は重忠が計と仰下さる。依て御烏帽子を如何と申されけるに、畠山、親として男になすべし。此時は斟酌も入るまじとて、十三にて御元

服あり。然れば左折の烏帽子、源氏の恒例に、同じ御直垂を召させ、名乘を忠久と申す。此忠の字は、重忠の忠の字を進上申さる。頼朝卿御免ある上はとて、重忠の婿に取り申し、同じく陸奥國の御大將に御赴くに依つて、御旗十文字の御紋、其外兵具一々授け御申し、殊に三縫の閉皮、忝くも頼朝御手づから御とき候事御約束、今に於ても知る人なし。夫により今迄も、一家衆御同衆、何れも取られ候。是題目當家の祕事なり。努々此事他言あるべからざる次第に候。頓て奥州に數萬騎の勢を率し、馳下り給ひ、西城戸に對して合戰ありて、三月の內に退治す。頼衡は畠山と組みて討たれ、弟共は、或は討たれ、或は生捕にせらるゝもあり。彼等が一類悉く亡び畢。是れ偏に義經の御罰、忽にあり。其頸を持たせ、頼朝の御目にかけらる。御忠節といひ、御大將の始めの佳例なれば、彼是以て祝儀申すに及ばず。上下萬民の褒美、御名譽たり。伯父判官の敵泰衡を、直に討取り給ふ事、雙なき名將、此上あるべからず。重忠始めざる高名と雖も、忠久の御前然るべく取成し、東國に馳下り靜謐す。依て忠久へ御恩賞共、多々ありと申すなり。東國の事は、此の如く平げあり。

未だ西國の末日向・大隅・薩摩こそ、地頭御家人強き國なり。伯父鎭西の八郎爲朝、鎭守府の將軍として相隨ひ、其儘三箇國に居住あり。其後其沙汰なき間、忠久が自力を以て持つべしとて、賴朝より御讓なり。以上國は七箇國、日向・大隅・薩摩・伊勢・若狹・信濃・越前、其外國々御本領六十七箇所なり。丹後の御局折々に付きて、大膳大夫廣元・齋院司官親能御口入に御申候は、同じくは天下にも應ぜざらん遠國を、忠久に知らせ給ひ度候由、仰せらるゝに依つて、奥三箇國へ御入り申すなり。先づ薩摩山門に御下り、夫より島津御庄に御移あり。島津御庄とは、日州庄内なり。三箇國を、庄内懐いたる在所に依るなり。去程に庄内南鄉の内に、御住所堀内島津に御所作ありて御座候畢。御養父八文字民部大輔殿も、始めは島津に居住あり。其跡に御座候故、島津殿と申し奉るなり。八文字殿は、其後土佐國へ御移ありて、比企中村抔と申して、其末々今に御座候と申傳へ候なり。賴朝の假名書の御判にも、三箇國地頭御家人は、忠久が下人たるべし。但し此内阿多平四郎忠景は、伯父爲朝の舅なるに依つて、其式代に除けらるゝなりとある由、承傳へ候なり。忠久御誕生の時、

忠久薩摩に下る

島津氏と稱す

産神稻荷を、島津に御祝ひ申候。同祕事條々此内にあり。其後天下二つになるに依つて、忠久、承久年中に、關東方にて、宇治河の先陣方渡し合戰の時、一腹の舍弟忠季、關東方にて討死す。其子忠經、京方にて討死す。忠久其時の御旗・小文字の御太刀・御鎧・綱切・打刀・御鞍今にあり。賴朝の後は、二位殿御計りになる。北條時政の末は、義時に移れば、先代の世たり。義時は二位殿御舍弟、時に隨習にて、忠義・久經・忠宗迄は、先代に隨ひ、源家一味の儀を御待ち候處に、爰に攝津守賴光の子孫、新田、足利とて兩人、下野國に居住す。鎌倉より情なき計らひに依つて、俄に謀叛人となり、合戰に及ぶ。關東方の源氏共、新田方に同意する。天命なれば坂東破れ、自門・他門に依らず、源家一つになる。直に先代高時滅亡となり、京都の事は、足利尊氏、元より警固して上洛あり。島津上總介貞久法名道鑒、諸事を談合あるに依つて、京中の事は申すに及ばず、諸大名、足利尊氏の手に屬す。西國は尊氏の御成敗となる。東國は、新田義貞の下知となる。さあるに依つて、京都・關東無爲になり、年月經る處に、又後醍醐天皇と持明院の中に、物言出來、天下破れて、新田と尊氏不

篝兵義貞合戰

快になり、既に合戰に及ぶ。先づ大和國に於ては、洞ヶ峠・金剛山・阿彌陀ヶ峯、兩陣張合ひ、合戰は夜に入り、敵陣に篝火夥しく見えければ、雜兵共、いかめしくなどと申す樣を、將軍聞召して、御口ずさみに、

おほくとも四十八にはよも過ぎじあみだが峯の夜の篝火

島津上總介貞久兄弟竝親類合戰の事、何れも勝劣なく候。京中の合戰に、一家の內に、式部孫五郎宗久訴陳申上候。

一、島津孫五郎宗久謹言上。

欲下早依二度々軍忠一預二御註進一浴中恩賞上事

右宗久最前馳二參御方一、去正月廿七日、鴨河原合戰之時、軍忠之條、既御見知畢。同廿八日召二捕直伯耆守長年若黨和賀尾彌太郎幷兵衞次郎一、合具參二多々須河原一屬二當御手一申入候之處、可レ誅之由直二仰下されて被レ切畢。同卅日於二五條河原一致二合戰一候之條、畠山小松孫太郎見知畢。然者早預二御註進一、且爲二賜御判形一、恐恐言上如レ件。

建武三年三月二日

一、去程に、尊氏將軍、九州へ御下向。其後御上洛。攝津國天王寺合戰に、伊作の久氏は、尊氏御髮の役人なれば、御側を離れ申さず候。されば親類共と一所に、今日の事は、御暇給ひ度候由、申され候。則ち將軍より御扇を給はる。繪は白菊なりければ、菊を題にて、

九つの國より御代は治まりてめでたき事を白菊の花

と詠みて、此扇をば薩摩へ居ゑられ候、舍弟下野守方へ下し、其身は終に討死す。系圖に記す所に、今見え□□候歟、尊氏鎭西へ御開の事により、國の親類・內の者上洛す。中には山田式部諸三郎忠能、長門赤間關にて將軍同貞久に參合ひ、則ち供奉仕り、筑前の國箱崎、多々羅濱の合戰の時分捕す。依つて訴陳申上ぐるに付きて、尊氏將軍の御判幷に執事の裁判。式部孫五郎は曾祖父、その子に諸三郎は、祖父聖榮が筋目たり、家の守是なり。其時の合戰疲れに依つて、夫雜共芋殼などを煮て食とす。雜歌、讀人知らず。

思ひきや今年の秋も芋のはに露の命をかくるべしとは

旅の御疲、尊氏少し御睡み候ひけるを、御近習の衆、さては若し後は、御意も悪しくやあるべきと思ひて、將軍を驚かし申し、九月十三夜にて候と申上げ、取敢ず、

こよひとは思ひ忘れて十日餘り三夜といふに月の名もしる

と遊ばされしぞ。折柄上下感を催し候計と、承傳へ候。物毎に御情深さに依つて、洛中・洛外・近國・遠國の武士共、忍び申すに依つて、此時は九州に御逗留も然るべからずとて、四國・九國の勢其外、心を寄せ申す方々あるに依つて、新田方追放せしめ畢。夫よりしては、何事も靜謐ある處、執事、餘りに政道・法度に驕り、剰へ或時は、尊氏御舍弟直義、後は錦小路三條殿と申すを失ひ申さんとす。急速に及ぶに依つて、女の姿に衣打かづき、御所中に御走り入り給ふ。依つて執事師直申しけるは、則ち出し御申候はずば、緩怠を仕るべきの由、申上ぐる。其時に於て、いかでか其儀あるべくや。既に御所遠卷になり、一日も過ぎければ、御所中さこそと、諸人思ふ計なり。其時島津四郎左衞門尉・同和泉右衞門兵衞尉、伯父・甥兩人談合す。行器

を新しく分けさせ、御飯を十分に納め、鎧の上より脊負ひ、打物打かづき、築地のおほひを便に、御所中に入る。その勢、樊噲が忿る姿、張良の賢き謀も、是には過ぎじ。それは漢朝の古、是は本朝の唯今の忠臣なるをや。将軍も、御近習の侍共も、猛き心を先として、鎧の袖を濡らしける。されば簾中までも聞召し有難し、弓取の優しき心樣などとて、おとなしき女房樣は、衣の袂を絞りおはしけるや。門外の諸大名、取分、島津上總介貞久、合戰に思ふ色、あらはに見えければ、執事方より、何となく申成して、門外の勢引退く。やがて出仕の御方陣もなし。是れ偏に、此兩人の高名たり。されば錦小路三條左兵衛尉直義は、貞久年來の知音にてましませば、一入悅喜限なし。直義我れ故に将軍思はずに、御難儀を請け給ふ。諸人の煩、直義が所にありとて、御遁世ありて、大和國へ赴き給ひて、則ち吉野殿に合體あり。吉野殿とは、後醍醐天皇を申し奉る。夫より宮方・将軍方とて、二つになり、合戰ありて、将軍方難儀極るに依つて、尊氏御自害あるべきに定る。御兄弟御中といひ、本より御等閑の儀なければ、御和睦になりて、三條殿御憤り、諸大名の恨といひ、上杉一類

島津貞久等の高名

直義南朝に與す

尊氏伊知地龍者を免す

十餘人討たる。直義殿御中他事なく御座候に依つて、關東をも將軍の御計らひなれば、次男基氏を鎌倉殿になし申さる。京都・關東無爲になれば、世の亂もなく、萬民穩かになり畢。賢者に一失の處直にあり。愚者に一德の所見え候などゝ、時の人口にあり。さのみ政道・法度も、思案あるべきかと、古體の物語候ひし。然れば島津上總介殿數年忠功も、此の如く國家御靜謐是迄候。御暇を預り、在國候の由、御申候に依つて、仰下さるゝの旨は、此間の好見といひ、忠節の至に候へば、何事にても承れ、御志あるべきの通り、仰出され候、上意尤も忝く存候。本說にも、君君たる時は訴一なり。世世たらざる時にこそ、理も二つとは、申すげに候。公私勞功の積る處、忽に見え候。今更、泰平目出たき御事、此上あるべからず。上意も有難く仰を蒙り候間、申上げ候。爰に伊地知方籠者の段、御宥免候はんずる事、望み千萬候。其謂れは、同番衆に候に依つて、申すにて候とあり。尊氏の仰に、貞久御申候の處なれば、國又恩賞などゝ承るべき處、思の外の至、如何と存候へども、何事をも承るべきの由、申候の間、仔細あるべからず候と、仰下され、伊地知籠者御免あり。依つ

道鑒陸州下向

道鑒守護職其他を嫡子師久に讓る

て貞久御在國之ある處に、伊地知此時は、命の主と申す事ありとて、御供候て、三箇國へ下り、左様の志を以て、氏久御親父の御名代に、六箇國肥後金隈と申す所の合戰に、島津氏久と名乘り討死す。さるに依つて、伊地知子孫、殊に當御代繁昌あり。先代迄は九州探題とて、秀時居住候。先代とは北條九代の事なり。京都・關東・鎮西同月同日に滅亡候。其後は探題職なし。貞久下向に付いて、九州に於ては、大友・少貳・島津殿、奉行頭として、國々談合あるべきの由、仰下さるゝに依つて、博多に松口と申す所に、館作りありて、松口殿と申す。斯様の時は、筑前には、今津・本岡・ひかりかうつま、豐後に古井田郷、豐前に勇井の庄、筑後に古賀の庄など拜領候てこそ、在津もなされけれ。大隅・薩摩計にては、叶ふまじき事に候。道鑒も御年御老體に及び候へば、薩州に御下り候。依つて彼御所領ども、不知行となり畢。

一、道鑒より嫡子師久三郎左衛門尉是より守護となるに、薩摩國の守護職・十二島の地頭職・薩摩郡地頭職を讓渡す。山門院・市來院・鹿兒島郡・讃岐國櫛無保、上村下村・下總國相馬郡內、小河の村下黑前、同本戸、・日向國高知尾庄・豐前國曾井田・豐後國井田郷。

氏久に大隅を讓る

谷山と合戰

一、二男氏久の分、法名齡岳に大隅國を讓渡す。然りと雖も、大隅に入部の事は、鹿兒島に代なくては如何とて、師久よりの御志に依つて、鹿兒島の郡司退治ありて、氏久に渡さる。谷山の郡司に對し、道鑒、波平といふ所に陣取る。郡司分限の者にて、陣に懸り合戰す。守護方御手御内に、篠原など討死す。その頃は、谷山、知覧・給黎・川邊・別府まで、谷山持ち候。鹿兒島の内に、手落といふ所に、谷山より陣を取り通路を切るに依つて、道鑒の御陣難儀に及ぶ。出水右衛門兵衛尉殿、出水より馳越え、谷山御陣へ通らんと議す。手落の陣には、谷山が舍弟祐玄とて、法師武と其頃名を知られたる兵あり、如何あるべきと、申す人もある所に、出水右衛門兵衛尉殿、了簡する所あり。彼陣の下に一騎打寄せて、出水より右衛門兵衛尉こそ谷山の陣へ罷通る。此陣には、祐玄居られたる由、承り候程に、案内申候へと、詞を懸け候はゞ、唯にはよも通し候はじ。其時一合戰すべしとて、召連れ候勢を、青屋の松原に、隱し置き、陣の下の濱に控へらる。祐玄、此由聞き、尤も承り候如く、我我も、聞召され及び候上は、御見參に入れ候はて、むげに通し申候はんずる事、いか

出水、祐玄を討つ

道鑒鹿兒島に退く

百度の笠懸

がに候。御待ち候へとて、駈出さんとす。又重ねて右衞門兵衞尉殿、今に於ては勢も入るまじ。兩方聞及ぶ所なりと詞をかく。左右に及ばずとて、一騎打出づる。太刀打つ迄は、事延ぶべきか。いざ組まむと仰せらるる。尤とて馬の頭を直し、組んで落つる。出水殿、天下に隱なき大力にておはすれば、祐玄下になりて、頸を取らる。さる程に、陣の衆と松原に隱れ居たる勢と出合ひて、太刀打になりて、敵殘少く討死す。餘に人のかうなるも、敵のしゆりに入りけるや。其儘彼平の陣に馳せ參る。右衞門兵衞尉殿、伯父道鑒御對面、御悅申す計なし。御勢鹿兒島の出入も、輒くなり候へば、急速には、退治あり難きに依つて、御陣を御開き、鹿兒島へ御退き候て、出水・山門、薩摩郡伊集院伊作取續ぎ、谷山の事は差置かれ候畢。貞久京都にて諸大名の中にも、執らせられ給ひけるや。嵯峨の天龍寺開山夢窻國師御供養の時は、島津殿御座敷、日本一番と承傳へ候なり。

一、尊氏御代に、島津殿屋形に御成候て、百度の笠懸、百の矢數に任せ、手組押分け、御勝負御評定の事、其頃上手計を勝らる。貞久は御家顏として、萬を取成し御申候

舍弟下野守忠氏、出水と號する手組衆たり。一矢數には、上杉の師冬[九十六]・島津忠氏[九十六]其外は九十・八十に劣るはなし。日數は七日定められ候畢。込は所々替ると承傳へ候。其時、的日本一と御褒美候て、島津殿家の的たるべしと、上意下る。されば祕事として、夫より漏るゝ事なし。是れ一の名譽にあらずや。

一、犬追物の事、京都に於ては申すに及ばず。在鎌倉の時に、前馬場由井の濱犬追物には、上手中に殊に勝れ候ひけるや。武田・小笠原、其外弓馬の道を、知りたる方方の沙汰を、一々に聞き、酒匂の烏丸方日記、當代迄彌々用ひられ候。酒匂は島津家の譜代の侍なり。

一、貞久嫡子宗久、十八にて判官渡家の嗜、弓矢兵具に至る迄、此時に取合せらる。專ら大方祕事とも申すべきにあらず候。其頃長々在京といひ、分國も遠の事なれば、萬に付けて、不足候の處に、さる仔細候て、赤松方御用に立たれ候。依つて判官渡り遂げられ候。京中の大小名、何れも志合力あり。其後は舍弟師久・其子伊久迄は、判官殿と申し、末は滅亡候。左樣の謂れに候や。元久法名恕心翁より以來は、

判官の司は嗕なし。總別當家の源は、島津判官忠久と申傳へ、以來嫡々は、何れも判官司用ひらるべく候へども、近代の佳例に依つてなりと云々。但し其人より望にて氏久へ兩國の守護職外御家の重物皆渡し御申候。

諏訪神社を信仰

一、貞久在國の時は、信濃國に御下本社懷御申し、山門に崇め祝ひ御申候。神馬・鷹御すゑ御下向あり。さるに依つて、諏訪を道懸より以來御崇仰、鷹の事も御奔走今に於てもあり。次には鷹を使ひ、鳥を取る度毎に、風切の羽にて、諏訪に手向け申す事、鷹師に敎へらるべきなり。他家の樣は、知らざる處なり。是も其時の事に候。

小笠原の弓と武田の弓

武田に弓・靫御所望候。古老の者、能く尋ね候て、進ずべきの由申され候。暫くありて、弓は重籐に仕り、靫は鹿の皮なり。同小笠原方も、弓は村重籐、箙は鹿の皮にて候。是は慥に聖榮見申して候なり。武田よりの弓は、ほこ長くひらく、小笠原の弓は、長短く丸く、上下こきて候ひし。拳の卷きやうなども、少し加はりて候ひし。是は兩流の樣を、御覽の爲め計りにて候。何方にても候へ。習本とする事なく候。當家の一道は謂あり。

一、道鑒代島津上總介に申上ぐるは、

道鑒代得貴謹言上。

欲下早被二直用捨御沙汰一、就二鎮西管領上。御下向、寺社本所平成可レ有二御管領一旨、被レ成二御教書一之由、承傳候事。

副進。

一通、右大將家御下文案。文治三年九月九日教通雖レ給依レ繁略なり。

二通、鎮西警固御教書案。弘安九年三月廿一日、正應六年三月廿一日。

右、道鑒曩祖豐後守忠久、去文治三年九月十九日號二與三箇國拜領一之條、以二島津庄一在二日向内大隅・薩摩一。其後太宰筑後守、

右大將家御下文炳焉也。

先祖、號二武藤小二郎資頼。建久年中、筑前・豐前・肥前、號二前三箇國一拜二領之一。　大友刑部少輔先祖、齋院司官親能。

建久年中豐後・肥後・筑前三箇國拜領云々。

如レ此無二勝劣一、被二宛二行九州於三人一以來、西の守護職管領、無二相違一之處に、中頃〔先カ〕遷代一族、爲二鎮西管領一下向之刻、各二箇國づゝ、從二關東一被二借召一之時は、

三人無ニ用捨之儀一。先代とは北條九代也。九代目高時、如レ此非道を行ふなり。就中日向・大隅・薩摩三箇國は、爲ニ島津庄內一條、御下文明鏡也。非ニ普通守護職一者哉。將又天下一流の御時、太宰筑後入道・大友近江入道、幷島津道鑒面々、一箇國づゝ、被ニ返付一之時、以同前。何於ニ當御代一、及ニ用捨御沙汰一。限而道鑒可レ失ニ面目一哉。爰太宰筑後守、雖ニ罷ニ成御敵一、參ニ而御方一時者、云ニ本領一云ニ新恩一、令ニ拜ニ領之一。隨而被レ任ニ西國一、播ニ面目一者哉。次に畠山禮部、自ニ去觀應二年一以來、迄ニ文和四年一、依レ爲ニ御敵一、可ニ誅伐一之由、雖レ有ニ御敎書一、去延文元年以來、御方之由就レ申レ之、數箇所被ニ拜領一。恩賞幷日向守護職、剩任訖。至ニ于道鑒一者、自ニ最初ニ至ニ迄于今一、於ニ御方一致ニ無二忠節一上者、殊可レ預ニ抽賞一之處、如ニ承及一者、筑後守・大友刑部・畠山禮部三人、分國之外に、大隅・薩摩・筑後三箇國寺社本所領の主に成、可レ有ニ管領一之由、被レ成ニ御敎書一云々。此條如レ載ニ先領一。道鑒何之依ニ罪科一、可レ及ニ用捨御沙汰一。曩祖忠久、右大將家之御代に、自ニ令ニ拜ニ領彼國々一、以來數代之奉公之勞、軍忠之段、異ニ于他一之處、結句及ニ道鑒一此等之次第、依ニ訴訟申

狀、被レ成二直用捨御沙汰一、播二面目一、彌爲レ抽二戰功之勇一。仍粗言狀如レ件。

康安元年四月　日

相模守在判

武藏守在判

任二此狀一可二領掌一之由、依二御下知一。

文保二年三月廿三日

久時守護代を褫はる

一、久經法名道忍之御代、薩州の守護代に、六番目御舍弟久時阿蘇谷殿置かるゝの處、國をも雅意に計らひ、地頭後〔御カ〕家人にも、無禮に候中に、市來政家の儀に、島津殿と申すも、我等が家よりこそ御出で候と申され候。左樣の儀に付いて文〔問カ〕註所殿所に、兩方系圖出され候。忠久の時より、氏は藤原姓になり、惟宗氏改められ候と、仰せられ候畢。依つて久時、國をも雅意計なされ、押領を企てらるゝ如く候。依つて久經御下ありて、守護代を取返され候畢。道忍の掟にも、縱ひ子たりと雖も、不義の人には、遠慮あるべしと、置文あり云々。

一、道儀忠宗の御代、薩摩國に付いて、むつかしき儀出來ず。奉行問註所殿所に、文

あし王神

忠久陸奥征伐の大將となる

書對決の沙汰あるべしとて、證文を山田式部少輔忠繼・其子忠實・其子宗久迄、三代相續の文書、總領忠宗御借り候。則ち借り進上申す。此の時に至つて、使者を選ぶと雖も、奉行所の前にて、詳に文書を讀み開き、詞も淸く申沙汰する人如何候。同じくば、家の爲め・國の爲め・身の爲め然るべしと、總領の仰に隨つて、上洛せんとす。其時に至り、式部孫五郎申す〔者の字脫カ〕我が重書、上に捧げ候て、さしたる事なく候はゞ、生涯を直に失ふべく候と、申すに依つて、其謂れ候とて、御自筆の置文を遊ばされ、子孫の爲めとて預り候〔をの字脫カ〕頂戴仕候畢。上洛仕り文書沙汰を以て道行候へば、此の如き名譽候事、末代家の守とて、其儘總領に、召置かれ候。京四條に沙汰の守護神御座候。此の時寄願下向の時、懷中、伊作の宗社八幡の社內に、小社作り祝ひ申す。あし王神是なり。其の後は國に、六ケしき仔細なく候。其の頃は伊作左京進殿と、一所に入來り、十二町を持ち、彼在所に宗久居住す。子孫の爲めに、申置く處なり。

一、忠久御元服候て、賴朝に御對面、聽て陸奧國御征伐御大將に御越し候。さるに

爲朝を御主公神と祀る

依て、越前國を始めて御給はり候。其後、伊勢・信濃・若狹拜領候。與三箇國の事は、其昔より天下政道・法度、理の重き仔細をも知らず候に依つて、地頭御家人强く候。されば伯父鎭西八郎爲朝は、既に九州を隨へ候へども、住國大隅國宮內にて、鬼を合手にして、堀を掘り土を退け候ひし。堀不增不減たるに依つて、深くもならず淺くもならざる事こそ、家存知の段候。爲朝を御主公神と祝ひ仰ぎまします。其後は守護定らず候の處、賴朝の御代に、讓るに依つて、忠久自力を以て、當御代に及んで、御繁昌あり。殊に今に、越前には忠久の御子二男忠綱差置かる。今に於ても、越前島津と號し畢。信濃には、忠儀三男大炊助高久住國として、中沼殿是なり。若狹には、忠久の一腹の御舍弟忠季差置かる。三方殿と云々。伊勢には御親類御座候事は不明に、存じ知り申さず候間、閣く所なり。御內の人には、是野方は此時よりの事に候なり。伊地知方・禰崎方・仲萬方越前の事の由承り候。御內の人にも繁昌共候間、明鏡に存知あるべく候や。中古迄は、老名しく御旁寄合の時は、物語候ひしを、承傳ふ計りを申す處なり。

忠久は念佛時宗

一、忠久は、念佛時宗にて御座候。法名は道阿彌陀佛と奉ゝ申候。御禪門名は、得佛と承傳へ候。朝夕の御看經遊ばされ候。かねの題〔臺カ〕には、面に彌陀三尊御座候ひし。下は貝ずり、緒はたくほくにて候訖。琵琶も候ひけるなり。御笛にはこまも副へて、錦の袋に入れて候ひし。必々弓馬の道計の御嗜にあらず候。さのみに當家の事、申しがたく候と雖も、世間も狹き樣に、篇執の謗もあるべし。一代嗜油斷候はゞ、すたれ勿論の事に候。

一、八幡太郎義家の貞任征伐の時も、さる奇瑞に依つて、鞭の沙汰も候哉、是又、題目祕事に候程に、是迄は申出候處なり。忠久以來は、忠儀・久經・忠宗・貞久迄は、是に書置き申候。

一、氏久齡岳・元久恕翁・久豐義天迄は、此末に書置き候處なり。穴賢々々。

文明十四年八月吉日　　沙彌聖榮 歲八十五

越後守修理亮又三郎氏久。法名玄久、道號齡岳。志布志大善寺之内即心院殿と奉ゝ申候

一、氏久の御代に、畠山禮部下向に依つて、三箇國地頭御家人、島津方守護を背く

氏久、島山禮部と合戰

者は、禮部方になる。先づ谷山、帖佐、加治木・山北迄取續き、鹿兒島・野本・波良羅に陣を取る。氏久も日々野臥を出し合戰す。或時は禮部手より詞を懸く。島津方の手に、取分承り及び候山田彌九郎殿と申す人に、見參仕度候。禮部の手に、多田七郎と申す者にて候と名乘る。此時は左右に及ばずとて寄合はず。彌九郎は四尺計の太刀に、手楯を持たんとす。是は何事かと、傍輩共いへば、されば我を戀ふる程の仁たり。如何樣に先づ上太刀を打たんずらん。手楯を差出して、楯のはを初らせて下を薙ぐべし。踏み寄つて組んで、勝負をせんと思ふなりとて手楯を持つ。敵は袖笠註など取付けて、殊の外ばさりて見ゆ。相互に眞中に出合ふ敵は知らず、御方はきを責めて支へたり。

山田彌九郎と多田七郎一騎打

多田七郎、長刀の大きなるを持ち、案の如くに、上太刀になりて、切つて懸る。楯のはを切らせて踏み寄つて、敵の長刀なれば、彌九郎が甲の天邊・まつかう・吹返にぞ懸りける。兩方切しかり〔きカ〕、はや組まんずると見えけるに、後の兵者共、走り寄りて退かる。禮部方よりも、談合したるが如くに、同じく寄つて退かる。餘所よりは、合戰に及ぶかと見ゆ。相退になる所に、彌九郎返すとい

ふ。何の用ぞと、傍輩共いふ。まさしく敵の袖・笠印、切落しつると覺ゆ。さてはとて、太刀打の所に返して、印を太刀の先に貫きて差上げ、是れ御覽ぜよ。今日の勝負の印ぞといひて、鬨を作れば、味方も作る。靜まりて後、禮部方より、華かなる御振舞かなと、褒美あり。味方の事は申すに及ばず。島津殿・禮部、野本合戰、中古迄は申傳へ候なり。此彌九郎と申すは、昔源平の合戰の時、北國にて長井實盛と一所に討死候武藏三郎左衞門尉有國が末なり。忠久御下國の時、御供申す子孫なり。伊集院日置の內、山田と申す所を、御恩に給はるに依つて、名字の地となすの由、承傳ふる所なり。御年頃なり。其頃は薩摩碇山の城を取構へ、師久御住所になして、隈の城・串木野・荒河・羽島・高江・宮里・山門に取續き、澁谷に對し合戰あり。動もすれば、守護方を脊きて下り、大將に付、島津殿に弓矢を取る。爰に信濃源氏に、楡井頼長・畠山禮部・肝付八郎兼重、此三人は三箇國を爭ふ如くに、地頭御家人思付になりて、弓箭を取り、坂より上にては、頼長、兼重と合戰あれば、禮部は島津方に懸り合戰あり。肝付兼重は、三俣高城にも、住所の樣にありて、一頃三俣殿といはれ、

肝付、島津方と合戰

山東・穆佐・高城にも住所の樣にあり。舍弟五郎九郎とて、兼重に劣らぬ程の器用人あり。濱田・横山・獅子目・大始良四人、氏久に心を寄すとて、横山の城に押寄せて攻落す。濱田討死す。獅子目は城を落ちて、細小路の竹の茂に、隱れ居て、敵の退くを待ち候の處に、日暮に、大將五郎九郎、甲を脫ぎて通る處を、馬より下に切落し、我身は林に交はりて逃げ延ぶ。夫より四箇村の旁は、當家御年頃となりて、忠節を致すなり。賴長、大始良攻落し、肝付をも、押領如くになりて、志布志に居住候て、肝付の帝釋寺を引く。今の大慈寺是なり。串良も、賴長計らひ候ひけるにや、串良の内に、小原といふ在所比丘尼所あり。坂より上には、賴長の上越す者なし。志布志・松尾にある所を、畠山種々の了簡廻し、松尾を攻落し、大慈寺に取籠め、賴長に腹を切らす。禮部・大隅・薩摩在々所々に馳廻り、栖突く者は合戰に及ぶ。隨ふ所は、其儘差置く更に面を合する者なし。島津方は透々を守り、打出て〳〵合戰す。帖佐に於て、萩の峯の城に、禮部老名・野本の藤司〔殿カ〕とてあり。此仁を取卷き候の處、氏久御内本田重親、溝邊の城に籠る。禮部方より取卷く。社家は守護方にてある

に依つて、兩方難儀たるに依つて、腹を切らせて詮なしとて、兩方和合して引退き畢ぬ。

島津原田合戰

一、加治木土器屋といふ所に、要害の如くに、禮部持ち候處、氏久夜詰に攻落す。敵味方手負ひ討つたる。夫より住所定まらずして、坂より上下馳廻り合戰す。氏久、鹿兒島より、大姶良四箇村御用に立つに依つて、渡海をなされ、彼城攻落し、末次に差寄せ、御退治ありて、姶良五十町、西俣七十五町取續き、大隅・鹿兒島に續く。末次の城には、山田加賀守差置かる。氏久、大姶良御住城となるに依つて、本田重親に西俣を給はりて、御側にあり。其後、坂より上を御蹈み鎮め、既に御前鹿兒島より移し御申候て、彼在所にて元久御誕生。御成人に依つて大姶良をば、當家に御執事ある所なり。其後、末次城も然るべからず候程に、加賀守をば召寄せ、御側に置かれ候。坂より上、御打開始とて、市成六町、少分にて候へども、忝くも道鑒の御心を御副へ候とて、山田に下し給はり候。末次にも、まき山名へ所給ひ候ひける由、承傳へ候。市成は當御代迄は、七代頂戴仕候。子孫繁昌仕候云々。

原田敗れて遂に上洛

一、志布志松尾には、先づ新納越後守實久は、十五六の頃、氏久御養子として、越後守に修理亮御受領。御官迄も御參らせ、御名代として、求仁院其外の所領共相副へ、松尾に居住候ひける處、畠山、薩州山北より、馳越え取卷く。今の志布志內城は、禮部の陣なり。或時出合ひ、石見堂に松尾より出で合戰候て、新納殿手にも、名字の人討死す。城をば堅く持ちこたへ候の處に、氏久鹿兒島より渡海ありて、小勢にて岩川傳に、後卷あり。禮部叶はずして、櫛間の如く陣を開退き、彼在所にも怺り得ずして、飫肥へ退き、暫く支へ候へども、譬に申す如くに、一陣破れぬれば、殘黨全からずになり候て、山東に越すと雖も、其時になれば、伊東も同意なく候とて、豐後傳に上洛す。禮部手の者共は、櫛間、飫肥に殘し留め候畢。夫より氏久、志布志に御移り御住所になし、今の內城を召構へられ、元久迄御座所になる。宗徒の御內人人、新納殿松尾に御入り、坂より上、固くなり、鹿兒島・大姶良・志布志三箇所、御住城にて候。

一、是も氏久の御代に、御內に御心懸け候へども、求摩・眞幸・北鄕野・三谷迄、持續

け候大敵なり。或時、南郷の如く勢を御遣し候。國合に於て、合戰候て切負け、一家佐多殿兄弟、討死候程の事に候間、難儀どもいひ難し。其時、岩川方、何方とも見えず候に依つて、氏久御賴の由、仰せられ候て、岩川へ御出て候へども、承引なく候。

氏久、求仁鄕を略す

夫より求仁鄕方蓬原に御出て、御賴の由、仰せ候へども、其儀なく候。其頃串良も敵にて候。山傳に百引の如くに御越し、市成飯の牟禮山を御越し、二河に御下り候。其時、山の案內者仕候者に、御判形給はり、今にあり。夫より鹿兒島へ御渡海候ひ畢。暫くありて、求仁鄕方蓬原に御陣召し、御退治あれば、頓て岩河手取が城に、差寄せ攻落し、其時御內、百引・向江討死す。夫より求仁鄕・岩川、御心安く、御料所になり畢。

氏久・姬城清水を陷る

一、氏久御代に、稅所方求摩の相良に取合ひ、曾唹郡に馳越す。不斷守護に敵たるに依つて、大隅の煩、是なり。社家、島津殿に依り、他事なく、正宮の上咲隈(えひのくま)に陣を構へ、三年御座ありて、姬城の城攻落し、守護代として、太田親治・氏親父子差置かる。其後、清水を攻落し、御持ち候處、湯峯にて合戰ありて、稅所子息討死す。味方

も御内の瀬戸口方討死す。此合戰に手負疵未だ調はざる處、姫城原口に、一揆衆寄せ來る。御方僅に甲四十に足らず。氏頼〔親カ〕は前の合戰に、深手負ひて、此合戰には、本田重親父子、御一家には、碇山の金吾伊集院長門守殿、我も〳〵と思ふ。御内人入小田・北村・上井・條原・小島一類、彼是以上甲四十計なり。求摩・出水・山北の衆、さい所寄合候へば、敵は大勢なり。既に太刀打になる前、勢面を切崩すに依つて、出水に上村、求摩の手に、友田といふ者を始めとして討たる。其時、碇山金吾、太刀打して、手の程御振舞ひ、大石を中にして、太刀打して、岩の角を切割りけるに依つて、姫木石原口に、金吾石とて、今の世迄も、其名ともに朽ちせぬなり。

金吾石

一、其後、御舍兄上總介殿の御名代としては碇山金吾、元人よりは新納將監殿、此兩人は肥後白河合戰に、將軍方にて討死あり。一家北郷・樺山兄弟本領將護として庄内南鄕の内、都の城を取る。正安二年頃に候や。其世の時は、眞幸・北鄕野・三谷の城迄、求摩より相良持ち候。又三箇國御家人一揆するに依つて、相良方の同意になりて、肥後八代・葦北勢迄馳下る。一揆の衆、都合六十三人なり。守護方には加

都の城を取る

氏久、天下峯に押寄す

島津又三郎の健氣

治木・肝付同次男・財部方三人より外はなし。さるに依つて、都の城本の原を總陣に取る。大將には新野殿と申して、京都より下向と云々。都の城の城内には、北郷讃岐守、樺山美濃守、其外宗徒の人々籠る。一揆衆、年内より陣を取り候間、氏久、志布志より後卷として、先づ南郷の内、西城寺の上、天下峯にありて陣取る。一揆の中より財部方、守護方に内儀あるに依つて、明くる正月の頃より、一家の内談合調ひければ、御神水ありて、一反に御合戰と定め畢。御方には、伊集院・伊作・鹿兒島・大隅・下大隅・大姶良計なり。

一、總州よりは、和泉四箇所山北に隔てられ候間、力に及ばず。總州とは師久方御兒方、其頃兩守護一此〔本ノママ〕あり。依つて合力なし。一揆には、谷山より南方、市來・澁谷・菱刈・牛山・求摩・眞幸・伊東・土持、坂より上には、禰寢・肝付・飫肥・櫛間なり。二月中旬の頃より、本陣天下峯に打寄せ、財部に取合ひ、日限三月一日に定めらる。其時、氏久、又三郎殿に仰出さるゝ趣は、急々必ず志布志歸り候へと仰せらる。御返事に、縦ひ餘所候とも、斯樣の時は參るべく候。此間御側に候て、既に御合戰定り

ぬるに、歸り候へば、以後に於ても、口惜き名を取り候はんずる事如何候。一家御內面々の心中も、計り難き仔細候と、御申候へば、氏久、夫は只の侍の嗜か、大將は一人になるとも、身を全くして本意を遂ぐるこそ簡要とは聞け。其御方より外に、男子持たず候。縱ひありといふとも、元久にこそ國を知らせたく候へ。それは兎も〔角もの二字脫カ〕計らひと仰せられ候て、氏久が惡しく見て候ひけりとて、其後は御詞なく、暫くありて、此御意の時は、跡あるべしと、御申すに依つて、御親子の御心中、上下察し奉り、鎧の袖をぞ濡らしける。取分本田重親は、元御傅の事にて、一入今を限りとや思はれけん、甥の氏親を近けて、必々重親は討死すべし。御分は生きて、又三郎殿の御用に立つべし。如何樣に、名將にて御座あるべきなり。今こそ十二歲にて御座あるが、老名しくおはしますとて、淚を流し立ちけり。重親は此詞に依つて、終に討死す。氏親は七箇所手負といふとも生くると云々。

本田重親討死

一、同二月下旬廿八日、天下峯をおろし、末吉の如くに、平波瀨に篠立ありて、三月一日に、財部に取合ふ。御一家御內勢一千騎に足らず。以上八百計りなり。同一

天下峯合戰

北郷兄弟討死

工藤藏人の武者振

揆の大將は新納時久、其外一家同心なり。杉一揆の大將には、本田重親御内の御家人一統に、此手に屬す。爰に小一揆とて二百計、氏久御馬廻なり。是は兩手自然後れん所の横入れと、議する所なり。さる程に、御旗の役北原進み出て、今日の御註は、如何と申しければ、重親答へて、敵の後に拔け候へと下知す。北原、馬引寄せて打乘つて、御旗差上げ、今日の御合戰は、御しるしを守り給へとて、先づ前に平波瀨の渡、懸渡さんとす。北郷讃岐守殿は、兼日相圖の日なり。既に我故に氏久一家御内殘らず、今日の合戰に極め給ふ所なり。萬一勝たれん事あり難し。以後に於て、聞かんよりは、先づ城衆の役たりとて、甲七十計にて切つて出づ。大勢といひ、待勢の中といひ、多勢なれば切負けて、讃岐守數箇所手負ひ、舍弟彌二郎殿・七郎殿兄弟甲を雙べて討死す。平田新右衛門宗親幷工藤藏人は、三月一日の事なれば、庭なる櫻の枝を折り、腰に差して太刀打す。切合散じて後、傍輩共、昔の梶原源太が花戰を眞似たる事のをかしいなどと、狂言に笑ふ。藏人、源太が心に劣る侍あるべきかとて、友は鏡ぞと語り打連れたり。中古迄は、此の如くこそなじみ深ければ、合

戰も揃ひ高名もありしなり。學ぶべし〳〵。御大將氏久は、黑絲縅の御鎧に、袖につまどりたるに、同じ毛の甲に鍬形打つたるに、三尺餘の御はかせ佩き、黑栗毛の御馬の尺に、はつんだるに御乘り、主も逹者、御馬も逸物なるに、手綱掻繰り御馬迴二百計、同一揆・杉一揆兩手を左右に雙べ、御註先づ前に差懸けさせ、さばかり廣きみの原に控へたる大勢の中に切入り、太刀打になり、氏久も是にあり。敵に隔たるな唯せき候へとて、面をくづせば、大勢を二つに割りて切通る。本の原のめんに、敵も味方も共にせきかゝり、夫雜馬引などは池にせき入れ、城よりも、朝軍に薄手負などは出合ひ、後卷衆に取合ふ。頓て手負共、城へ入るもあり。前に太刀始の所にての手負は、財部の如くにかくもあり。馬に乘るもあり。腰の立つは手を引連れて退く。敵も足を亂し、死骸を尋ぬる者もあり。更に敵味方出家など迄入亂る。次に大將氏久の御前に、敵の頸共御實驗あり。宗徒の頸には、他國の相良氏頼・伊東六郎左衞門尉・同池尻五郎、薩州一揆の大將には、澁谷典廐頸共、さのみ郞等侍共の事は、付くるに及ばず候。三月三日、敵方引色に見えて、手負共は前に三俣、其外寄

名馬すみだらい黑

寄に退け、蓑原に打出づるを見て、御方の人々勝に乘りて合戰する。暮かけて切負け、肥後兄弟其外御方も討たる。敵は下財部の如くに、散々に退き畢。其時、氏久の御馬を山田右京亮に御預け候處、此合戰に乘り、三月一日の合戰に、手負ひ候と雖も、三日も人數に太刀打仕り、二三箇所手負ひ候て、馬を尋ね候へば、行方知れずになり候。負軍なれば、敵に取られ候と心得候處に、明くる朝、此御馬を引來りて申す樣は、夕の合戰に御負け候。更に夜中に及び、主を失ひ候者共、逃げ候程に、我等も共に財部へ退き候。軍場に馬を捨て候。遂に夜更け候て、我等が居候處に、跡を違へず來り候。之を面に引いて參り候と、聽て其御近習に付き申上げ、披露の處に、氏久聞召して、名馬とは心をこそ譽め候へとて、今度の高名といひ、佳例目出たく候と、御意候て、御馬を給はり候。すみだらひ黑と申すは是なり。奥州へい馬なり。此合戰に、御方には北鄕孫二郎殿・七郎殿兄弟、宗徒の御内人には、杉一揆大將本田重親・肥後兄弟、并石井、御旗役人北原・大姶良・志々目・藤藏、其外加治木殿は、物具なども剝がる。頸は急々になりけるや、取懸け捨置いて候を見付け、樣々勞り候

て、生きて一期の程、氏久に奉公申さる。此時、人々何れも忠節此事に候。爰に手手の若黨侍共、討死などの事は、聞書にも及ばず候。

一、澁谷典厩は、伊集院隅州の婿にて、未だ約束計なるに、使者を以て、見參申し、出陣ありたく候由を申され、國一揆たるに任せ、坂より上庄內へ、越し候の由音信候。隅州返事には、これも氏久御供申し、庄內へ罷立ち候。同じくは速に、頸にて見參と申さる。恥入りたる返事かなとて、典厩出陣あり。典厩の頸實檢の時、此噂あり。敵ながらも痛はしき事やと、時の人口あり。其後約束の姬を尼になし、伊集院に閒通庵と申す比丘尼寺は是なり。

高江の城を攻む

一、氏久の御代の內にも、是程の大合戰はなし。敵も味方も在々所々引返し、暫し年月經る處、又四箇所より軍起りて、島津上總介師久に、弓矢を取懸くる。其頃薩摩郡に高江の手城を取構へ、御待ち候處を、清色重門大將として、押寄せ攻むる。城衆も究竟の人々なれば、防ぎ戰ひければ、仕損んじて退き候の處に、重門堀にはまり、岸に着きて詰上り、甲の鉢を打割られて、堀の底にて討たれ畢。是に依つて、

清色重門討死

高江の城陥る

碇山の城を取卷く

山北大勢なれば、入替り〳〵攻上る。城内も殘らず手負となりて、攻落され畢。城衆に式部三郎太郎・守護代酒匂・石塚一類・香笠・中條を始めとして、宗徒の人々、上下數十人討たる。然る間、碇山物弱くなり、山北・兩院・求摩四箇所同意して、碇山の城を取卷く。氏久は其頃、坂より上に御座あり。此事を聞召して、急々に御渡海ありて、先づ伊作伊集院寄々勢を以て、薩摩山を馳越え、一陣を取り、跡勢待ち候處、市來、心替して、薩摩山を切塞ぐに依つて、通路斷れ、更に方便に及ばず。其時城よりも、密に御音信あり。此刻になりては、一家滅亡に及ぶべし。城をも開け、所領なども望に依るべしと仰あり。此旨を市來に、仰出さるゝの御返事に、何の望もなし。御緣住召具せられれば、道をも開け、御用にも立つべしと申さるゝ。之を氏久聞召し當座命惜しとて、家に疵を附けん事、以後迄も口惜しとて、仰切らるゝ。其時一家御內談合あり。女子は必ず他人の家をこそ、上中に寄らず避けず、師久に城をも明けさせ申しては、家の疵たるべしとて、一味同心に揃ひ、市來に領掌あり。申されたる如く、道を取明け、通路輙くなれば、跡勢伊集院に控へたるが、移らざる時、山

を馳越え、陣に着く。市來方も、御用に立つに依つて、翌日敵陣切崩し、澁谷の緩怠散ずべしと、定めらるゝ處に、其夜敵陣引退く。則ち城にも御取合ひ、御大慶申すに及ばず候。市來方御殿人の印に、後十三人子孫あり。市來太郎坊の事なり。

澁谷、九州探題に奉行す

一、氏久御代澁谷、四箇所（四箇所とは、東鄕・高城・入來・祁答院の事なり）守護領共、一々押領して、剩へ直に、九州探題に奉公す。緩怠の至に候の處、澁谷の鶴田、氏久に心を寄するに依つて、彼堺に馳越え勢遣あり。近所邊同意に依つて、御難儀になる。既に御陣を開き、御退きの處、大野臥を懸退き煩え、氏久自身大力に及び候の處、御側に候式部彥七・本田孫七蹈留り討死す。左樣の紛に、山を引拔け、氏久此方へ御越し候。餘りに深く逃げ申すに依つて、返合せ合戰候て、澁谷の大村方討取り、夫より軍は止みにけり。

氏久山引合戰

氏久山引合戰とは此事なり。三箇國亂ると雖も、御兄弟兩國蹈へられ〱合戰に及ぶ。左候へば、上代より奥三箇國は、天下政道・法度をも、辨へざるに依つて、賴朝の御教書にも、三箇國の地頭御家人忠久、下人たるべし。此内鮫島をば除けらるべし。此の如くに謂ふは、伯父鎮西八郎爲朝、九州の將軍たるを婿に取り、左樣

の式體に依てなり。阿多平四郎忠景此仁なり。

一、師久訴陳申狀。

豐後合戰、幷薩州同亂事、度々註進言上仕候處、依ニ路次往覆難儀㆒、不㆑令ニ參着㆒候條、恐歎不㆑少候。抑爲ニ豐州御合力㆒、去々年九月廿六日、懸つて令ニ發向㆒候處、於ニ中途㆒、當國凶徒出水諸太郎兵衛尉政保・同一揆牛屎將監高元・同一揆隅馬越藤四郎行家・同一揆肥前葦北七浦賊徒等、依㆘差ニ塞通路㆒候㆖、討ニ彼輩㆒致ニ合戰㆒之處、及㆑親類、若黨幷澁谷一族數十人討死手負㆒云々。其間の仔細は、管領の御方に、言ニ上仕候畢。定御註進候哉。雖㆑然重而可㆑乞ニ發向㆒候之處、地頭御家人等、更に催ニ促國凶徒㆒、已餘ニ于過半㆒、蜂起之旨、難㆑閣候上、政保幷一揆等之城、彼合戰以後、自ニ去々年㆒、于㆑今在陣して、防ぎ戰ふ間、御合力之事、不㆑遂ニ其節㆒之條、且者可㆑有ニ御高察㆒候哉。且分國難儀之段、管領之御使長刑部尉見知り、次に舍弟氏久於ニ隅州㆒、自ニ去々年㆒至ニ于今㆒、向ニ合敵陣㆒、致ニ合戰㆒候。巨細之段、定註進仕候哉。次に豐州合戰の事、大内介弘世就ニ渡海㆒、菊地肥後守武元退散之間、御方大慶、此境候

之處に、無₂幾程₁弘世依₂歸國₁、鎭西彌及₂難儀₁。管領周防國府に御開之間、則遣₂飛脚₁候畢。隨而御上洛之由、預₂御返事₁候驚存候。急速九州退治之被₂御沙汰₁、被₂差₂下討手₁候はゞ所₂仰候。次に無勢候。兄弟相供に、踏₂兩國水₁候。致₂合戰₁候之條、被₂下₂廉直之御使₁、預₂御檢₁候はゞ可₂然候。次に分國軍勢等、可₂應₂師久催促₁旨、被₂成₂下御教書₁、廻₂凶徒₁、對₂籌策₁候。此旨可₂有₂披露₁候。恐惶謹言。

貞治二年五月二日　　　　左衞門尉師久

一、探題より度々に於て、仰下さるゝの趣は、九州三人の警固たるに付きて、無音然るべからず。早々に在津候はゞ、諸事談合仰せらるべき旨、御註進數箇度に及び探題職に下向あるに、延引の條、不仁儀たるべくば、緩怠の至とて、氏久、御上りに定め畢。遠國なれば、御勢は左程もなし。宗徒の御内の人計なり。六箇國に御上り、探題に御對面あり。今河殿の御奔走に候。悅喜殊に御感望も見え候。其後はり、不斷御寄合折々あり。探題、氏久の御宿に、御酒を持たせ、御入り候ひけるに、大筒

冬資殺さる

の口、手に餘り、更に拔け兼ね候。御前の事に候へば、今河殿の御內よりも、差寄り差寄り拔かんと候へども、了簡もなく候はゞ、不興候處に、氏久誰か〳〵と御意味ながら、何れも斟酌候。爰に御內に、牧野次郎三郎參り、一人にて直さぬ筒の際に寄り、素袍の袖を、筒の口に押し〳〵、脇に掻込み一しめ、暫くあれば、ふと拔け、御酒の勢なれば、空に上り、御座敷に散り零れ、上下氣を責悚へ候事にて、一度にわつと聲を立て、中々當座の曲となりて、遁世者など、時の褒美、申すに及ばず。島津殿御內旁御前にて、盃を給はり候。斯樣の事迄も、御家の規模にあらざるや。牧二郎三郎・同又次郎、何れも富家御懇の仁なり。其頃少貳方・將軍方とも・宮方ともなく、探題よりも、氏久へ催促候へかしと、御意候に依て、半は御音信候の處、少貳方、探題對面あり。冬資討たれん企、更に大儀の仔細なれば、人口に及ばず候。陣屋を結構に作り、高塀を塗り、城戸を立て、奔走と見えけるに、少貳方を御賞揚、いつもの御會釋あり。三獻も過ぎて、其後數盃になれば、酌に立つたる山內、押懸けて組み、本より議する事なれば、今河金吾差寄りて刺殺さる。是程の企の事に候間、城より

外にも、番衆堅く候へば、少貳方供の者、一人として、腹を切るもなし。覺悟なしともいふに及ばず候。探題御座候處に、參ずる人もあり。未だ開き分けず、遲參する人もあり。

一、纏て島津殿へ使者を以て、今河殿より仰越さるゝは、鎮西探題職を預け、下向候へども、彼方支に依つて、九州の靜謐を遂げ難し。動もすれば宮方物言となり、每度に及ぶに依つて、此の如くの沙汰仕候。御心中如何に候。參會して、面を以て申開くべきの由仰遣され、島津殿御內の人々差寄り、思々の意見あり。探題へ御座の事は、然るべからず。惡事覺悟の前に候。御思案入るべき次第に候と、右申さる。氏久仰には、參らざるは、當座越度になるべし。何程の事かあるべきと、則ち御參り候の處、物具などは驚くに似たりとて、各太刀持計りなり。爰に本田重親は、何もの恒例とて、御佩刀持ち、御前に立ち、何れも〳〵前後覺悟申す。外よりは無事には見えざるも、時の人々、舌を卷きけるや。陣の城戶なれば、竹格子なり。堅く警固す。仍つて氏親、眞先に立入る。次に伊地知民部續いて入り、門固め、狼藉の

島津殿、今河殿對面

事に候と答む。其時、折節に依る事に候。島津殿立たれ候て後は、御計らひたるべし。其間は此方次第とて、氏久を入れ申さる。奏者と同じく、氏親前に立ち、跡の傍輩込入り、御制しあれば、城戸際に伺候す。陣屋の口には、唐莚を懸けられたり。簾の際に、憚らず氏親居たり。座敷を見れば、今河殿兄弟、宗徒の人々、しかと伺候たり。島津殿、御座敷に御直り、御式禮御會釋あり。御酒三獻過ぎて、今河殿前よりの御意趣、仰聞さるべく、氏久承り候とて、軈て座敷を御立ち候へども、無事とは見えず候。何とやらん、外目には立ちけるや。御宿に御歸りて、俄に少貳方・親類の所に御音信あり。對面に及ぶべき旨を、御内の人々に御談合あり。意見申さるるは、これにて事を御破あれば、然るべからず。唯急に國へ御下り、然るべきの由、各申され候に依つて、尤とて、少貳・菊池に同意の内儀ありて、御下向定り候の處に、無篇にてはいかゞ、以後に於ても、然るべからずとて、探題へ訴狀を以て、今度在津の段、度々仰を蒙る。依つて、早々馳上り、忠節を致すべく存候處、少貳方、此の如くの御沙汰に罷成候時は、九州三人面目を失ふ次第候。其上氏久御意に任せ、彼方

へ催促申し通じ候事、其隱なし。此時は、當座の恥辱、遁れ難き處候の間、薩州へ罷上るとて、今河殿に仰捨て、御下向候。軈て宮方蜂起あるべき物言共あり。又人の上ならずといふ人口もあり。九州破れんとす。探題兎角方便を廻され、暫く年月を送ると雖も、終に御叶ひ候はて、上洛候へども、御所の御意惡しく候て、分國遠江へ御下りの由承傳へ候。氏久其後、管領御方迄、御意趣悉く申上げられ候に依つて、却て上聞に御叶ひ、當御代に及ぶ迄も、大慶御座候。氏久御幼少の時は、親の御名代として、肥後國へ御登り、名譽の御合戰、數箇所の御手負、御難儀の處、伊地知御身に代り、島津氏久と名乘り、討死するに依つて、御助かり候。御年闌け、今度の在陣には、義重家の嗜に依つて、命輕くする所、當座の難儀をも、御遁れ候や。御内の旁の御志振舞、少貳方には似ずと、六箇國の物語になりける由承傳へ候。今に於ても油斷あるまじく候。

氏久死去

一、氏久。御名法玄久 道號齡岳。至德二年五月二日、於二伊集院一御死去。其時迄も、山田右京亮御側にあり。弓馬の道、其外の事を、御敎ふと云々、御遷化御歲六十三。

文明十四年六月日　　沙彌聖榮 歳八十五

忠宗 下野守

貞久 上野介

氏久 越後守

此御三代式部諸三郎忠能、京都鎭西御分國の御奉公の道を、聞置く處を註し候。一段御先祖代々戰功を以て、御子孫殊に當代晴れて御繁昌の所、紛なきの條、申すも疎なり。式部諸三郎は聖榮が祖父なり。筋目を孫共に知らせ、又は公方を仰敬し、御奉公致すべき事、宍賢々々油斷あるべからず候なり。

島津元久御代始

一、島津陸奥守元久御代始の事。

氏久の時は、東福寺御城屋地狹きに依つて、先脇に御座ある築山に、築地を築き、主殿作あるべきの所、至德二年五月二日、氏久、伊集院に於て、御遷化候畢。其儘差置かれ候。

一、齡岳の始に、山門より鹿兒島に御入部の御祈願に、山門の諏訪を移し御申候。

若宮八幡

志布志より鹿兒島へ御座所を移す

石屋和尚禪を勸む

重々も御信心に依り、正八幡の三御輿を移し御申す。若宮八幡是なり。此の如くの御神力故、程なく屋紙を御退治ありて、末代の御住所になり、御子孫御繁昌の所とな〔れ脱カ〕り。

一、元久、鹿兒島に、志布志より御移り、御座所に御談合あり。東福寺の城、佳例目出度候へども、城内も狹し、築山も然るべからず、脇の御座所も片外とて、清水御座所に定め、先づ實方の橋の口城、取分内も廣し、河の流も吉し。何事よりも更に相應の御城とて、急々に取拵へ、御親類宗徒の御内の人々御移し、清水の屋形作は麓にあり、御一家國方の出仕も輙かるべしとて、主殿十二間・同御馬屋雑賞所迄作り揃へ、取分御前作御結構ありて、軈て志布志の御臺移し御申上げ、下萬民に至る迄、御奔走仰ぎ奉るなり。

一、天下に隱なき名和尚石屋御下り候。元久に禪事を勸め御申候に依つて、御寺を思召立ちて御一家御內國方をも催し、則ち御取立善事なれば、道行山門法堂計りこそ足らず候。其外は悉く調へ候。福昌寺當御代毎々御繁昌と云々。

谷山退治せらる

一、谷山方の事は、道鑒・玄久二代差置かれ候處は、山北坂より上、御馳廻の時に、谷山鄕司佛心入道御敵なれども、氏久御賴あるに依つて、御留守の御番、東福寺の城に、堅く御番仕候。氏久御歸國あれば、御暇申す迄もなし。如谷山へ歸る。左樣の忠節を思召すとて、差置かると雖も、子孫に於ては、鹿兒島ならびに候とて、元久御代に御退治あり。〔脱アルカ〕百八十町・給黎四十町幷指宿四十町、御斷所となり。頴娃御退治ありて、御舍弟南殿御遣し候畢。彼在所も四十町なり。

伊久守久父子不和

一、元久御代、上總介伊久・嫡子播磨守守久父子不快になる。師久方の末なり。旣に川野邊の城に對し、平山といふ所に差寄り一陣を取る。奧州より御合力なければ、何方よりも、其分なし。數日になれば、折々然るべからざるの通りを、元久仰あれば、陣を開き、薩摩の郡へ退かる。總州より奧州へ仰出さるゝ題目は、島津の家は、必々元久の所にあるべし。然るべき者、忠久より以來代々傳へ候小十文字太刀・同鎧進ずべき由、仰せける。御返事には、實子御座候上は、あるべからざる事と、御返事あり。重ねて此の如く手出し候者、他人の手に渡し候ずる時は、口惜しき次第

元久・伊作久義合戰

なるべし。家の嗜も候はゞ、御請取然るべきの由仰せらる。此時は兎角の儀なしとて、畏入り候と御返事に付きて、誰して請取り候ずるや。是よりも其旨、心得用意と仰あり。又其時、俄の樣に談合ありて、親類には山田右京亮、內の者には伊地知民部少輔、進ずべきの由仰せられ、總州よりも、親類には阿蘇谷、內の者には石塚大和守、中途、田中にて請取り、御劒は阿蘇谷方持ちて、山田方へ申渡さる。からうどの內迄、伊地知方能々見せて、請取らせ申さる。爰に田の中の仕付は、座敷は淸けれども、寺家邊は祝言なり。在家は御家を御執事あるに依つてなり。奥州よりも、其後種々祝言御禮あり。總州の御意有難く、仔細を存ずる事は、島津家は陸奥守殿所にあるべしと、仰せられしに、元久より以來、當御代殊に以て御繁昌候事を、意得方なく、總州方は不吉に御座候。御噂も如何と申す人もあり。弓馬其外、武方の一道は、總州御方より出でたる事なり。努々落着あるまじき事共なり。

一、南方別府の事は、油所迄、伊作久義、折々望を懸けられ候て、時分こそ候へ。正月朔日、別府鶴の塚といふ所に、手勢計にて、とうめきの大河を渡し、一陣取る。剛

敵なれば、少しも痛みなく、大野臥を陣にかくる。俄の事なるに依つて、陣構なども
なし。餘所の餘力なし。其時元久、使者を御立て、時分柄といひ、是非に然るべか
らず候。先陣を退かれ候へ。承引なく候はゞ、以後も綺あるまじき由仰に依つて、
引退く由。布施・二階堂は、伊作殿姉婿にて候。別府は二階堂方の婿にて候程に、
伊作に餘力なし。左程の事を、內々、久義、遺恨に思ひ、元久に催促仰せられ、總州
方幷市來續きなり。總州二男山城守殿、二階堂婿にてはあり。奧州も以後の事を
思召合せ、田布施に一陣を召し取卷き、阿多・別府に合力すと雖も、年內より取卷か
れ、明くる二月の初、落居あり。二階堂亦市來の如く落ち候畢。夫より田布施、元久
御料所として、五代木方の娘、彼在所に、志布志より移し置き、其外宗徒の人々、城
衆になし置かれ、折々に付きて、元久も自ら鹿兒島御入り候。此御臺の腹の御數人
に、久義の子息を取合せ、以後には、伊作勝久に田布施をも、御遣の由承り候。勝久
の御料人の御腹の御子、今相模守殿・遠江守殿、忠國の御子二人御座候云々。さある
に依つて、川邊も彌〻物弱くなる事は、鹿兒島をば、伊集院方より持たれ候。坊津・泊

津兩津は、川邊内たるに依り、總州より覺悟にて、御内人々差置かれ候處を、伊集院押寄せ、警固の入々を討つ。此の如きの至、一は情なき次第なり。方々取合せ、總州より川邊の城共に、奥州へ渡し御申し、我は薩摩郡へ御移り候。左候へば、播磨守殿は、山門の如く、移り候ひけるの由、承傳へ候。さうてつ、終に川内平佐の城にて死去候畢。左樣に成り行くに依つて、別府の鮫島は、御内の者にして、奉公を致す。さる程に、南方悉く御靜謐候畢。此の如くの所に、四箇所の鶴田方、奥州に心を寄すとて、清色・祁原・車内・高城寄合ひ、度々に於て勢を仕る。既に難儀を請くる番衆如くに、勢を遣さると雖も、總州未だ存生御事なれば、御越陣を取らる。此時に於て、元久馳越され、一陣を取り給へば、差合ひ候敵も陣を取り、總州方の總陣は萩の平といふ所なり。奥州よりの總陣は、かん崎といふ所なり。兩方大勢なれば、日々に野臥出合ひ、矢を射違ふ事隙なし。此時新納八郎三郎殿、總陣に御參ありて歸らるゝ處に、野臥を懸け候に依つて、早刀打に及ばんとす。其時になれば、談合する事もなく、兩陣共に下合ひ太刀打なり。太刀始の所にて、新納殿手に、中野四

伊集院大輔討死

兩軍平和

郎九郎死す。一家には、伊集院大輔殿討死す。總州方には、澁谷下村方前として、數十人討たる。敵は、かん崎の總陣、外垣の際に切入り、味方は總州陣の垣より、內まで切入り、敵味方勝負見分けぬ程の合戰なり。面は負になれども、元久方は切勝ち、四箇所の高城・東鄕・入來・祁答院地下といふ大野臥多し。既に求摩・和泉・牛屎・菱苅に續けば、大勢なり。鶴田は御方なれども、一人なり。爰に味方の中に、物言あるに依つて、奧州御難儀になるべき樣たり。所詮所領沙汰をせばいかゞとて、御料所の內、谷山の內山田殿、名字の地なれども、御かり候程に、大事に及ぶに依つて、上意に任せ進上申す。餘に無心に思召すとて、中村の內六町にさへ、のゆきの內今あみと申す浦を御添へ、是も故ある在所とて、下預候べし。さる程に、山田三十町は、鶴田方に遣さる。和田三十町は、蒲生方に給はる。是に依つて、儀になり、鶴田方の事は、總州に付け申さるゝなり。元久の御代には、大合戰是なり。無爲になり、山より此方へは、引退かるゝ所なり。其後總州きうてつ死去あり。山城守殿代になりて、元久、川內平佐の城に差寄り、一陣取り退治あり。元久の御代に、在國司領

少々道行候。邪答院大村の城などは、さる謂に依つて、平田方持たる。是も元久の御代清色の城四箇所、面々同意たるに依つて、何れも城に籠められ候へども、二年に卷落され候。其内に二度の太刀打合戰候。さしたる事なく候。求摩を頼まれ候へども、終に後卷に及ばず候。清色事は、先、番衆計にて、御持ち候ひけると、承傳へ候なり。

一、高城のたゞ花山といふ所に、御陣を召し、城に差寄り勢遣あり。城戸口馬場の太刀打合戰にも、切勝ち候。牛屎・花北の合戰、求摩の衆に、吉田と申す人を始めとして、數十人討取る。

一、其後、庄内梶山に陣を召し候。思の外に、和田蓮篇に依つて、御方難儀、御合戰に及ぶ。北郷又次郎殿・藤次郎殿兄弟討死す。幷伊地知又七方討死す。彼御兩人の證據を和田方見て、孫の事たるに依つて、則ち高城へ引退く。高來方も引退く。其陣の内より、夜詰に、野々・三谷の城攻落し、求摩の手に、千町・平田討たる。其儘樺山殿、當代迄居住繁昌あり。下り大將今河の播州は、山東へ引退る。

鵜戸丸、元久の養子となる

一、北鄕殿三男喝食を、男になし申され、元久の御養子として、鵜戸丸と申す。太刀遣さる。上洛の供ありて、中務少輔になり、中書と申候畢。

一、眞幸も、其頃は、求摩より持られ候由承り候。右賴むとて、相良舍弟筋と北原方と、德滿の城にて刺違ひ死す。北原方の子息は、守護の御力にて、眞幸を一圓に給はられ候や。是れ粉骨の仔細なり。筒羽野の事は、愛甲殿とて、元久の頃迄は、御內の人にて差置かる。御年頃の人なり。

一、是も元久御代、山東・加江田倉、其處の城攻落の時、合戰に、新納殿內隈江方討死。敵には宮崎の手に、數十人討たれ畢ぬ。加江田本城は取拵へ、阿多加賀守差置かる。

一、河南の旁一味に、元久方を申さるゝに依つて、先づ守護領なれば、穆佐三百町幷池尻・白絲・細江御知行あり。

一、伊集院長門守殿、御母方伯父の御事にて候に依つて、御賴み、彼地へ差置かる。二三年もありけるや。彼御在所の事を、上表申さるゝに依り、所領はありと雖も、

伊東土持に對し、山東くるむる程の器用の仁は、俄にあり難し。爰に元久の御舍弟に、南殿こそ御座候へと、內々沙汰申す人もあり。老名し樣も然るべしと、存ぜられ候へども、粗忽に申出されず。或時噂の候ひけるに、老名申出づる。其時、元久も然るべく思召して、匠作御法名儀天に仰出づる。御返事に、尤も大事の在所には、望み申しても、移し申すべく候へども、長門守殿上表の事に候。其脇に、甲斐々々しき事候はでは、御身も口惜しき次第、斟酌候。重ねて御承り候は、一段神妙の至に候。然りと雖も、伊東に對し候へば、闕所は次第に進ずべく候。先づ彼の表、請取り候者あるべく、御悅喜の由仰せられ候。其時に、御領掌候て、匠作御代衆は、佐多の山城御娘の事候に依つて、佐多部類には、若狹守・舍弟彌次郎・讃岐守・樺山・伊賀守末弘・同舍弟、御內には、本田部類・伊地知一類、其外家の侍共召連れられ、以後は知らず。當座に於ては、誠に然るべくこそ見えけれ。

一、修理亮殿、穆佐を、御請取ありて、池尻・白絲・細江城、然るべき人々御移し、靜謐候へば、河南の面々も、出仕御禮申さる。山東に御越ありても然るべく、旁々地下

よりも頼み申され候。元久も御頼しく召思し候の處に、暫ありて、何とか御思案候ひける。伊東和州の仕縁に、御なりに依つて、御舍弟の御中、不快になるべき樣に候ひしかども、事延び候。萬々雜説のみにて、終に御中を違へられ候。年久しく、伊東方、修理亮殿に組まれ候へば、山東表の事、兎角談合もなく候折節、匠作御内は、後藤部類加江田、河多方に引合ひ、元久方を仕候に依つて、元久より、細江の城に番衆を入られけれども、御持ち難く候處を、穆佐・高城を忍び落ち、後藤の一家三十人餘り、殘る所なく討たる。元久よりの番衆福永紀伊介討死す。匠作の御内にも、本田小太郎・阿屋縫殿助討たる。夫に依つて河南は、夫より細江に差向ひ、堺目になり畢。

一、是も元久の御代、義滿將軍御代、朝山出雲守師綱・小次郞重綱、上使として下向の後、傳なれば、大友親類吉弘殿とて、同じく下らる。元久、志布志に於て御對面、奔走あり。其時、御教書に

爲二一名字一不斷及二合戰一云々。何樣之事候哉、不レ可レ然。所詮止二確執之儀一和

睦。殊可ㇾ致ニ忠節ㇾ之由、被ㇾ仰下ㇾ處也。仍執達如ㇾ件。

應永十一年六月廿九日　御判有

島津陸奧守殿

此御教書は、兩島津とありし時の事なり。總州の代なり。師綱は天下に隱れぬ名仁なり。殊に歌道・連歌達者といふ。遠國とて、其會釋不足に依つて、如何とて、志布志大慈寺にて、和漢ありけるの由、承傳へ候なり。

朝山師綱歌道に達す

一、肴誘へる樣々。

初こん　こぶ。かち栗。けづり物。ざうにの汁。時に依るべし。

二こん　鳥の燒物。さしび。すいりの汁。

三こん　つほいり。あはび。ひしほいりの汁。

四こん　白しほ煮。のしあはび。

五こん　かきあへ。くらげ。さかいり。

一、御めし　あつき汁。さい。大こん。なます。燒魚。精進の物。干魚。鳥。く

らげ。

二の膳　さしび。す。つぼいり。汁　うしほに。

三の膳　麥の飯。たかな冷汁に鮑ひぼかし。精進菜一つ。

是は奥州の御仕立までなり。

朝山重綱討死

一、夫より薩摩上總介殿へ、參られ候路次の間も、加治木・黒川に棧敷打ち、加治木・高山方連歌、其外の興ども、求められける由承り候畢。薩州より上洛。此朝山小二郎重綱は、探題に逗留して、たんしやく一揆に交はり、筑後のみぞ口合戰に討死あり。さる奇瑞ありて、いちのつかといふ所に小社作り、天神の末社と祝ひ候の由、中古の物語に承り候畢。

新納越後守、元久の名代として出仕

一、其後、今川了俊探題も、九州の旁に疎くなされ候て、終に上洛ありても、上意惡しく候て、分國駿河へ在國云々。其次澁川探題下向あり。肥後一見といふ所に、澁川殿下り候。さるに依つて、島津殿御上の由、頻に仰せられ候の間、新納越後守殿、元久の御名代として、二見陣へ上あり。三箇國よりも、薩州四箇所・兩院・和泉な

どは、探題に出仕す。偏に守護方に無禮なり。或時御寄合す。左のみ島津名代として、新納方高座あり。明日出仕には、彼方の上、必ず〳〵居らべしと、澁谷一家、寄合ひて談合するを、其頃白拍子、其座敷にありて之を聞き、此間まで、御寄合の度毎に、新納殿御目を懸けられ候。若しもさる事あり、不與も出來候ては、如何あるべきと思ひて、此樣々を、越州に物語り申す。誠に志の程、神妙に候とて、日頃よりも、早朝に探題へ出仕あり。何れよりも御會釋候。爰に相良方は、前に出仕ありて御座敷にあり。御酒も一獻過ぎ方に、澁谷一家參られ候。落居の如くに、相良方、中座に、する〳〵と差寄り、新納殿前に指をつき、式體す。軈て越州、上へ居ゑ上り膝取直し、下へ向下り、手を下げらる。暫く疎みて、不與に見えける處、相良方座敷を立ちて、澁谷殿、座敷は是へ〳〵と、探題の末座に置き、我は新納殿下に寄る。其時越州も居下りて、慇懃し式體あり。是れ三箇國の住人なり。斯樣の事までも御名譽、今の世迄の物語になり候。次には相良の仕付け取合せ、新納殿御振舞、六箇國の沙汰にもあはれ候や。夫のみにあらず、犬追物に、越州の蟇目は、目より上一

尺八寸、下共に二尺に及びければ、すみ唐笠を、すぼめたるに似たりとて、他の矢取共の狂言には、島津方の墨唐笠などといひける由、承及び候。此方へ下向の時は、墓目所望候て、六箇國の物語となり候畢。

一、元久の御代、山東・河北・宮崎・田島・木脇・川南、悉く土持方三人縣・岡富・財部・此面面一味になりて、奥州元久に申入れらる。さる程に、御本意なれば、御勢催し、元久山東へ馳せ御越え、地下より申され候に任せ、宮崎・田島を打通り、穂北堺に、大河渡あり。峯といふ所に、陣取り向はる。伊東方、修理亮殿に取合ひ申す。阿屋・本城・深利・飯田・くつら・池尻・白絲・細江に取續く。然れば匠作・伊東兩所を、一つに取巻かれ候。不慮の儀は知らず。年月經、數日は迭るとも、退治有難くこそあるべく候へ。地下といひ、究竟の仕手なれば、驚かず、待勢になりて、更に隙もなく候へば、奥州御方大勢とは申し乍ら、地下より申さるゝに任せ、河渡といひ、ぬかりたる在所といひ、山東の味方を頼み、自然合戰、越度も候はゞ、直に御大事なるべしと思召しけるや。誰か媒とは知らず、俄に儀になりて、修理亮殿御子息虎壽若に、元久御

對面ありて、御陣を開けられ、御退き候畢。然る處、元久御上洛の旨、度々に於て、將軍家より御敎書、成下され候の間、先づ屋形作の爲に、伊集院霜臺、應永十四年、御先に上洛あり。既に御所の御日に懸けられ、赤松方の取成さるゝ事なれば、念々に道行。

元久上洛

同十七年、元久、御上洛候。堺津に御着き候へば、京都に其左右聞え、伊集院殿堺へ下り、赤松方よりも、然るべく使者下され、京都の仁儀・禮法、先づ大方談合ありて、後日、間候て御上洛あり。管領赤松殿御取成に任せられ、吉日を以て、御所に出仕御申候。

元久、將軍に謁す

赤松殿より案内者として、御供にて、騎馬長野・大寺兩人なり。何事も赤松殿の取成すまゝに依つて、更に此方の了簡に及ばず。始めて御所に、御目に懸りなさるゝの時、一獻分に、料足千貫、其外種々進上物不ㇾ及ㇾ申候。

其後御屋形に御成の時、麝香百積、金紫花盆御前に置き候。

御所に千貫きんの類。金紫花の盃に、麝香のほそ百包にて御進上候。

御所の御盃御酌にて、元久御給候時、御腰の物金丸拔の御鞘卷、直に御給ひ候。

御親類に、北郷（中務少輔になる）・阿多（加賀守になる）・肝付（河内守になる）・飫肥（伊豆守になる）・樺山（安藝守になる）・平田（左馬助になる）・野邊（薩摩守に

なる・北原左馬助になる・加治木能登守になる・蒲生。美濃守になる。

一、御所の御目に懸かられ候方々、何れも太刀一腰料足百貫、都合千貫、管領の御酌にて、御酒御給はり候。進上物、赤松殿子息の中、一々取上げ申さる。夫より種種輿ども御座候ひけるに、畠山將監殿仰せけるは、御近習若御方々、島津殿の荷をさがされ候て、此麝香を取られ候はてはと、仰せられける程に、御前の御方々も、時時興なれば、同前に候の處、御所も御笑ひ候ひける程、餘々荷なども、見苦しく候。如何に元久思召して、麝香の殘、又御家景に御尋ね候へば、一つ二つづゝ置きければ、盆に積みて、御座敷に出さる。其時、御近習の畠山將監殿を始めとして、思々に奪取り、御前を忘られ候程に、輿も出來候ひけると、下向の御供方々、物語承傳へ候畢。其後御用意貯への弓と矢を、取出し〳〵、同じ征矢箙櫃より抱き出し、末座落の間に出され候。是は何と上意下され、元久國に於て合戰仕る用意に候。舟中の用心候と、畠山將監殿に對し、仰せられ候へば、弓の中選び候て、召され候。二三張・五六張取られ候方もあり。御所の御前を憚らざる樣候ひける事は、島津殿屋形

の位に、御成候の故、忝くも上聞に御叶ひ候。赤松方の取成候の上は、題日此謂候か。猿樂觀世大夫參り、能仕候。島津殿より、七尺餘る丸貫の大太刀給はる。其外料足風情は、書付に及ばざる所なり。

一、赤松殿に、內儀御談合あるを以て、諸事に就き御越度候ては如何に思召して、御暇御申し、京都より伊勢へ御參詣あるに依つて、關々を明けらる。是れ一の名譽にあらずや。伊勢の守護土岐與安方に、仰付けらるゝに依つて、島津殿伊勢詣は、往復の者迄、付けられければ、人數夥しくぞありける。夫より堺に御着き候へば、京都より諸大名の使者引出物、更に憚なく候ひけるなり。

一、國持ち候程の在京人は、大裏に國役かゝる事ありとて、女子役人來る。時の老名、阿多も、存知なく候へば、遲々ある所に、平田重宗、若輩とは申し乍ら、承り候へば、さる謂あるの由候。さり乍ら、島津方には、國役は總て、別役ある事なき樣に、承傳へ候と申さる。此由、赤松方に、仰入れらる。前々より有付きたられん事、今更あるべからずとて、其儘差置かる。重宗若輩の噂、優しくこそ承り候ひしが、一は

公方の爲め、然るべく候。更に他家より眞似難き仔細、當家にたゞあるべく云々。堺へ御逗留の間、諸大名・使者、其外遊者迄參り集り、更に日夜の遊戯あり。或時晩に及び、若き人々行連れ、遊覽候の所に、地下も旅も打交はる所に、新納遠江守殿、素袍の袖、地下の者の刀の柄に打纏れ候へば、某が刀を、島津方の人取られ候はんと、申鬥る程こそ候へ。地下の事なれば走り寄り、口々に口論す。努々其儀なしと仰せらるれども、彌〻用ひず不與に及び、取縋り申す所を、つば刀以て、拔打に切らるれば、かた〳〵助言の者共、はらりと逃ぐる。依つて則ち切伏せらるれば、島津方より、殺害ありと動搖す。人多き所なれば、申すに及ばず候。此方も時の儀なれども、覺悟の前に候。元久聞召し、これ驚くべからず。當津の成敗、法度緩なる故に、諸廻船の者共、又は往來の人々に非道を言懸け、未練の事を致す。夫に習つて、此の如く候や。逗留の間、憚なき所あるべし。さり乍ら、是に依つて、狼藉を致すべからずと、仰せられ候の間、京都よりの方々承り、褒美恥ぢ申すに依つて、地下も東西謐(しづか)に候へば、聽て御出船ありて、御下向候。斯樣の事迄、名將の御詞、御賴もしく承傳

へ候所を、書記し候畢。

一、元久、最先御上洛の時、山東に御座候修理亮殿に、御心を置かる。御留守に國を守り、用心、談合の最中、新納近江守殿上洛の御供、殘らるゝ所なり。北郷入道殿・樺山入道殿・佐多殿・山田玄威老名には・平田玄親上井入道。連判衆。神水にて、船津日向油に御下り候と云々。

元久・久豐對面

其時修理亮殿、定めて、我等に、元久心を置かるべし。遙に御上洛御心中の障碍とも成るべし。所詮船津に越え、縱ひ見參なくとも、意趣を延ぶる迄候。子にて候者を、見參に入れて候。久豐は久しく御目に懸けず候とて、久豐法名義天、油の津に與風御參に依つて、上下驚く所なり。元久、聞召して、是迄神妙に、越えられ候上はと仰せられ、御對面あり。少分候へどもとて、料足其外の物ども、御進上候て、御暇御申候。此時に御賴もしき由、仰せ候て、元久御下向候へば、軈て御召され、久豐に御見參候。此の如くの儀になり候へば、御中も、他事なく御座候處、同十八年に御

元久逝去

下向ありて、御心地頻に御大綱に及び、御歲四十九にて、八月六日に、御遷化候畢。

福昌寺御立置き候へば、何事も御滿足に御座候。恕翁、常々の御意にも、御寺の御祈禱に依つて、島津御家は、彌〻繁昌あるべしと、名將の仰置き候事、疑なく候や。御留守の間、四箇所とは、東郷・高城・入來院・祁答院の事なり。綏怠の儀に及ぶに依つて、淸色鉾の尾といふ所に、陣取らるゝ所に、恕翁の御心地、既に御大事に御なり候て、御引退き候畢。左樣の紛に、伊集院殿持たれ候淸色の城、澁谷同心候の間、覺悟に及ばず候て、開け候畢。

一、恕翁御隱れ候へば、伊集院初め大殿連れ申し、彼方の內、老若鹿兒島に差越す覺悟あり。其時、四箇所陣衆も、殘らず必ず鹿兒島へ引歸り候。

一、山本穆佐へ、此左右聞え候へば、匠作夜日を以て、鹿兒島へ御着き候。此間御內には、本田父子、山東よりは伊地知一類、御一家には、北郷・樺山、寄々思々に見え候ひける。御寺に其支度出來候へば、恕翁、御位牌を久豐差寄りて、長老樣にも御禮もなく、御持ち候程に、半は不興の至にこそ見え候ひけれ。さあるに依つて、伊集院方よりも、事を破るに及ばず、外目にも何とやらん見えて、隙も過ぎ候へば、其所よ

り皆々歸り候。夫より思々の儀になりて、國悉く破る。久豊御代の間の事は、此次の卷にあり。

文明十四年八月吉日　　沙彌聖榮 歳八十五

一、追つて和泉下野守忠氏の事、天下に隱なし。名仁其頃、右衞門兵衞尉とて、御取卷の時、伯父四郎左衞門時久一所に、築地を越え、御所中に入り、名譽候。左樣の忠節を失ひ、幷舍兄貞久・同舍弟・親類にも離れ、下野守忠氏宮の御所に付申し、鎭西豐後迄落下り、終に豐州にて死し畢。右衞門兵衞尉殿子に、能登殿とてあり。豐後に居住候。依つて氏久、常に御物語にも、野州一代の事は、宮方申され、豐後に落下り候て、彼在所にて、朽ち終られ候。子孫迄他國の住人となさん事、口惜しき次第候。此旨を存候。元久嘜下一家の中にも、置かれ候へかしと、玄久へ仰置き候。依つて能登守殿へ音信候。則ち下向あり。軈て馬飼所求仁鄕の內・源河の內取合せ、百町計、先づ遣され、志布志に居住候。能登殿子息又四郎殿とて、弓馬の道達の者、器用他に勝れたる人あり。其子に松房黑房殿とてあり。二十の內にて、兄弟義天

の御代に、薩州河邊に於て討死あり。此末計り、今世に終り候事こそ、痛ましく存候へ。聞置く所、書記す所なり。

一、氏久一期、此三代山田右京亮久興法名玄威、聖榮が親なり。元久一期、玄威入道は、三代御奉公仕候。前の聞書に見え候。久豐一期、恕翁、志布志より、鹿兒島に御移城を召し、御座所清水に御定め、主殿大方ありて、軈て福昌寺御建立思召立つ。善事の御願なれば、急々御成就云々。元久常の御意にも、一家御內國方、何れも奔走心落に申さる。如何樣に島津の家繁昌あるべし。其謂れは、御寺の御祈禱に依つてなり。名將の仰置かれ候事、疑なき所なり。然れば若輩無道の孫共に、古體をも知らせ、當世の時儀は存知の事候。聞分させんが爲めに、申す計に候。文書を學ばざれば、其詞を以て、之を註さゞるに、返す〴〵も聖榮が入口謗あるべし。相構へ淺間に存ずべからず。

一、久豐の御代の御合戰の事は、此次にあり。同じく御奉公次第、末あるべく候。是も元久の御代櫛間・市來城攻落の時の合戰に、肥後・肥州竝平田新左衞門討死す。

本田忠親謀叛

元久の時代、薩州鶴田に御下向の時、御內本田忠親、元久を招き申し、上總介殿三男北殿を取立て申すとして、御敵仕り、櫛間より志布志に寄せ、向江河原に陣取る。寶滿寺迄勢遣し候の處、越後守殿、犬の馬場に向合ひ、川越に先づ矢合ありて、河を渡り、太刀打に及びて、野邊の手に懸り給ひ、兄弟其外討死す。

本田忠親上洛

一、本田忠親方は、大隅にありて、近所邊寄々に勢遣し、知音の方々あると雖も、或時、横河に勢遣し候の處打負け、親類・內者數十人討死す。同意の衆には、迴伊豆守討死す。天命なれば、叶はずして、忠親上洛す。氏久の御意には、不義の仔細には自滅す。前忠、忠ならずと雖も、父重親、是は氏久が守なり。既に都の城後巻合戰の時、杉一揆の旗頭として討死す。忠親不義なりとて、親の重親忌むべきにあらずとて、子孫幼少なるを召出し、親類・內者相副へ、清水の城を預けらる。年月を經候の處、元久御上洛の時、御親類樣、時の老名阿多・平田方、皆同意申さるゝに任せ、京都にて、本田忠親入道安了、元久の御目に懸り、子孫今に繁昌あり。是無益の申す事候へども、名將の御志深き事を、承傳へ候處計に候。本田元親には守護代職預

本田元親守護代職となる

け候畢。同御代山東下り、大將今河播磨守、曾井に一陣を取るに依つて、奥州より新納越後守殿向合ひ、陣を張合らせらる。合戰半に候の處、朝山殿京都より下向あり。豊後傳事なれば、先づ播州の陣より、島津方の陣に移り、志布志の如く通り、元久に對面ありて、上意の趣、則ち仰渡されけるなり。其後儀になりて、兩陣開かるなり。此次は久豐御代の事共を、註し置く所なり。

文明十四年壬寅八月　日　　沙彌山田聖榮 歳八十五

島津家 從道鑒五代記 上 終

島津家

從道鑒五代記　下

御屋形島津修理亮殿久豐。法名存忠。道號義天。御代始の事なり。

元久の逝去

一、御舍兄御屋形元久法名恕翁、御隱れ候へば、伊集院初め、大殿に御約束ありとて、彼親類內の老若、鹿兒島打入り在番す。元久御上洛の御留守に、四箇所野心を存す。四箇所とは、東鄕・高城・入來・邪答院の事なり。緩怠に及ぶ間、淸色鋒の尾と申す所に、一陣を召され候。其內に御心地、急々御大事になり、應永十八年八月六日、他界なされ候訖。修理亮殿は、山東穆佐に居住。此左右聞え候へば、修理亮殿、夜晝を以て、鹿兒島に御着き候。御方には、本田父子・鹿兒島地下、御一家には、佐多伯耆守殿一類、其外山東御供には、伊地知兄弟、其外殘らず、親類には佐多讚岐守・同若狹・同美濃・樺山・伊賀・同末弘方など始めとして、久豐に副へ申さる。總別異々しきこそ、餘所目には立ちけれ。御寺の御支度、用意出來ければ、恕翁の御位牌を、久

久豐・伊集院合戰

豐差寄りて、長老樣にも、御禮などもなく、御持ち候程に、兎角篇にも及ばず。さあるに依つて、伊集院方は餘所の如くになりて、無興の至なり。流石に直に破る事もなく、當座別儀なく、相調へ、其場過ぎ候へば、其所より皆々在所々々に、歸られ候事。

軈て薩州は元より、四箇所破れける紛に、總州方に山籠し、御方の判官殿・山城守殿・北殿・野頸殿・親類・宗徒の人々、薩摩郡に取入り、判官殿、山門入部す。隈の城には、山城居住候て、碇山・荒河・薩島・薩摩郡の內は、殘る所なく、總州方の手に屬す。爰に久世は、南方に馳越す。河邊の城は、伊集院殿持たれ候に、談合ありて、則ち入部候か、次に頴娃・知覽・山田・別府・阿多・田布施・伊作・伊集院・市來四箇所・山北迄取續き畢。

一、久豐の御方には、谷山の城衆、鹿兒島には御座所なれば、申すには及ばず。指宿の御內の面々、近所國方には、吉田・蒲生・税所、御內には本田・溝邊・田萬理・敷根・廻、坂より上には、和田・高木、一家には北鄕・樺山、御內には末吉・恒吉・山田・宮江・百引・向方・高態に西村方・鹿屋・大姶良・下大隅・財邊、此の如く、國分になりて破れ畢。

一、肝付表破の事、鹿屋周防介持ち候。鹿屋の城に、肝付より一陣を取り、未だ荒

久豐敗る

城なれば、既に難儀に及び、御屋形樣久豐、未だ國も、調はぬ時分に候へども、帖佐・加治木は敵たる間、力及ばず、鹿兒島より御渡海あり。御手の吉田・蒲生・敷根・廻を召され、市來の如くに馳越え候。前よりも後卷として、御渡海あるべき事をも承らず、餘りに鹿屋大事に及ばれ候間、此堺の面々、恒吉方・宮里方・百引・高隈・西村方、申談じ、上立・小野・瘠串・良に取續く。寄々にて候程、押寄せ破れ畢。親類に山田孫四郎討たる。手負共は、前に返し候の處、御屋形、市成の城に、御着き候時分にて候程、手負殿原召寄せられ、御尋ね候へば、一々申上候。山田殿は鹿屋の樣子、承り合ふべき爲め、高隈に居られ候と申上げ、夜を以て、其左右申し遣し候の處、次の早朝に、參上致され、御對面ありて、御悦喜申すに及ばず候。近所の面々、御目に懸けられ、御感申す計りなく候。上立・小野の火手、鹿屋の敵陣に見えて、既に御屋形樣大勢にて、百引・高隈の如く、御打懸るの由、堺目より告ぐるに依つて、俄に退き候の處、大姶良の衆二百計、城内の衆出合ひ送り候に依つて、肝付の手限にせき入り、藥丸式部、其外宗徒の者共討捕る。中にも屋など申す男、遁世の代に知れたる名人、愛

にて討たる。其頸共、進ぜらるべく候へども、路次輙からず候に依つて、註進計にて申さる。坂より上に、始めて市成にて、此の如くの御大慶開かれ候とて、御所より元久へ御給はり候桐作の御佩刀、直に山田入道に下さる。同名字の地とて、谷山郡の内五箇別府五丁、少し分け候へど、下され候畢。夫より高隈・鹿屋・大姶良・下大隅の如く、御打廻り、鹿兒島に御渡海あり。暫く鹿兒島にて、御談合あり。爰に伊集院より持ち候給黎の事、ぬかりたる在所なり。指宿御方といふ。又は伊集院遠路、知覧山越なり。寄々といひ差置き難しとて、吉田・蒲生其外御方中を相催し、給黎の城に、一陣を取り、伊集院彈正忠よりは、究竟の人々を籠め候。隙もなく取巻く事なれば、難儀になる處に、伊集院、南方談合ありて、知覧、山を越え後巻す。陣を取ると雖も、城に取合ふ事なし。幸、伊集院霜臺、爰に差越し候へば、安否の合戰あるべしとて、未だ敵、陣構足らざる處、合戰然るべしとて、御方二手に分れ、屋形總陣より、霜臺の陣に懸り給ふ。伊作南方の陣には、本田の手向ひ合戰あり。本田切勝ち、伊作に上原など、前として討捕る。御方も本田五郎次郎・大隅など討たる。

伊集院利軍

總陣衆は切負け、一家に指宿の城柱細田討死す。國には税所助三郎、吉田の手に、中納言兄弟、其外討たれ畢。霜臺、面の合戰は勝つと雖も、山越のみならず、寄合勢なれば、以後は難儀たるべし。事延び難しといふ思案ありけるや。夜を以て、城衆を押し引退き候へば、城も弱りて、道の口申さる。當座の合戰に負けぬれば、腹を切らせ、無念を散ずべしと、御遺恨深く候へども、未だ國も調はず候。先づ城を開かせられ、指宿御取續ぎ、然るべく候。以後に御本意を遂げらるべき由、一家老名申さるゝに任せ、則ち城を請取り候畢。久豐の御代始めは、敵を卷落して、給黎より始まる。然れば和泉殿本領とて、下永吉二十町給はるに依つて、庶子の給黎方を差置かる。上永吉二十町は、大寺方・長野左京亮方、其外城衆中に宛行はれ候の由、承傳へ候處なり。御屋形彌々御果報のほども見え候に就き、折節内々、河野邊・久世に御談合ある條は、伊集院方、國の望あり。上總介殿と陸奥殿、前々約束の如く、南方薩州郡山門の事は、御計り候へ。元久御計の如く、申談じ候て、伊集院霜臺に、矢一つ射たく候の由仰せらる。尤と領掌あるに依つて、御屋形御手に、屬する

吉田肝付等奮戰

方々に相催し、蒲江・川田向より、伊集院、平等寺に陣取る處に、前に相圖違ひて、南方伊作・川野邊より日置南鄉、寄々にも勢をも仕らず。況や陣を取る迄もなし。伊集院、城よりは一方向に、平等寺の陣に懸り、既に千頭の勢たり。陣も支へ候はゞ、直に難儀、事延ぶまじとて、談合ありて、則ち陣を御退き候の處、吉田・肝付は、多年の好なれば、諸勢しつ拂になる。敵大勢なれば、陣の內より、矢を射違ひ、少しも隔つる事もなく、未だ太刀はなし。急々になれば、吉田方馬を直して、詞を懸け、肝付方も同前にあひしらひ、引拔に候の所、餘りに攻懸くるに依つて、吉田手返し合せ、太刀打す。銘屋大藏と、伊集院の手に、吉利方手負ひ、南方相退になる。夫よりは伊集院の勢も疲れ、夜になれば、迯らず候の所、御方なれば油斷するに、郡山の地下の者、心違して切所を取切る。疲れたる雜人・馬引共、俄の事なれば、持ちたる具足共捨て畢。夫より川田・比志島、寄々の堺目に搆を取り、番衆入る所もあり。山西此の如く、更に隙なく、在々所々取亂され候。依つて山東の覺悟、無沙汰になる。伊東は隙々を窺ひ候。曾井方は、久豐の婿にて、御用に立ち居られ候の處、川北よ

曾井てんとうの合戰

り一陣を取り、則ち大事に及ぶに依つて、北郷・樺山寄々、御內勢、三俣兩人の衆、穆佐・高城・白絲・細江・加江田衆を以て、曾井後卷あり。未だ陣は、幕を走らかす計り候の處、思懸けざる物隱より切入り、太刀打になり、北郷・樺山自身手を碎くと雖も、力及ばず、兩人の內の者討たる。高木左馬助討死す。手の者共數十人討たる。和田方は、親類手の者共討死す。中にも佐多兵部大輔殿、召され候殿原・中間迄も討たれ、我も太刀の場に、切伏せられ、頸を取られんとす。高城衆、入替へらるゝに依つて、捨て退き、御方見付けて引立ち、不思議に存命助り候へども、其身は裸になりぬ。曾井てんとうの合戰とは是なり。此由、鹿兒島に聞え候へば、屋形を移さず、三俣に御越ありて、餘りに御計會に、高木左馬助方の次男を御養子候て、次郎三郎と名付け、御紋を給ひ候上に、鹿兒島の內に、永吉十二町預け、今に永吉方紋として繁昌す。斯様に成行き候に依つて、伊東彌々驕り、穆佐・高城に、御前の御座所を、憚らず忍を付け、既に西城に切乘り候處を、末弘・甲斐守・佐多若狹守・同讃岐・美濃、御內者には、佐藤・松本・瀨口・推原、此方々、手の程を盡し、太刀打になりて、前を拂

ひ落す。然りと雖も、西城も燒拂ひ候へども、樣々持怺へられ候。更に御覺悟に及び難し。以後は御本意輒すかるべく候。先づ御前御曹子二人、末吉に移し御申候ずる事、肝要の由、北郷殿・樺山殿の御意見に任せ、末吉に御移し、久しく御座候。夫より河北・河南、一向伊東和州の計となり、餘に例少なき事共にけるや。物詣の時、播磨海道にて、水に溺れ死す。是より、今の祐堯の代となりて、山東一向に隨ひ申す。爰に土持冠者好對とて、土より生じたりし仁なり。日向國開發の人と、承傳へ候なり。土持三人縣・岡富・財邊是なり。

一、忠國法名大岳・用久御兩人は、既に伊東腹の御子孫なり。穆佐高城にて、御誕生所なり。

一、氏神粟野大明神云々。

一、元久御誕生所大彌寢院。大姶良村内城。

一、氏神、岩役・八幡御袋、伊集院大隅守の息女にて、御座候なり。

一、久豐は鹿兒島脇にて、御生れ候に依つて、取分諏訪大明神に御信心あり。御袋

は、佐多山城守殿息女御事候。

一、氏久は、京腹と討り承り候。御袋は存知せず候に依つて、書註し申さず候。氏神は、正八幡宮御信心あるに依つて、取分大隅・日向御打開の事は、氏久よりなり。殊に都城後巻合戰は、一家の內、無二の神水の御祈願に依り、深川院、岩川東方十五町の年貢、正宮御供に備へられ畢れば、當御代彌〻御奔走ある事候。

一、屋形延々と、堺目に差向ひ、油斷なく御辛勞候とて、御慰に鹿兒島より、吉田・蒲生に兩人の衆、申請けらる。左樣の透を窺ひけるや。北原が內の者、城戶を持たせ候者、伊集院勢を東福寺の城に引入る。依つて北原舍弟彌次郎・同太郎三郎は、御重書小十文字の御太刀の御番に居て、兩人共に討死す。御親類には、佐多三郎九郎、內の者には天辰討死す。幷式部次郎・伊地知新左衞門は死す。此中に御年頃仁遠矢無足につまり候か、兵具を持たざるに依つて、竹竿を持ちて寄來る敵を拂へば、夜中なれば、殊の外の大太刀などを、輒く仕る樣に見えてぞ、忽に突かする所、城內の火手のあかりに、竹竿と見なし、切つて懸れば、手本迄、さゝらの穗の如く、打挫

ぎて討たる。是嗜の至なり。一子をも持たざれば、跡に殘る名もなし。一入痛はしき事と、時の人々上下申され候。此左右吉田に聞え候へば、久豐運の程も見え候。是にてこそ、身上も相計ふべく候へども、鹿兒島麓に居て候親類内の者、行末見たく候。通路にも、敵にてこそ候らん。同じくは敵の中に於て、討死をも、腹をも切るべく候とて、御出て候の處、吉田若狹守・蒲生美濃守兩人、御馬の手綱に縋り、幸に斯樣の時分、當所入御候。今に於ては、兩所の衆取合せ無勢に候とも召され、鹿兒島の堺目の樣をも聞召し、御出然るべく存候と、兩人同意に申されけれども、御志は千萬有難く存じ乍ら、是にて待つ事も、然るべからずとて、馳出し御出て候の間、兩人も同じく御供申さる。御屋形にも、御物具召させ、我も具足して、跡々兎角成敗にも及ばず。或は馬に乘るもあり、歩走人もあり。鹿兒島近くなれども、通路に敵も見えず候。松尾坂の如く、打のぞけども、さしたる事なく、馳下り候て、御覽候へば、麓の衆、東福寺の古城野中やぶに取上りて、俄の事なれば、垣なんども結ふ隙もなし。御一家には、佐多伯州・河上殿の一類・大寺美作・長野・北原、其外侍殿原、

地下町の者迄も、一所に取上げければ、賴もしくこそ見え候へ。然る所に、公方御出で見付け申し、各我前にと參り合ひ御目に懸り、悅の勢、申すに及ばず候。

一、諏訪御參拜御申候て、直に淸水の如く、御打廻り、あへの木前川隔て、總城戸の口に、野伏を遣しけるに、城衆大勢なれども、城內彼方此方に行渡り、麓に下り、合戰あるべき體もなし。寺の邊迄も出入なし。城には先手付もなくして、伊集院霜臺支へたる小野・波良羅表に、勢を仕らるべきの由、屋形御下知あり。此時、向の島下大隅よりの船共渡海、鹿兒島の前岩下濱に漕ぎ着くる勢、更に透もなし。谷山の城衆野伏が、直に小野の如く馳せ續く折節、前の東福寺入る衆を拔替へ、伊集院霜臺は、波良羅の捺の如くに、退かれ候の所、地下野伏、ひたと付き、伊敷四郎が坂より矢を射違へ、小野在家に入る人もあり。其時になれば誰が下知ともなく亂れ合ひ、太刀打になり。中にも伊集院殿の親類日置肥前守・舍弟孫太郎・町田土佐守・太田三郎四郎は、桑良に寄合ひ、打物を捨てゝ組めば、桑良は下になりて、討たれんとする所に、兄の四郎左衞門は差寄り太田三郎四郎方を討ち、弟の八郎次郞方は、刀計に

て大勢の中に飛入れば、中を開いて通す。後れ馳に、益山入道馳來る所を走り寄り、馬より引落す所を、御方の中なれば、そこにて八郎次郎方は討たる。彼方此方の手の人に、殿原・中間に至る迄、數十人討取る。書記すに及ばず。其時霜臺、陣を二重三重に取卷き候の間、自害より又了簡もれし。其體急に及ぶ所、吉田・蒲生方、見る方も數十人討死させ、殘る所城籠左計り勢も打散らされて、霜臺手廻には、手負其外出家など計りなり。彼兩人屋形に申上げらるゝは、弓箭の習ある事候。不義の所は、申し難く候。我々迄も、緩怠の至に候へども、命計を御免蒙りたく候と申さる。屋形より御返事には、兩人より承り候ずる仔細をば、少しも疎略あるまじく候へども、此條々に置き候ては、多年の本望、此時節に遂ぐべく候。住城仕られ、親類内者失ふ上はと、仰切らる。其内に霜臺へも、自害暫しとも通ぜられけるや。取卷勢も、自害を待ち居ると雖も、兩人の屋形樣へ、詫言申上ぐるに依つて、其左右を相待つ所に、重ねて御意候は、縱ひ伊集院に一陣を召し、合戰に及ぶとも、彼方の親類内者に至る迄、是程に討たる事あり難し。運盡きたる所、忽に見え候とあり。兩家申されし

は、今度は我々遲分御奉公を致すと存候處、當座の迷惑になり候か。自今以後、伊集院方に申談ずる儀は、努々其儀あるべからずと、兩人申上げらる。屋形より御返事に此の如くの意趣、承分け候なり。今度の恥辱は、兩人より濯ぎ給ひ候上は、以後に於ても、頼みて本意を遂ぐべし。彼城所領、去らせたく候へば、此刻に於ては、兩人の志に任せ候と、御領掌に依つて、城に籠人をも、吉田・蒲生の手より、請取り送らる。爰に野田道爲とて、伊集院殿久しく執つけん老名役の者あり。今は老體となり居たるが、既に打立たるゝ所に、出でゝいふ樣は、縱ひ鹿兒島の城取らると雖も、以後は御大事あるべし。願はくは、此事思召し留め候へかしと申しければ、子共親類を始めとして、御首途に不思議の老耄とて、口々に折檻す。其時に於ては、霜臺も用ひられず候て、此の如くなり候へば、野田入道意見を止め、存生の間申さず候ひける由、承傳へ候。此の如くの分別ある者、之なく候か。さあれば伊集院殿子孫、大事を請けられ候。古體の然るべき事は、今の世にも用ひ候。惡事は、今も殊に嫌ひ候。如何にも思慮を心得べく候か。其以後は、伊集院南方も隔て候計にて、さし

たる事なく候間、何事も斯樣に候て、上下に至る迄、辛勞の之あるべしといふ儀、出來候て、先づ伊作・河邊寄々談合ありて、南方使者を以て見參候。伊作勝久は、屋形御對面候。總州久世は、歳末になり、鹿兒島に參上候の處、種々奔走候て、歸らるべき時に及んで、年來の憤なれば、其旨を仰出さるゝ趣は、河邊城を給ひ候はゞ、御命をば助け申すべく候。夫れ承引なく候はゞ、腹を切らせ申すべく候とて、軈て御宿千手堂坊を取卷かる。久世よりの御返事には、城を開け申し、腹を切らるべし。此時に至りては、速に身上を計るべく候と、すゞしく仰切らるゝ。其時分福昌寺住持には、太田御長老御座候。依つて久世に御敎訓には、武士の城を開くる儀は、世にある事候。然るべくば、左も候て、御助も肝要候の由、頻に仰せらるゝに依つて、左候はゞとて、河邊も此左右を申參り候へと、本田伊賀守に仰せらるる。御意背き難く候へども、我等に於ては、一時も御側をば離れ申すまじと、申切るに依つて、小田原彈正と柳田大膳を遣され、河邊を越して、御子息犬太郎殿に披露す。二つ三の御歳なれば、申すに及ばず候。時の老名に、天辰玄庵・其子安房介、其外久世の御内にあ

久世及び一族の自盡

久豐落飾存忠と號す

澁谷蜂起

る程の人は、押寄せ意見あり。知覽より、伊集院長門守も、馳越して同意あり。若子御座候へば、取立て申すべく候。其方の事は、御思案次第候。御住所を開け候はん事は、家の疵にあらずやと申切らる。申すに及ばず、小田原彈正は、鹿兒島に歸る。柳田は其儘參らず。今の世迄の物語となる。此左右聞えければ、久世、拔こそ前より申候如く、一篇に腹を切るべき由は、申候ひつれとて、正月十三日に腹を召され候。御供の旁々親類には、中太郎、御內には、本田伊賀守、小田原彈正・天辰助次郎・黑田・伊駒・金田、其外殿原以上十一人。此時年頃の御中間、其時御盃給はり、同じく討死仕候畢。此の如くの御沙汰は、最前伊集院に於て、平等寺へ御陣取の時、不慮の非儀により、契約相違ありし故とぞ、聞傳へ候なり。久豐總領を、斯樣に計り申す上はとて、御落髮あり、法名存忠と申す。夫より南方、本よりも通路切り候畢。此の如く、大篇の御計共に依りけるなり。暫し兎角の御評定もなし。

一、薩摩郡山田永利の城、總州山城守殿御座候處、澁谷蜂起して、一陣取り、既に合戰ありて、手もなく澁谷家切負け、淸色の手數十人討たる。此時に當りて、屋形の

貴久出陣

兩陣和平

御力を頼み奉るの由、註進ある。時の老名に御談合候。前よりも守護方に、案内を得られ候て、一をも取られ候はゞ、御合力あるべく候か。年來守護といひ、此の如くに法を背く、緩怠此事候や。當座の合戰負け申され候事、却て御承引あり難しとて、事延び候に依つて、淸色・霜臺重ねて、以後に於ても、二心なく御用に立つべく候と、固く申さるゝ。此時は、山城方の一類退治の事も、此面々の用立ち候てこそ、輒すかるべく候。總州方に於ては、末々迄も、古敵・當敵と存ぜらるべき事、尤も其理もあるやとて、御出陣に定めぬ。猶も老名しき方々は、氏久・元久御二代は、彼面面の申さるゝに付、山越し候て、御難儀極められ候ひしか如何と、申されけれども、是は內々の詫事候とて、軈て御出陣ありて差寄り、御取卷き候へども、究竟の衆、籠られ候へば、日數逕り候處、相良・眞幸兩手駝越え、更に透なく陣を取り、夜もなく、小陣攻戰ふ處に、此時御內松本討たる。南方よりも、河野邊犬太郎殿渡海ありて、後卷き候。一勢城に差向ひ、屋形後卷の敵に向合ふ城に、取合ふと見え候へども、更に叶はず。日々に野伏合戰計なり。敵も大勢には懸り得ず、終後より儀になりて、城

の事開かれ、此方より請取り、後日屋形御座候て、清色・霜臺に御遣し、預け申され、涯分の御祝、申すに及ばず候。敵勢も寄せたる次に、隈城に勢をも遣し、南方の衆の辭見たく候へども、長々諸軍勢の疲といひ、重ねて方々申談じ退治と仰ありて、陣を開け、鹿兒島へ御歸り候。さあるに依つて、清色・霜臺は、一期の間、忠國まで纏り申されず候なり。其後彌々御國も、思召し候如くに、成行き候へば、山東の事、兎角御方便迴あり。時々飫肥方に、御評定候て、先づ又三郎殿、油の津の如く、御發向候て、諸軍勢寄す樣も見え、山東の仕事は、其內に御思案も入るべく候やと、老名も申さる。普久、油に御越え候其時は、加江田は、土持方に遣され候に依つて、淸水と申す親類差置かれ候。七のへためも續き候へば、御勢も輒く越ゆべく候。未だ諸軍勢も寄らず、延々と御座ある事も、如何あるべしとて、又三郎殿、鹿兒島へ御歸り候。川野邊事も、隱密なれば、更に人知らず。谷山・鹿兒島・下大隅衆計にて、酒匂紀伊介持ち候。川邊、松尾の城に引入る。左候へば、內城野頴堅く持ち恷へ候に依つて、長門守、上の木場より、時を移さず馳越え、城の構、近所の左右を、通られ候へば、

別府山田·阿多·田布施·伊作の勢も馳寄り、殊に伊集院方奔走あれば、申すに及ばず、松尾の城入番衆、敵の痛み少しもなし。鹿兒島より合戰あるべき巧とこそ詞を放ち、堀越に訇り合へる。さる程に、屋形紘尾山口平川に御座候へども、御勢未だ寄らず。俄の忍の事なれば、前より御觸なければ、急々兎角了簡にも及ばず。谷山·鹿兒島に殘る人々、地下·野伏、先づ山に入り、通路を持ち、夫雜共兵糧を持ち、城に入るべきの由を見て、敵に跡立を切散らされ候へば、川邊の左右も聞えず。先づ吉田·蒲生寄々の勢も、馳せ續く。山を越さんも、敵大勢なれば力なし。諸勢を待ち候處に、本田·粟野·菱刈·牛の山の衆馳せ來る。其力にて、山中に切寄して、跡を待ち候の處、坂より上、北郷·樺山·新納·飫肥·櫛間·肝付·禰寢·御内平內·鹿の屋形、此方方渡海申され、川邊の城見渡すの處に、山より打出て御陣を取寄す。是に依つて、御方城の便になす事ならず、篠の陣を開き、敵に寄合ふ陣にて、合戰あるべしとて打立ちて、城の野頚の敵陣の際に、押寄せ候へども、野伏を出し、勢は、墻より內に引籠り居たれば、切入るに、城よりしても、樣々の方便にて人を出し、註進あり。兵

糧も盡き、暫しの堪忍もあり難し。水の手をも取られ候。兎角の了簡にて水計りは飮みて候。以ての外の御大事とこそ、なるべく候と、城內より申さる。此左右を親は聞き、子は父、兄弟ゆかり迄之を聞き、一篇に、中々生きて聞かんよりはなど、詫言する人多し。城衆も弱り候へば、後卷として、是迄來りては、案否の合戰候はんとて、會議あり。城の使に、何方より城には取合ふべくや。其左右聞きてこそ、合戰の方便もあるべしとて、彼使、樣々忍びて城に入り、伊地知對馬・寄瀨田帶刀方に、此旨語る。城戶は、敵小陣を取持ち候間、更に了簡に及ばず。なきの野原は廣見なり。彼方より敵陣に懸り、野伏を懸け、敵の絡の樣を、御覽候て、垣をも取破り候はば、其時岸をうかしほり、城戶より取合ひ申すべく候。敵知りては徒事候。此使に城戶のあたりをば、御尋ね候へ。今二三日は待たるべく候と、註進あり。さる程に陣中談合ありて、勢を二手に分け、なき野原へ、樺山の川渡して陣取る衆は、一家には和泉殿・佐多伯耆・山田方、御內には伊地知方、其外御內の人々、國方には吉田・蒲生・粟野・菱刈・牛屎、此衆にて陣を取れば、敵方伊集院の手は、野頭陣より馳下りて、內

城の岸を後に當て陣を取る。川俣下りに掘り、二つに掘り、水を湛へ、其あはひ、垣を結構候處、御方より先づ野臥河を隔て、敵も垣を後に當て向合ひ、矢を射違ひ候へば、城に心を懸くる衆、川を渡し、前の野伏を追籠め、其儘墻に付く。敵の野伏は陣の內に引入れば、垣を越ゆる者もあり、取破らんとする者もあり。前に越ゆる者は、堀の底に落入れば、跡の衆、垣抑倒し候へば、前の者、垣の下になりて、延立たず。夫よりしては、乘越え蹈越え、切入る。其時迄も、敵防ぎ申す事も、城に籠りたる人の內は、左樣なる方より、輕々としたる者を、少々通し然るべし。旁武者は跡立ちて、垣の內に切入り候の處を、伊集院霜臺の陣、城戶開け、靜に出合ひ太刀討になれば、天命とはいひ乍ら、手なく切負け、宗徒の御方、討たれ畢。

伊集院方敗軍

一、上手には、新納近江守殿手に、隈江右京亮・上井筑前、八箇代四郞左衞門、平郞討死す。江州は甲の鉢切拂がれ、大長刀以て、手程盡し合戰あり。傍に安樂豐前守、川野土佐守兩人、前の敵中を切通し、江州を取退る。此時平田重宗は、親類に勘解由左衞門・田鍋・津曲なんど討たれて、我は城に切通り、大寺美作守・長野左京亮は、

伊知地將監討たる

深手負ひ、樣々に助かる。田代肥前守は討死す。國方には禰寢兄弟・同山本孫五郎其外宗徒の者共數十人討たる。同出羽守は、深手負ひ助かる。蒲生美濃入道討死す。親類に、中原討たる。是れ聞くなれば、さのみ註すに及ばず。

一、下の手には、一家に和泉殿兄弟・給黎・猿渡、其外一所にて、十人計討死す。是も御内伊地知將監討たる。國方には、吉田・和田・下田・西村、此手内は數十人、栗野・菱苅討死す。武士の覺悟の前とはいひ乍ら、兩手斯樣に切負くる事、天命なり。左候へば、陣もそゝろぎ、主人討たる。內者其儘歸る。城の內には、平田重宗に附入る衆、百計もあるらん。本の衆に取合せ、中々申すに及ばざる式なり。然れば彌々犬太郎殿親の敵、又は私に於ても、本意此上あるべきかとて、是れ偏に、奧州に向ての意趣たりと仰せらる。又吉田方より、霜臺へ申遣し候樣は、先年鹿兒島に於て、腹召さるべく候の處、蒲生入道と談合仕り、御命を助け奉り候事、御忘れ候や。弓箭の習とは申し乍ら、我々が舍弟・親類打を申すも、未練の至候かと註進あり。霜臺も尤もある事候。但し是より申す所、承引候はゞ、談合を申すべく候。左も候はゞ、急

急承るべきの由、吉田方申さる。鹿兒島の城、本意にて給はるべく候。谷山・給黎渡り給ひ候はゞ、一家國にも、確執を存ずるにてもなく候と申しける。此由、早々鹿兒島に註進あり。屋形より、是又然るべく候。今度心地煩に依つて、出陣なく候。一家國方討死候。存忠が所、更に面目なき次第に候。急々相計らひ候て、道行候ずる事、肝要に候の由仰出され、其左右伊集院殿へ註進候の處、頓て先づ谷山の城・給黎、請取らるべく候。其間何れにも城内の出入あるまじく候とて、外野伏を伏せ取卷かる。平田重宗、城の內に居られ候。伊作にも、平田民部・同伊勢方へは、堀越に物語なんどして、狂言に准らへて、餅(つぶて)を飛礫に打ち、飢ゑたる下の者は之を取る。重宗見苦しとて、せいたふあり。伊集院よりも、兎角と候へ、今には其儀あるまじき仔細候とて、親類よりは目籠など遣し、酒を添へ候。ゆかり〳〵の處より、酒・茶の子迄も取入る。是れ重宗一人の志に依つて、皆人を助けらる。

一、伊集院、南方の手を以て、谷山・給黎城請取り越候。同平田重宗、城の內衆を連れ、先陣に移り候畢。

一、谷山·給黎兩所を請取られ候へば、鹿兒島の事は、此陣衆歸り候て、渡し申すべく候。餘に此間の苦勞候と、吉田方申さる。陣を開け引退く。夫より鹿兒島に參上ありて、皆々御目に懸り、祝言申すに及ばず候。又は愁も候か。其時一家御内僉議ある事は、既に和泉殿兄弟·國方·御内、上代にも近代にも、宗徒の人々討死候事は是れ始なり。當座の謀たりとも、屋形の御住所を、渡す事、以後迄の人口甸り遁れ難し。幸に伊集院南方の勢も、谷山の城にあれば、一合戰仕りて、討死する迄に候。是又御屋形に御談合に及ばずとて、僉議相定め、吉田方に衆中より申さる。此樣尤に候。御一家に御内·國傍輩·私兄弟·親類、取分蒲生方討死候へば、一入奔走仕るべく候と申さる。事延びては如何とて、屋形へ則ち披露候。尤も面々御志候。去事候へども、重ねて然るべからず。仔細候ては、二の舞たるべし。萬づ存忠が所は、面目なく候と、御意候へども、寄々に此旨を、吉田方より申通され、主を討たせ、兄弟·親などを、討死する人々、我も／＼と馳參り、一味同前の儀の事なれば、今度は存忠が役にて候とて、殊の外の御機嫌にて、既に僉議定め候へば、御神水

御旗手を、神前にてとかれ候の所、本田安了入道、進出て申さる。九州に於ては、少貳・大友・菊池なんどに、對せられても如何候や。伊集院方は、一家といふ御事候へども、家を御執事候はゞ、輕々しくなるべしと申さる。尤に候へども、今に於ては、人に寄るまじく候謂れは、存忠が本意、此上有難しとて、御打立ち、御旗の手をとき、先例の祝儀に任せ、小旗一揆とて、若きは、芭蕉矢旗、年たけたる人は、小旗を差連れ、鹿兒島より、靑屋・手かけの濱路・浪の平・篠の木に、前勢支へたり。跡は、未だ鹿兒島の內たるもあり。浦人共は、船に乘連れ、さへのわきの如く漕ぎ來る。谷山の本城衆、本意なれば、伊地知對馬・酒匂・北原一類一手、前勢になりて、直に差寄り、詞を懸くる。川邊にて、籠者の者共こそ、參りて候へ、河邊にては、外より城戸口垣を結ふ。さき小陣を取り候程、力なく寄せ申さず、城を開け出でられ候はゞ、一太刀討ち申したしと、若衆詞を懸くと雖も、兎角の返事せず、靜まり返つてぞ居たりける。御勢は、波の平にたまり候へども、敵方勢は、山田・中村のあたりにも見えず。五箇別府・河口搦に打寄せて見ゆ。時に屋形の御意には、田間邊に一勢も下さんは、何

さまに運もよければ、紫原邊のめんに、陣を取らるべき了簡あるべし。左候はゞ鹿兒島の通路も然るべし。御旗の手、ときたる事に候へば、幾度も霜臺の居られたる所の合戰こそ、本意候へとて、紫原・椿山と申す所に、篠立て候て、城を構へ御持ち候。敵城落居の間は、番衆如くに、勢を差置き、城を取卷き、總陣野久尾其外城より矢の付く所の陣なり。其あはひに、小陣隙もなく取續く。上下遺恨なれば、何れも一身大事に心得候間、さしに付き、掘上らんとするに依つて、城内も弱り、後卷の勢も、谷山のそこ内に入らず候。城内より、伊集院殿註進候ひけるや。儀にもなるべきの由を、吉田に申さる。河邊にては、當座依つて兎角の儀なし。我等迄も情なき御計共候程に、直に仰せらるべき方へ、然るべきの由申され候か。老名も此の如き樣子大方承聞かれ候て、屋形樣へ披露候。每度に於て、儀になりても、先は能く候へども、以後は其確執となりて、ひる事なし。是非に於て、城衆に腹を切らすべく候。深御意にて候。此條々、吉田方いろひ申すまじき由は、申されて候へども、此旨内々通ぜられけるや。何とも夫よりの御意に依るべきの由、伊集院方申出づる。

両軍和合
伊作阿多合戰

又此返事の趣、披露候。左樣候はゞ、住城をも去らるべきかと御意あるに、老名衆、此方今度の了簡、二の舞たるべし。ぬかりたる在所、然るべからず候。唯寄々の所領を去らせ申す儀になり候はゞ、以後迄も目出かるべきの通り、一味同前に御申候程に、兎も角も、皆々御中の御計と、御意あるに依つて、伊集院の内、石谷三十町去り申さる。餘りに少分の由、沙汰ありと雖も、先づ城を請取り、籠り衆を出さる。諸軍勢の中を、伊集院・南江殿・伊作・河邊、南方隨分口を取り、雜言共吐きて、川邊にて申され候ひし人々の通り候面を守り、下々者共は、惡口を吐直し、二十日の內に上下恥を雪ぎ候ひし事、以後に於て思慮を心得べき事なり。其後伊集院吉利方なんどの跡には、斯樣に確執とて、さのみ猥になり候へば、則ち合戰に及ぶ。南方共に然るべく、旁討たるゝ事、然るべからず、衆和睦ありて、遊覽も候へかし。田民迄も、心安くあるべしと申出さる。尤も然るべき儀なれば、誰か之を嫌ふ人あるべきならねば、其後何方も和合になる。

一、伊作に不慮の儀候て、阿多と立別れ合戰に及ぶ。偏に屋形樣を賴み奉るの由、

仰せらるゝに依つて、御合力あり。其時迄、南方は、頴娃・指宿・知覽・川邊・別府・鮫島は敵なり。

一、屋形よりは、此の如く、近所破れくさり、むつかしくなる事を、然るべく思召す御心中に依つて、市來方迄も、伊作に合力候へと、屋形よりも仰せらる。阿多飛彈方南方の衆、合力に依つて、田布施差寄せ、一陣を取り、下には貝から崎の通路に、陣を取れば、伊作よりも兩陣に、差合ひ、擠を取合ひ、貝から崎の陣の下にて、合戰ありて、伊作の衆切負け、究竟の人々討たれ候畢。

伊作方敗る

一、御内桑良兄弟、指宿の城衆に差置かれ候へば、傍輩共をせき出し、一向に城を持ち、則ち指宿殿になる。緩怠申すに及ばず候。打續に世上御隙なきに依つて、指置かれ候。然るべき時分候とて、指宿に御寄せ、御陣召し候。夫に依つて、伊作の敵陣も、引退き候畢。南方よりも、指宿に討手なんどは、少々入れらるゝと雖も、何程の事かあるべき。伊集院霜臺も御味方に參り、自身出陣仕られ候。指宿城の構へ樣、涯分解器用の程も、見え候へども、後卷なんど、賴む事なければ、叶はて儀に

なる。彼桑良は、山東に取向けられ候はゞ、御用に入るべきなんどと、御心中に候ひけるにや。道行候へば、兄は御意惡くて、顙娃の如く落ち去る。桑良は御目に懸り、鹿兒島御膝下に、置かれ候。其時指宿の陣に於て、酒匂主計討死す。彼仁一類の中には名仁なり。

一、山東にこそ、聽て御發向あるべく候の處、先づ南方一向に退治ありて、伊東に取向ひ候はゞ、年月をも經、彼方退散候ずる。其旨を思召し、薩州に、心を置く事なくして、又三郎殿を差置く御申あり。存忠は、山東に御座あるべきの由を、御思案ある通り、內々の御物語候。左あるに依つて、御故實を以て、別府方は、若輩の事候の程に、彼方老名しき者共、田中周防・宮原兵庫など、折々御約束あり。此時、薩州の弓矢柱伊集院霜臺、一篇に屋形の御用に立ち候上は、南方に賴むべき方もなし。頓て顙娃に御陣を召され、防ぎ戰ふと雖、終に落居あり。此時にも霜臺出陣ありて、南方の樣共御談合あり。此の如き成行に、別府の事、佐多伯州の女子を、御養子ありて、屋形樣婿に召され、在鹿兒島に定め候。此上は、川邊・知覽、大事になる。長

門方は、伊集院殿の親類たるに依つて、內々老名に詫言候の間、其旨を屋形に披露候。御詫には、中にも長州の事は、多年南方の弓矢の柱となり、度々存忠に對し、緩怠をなす。此の如く成行くこそ、存忠が幸此事に候へ。彼方の遺恨に於て、散ずべしと仰出さる。時の儀には、上意、尤もさる御事に候へども、霜臺御用に立たれ候。依つて南方、思召され候如くに、成行き候かと存候。斯樣に御意候はゞ、面目なくや存ぜらるべく候。先々御退治目出かるべきの由、老名申さるゝに依つて、伊集院方の詫言に任せ、長門守方阿多の事も、道行は川邊計りになり。犬太郎殿よりも、城の事は、屋形御次第とて、薩摩郡山門の如くに御越え候。左樣に成行き候へば、川邊を請取り、屋形御入部ありて、軈て知覽、上のこはの城に、入御候て、山田の鮫島方の城明けさせ、上方御出で候。上こは城には、佐多方山田差置かれ候。

一、長州の事、馬飼所少し給はり、長里といふ所へ落下り、鮫島は鹿兒島に移され候。阿多飛彈方の事は、其儘御內者になされ候。上のこはの事、佐多殿、さる謂れ候とて、二十町御給はり候。知覽方は、山田小野十八町、大寺方の計として給はり、山

薩摩全く靜謐

田の城衆となり、所々の城に、衆を御置き、御祝言申す計りなし。夫より坊津・泊津に御下り、更に草木も、靡き候へば、大慶此時に候。斯様に薩摩一向に、御靜謐候。又三郎殿、未だ御臺の御事も、此間の御取紛に依つて、何方にも仰出されず候の處、此の如く、國御打開け、萬づ大慶なるに依つて、新納殿御料人御座候へば、代々の佳例といひ、然るべきの由、北郷中務に、御談合ありて、則ち北郷殿を以て仰出す。江州も御斟酌に及ばず候へば、未だ鹿兒島主殿遲々候。先づ其方へ進ずべく候やと、屋形より仰せられ候。急々志布志に、御越し候ずる由、聞え候へば、中城を御座所として、御祝ありて、暫く鹿兒島に御移る事、延び候畢。

一、總州山城守殿、隈の城に居住候。縱ひ御座候とも、さしたる事はあるまじく候へども、雜説も候時は、むつかしく候とて、退け申候はんとて、寄々軍勢を以て取巻き候。其時迄も、譜代人々殘り居られ候に依つて、城戸口にて、太刀打ち候へども、無人衆なればさしたる事なし。良ありて、山城殿仰せらる。待篇もなし。支へ候とも、後は腹を切るべし。又城を進み候て、他國往還の事は、家の難たるべし。

急々に腹を切らせらるべきか。又餘所に候へば、一身になり候ても、雜說もあるべく候。然るべくば、御近所の傍にも、屋敷一所預り、年と申し、一口も心安くありたく候と、仰せられ候に依つて、其旨を、伊集院に、屋形御座所に、又三郎殿より御註進候。平田重宗、御傍に居られ候。一々に披露候て、家を御嗜み、碎いて仰せ候事、山道に當りて、御痛ましきの通、多分の儀にもあり、依つて然るべしとて、馬飼所、山城殿に遣され候て、鹿兒島和泉崎に、佐多殿近所に御入り遁世、法名道聖と申候。子息彥三郎殿、同じく居住候畢。夫よりして屋形よりも、折節に就き御志候ひしや。伊集院霜臺も、當家の一道山城守殿、こまかに御存知の事に候程に、嗜の方は常々參られ候ひし。聖榮が若く候時は、鹿兒島へ參上仕り、御奉公の隙には、和泉崎に參り、山城殿御意共請け、御恩を蒙り候。此の如くの雜談に付き候ても、御物語の所を申候なり。

一、伊集院霜臺を御近付け、薩摩郡南方まで、輒く御落居候。其頃は吉利方、伊集院の老名分に、居られ候。屋形の御物語に、此の如く、申承り候に於ては、末々迄も、

賴もしく候はんは、自然和議凶害なんど候ては、跡の如くに、合戰に及び、自滅の所共に衰微此事に候。餘りに似付かざる仔細に候へども、犬千代殿姉末主の御入りなく候はゞ、如何あるべく候やと仰出さる。尤の御意候。先づ御前に、其謂申候て、御返事申すべく候とて、頓て密に御物語申せば、然るべく思召し、末々に於ても、犬千代が爲めにて候へばと、霜臺に御前物語候へば、兎も角も御計たるべし。吉利次第にて候と申さる。此通り、屋形に、直に披露する。人に依つてこそ、用意支度なんどはあるべけれとて、御祝は、鹿兒島にてあり。其御腹の御子、出羽守殿御事なり。依つて石谷三十町、御前に御參らせ候。夫よりは何事も伊集院に、御談合あるに隨ひ、雜說なども之なく候。

一、其後山門に、判官殿御座候。動もすれば、和泉澁谷より雜說もあり。其上犬太郞殿も、六箇國堺に居られ候。むづかしき事にては、然るべからず候。山西に心置き事候はん。伊東に取向ふに於ては、存忠御事は、日州に御座あるべしと、御議定ありて、山門には、又三郎殿貴久後改忠國御大將として、諸軍勢を副へ、陣を取らる。延

尉御方とては、高小野方計なれば、御志迄候や。近所にて候へば、天草邊は多年の好とて、御音信申され候ひけるの由承り候。其頃伊作遠江守・同親類・内の者共相語り、總領勝久を、せき出すべき由を、屋形に註進申上ぐる。前より御遺恨深き事あるに依つて、左樣の時は、御合力あるべきの由仰せらる。相定め候へば、伊作の事二つになり、此談合同意せぬ衆は、内城に隅州勝久、若子と立籠る。俄の事たりと雖も、相殘る一家内者、内城構へ、持こたへ、更に外よりの了簡なき事に候。此の如くの篇、山門の陣に聞え候。久作殿勝久、陣中にて腹を切るか、歸らん路次にて、討死せんと打立たる。前の敵を差置き、當座の扱ひ、勝久の御事、御痛はしき事限りなかりけるなり。一家には、新納江州の甥の事なり。北郷殿・樺山殿も出陣あり。又三郎殿は、新納殿御重緣なれば、陣よりも、伊作の事は然るべき樣、御計目出かるべく候の由、屋形の老名に、仰せられけるなり。急々城を開け候はゞ、子息の事は、御談合もあるべきの由仰せらる。左樣候へば、一家同心に、勝久へ教訓候。先づ物諸然るべく候。一旦は歸られ候とも、路次にて、無篇になさるべく候。陣中に於て、

自害候はん事も、忠國懇に、仰せらるゝ言もなきに依るなり。市來方よりも、若し足弱の事は、先づ請取り申すべく候。然るべくば、物詣候へかしと、催促あるに依つて、陣中より物詣で候。城の事、屋形樣御請取り、勝久の若市來の如く、親類・內者共、附纒ふ中にも、山田三川子孫五郎は、隅州勝久の供仕り、終に二度下らず候。

一、此の如く、成行き候へば、山門の事も、判官殿、肥前へ御退散候て、程なく御逝去候。夫より相良方へ、山門の事は遣され候。其頃の老名式、面々沙汰候ひしは、忠久の御下始には、先づ山門に御座候。其後坂より上に南鄉堀の內に御座所定め候ひけりと承り候。貞久も、御在國には、山門に御下向候。信濃の本社御諏訪を懐け御申し、彼在所に、勸請御申し、氏寺に鑒應寺に今あり。何れの御兄弟樣も、是よりこそ、誰々も、本領入部ある事候。當家の佳例、目出たき在所にて候。山門程の所を、國中にも御遣され、又は判官殿の御座所、落居の事共候ものをと、時の老名しき方は、陰にて訖言候ひしなり。今程は、彼在所、薩摩守殿御拜領候。順事と申し、目出たく候。三箇國に於ては、御執事の在所國々にあり云々。

伊作死去

一、其後伊作遠江、何と望み申されけるや。伊作の持は相違して、知覧、上のこは開けて候に移り、暫く候て、行末もなくなられ候。勝久の妹婿といひ、留守居といひ、彼是背法のみならず、口惜しかりし事共なり。勝久の若子、成人の間は、名代には、伊作信濃方定り、伊作城に居られ候。同西殿は、別けて御内者なり。鹿兒島に居られ候。其時、尋常に分別候方々は、何れも〳〵御内の人になられ候。

一、伊作孝久の代になり候て、本の伊作に、置き申され候。其時の若子なり。是れ又忠國の御約束、有難きの由、諸人褒美此事に候。貴久（改忠國、法名大岳）屋形は山門落居の間、中途伊集院に御座候て、四箇所の高城方兄弟立分れ、二つになる。依つて舍弟三郎方は、屋形に申入り候へば、伊集院・市來・高江・宮里・羽島方、御内よりは、長門守山田方、高城の本城に、打入られ候。兄の大河方は、東江・國府・執印などを頼み、水引に居られ候。其時は、邪答院・入來院は、屋形方を申さるゝなり。屋形の御心中儘に、世上成行き候事も伊集院殿に御結び候。其謂れ候や。然れば元久御隱の時、錯亂に依つて、在々所々に、取分清色・薩摩郡隈の城には、舍弟太田方差置かれ、高江・宮

里及霜臺計たり。川邊は、久世の計になり、總州一家、年頃宗徒の人々蜂起に依つて伊集院計こそ、漸く知行候へ。其内だにも、石谷をば去り申され候なんどゝ聞き、老名吉利方も、其旨申され候ひけるや。川邊事は、道應に給はられ候。伊集院をば、犬千代殿に讓り候て、一期の程、道應初め、霜臺、川邊に居住候畢。

一、伊東退治に就き、飫肥油の津の如く、發向あるべき事、國中に、奉行所より廻文なされ、御屋形、彼堺へ御立ち候。勢も打寄せ候の間、日夜の御談合候て、飫肥佐渡守・野邊方兩人の手、奔走申され候はんとて、飫肥・櫛間兩所の老名しき方々は召され、御評定あり。御一家御内有足・無足・寺家方までも、出陣あり。諸軍勢油に差揃ひ候へば、御神水にて、手分の僉議候。

一、眞幸・三俣兩人の手は、須木・肥田木に取合ひ、ふゆの木崎・紙屋も、御用に立つべき由、前より申され候。敵には、綾深利・飯田くつら迄は、よも思ふ如くにはあらじ。下は田野境に、和田・高木の寄に、地下野伏懸りなれば、見え隱れに、火をもふすめなどせば、心安くは候はじ。都て郡に於ては、彼方には上持兼綱、堺目に差合

ひ候はゞ、伊東も左程鮥めれども、何程の事あるべきか。七のへためは、何と切塞ぎ、御取持ち候とも、舟勢漕ぎ通り候はゞ、先ふといひはづし退け候はゞ、小内海并大内海兩所も、よも怺り候はじ。

一、其時勢遣し候方、平田重宗・鹿屋玄兼・伊地知久安・大寺美作守・射手・成敗・桑良・牧方・野伏も、宗徒の人々手よりも、弓を射ると知るゝ程の人を、勝り候。此衆、前勢になり候畢。

一、吉日を以て　油の津御打立ち候て　鵜戸へ御參。其日は宮の浦に、篠立ありて、次日は小内海の如く、勢遣し候へば、峠城は堅く持ち候と見え候。伊東方勢は、加江田の本城に支へ候と、境目より聞え候。今は何程の事かあるべき。内海に御入り候へ。彼在所、然るべき城なれば、家城の如く、取誘ふべしとて、峠をば目に懸けず、先づ城を御座所に構へ、明日峠の城に働きと、定め候へば、夜を以て退きける。存知なく候て、勢遣され候へども、城を能々包みて、敵靜り候やと、此方よりは心得候處、引退き候畢。

加江田の城に火を放つ

一、加江田に、君寄せ候ずる僉議あるに依つて、二三日は事延び候。此儀定め候へば、舟路の勢は、加江田港口の如く、こくすの勢は、折迫の濱路を打通り、港際に、そね山といふ高見に打上り、敵の船を見られ候へば、何を隔て控へ候。夫より寄々の在家には、河より此方、其日殘らず發向候。敵仕落つとも、彼在所滿たさるべし。先陣を取り候て、以後の御了簡たるべしとて、家城如くに召し、夫より加江田の城麓迄、野伏を仕り、放火候へども、出合ひ、矢軍までもなし。前に打寄せたる勢は、曾井清武にこたへるとも、堺目說に聞え候。さる程に、油に長々、勢を御持ち逗留にて、夫より七浦に合戰はなけれども、諸軍勢の疲に及び、山西にて存候に變り、敵の船なきは、河北・河南にも、物言などもあるか、多分は儀にもなるか。何方に付きても、陣誘を堅く、垣・矢倉迄も、結構にあるべし。陣屋は式の家作に召され、御屋形の御座所に御物語なさるべく候に依つて、御年をば、そね山にて召され候。さあるに依り、國衆總變り合に定む。又三郎殿は、御歸先遠所の方は歸られ、明くる正月中旬の頃打寄せ、加江田城に差寄せ、取卷き候。城には、伊東安藝宗徒の者共籠られ候。

堀の際に差寄り、少しも透き候はゞ、岸も低き城なれば、切上れと、御下知あるに依つて、射つ討ちつ、手負をも顧みず、井樓に上れば、城の內見えてあらはなり。更に一時も支ふべき樣とも、覺えず候。飫肥方に內々申し通じ、儀になし、道のに給はるべきの通り、城內より、詫言申すに依つて、屋形披露あり。數年の本意といひ、殊に先日、穆佐にて恥をかゝせられ候事共、生々世々、無念の至に候。是非に腹を切らせ候へ。此外に、期する樣なく候の由、仰せらるゝ。城の內よりも、都て那に於て、註進候ひけるや。後卷として、曾井清武より、二手に作り、彼是二三千程の絡にて、隈野川を下りに、野伏を遣せ、後に揃代を、取りて見ゆ。其時鹿屋、伊地知申しけるは、敵方の樣子、存じたるよりも、絡も見え候。川を渡り、陣に懸り候ずると見え候。御方の御計、入るべきか、城內も然るべき衆ありと、見え候と申さる。屋形の御意には、誠に後卷をも、陣をも取寄せ、城にも取合ひ一合戰あるべき支度とは覺えず。唯此方の計に、任し申すと存ずる所に候。敵の樣は、何程の事かあるべき、存忠が見及ぶ所なり。是より河を渡り、一合戰あるべしとて、城の衆の手當には、

佐多伯耆守に、一勢添へ、陣々小陣に至る迄、堅く御計り候て、陣中の勢殘らず屋形召連れ、御打出で候。先づ野伏を靜に前立て、川俣下り、殊に渡口勢も、あつく差寄せ候。敵は此方をつり候と、見え候ながら、合戰さしたる事あらじと、多分の儀にもあり候へば、日も早晩に、及び候の程、敵の勢も引退き候の間、御方も陣へ御歸り候に依つて、敵城も、力を落すらんと、思ふ計りなり。其後は野伏一人も、後より見えず、今に於ては、伊東に捨てられ候へば、後の賴もなし。沃肥方に付きて、詫申さる。依つて敵城加江田を請取り、屋形も、此間の遺恨なれば、伊東退治の始めとて、御座所として、是より河南・河北も、加江田の佳例になるべしと、萬人の勇み此事に候。城誘出來次第に、陣衆は返し申すべしと、上意にて候間、夜ともなく、誘へ候へば、通行事程もなし。御暇給ひ返られ候。自身一家、御内・國方、國替に定め候畢。

加江田の城陷る

一、御屋形、暫し加江田に御座候て、貴久に御替り候。爰御内桑良方は、彼在所下知申され、定衆になられ、加世田へ居られ候。加江田退治に依つて、近所は清武城より、北鄕三百町、赤江川より此方は、在家なく候。加江田・隈野・木原邊寄には、田

加江田退治

民共、方便を以て、直され候。何れも先づ、屋形の御料所なり。

一、其後、沃肥續き川地といふ所に、桑良方拵を居ゑられ、田代に取合ふ。自然の時は、七浦へ傳へ、道一つ計りにて、諸軍遲々候ずる間、其爲に候や。斯樣の方便用心、今の世にもありたく候か。

一、其頃、菊地玄朝より、立田殿とて、使者に下着候。さる程に、珍しき客にて候。依つて志布志・江州・賴み思食候。御家預け候て、給はるべしと、御意候の間、涯分御奔走候。其時分は、加江田に又三郎殿御座候。客の宿は、志布志町の聖祐が所に候。御見參は、寶滿寺光明院に候。其後奔走に、安樂の川下し、內々の企みに候程に、屋形・客江州其外老名しき方は、船に乘り候。其外若き方、こはすより惟出立ち、川堤下り引かれ候。又水練達者の方は、網に懸る名吉鱸を取り、御座船に投入れ、舟の下をすみ通し、川立の興なんど、候ひし程に、時の客人は、舷に立ち、河へ飛入られ候ずる樣見え候。氣の若き方は、水を潜り、互に取合され、事共更に何れも〳〵面目候ひし。老名しき方は、港口に船磯近く、棧敷にありて、御酒其外の肴なんどは、

申すに及ばず候。船より上り、御座敷に、鯉・鱸早々魚など、我も〳〵と持たれ候。
隨分の庖丁候方は、俎竝べ、御肴共種々御奔走候。御酒になり候て、輿もあるべき
機嫌に、野田津介・市來刑部少輔、若衆には新納又次郎殿・同四郎三郎殿・岩本四郎・平
田福壽・同四郎・屋ヶ代・都々鬼方始めとして、思ひ〳〵の御遊、老若の狂言共、更に心
も空になる迄に候。其日も、御暮あるべきならねば、御歸の時分迄、寄々中に、見物
候ひし。輿の中にも、江州の御計り候ひけるや。船磯の松原に、犬を隱し引かせ、
屋形・客樣・老名しき方々は、浪打際を志布志へ、御歸り候の所に、新納又次郎殿兄弟、
若き面々、馬達者計を手組んで、此犬共廣濱に追出し候へば、俄の取合になし。思
思物合志目など射ならし候へば、客などまでも怺へず、馬を懸出さん樣に見え候。
國方には、肝付兼元、其中に若く居られ候ひし程、若衆に交られ候。夫より立田方
の宿にて、實花かけて、物語共候。御祝に客、我と太刀を持ち、御屋形に進上申され、
次に江州に、同じく進ぜられ、其後は長からうと、一合末座に取出し、御供の衆に、
中に思々に召され候へとて、手にかゝる次第に、色々引き申され候ひし。時の輿、

申すに及ばず候。御酒宴の事は、珍しからず候。御寺家方には卽心院、町方には、西の玄祐、所の家顏候。犬追物候か。

一、其時分、大友殿、一寺の長老分下り候。伊東大和守、何方の媒とは知らず、御見參の由にて、加江田の如く、參られ候とて、存忠は御出で候はん。又三郎殿、彼兩人に對面候ひし。志布志居られ候御内若衆、參宮申され候。左樣になり候へば、山東は以後は知らず。先は無事候。但し是に就いても、此方御了簡は、猶々御座候ひけりと承り候。其後よりは、屋形御上洛の御營に、老名に御談合候の處、御年も千秋

忠國逝去

萬歲御座候て、御歲五十一、正月廿一日御遷化候畢。

島津家 從道鑑五代記 下 大尾

大正五年一月廿二日印刷
大正五年一月廿五日發行

不許複製

國史叢書
古郷物語　全
大友公御家覺書　全
從道鑒五代記　全

定價金一圓

編者　黑川眞道
發行者　國史研究會
代表者　小瀧淳
東京市本郷區駒込林町二二四番地
印刷者　福山福太郎
東京市牛込區西五軒町五二番地
印刷所　福山印刷製本所
東京市牛込區西五軒町五二番地

發行所
東京市本郷區駒込林町二百廿四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會